

令和3年9月定例会会議録

令和3年9月6日開会
令和3年10月11日閉会

宮崎県議会

令和三年九月定例会会議録

宮崎県議会

令和3年9月宮崎県議会定例会会議録 目次

9月6日（月曜日）	
1. 出席議員 -----	3
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	3
1. 開 会 -----	4
1. 会議録署名議員指名 -----	4
1. 議会運営委員長審査結果報告 -----	4
右松隆央議会運営委員長 -----	4
1. 会期決定 -----	4
1. 議員の辞職許可（渡辺 創議員） -----	4
1. 議案第1号から第25号まで上程 -----	5
1. 知事提案理由説明 -----	5
自9月7日（火曜日）	
休 会	
至9月8日（水曜日）	
9月9日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	13
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	13
1. 議席の一部変更 -----	14
1. 代表質問 -----	14
日高博之議員質問（宮崎県議会自由民主党） -----	14
・知事の政治姿勢について	
・総合交通体系維持について	
・介護人材確保対策について	
・スポーツ振興の取組について	
・国民スポーツ大会・障がい者スポーツ大会について	
・関係人口創出と活用について	
・農業・漁業の振興について	
・県土強靱化について	
・小水力発電の推進について	
・県北中山間地域の救急医療体制について	
・教育行政について	
・警察行政について	
右松隆央議員質問（宮崎県議会自由民主党） -----	44
・知事の政治姿勢について	

- ・公共交通対策・物流対策について
- ・インフラ整備について
- ・財源確保策について
- ・外国資本の土地売買について
- ・災害時の避難対策について
- ・新型コロナウイルス感染症について
- ・社会的孤立対策について
- ・災害対策について
- ・環境森林行政について
- ・農業行政等について
- ・教育行政について
- ・企業局の広報戦略について
- ・警察行政について

9月10日（金曜日）

1. 出席議員 -----	79
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	79
1. 代表質問 -----	80
岩切達哉議員質問（県民連合宮崎） -----	80
・知事の政治姿勢について	
・地域路線バスの課題について	
・公金収納方法の見直しについて	
・義務教育終了後の児童への支援について	
・子供の福祉、教育に係る諸課題について	
・職員の定年制について	
・農政の諸課題について	
・美しい宮崎をつくる課題について	
・交番、駐在所の統廃合について	
・コロナ療養者の郵便投票制度について	
河野哲也議員質問（公明党宮崎県議団） -----	98
・新型コロナウイルス感染症対策について	
・林業総合対策について	
・中小企業の振興対策について	
・みどりの食料システム戦略について	
・漁業の外国人材について	
・九州中央自動車道の整備促進について	

・ 橋梁の長寿命化について	
・ 夏休み明けの教育課題について	
自 9月11日（土曜日）	休 会
至 9月12日（日曜日）	
9月13日（月曜日）	
1. 出席議員 -----	113
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	113
1. 一般質問 -----	114
田口雄二議員質問 -----	114
・ 知事の政治姿勢について	
・ 新型コロナ緊急包括支援交付金について	
・ 医療福祉行政について	
・ 人材確保について	
・ 防災対策について	
・ 教育行政について	
武田浩一議員質問 -----	127
・ 知事の政治姿勢について	
・ コロナの現状とアフターコロナについて	
・ 総合交通について	
・ 農政問題について	
・ 警察関係について	
・ 教育行政について	
・ 文化振興について	
・ 串間市の公共工事の現状について	
・ 知事のリーダーシップ論について	
山下 寿議員質問 -----	142
・ 新型コロナウイルス対策について	
・ 宮崎空港の機能強化について	
・ 国道10号の歩道未整備区間について	
・ 学校教育について	
・ 新田原基地問題について	
・ 交番、駐在所の統廃合について	
・ 今後の林業経営について	
・ カーボンニュートラルについて	

脇谷のりこ議員質問	152
・ 少子化問題について	
・ 教育行政について	
・ 県のスポーツ施設について	
・ 競技力向上について	
・ ひきこもりについて	
・ 自殺防止について	
・ 低出生体重児の母親支援について	
9月14日（火曜日）	
1. 出席議員	169
1. 地方自治法第121条による出席者	169
1. 一般質問	170
関師博規議員質問	170
・ コロナ対策と国文祭・芸文祭について	
・ 職員の兼業要件緩和と地域活動推進について	
・ 脱炭素社会づくりに向けた取組について	
・ 性の多様性に関する教育について	
・ 不登校児童・生徒への支援について	
窪菌辰也議員質問	183
・ 知事の政治姿勢について	
・ 新型コロナウイルス感染症対策について	
・ 第八次宮崎県農業・農村振興長期計画について	
・ 全国和牛能力共進会における取組状況について	
・ 介護施設の現状及び介護職の人材確保について	
・ 国スポに向けた競技力向上について	
・ 屋外型トレーニングセンターの整備について	
二見康之議員質問	195
・ 知事の政治姿勢について	
・ 県有財産の利活用について	
・ 新型コロナウイルス感染症対策について	
・ 行政サービスのデジタル化について	
・ 2次産業の成長支援について	
・ 企業局の新たな取組について	
・ 鉄道の利活用について	
・ 電動キックボードの利用について	

重松幸次郎議員質問	209
・スポーツ・文化の振興について	
・新型コロナウイルス対策について	
・中小企業の支援について	
・福祉行政について	
・防災・減災について	
・農政について	
・教育行政について	
・警察行政について	
9月15日（水曜日）	
1. 出席議員	227
1. 地方自治法第121条による出席者	227
1. 議案第26号追加上程	228
1. 知事提案理由説明	228
1. 一般質問	229
来住一人議員質問	229
・知事の政治姿勢について	
・新型コロナウイルス感染症対策について	
・農業行政について	
・環境森林行政について	
日高利夫議員質問	237
・新たな農業振興対策について	
・綾北川に清流を取り戻す対策について	
・SDGs：不登校・ひきこもり・ストレスケアについて	
・介護予防事業・県民運動について	
・新型コロナウイルス感染症対策について	
外山 衛議員質問	251
・知事の政治姿勢について	
・生活困窮者への支援について	
・中小企業の資金繰り支援について	
・最低賃金について	
・PCR検査の支援について	
・まん延防止等重点措置について	
・コロナ感染状況の公表の在り方について	
・自殺の現状と対策について	

・ 学校現場における感染防止対策等について	
・ カツオ一本釣り漁業について	
・ プロ野球キャンプについて	
太田清海議員質問	262
・ 知事の政治姿勢について	
・ 会計年度任用職員について	
・ 教員免許状更新制について	
・ コロナ対応について	
・ 期日前投票について	
・ 地元(延岡)の問題について	
1. 議案第15号から第25号まで採決	273
1. 議案第1号から第14号まで及び議案第26号委員会付託	273
自9月16日(木曜日)	
至9月17日(金曜日)	常任委員会
自9月18日(土曜日)	
至9月20日(月曜日)	休 会
9月21日(火曜日)	常任委員会
9月22日(水曜日)	特別委員会
自9月23日(金曜日)	
至9月26日(日曜日)	休 会
9月27日(月曜日)	
1. 出席議員	277
1. 地方自治法第121条による出席者	277
1. 議員の辞職許可(脇谷のりこ議員)	278
1. 議長の報告(環境農林水産常任委員会副委員長互選結果)	278
1. 常任委員長審査結果報告	278
西村 賢総務政策常任委員長	278
日高利夫厚生常任委員長	280
日高陽一商工建設常任委員長	282
岩切達哉環境農林水産常任委員長	283
重松幸次郎文教警察企業常任委員長	285
1. 討 論	286
来住一人議員	286
前屋敷恵美議員	288
1. 議案第1号及び第11号採決	289

1. 議案第2号から第10号まで、第12号から第14号まで、及び第26号採決	-----	289
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	-----	289
1. 議員発議案送付の通知	-----	290
1. 議員発議案第1号から第5号まで追加上程、採決	-----	290
1. 議案第27号から第31号まで上程	-----	291
1. 知事提案理由説明	-----	291
自9月28日（火曜日）		
休 会		
至9月29日（水曜日）		
9月30日（木曜日）		
1. 出席議員	-----	295
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	295
1. 議員の辞職許可（内田理佐議員）	-----	296
1. 知事発言	-----	296
1. 決算議案に対する質疑	-----	297
前屋敷恵美議員	-----	297
1. 議員発議案送付の通知	-----	300
1. 議員発議案第6号上程、採決	-----	301
1. 議案第27号から第31号まで決算特別委員会付託	-----	301
1. 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）	-----	301
10月1日（木曜日） 決算特別委員会		
自10月2日（土曜日）		
休 会		
至10月3日（日曜日）		
10月4日（月曜日） 決算特別委員会		
自10月5日（火曜日）		
休 会		
至10月6日（水曜日）		
10月7日（木曜日） 決算特別委員会		
自10月8日（金曜日）		
休 会		
至10月10日（日曜日）		
10月11日（月曜日）		
1. 出席議員	-----	305
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	305
1. 議席の一部変更	-----	306
1. 議長の報告（地域振興対策特別委員会委員長互選結果、都市計画審議会 委員選任）	-----	306
1. 議案第32号追加上程	-----	306

1. 知事提案理由説明	306
1. 議案第32号委員会付託	307
1. 決算特別委員長審査結果報告	307
濱砂 守決算特別委員長	307
1. 討 論	309
前屋敷恵美議員	309
1. 議案第27号採決	311
1. 議案第28号から第31号まで採決	311
1. 総務政策常任委員長審査結果報告	312
西村 賢総務政策常任委員長	312
1. 議案第32号採決	312
1. 閉 会	312
<hr/>	
1. 資 料	313
令和3年9月定例会日程	315
議案送付文書	317
代表質問時間割	321
一般質問時間割	322
議案・請願委員会審査結果表	323
決算議案委員会審査結果表	324
議案委員会審査結果表	325
閉会中の継続審査・調査申出一覧	326
1. 議案議決件名一覧表	327
1. 議員発議案等	331
新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援等の拡充を求める意見書	333
「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長に関する意見書	334
教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書	335
大雨等による災害対策充実強化についての意見書	336
気候変動、災害、新型コロナウイルス感染症拡大下における持続可能な営農 支援を求める意見書	337
決算特別委員会の設置について	338
1. 請願一覧表	339
1. 議事経過	351

9 月 6 日 (月)

令和 3 年 9 月 6 日 (月 曜 日)

午前10時0分開会

出 席 議 員 (38名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	中 野 一 則 (同)
14 番	冏 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームむか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	岩 切 達 哉 (同)
19 番	井 本 英 雄 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	山 下 博 三 (同)
23 番	右 松 隆 央 (同)
24 番	西 村 賢 (同)
25 番	二 見 康 之 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	野 崎 幸 士 (同)
34 番	徳 重 忠 夫 (同)
35 番	日 高 博 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
39 番	濱 砂 守 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	松 浦 直 康
政 策 調 整 監	渡 辺 善 敬
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	小 田 光 男
福 祉 保 健 部 長	重 黒 木 清
環 境 森 林 部 長	河 野 讓 二
商 工 観 光 労 働 部 長	横 山 浩 文
農 政 水 産 部 長	牛 谷 良 夫
県 土 整 備 部 長	西 田 員 敏
会 計 管 理 者	横 山 幸 子
企 業 局 長	井 手 山 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
公 安 委 員 長	島 津 久 友
警 察 本 部 長	佐 藤 隆 司
代 表 監 査 委 員	緒 方 文 彦
人 事 委 員 長	濱 砂 公 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	酒 匂 重 久
事 務 局 次 長	日 高 民 子
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	鬼 川 真 治
政 策 調 査 課 長 補 佐	山 崎 孝 明
議 事 担 当 主 幹	佐 藤 亮 子
議 事 課 主 査	内 田 祥 太
議 事 課 主 事	山 本 聡

◎ 開 会

○中野一則議長 これより令和3年9月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○中野一則議長 会議録署名議員に、星原透議員、太田清海議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○中野一則議長 まず、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る8月27日及び本日の議会運営委員会において、本日招集されました、令和3年9月定例会の会期日程等について協議いたしました。

本定例会に提案されます知事提出議案は合計25件、その内訳は、補正予算2件、条例7件、予算・条例以外16件であります。このほか、6件の報告があります。また、決算議案が追加提案される予定となっております。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から10月11日までの36日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

本定例会は、9月9日から2日間の日程で代表質問、13日から3日間の日程で一般質問を行います。

一般質問終了後、人事案件を採決し、その他の議案・請願について、所管常任委員会への付

託を行います。

9月16日、17日、21日の3日間の日程で各常任委員会を開催し、27日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

引き続き、決算議案を上程し、9月30日の本会議で決算特別委員会を設置の上、同委員会に当該議案を付託することにしております。決算特別委員会は、9月30日から10月7日までの間に開催し、11日の最終日に、決算特別委員長の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び決算以外の特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑かつ充実した議会運営に特段の御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○中野一則議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○中野一則議長 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から10月11日までの36日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日から10月11日までの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議員の辞職許可

○中野一則議長 ここで、渡辺創議員から辞職願が提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

辞職願

私 儀

このたび、一身上の都合により、県議会議員を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

令和3年9月6日

宮崎県議会議員 渡辺 創

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました渡辺創議員の辞職の件を議題といたします。

この場合、渡辺創議員は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退席願います。

[渡辺創議員退席・退場]

○中野一則議長 お諮りいたします。

渡辺創議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議ありませんので、渡辺創議員の辞職は許可されました。

暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時8分再開

◎ 議案第1号から第25号まで上程

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第25号までの各号議案の送付を受

けましたので、これらを一括上程いたします。

[巻末参照]

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。

令和3年9月県議会定例会の開会に当たり、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、3点御報告を申し上げます。

1点目は、本県の新型コロナウイルス感染症対策の状況についてであります。

8月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」の本県への初めての適用が決定しました。これは、本県からの要請を踏まえ、国において県内の感染状況等を分析した上で決定されたもので、期間は、8月27日から9月12日までとなります。この決定を受け、県では翌26日、医療関係の専門家や市町村長との協議・意見交換を行った上で、県対策本部会議を開催し、感染状況が特に厳しい宮崎市、日向市及び門川町の2市1町を重点措置区域に指定しました。

当該区域におきましては、飲食店等に対する終日の酒類の提供停止や、飲食を主とする店舗におけるカラオケ設備の利用停止、また、大規模集客施設等に対し、午後8時までの営業時間の短縮や、入場者の整理など感染を防止するための新たな協力要請等を行っております。

また、この「まん延防止等重点措置」の適用に合わせ、8月31日を終期としていた県独自の緊急事態宣言及び県下全域の飲食店等に対する営業時間短縮要請についても、9月12日まで延長しました。

「まん延防止等重点措置」の適用初日となった8月27日には、私も宮崎市長とともに、市内の繁華街「ニシタチ」を回り、直接、飲食店等の皆様に対し、営業時間の短縮や酒類の提供を行わないことについて、御協力をお願いしたところであります。

県民の皆様や事業者の皆様には、県独自の緊急事態宣言の発令に加え、今回の国の「まん延防止等重点措置」により、さらなる御負担、御不便をおかけすることになり、誠に心苦しく思い、知事として重く受け止めております。感染力の強いデルタ株が猛威を振るう中、感染拡大の抑え込みに向けて、今がまさに正念場であり、県民が心を一つに感染防止対策に取り組んでいく必要があります。県としましては、県民の皆様、県内事業者の皆様に対し、分かりやすく丁寧な説明を行いながら、行動要請への御理解・御協力をいただくとともに、時短要請等に応じていただけない飲食店等に対しては、必要に応じて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく命令・過料の手続きを進めてまいります。

県内における感染者の状況は、昨日時点で、入院155名、宿泊療養施設での療養108名、自宅での療養452名、うち重症者は8名となっており、引き続き、県内の医療提供体制は非常に厳しい状況にあります。また、今般の第5波では、県内で6名の方がお亡くなりになりました。お亡くなりになった方々に対し、県民を代表して哀悼の誠をささげますとともに、御遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。

現在、県では医療機関等と連携し、県民の命を守る医療提供体制の強化に総力を挙げて取り組んでいるところであります。

まず、入院受入れ病床について、私自身が直

接、県内の医療機関に対し、新たな病床確保について協力要請を行うなど、追加で20床を確保し、合計で327床を確保しております。また、既存の入院受入れ医療機関における病床についても、県立病院はもちろんのこと、各医療機関と個別に調整を行い、一般医療との両立が可能なぎりぎりのラインで、その稼働数の拡大を図っているところであります。

また、急増する宿泊療養者及び自宅療養者の重症化リスクを低減するため、宮崎大学病院と連携し、予防的措置として抗体カクテルの投与を行うとともに、県が運営する臨時の医療施設の開設に向けた準備を進めております。

なお、9月12日までとされている「まん延防止等重点措置」の終期につきましては、国が最終的に決定することとなりますが、県としましては、感染状況等を的確に分析しながら、国との情報共有に努めてまいります。また、県独自の緊急事態宣言についても、県内の感染状況や医療提供体制の状況等を踏まえ、その取扱いについて総合的に判断してまいりたいと考えております。

次に、県内の学校における対応についてであります。

今回の第5波では、全国的に小・中・高校生を含む若年層の感染者数が増加していることから、新学期を迎えるに当たり、子供たちを感染拡大から守り、その学びを保障するため、教育委員会において、改めて学校において留意すべき事項をまとめ、「持ち込ませない」「広げない」「学びを止めない」ための新型コロナ対策に係る取組を強化したところであります。

まず、学校にウイルスを「持ち込ませない」ために、各家庭の協力が不可欠であることから、検温、マスク、手洗いといった基本的な感

染対策を徹底することなど、家庭での感染予防対策の徹底を呼びかけております。

また、「広げない」対策として、抗原検査簡易キットを合計で6,000個以上、学校に配備するとともに、教職員へのワクチン接種の加速化に向けて、県の大規模集団接種や市町村ごとの個別接種を勧奨しております。

さらに、「学びを止めない」よう、オンラインを活用した健康観察や学習課題等の配信、教師と自宅をつないだ学習指導を可能な限り行うなど、登校できなくても学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、子供たちとのコミュニケーションを絶やさず、学びの保障にしっかりと取り組んでまいります。

今月に入り、県内の1日当たりの新規感染者数は100名を下回ってきておりますが、依然として極めて多い状況が続いており、医療提供体制の逼迫など、予断を許さない状況に変わりはありません。今後も適時的確な対策を講じながら、県民の命と健康を守る取組を進めてまいりますので、県議会をはじめとする県民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2点目は、高速道路の整備についてであります。

九州中央自動車道高千穂日之影道路日之影深角インターチェンジー平底交差点間の2.3キロメートルが、8月21日に開通しました。

天候にも恵まれた当日は、中野議長をはじめ関係議員の方々にも御出席いただき、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底しながら、県などの主催で開通式を挙行いたしました。沿道には、開通を待ちわびた地元の方々の笑顔があふれ、関係者の皆様の大きな喜びと期待を実感いたしました。この道路は、西臼杵地域はもとより、県

北地域の暮らしや経済、医療環境の進展に大きく寄与するものと考えております。今回の開通により、平成30年に開通した雲海橋交差点一日之影深角インターチェンジ間とを合わせた高千穂日之影道路延長5.1キロメートルについて、連続しての通行が可能となりました。

これまで、開通に向け力強い御支援をいただきました県議会の皆様をはじめ、御尽力をいただきました国土交通省や関係者の皆様に、心からお礼を申し上げます。

今後とも、一日も早い、県内高速道路の全線開通と暫定2車線区間の4車線化を目指し、全力で取り組んでまいります。

3点目は、「スポーツランドみやざき」についてであります。

昨日9月5日、東京パラリンピックが閉会しました。本県では、7月2日から8月24日までの間、オリンピック及びパラリンピックに係る6種目8か国の海外代表12チームの事前合宿が行われたところであります。県内の宿泊施設をはじめ、ボランティアや関係の皆様の感染防止対策、さらには献身的なサポートなど多大な御尽力により、一人の感染者も出すことなく、無事に合宿の受入れを行うことができ、深く感謝申し上げます。

オリンピックにおいて、金メダル1個を含む計3個のメダルを獲得したイギリス・トライアスロンチームをはじめとする各国代表チームからは、本県の合宿環境への高い評価をいただいております。また、ほぼ全てのチームがメダルを獲得するなど、すばらしい成績を残しておられます。

本県としては、今回の合宿受入れの経験を生かし、今後とも「縁起の良い、結果の出る」宮崎をアピールしながら、「スポーツランドみや

ぎき」のさらなる発展に結びつけてまいります。

また、オリンピック柔道男子日本代表の井上康生監督、スケートボード女子パークのスカイ・ブラウン選手など、本県出身や本県ゆかりのメダリストの方々に、県民栄誉特別賞、県民栄誉賞及びスポーツランドみやぎき特別表彰を授与することとしました。さらに、パラリンピック陸上女子400メートル入賞の外山愛美選手など、オリンピック・パラリンピックで活躍された選手等への表彰を予定しております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、大会が1年延期になるなど、数々の困難を乗り越え、真摯に競技に向き合うアスリートの姿は、県民の皆様をはじめ、世界中の多くの人々に深い感動と希望を与えたものと考えております。今回の東京オリンピック・パラリンピックに出場された本県ゆかりの選手、大会関係者の方々に對し、また、この大会の開催に御尽力をされた組織委員会やボランティアの方々など全ての関係者に対し、心から敬意を表するとともに、その栄誉をたたえたいと存じます。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計で115億2,205万8,000円、公営企業会計で2億8,300万円であります。この結果、一般会計の予算規模は6,742億3,573万4,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金2億7,231万9,000円、財産収入6,596万5,000円、繰入金1億8,750万円、繰越金103億8,547万円、諸収入6億1,080万4,000円であります。

以下、一般会計補正予算案に計上いたしました主な事業について御説明いたします。

まず、新型コロナ対策につきましては、さきの8月県議会臨時会におきまして、国の「まん延防止等重点措置」の適用に当たって必要な経費をお認めいただいたところであり、早急に対策を講じているところでありますが、9月補正予算案として、今年度後半に向け対策を強化するための事業を計上しております。

第1に、県内の医療関係の学生等が実習を行う際、実習施設での感染防止対策として、事前にPCR検査を行う体制を整備します。

第2に、介護施設等における感染拡大を防止するためのゾーニングなど、環境の整備を支援します。

第3に、新型コロナの感染が確認された患者の方々が入所いただく宿泊療養施設の確保及び運営を強化します。

これらの事業によりまして、きめ細かく丁寧な新型コロナ対策を実施してまいります。

次に、新型コロナ対策以外としまして、鳥獣による農林作物被害の減少を図るための事業や、農作物生産の収益力向上に計画的に取り組む産地の生産体制強化などを支援するための事業を計上しております。

また、令和2年度に概算払いで受け入れた新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の精算に伴う国への返還分を計上しております。

そのほか、令和2年度の決算により生じた剰余金の一部について、地方財政法の規定に基づき、県債管理基金への積立てを行うこととしております。

次に、主な債務負担行為の設定についてであります。宮崎市に整備を予定しております「屋外型トレーニングセンター」について、令和4年度の整備に係る設計・建設費として、債務負担を設定するものであります。

これは、本県におけるポストコロナを見据えた「スポーツランドみやぎ」の新たな展開を図り、そのブランド力の向上、観光振興、競技力向上のシンボリックな施設として、シーガイア・オーシャンドーム跡地にラグビー、サッカー、陸上等のトップアスリート等の合宿拠点を整備するものであります。

2年後に迫るラグビーワールドカップフランス大会に向けた日本代表チームの事前合宿の誘致を実現し、成功させるため、令和4年度中に施設整備を行う必要があることから、今年度中に設計・建設一括の企画提案競技を実施し、事業者選定を行う予定としております。

補正予算の概要については、以上であります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

議案第3号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが変更されたことに伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第4号「宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例」は、食品等取扱条例の廃止等に伴い、オンライン化の適用除外となる手続の変更等を行うものであります。

議案第5号から第9号につきましては、法律等の改正に伴い、宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例外4条例の一部を改正するものであります。

議案第10号は、新宮崎県体育館建設主体工事の請負契約の締結について、議会の議決に付す

べき契約に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第11号は、県プール整備運営事業の事業契約の締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第12号は、県立高等学校等の低所得世帯の生徒が使用するタブレットPCの取得について、議案第13号は、元県立都農高等学校の土地及び建物を都農町の世代間交流等総合拠点施設の用地に供するものとして処分することについて、いずれも財産に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第14号は、刑事事件における証拠物件の還付手続の不備に係る民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第15号は、公安委員会委員江藤利彦氏が令和3年10月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく江藤利彦氏を任命いたしたく、警察法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第16号は、人事委員会委員濱砂公一氏が令和3年10月24日をもって任期満了となりますので、その後任委員として佐藤健司氏を選任いたしたく、地方公務員法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第17号から議案第25号につきましては、公害審査会委員9名が、令和3年10月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

このうち議案第20号は、鶴田来美氏の後任委員として吉永砂織氏を、議案第23号は、原田隆

令和3年9月6日(月)

典氏の後任委員として山下裕亮氏を、また、議案第17号外6議案につきましては、山崎里都子氏外6名の後任委員として、同じく、山崎里都子氏外6名をそれぞれ任命いたしたく、公害紛争処理法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日7日から8日までは、議案調査のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、9日午前10時から、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時29分散会

9月9日（木）

令和3年9月9日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

- 3番 坂本康郎（公明党宮崎県議団）
- 4番 来住一人（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 5番 武田浩一（宮崎県議会自由民主党）
- 6番 山下寿（同）
- 7番 窪菌辰也（同）
- 8番 脇谷のりこ（同）
- 9番 佐藤雅洋（同）
- 10番 安田厚生（同）
- 11番 内田理佐（同）
- 12番 日高利夫（同）
- 13番 中野一則（同）
- 14番 冨師博規（無所属の会 チームひまわり）
- 15番 有岡浩一（郷中の会）
- 16番 重松幸次郎（公明党宮崎県議団）
- 17番 前屋敷恵美（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 18番 岩切達哉（県民連合宮崎）
- 19番 井本英雄（宮崎県議会自由民主党）
- 20番 横田照夫（同）
- 21番 外山衛（同）
- 22番 山下博三（同）
- 23番 右松隆央（同）
- 24番 西村賢（同）
- 25番 二見康之（同）
- 26番 日高陽一（同）
- 27番 井上紀代子（県民の声）
- 28番 河野哲也（公明党宮崎県議団）
- 29番 田口雄二（県民連合宮崎）
- 30番 満行潤一（同）
- 31番 太田清海（同）
- 32番 坂口博美（宮崎県議会自由民主党）
- 33番 野崎幸士（同）
- 34番 徳重忠夫（同）
- 35番 日高博之（同）
- 36番 星原透（同）
- 37番 蓬原正三（同）
- 38番 丸山裕次郎（同）
- 39番 濱砂守（同）

地方自治法第121条による出席者

- | | | |
|-----------|------|-----|
| 知事 | 河野俊嗣 | 俊郎 |
| 副知事 | 日隈俊寛 | 理康 |
| 副知事 | 永山浦直 | 善敬 |
| 総合政策部長 | 松浦渡 | 久人 |
| 政策調整監 | 吉村久 | 光男 |
| 総務部長 | 小田重 | 清二 |
| 危機管理統括監 | 河野重 | 讓文 |
| 福祉保健部長 | 横山浩 | 良夫 |
| 環境森林部長 | 牛谷員 | 敏子 |
| 商工観光労働部長 | 横山幸 | 義哉 |
| 農政水産部長 | 井手山秀 | 彦彦 |
| 県土整備部長 | 財田 | 渉一 |
| 会計管理者 | 石田 | 淳一郎 |
| 企業局長 | 黒木 | 隆司 |
| 病院局長 | 佐藤 | 文彦 |
| 財政課長 | 緒方 | 清美 |
| 教育長 | 福嶋 | |
| 警察本部長 | | |
| 代表監査委員 | | |
| 人事委員会事務局長 | | |

事務局職員出席者

- | | | |
|----------|---------|-----|
| 事務局 局長 | 酒 勾 重 久 | 子 一 |
| 事務局 次長 | 日 高 民 洋 | 一 治 |
| 議事課 長 | 児 玉 川 真 | 二 子 |
| 政策調査課 長 | 鬼 谷 幸 亮 | 太 聡 |
| 議事課 長 補佐 | 関 藤 亮 | |
| 議事担当 主幹 | 佐 藤 亮 | |
| 議事課 主査 | 内 田 祥 | |
| 議事課 主事 | 山 本 | |

◎ 議席の一部変更

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

ここで、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 代表質問

○中野一則議長 本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、日高博之議員。

○日高博之議員〔登壇〕（拍手） 皆さんおはようございます。自由民主党の日高博之でございます。

質問に入ります前に、知事、57歳の誕生日、おめでとうございます。また、結婚30周年、真珠婚ということで、あわせて、おめでとうございます。

しかし、これからが知事の手腕の見せどころでございますので、引き続きしっかりと精進を重ねながら頑張ってもらいたいとエールを送りたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして代表質問を行います。

まず、新型コロナウイルスに感染され、これまでにお亡くなりになった方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様にご心からお悔やみを申し上げます。

また、療養されている全ての方々の一日も早い回復をお祈りいたします。

それでは行きます。

昨年から世界中に蔓延している新型コロナウイルスは、新しい生活様式をはじめ、私たちの暮らしや働き方、価値観に大きな影響を与えました。

新型コロナの感染拡大が起きる前、日本におけるデジタル化のスピードは非常にゆっくりしたもので、その実現にはもっと時間がかかると思われましたが、感染拡大により世界に後れを取っていることが明らかとなってから、デジタル化は急速に進み、都市部でのテレワークの浸透や、全国の学校における1人1台の端末整備など、様々な分野で広がりを見せています。

また、東京への人口流入に歯止めがかかるだけではなく、地方回帰と言われるような東京からの流出など、人の流れにも変化が見られるようになってきています。

現在、県では、コロナの影響や人口減少等を見据え、総合計画の見直しに着手していますが、県の将来を考える上で、変わるもの、変わらないもの、残すべきものがあると考えております。

今回の新型コロナによるデジタル化や地方回帰などの変化は、まさに「変わるもの」であり、計画にもしっかりと反映させるべきであろうと思いますし、一方で、大切に残すものとしては、人の温かさや中山間地域の暮らしなどではないかなと考えております。

そこで、現在策定作業を進めている新たな総合計画の見直しに当たってのポイントを、知事にお尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、ほかの質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

新たな総合計画の策定に当たりましては、長期的に人口が減少していくという前提に立って、子育て環境の充実や若者の県内定着など、引き続き人口減少問題への対応を中心としつつ、議員御指摘のとおり、急速なデジタル化や地方回帰の動きなど、新型コロナに伴う社会変容にも的確に対応していく必要があります。

特に、自然に囲まれた安全・安心な生活環境をはじめ、地域の絆や伝統文化など、宮崎ならではの豊かさを将来にわたってしっかりと維持・継承していくとともに、デジタル技術を活用して、働く場の創出や医療・福祉の充実、地域交通の維持を図るなど、人口規模に応じた魅力ある地域づくりを進めていくことが重要であると考えております。

このような考え方の下、県内各地域の様々な世代の皆様をはじめ、市町村や産業界、県議会の皆様等の御意見を伺いながら検討を行い、人口が減っても地域の活力を維持し、あらゆる人々が夢や希望を持って、豊かさを実感できる社会の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○日高博之議員 これまでも、地方創生に向けた様々な取組が多くなってきましたが、人口の減少に歯止めがかからず、特に東京への一極集中の流れは止まらない状況でした。

しかし、今回のコロナ禍を機に、テレワークの急速な進展、地方で暮らすことの魅力の高まりなどにより、地方回帰の動きが見られつつあり、実際に、今年3月卒業の本県高校生の県内就職内定率は昨年度を上回ったり、東京からの転出者が増加するなど、データでも表れてきております。

しかしながら、このような本県にとって追い風と言える動きも、コロナが鎮静化すれば、再び若者は給料が高い都市部の企業へ就職してしまい、コロナ前の状況に戻り、将来的に本県の活力を維持することができなくなるのではないかと懸念されるところであります。

そこで、人口減少の抑制を図っていくためには、移住・定住の促進、若者の県内定着を図ることが重要であると考えますが、その取組について知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 出生数の減少などにより、人口の自然減がさらに拡大することが見込まれる中、人口減少を抑制し本県の活力を維持していくためには、少子化対策に加えまして、御指摘のような移住・定住の促進や、若者の県内定着を図るなど、社会減の抑制を図る取組が重要であると考えております。

このため県では、移住希望者を対象とした相談窓口の運営や、本県の魅力の発信を行うとともに、空き家改修など市町村が行う受入れ環境整備への支援等に取り組んでいるところであり、昨今の地方回帰の流れもあって、移住世帯数は年々増加しているところであります。

また、若者が県内に定着するためには、ワーク・ライフ・バランスや十分な収入の確保など、県内企業が若者にとって魅力あることが重要でありますことから、県の人材育成プログラムであります「ひなたMBA」の実施や、仕事と生活が調和した働きやすい企業等を表彰する「ひなたの極」認証制度などに取り組んでいるところであります。

今回の地方回帰の流れを好機と捉え、市町村や県内の関係機関と連携をしながら、人口減少の抑制に努めてまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。移住

や若者の定着のために、様々な取組を行っているとのことですが、私は、企業の魅力を高めていくためには、何よりも「人」が重要だと考えております。

経営者が、先を見通す力や柔軟な発想を持つほか、企業の成長だけを考えるのではなく、社員の給与や働き方、人材育成など社員を大切にすることが、企業の魅力向上に、ひいては若者の就職につながるのではないかと思います。

そこで、県の人材育成プログラム「ひなたMBA」の取組内容について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 宮崎ビジネスアカデミー、通称「ひなたMBA」であります。地域経済を牽引する人材の育成を目的として、経営戦略やビジネススキルを学ぶプログラムを提供しております。この5年間で5,000名を超える方々が修了されております。

企業の成長には、働く場の魅力向上も重要であることから、経営者から若手までの各階層に応じたプログラムにおきまして、社員の意欲向上や労働環境の改善、仲間意識の構築といった内容も重視しております。このような取組を通じ、若者の県内定着につなげていきたいと考えております。

昨年度は、県内企業に対しましてヒアリング等を行い、より企業ニーズを踏まえた実践的なプログラムへと改善を図ったところでありますので、今後も、「ひなたMBA」の内容充実に努めてまいりたいと思います。

○日高博之議員 ありがとうございます。

次に、デジタル化の取組についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大への対応を通じて、行政分野をはじめ、我が国のデジタル化の

遅れが明らかになりました。

一方で、全国的な人の移動の制限や、接触機会の減少を背景に、テレワーク、ウェブ会議、キャッシュレス決済など、これまでなかなか進まなかったデジタル技術の導入が現実的なものとなってきております。

このような中、国においては、デジタル社会の形成に関する施策を推進する、新たな司令塔となるデジタル庁が今月設置されるなど、デジタル社会の実現に向けた動きが一層加速していくものと期待されます。

デジタル化については、その導入に当たって様々な課題もあり、一足飛びにはいかない部分もあると思いますが、本県においても県民の利便性向上を図る上で、スピード感を持って取り組んでいくことが重要であると考えております。

知事は、今年度を「みやざきデジタル化元年」と位置づけておりますが、デジタル化にどのような思いで取り組まれるのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 社会全体のデジタル化が急速に進む中、国は、「誰一人取り残さない」を合い言葉に、人に優しいデジタル化を目指していくこととしております。

デジタル化には、コストや人材育成等の課題があり、全ての分野において一気に導入することは難しい面もありますが、例えば、中山間地域等の交通が不便な場所であっても、都市部と同様の教育等が受けられるなど、地理的・時間的制約の克服に大きな効果があると考えておりますので、私は本来、本県のような地方こそ率先して取組を進める必要があると考えております。

そのため、本年3月に宮崎県情報化推進計画

を策定し、「デジタル・ガバメントの推進」「暮らしや産業の振興」「情報環境の整備・充実」の3つの柱によりまして、全ての県民がデジタル化の恩恵を享受できるよう、その取組をスタートしたところであります。

県としましては、豊かで活力あふれるデジタル社会の実現を目指して、国や市町村に加え、関係団体とも十分連携し、スピード感を持って取り組んでまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。県庁が、デジタル化が一番遅れているんじゃないかなと推測するんですけども、しっかりその辺、職員の、情報政策課ですか、そこを中心にやってもらいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、歳入確保対策についてであります。

令和2年3月に本県で初めて新型コロナウイルス感染症の患者が確認されて以来、度重なる感染拡大と、それに対応する県独自の緊急事態宣言の発令等により、県民生活、県内経済は大きな影響を受けています。こうした県内経済活動の低下により、貴重な自主財源である県税や、使用料・手数料収入にもマイナスの影響が生じているものと思われまます。

一方で、総務省発表の令和2年度地方税、税収の決算見込みによりまますと、都道府県税の決算見込みは、対前年度比で0.3%増となることとであります。

そこでまず、令和2年度決算における県税収入、使用料・手数料収入の現状について、総務部長にお伺ひいたします。

○総務部長（吉村久人君） 令和2年度決算における県税収入は、1,006億1,022万円余となる見込みであり、令和元年度と比較しますと、9億7,157万円余、率にして1.0%の増となっております。

ります。

新型コロナの影響によりまして、法人事業税など一部の税目で減収となりましたが、消費税引上げの効果が税収に反映されたこと等によりまして、平成30年度以来、2年ぶりに1,000億円を超える税収を確保したところであります。また、使用料・手数料収入は、96億3,661万円余となる見込みであり、令和元年度と比較しますと、2億4,801万円余、率にして2.5%の減となっております。

県立高校の生徒数の減に伴う授業料の減や、新型コロナの影響によるパスポート交付件数の減などにより減収となったところであります。

○日高博之議員 県税収入については、前年度を上回る見込みとのことですが、令和2年度は、鉱工業生産指数が対前年度比で8.9ポイント減、新設住宅着工戸数が同じく10.2%減、宮崎空港の国内線乗降客数が58.5%の減など、本県の主要な経済指標の多くが悪化しており、企業の業績は大きく落ち込んでおります。

また、「生活福祉資金貸付制度」の令和2年度の融資実績は、51億8,000万円余で過去最多となったことから、収入が減少し、日々の生活に苦勞されている方も増えていることが、数字にも表れております。

このようなコロナ禍において、令和2年度の県税収入が増加した要因について、総務部長にお伺ひいたします。

○総務部長（吉村久人君） 令和2年度に新型コロナの影響を受けたと考えられる税目としましては、法人事業税が5.5%、11億3,699万円余の減収、軽油引取税が4.7%、4億3,144万円余の減収となっております。

一方で、個人県民税は、令和元年の個人所得が課税対象であり、新型コロナの影響がなく所

得が堅調に推移したことから、1.8%、5億2,606万円余の増収となっております。

また、地方消費税譲渡割は、令和元年10月の消費税率引上げが税収に反映されたことにより、22.4%、36億1,529万円余の大幅な増収となっております。

こうしたことから、新型コロナの影響はあったものの、県税収入全体としては増加となったものであります。

○日高博之議員 令和2年度の景気動向を示す数字を見ると、我が国のGDP実質成長率は、対前年度比マイナス4.5%と、リーマンショック時を超える落ち込みとなっております。また、先ほど申し上げましたとおり、本県の主要経済指標も軒並み悪化しております。

さらに、現在まさに直面している第5波に対して、本県においても8月27日から「まん延防止等重点措置」が適用されるなど、経済への影響は長期化し、先の見えない状況となっております。こうした経済の落ち込みは、令和2年度県税収入には限定的にしか反映されておらず、今年度以降の税収にも長くマイナスの影響を及ぼすことも懸念するところでございます。

このような中、令和3年度の県税収入をどう見通しておられるのか、総務部長にお伺いたします。

○総務部長（吉村久人君） 令和3年度の県税収入につきましては、地方消費税譲渡割について、消費税率の引上げの効果が年間を通して表れることから、令和2年度決算見込みからさらに17億円増加するものと見込んでおります。

一方で、新型コロナの影響により、個人県民税が約30億円、法人事業税が約26億円の減と予想されることなどから、全体では約51億円減の954億8,000万円を見込んでいます。

ます。

現在の新型コロナの感染状況を踏まえ、今後も厳しい状況が続くことが懸念されますので、県民生活や県内経済の状況を注視しつつ、県税収入の確保に努めてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 ボディーブローのように、令和3年度決算から、このコロナの影響が税収として出てくるということだと思いますので、それにしっかりと対応していただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、全国知事会地方税財政常任委員会委員長としての取組についてお伺いたします。

第5波の感染爆発の状況を見ますと、医療体制の確保や事業者支援といった対策に加え、大きな打撃を受けている地域経済の回復に向けた様々な手立てを大胆に実施していく必要があります。

しかし、対策を実施するためには財源が必要です。コロナ対策に多くの財源を割くようであれば、本県の令和3年度予算に計上された、他の事業に影響を及ぼすことにもなりかねません。先立つものがなければ、思い切った決断もできないものでございます。

総務部長の答弁にありましたが、令和2年度の決算見込みにおいて、県税収入全体では増加しているものの、法人事業税等は減少しており、また今年度の税収は、令和2年度決算から51億円減という見通しであります。今後も不透明感は否めないと思います。

新型コロナの感染爆発により、地方税収の見込みが不透明になる中、知事は、全国知事会地方税財政常任委員会委員長として、どのように取り組んでいくのかお伺いたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のような状況の

中、地方税財政におきましては、目下の新型コロナ対策のための財源確保に加えまして、今後、団塊の世代が後期高齢者になることに伴う社会保障関係費の増加などに対応できる財源確保が大変重要であると考えております。

このため、全国知事会の地方税財政常任委員会としては、直近では、全国都道府県に対する様々な財源の活用状況の調査結果を踏まえまして、全国知事会としての提言を取りまとめ、国への要請活動を重ねることによりまして、成果としまして、新型コロナの地方創生臨時交付金の都道府県及び市町村に対する3,000億円の新たな配分、さらには骨太の方針2021において、地方一般財源総額について、来年度からの3年間は今年度と実質的に同水準を確保する旨の決定などにつながっているところであります。

今後とも、国の補正予算等も見据えたさらなる財源確保や、将来にわたって安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実が、極めて重要であると考えております。

税財政委員長としまして、政府・与党の幹部とのつながりや、全国の知事との連携を強固にしつつ、地方の実情をしっかりと伝え、一層、適時適切な要請活動を重ねたいと考えておりまして、全国のため、ひいては宮崎県のために全力を尽くしてまいります。

○日高博之議員 ただいま知事から、委員長としての取組について、成果も交えながら答弁いただきました。ありがとうございます。

一定の成果の陰には、政府・与党に幾度となく要望された知事の御努力はもとより、知事を支えている政策調整監をはじめ、組織として取り組まれていることと存じます。

コロナ禍という前例のない事態の中で、就任1年目の委員長県が全国の都道府県を取りまと

め、政府・与党のキーパーソンの理解を得るまでには、相当な苦労や工夫もあったのではないかと推察いたします。

新型コロナの財源確保については、各都道府県の感染状況や対策、財政状況も様々であり、また、前例のない事態での国とのやり取りが求められる中、宮崎県は、地方税財政常任委員会のいわば事務局として、どのような課題を認識し工夫しているのか、政策調整監にお伺いいたします。

○政策調整監（渡辺善敬君） 新型コロナの財源確保などの要望活動では、御指摘のとおり、事態が変化するスピードの速さ、各県の実情・ニーズの違い、国と地方の立場の違いなどがある中、いかに要請内容を調整し、国に働きかけるかが課題でございます。

このため、知事の指示を仰ぎながら、県庁関係部や他県幹部と連携を密にしまして、感染状況に応じた財政需要を分かりやすく示せるデータを調査する、客観的データに基づき、実情を聞き取った上で、都市部と地方部の全体にとって求められる要請案をつくる、政府・与党の問題意識を把握し、国側の視点にも立って「伝わる」資料をつくり、地方の実情を具体的かつタイムリーに要望することなどに、事務局である広域連携推進室職員とともに工夫を重ねております。

今後、一層充実した活動ができるよう努めてまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。委員会の活動については、これまで本会議で知事から答弁もいただいております。

しかし、税財政という行政の根幹に係る課題を扱いながら、あまりにも広範で抽象的であるがために、政策調整監をはじめ担当部署の活動

が、県民や県内の行政機関には分からないのではないかと感じております。

先ほど、「全国のため、宮崎のため、さらに充実した要望としていく」と答弁がありました。そのためには、県内の行政関係者の理解と協力を得ていく必要があると考えます。

地方税財政常任委員会の活動は、県民はもとより、県内の行政関係者にも見えにくいと感じますが、どのように取り組んでいくのか、政策調整監にお伺いいたします。

○政策調整監（渡辺善敬君） 御指摘のとおり、地方税財政常任委員会の活動につきましては、分かりやすく伝えていくことが大変重要であります。

このため、県議会や市町村への情報提供はもとより、報道機関に対する囲み取材や勉強会、講演会等での活動の説明などを通じて、積極的な情報発信に努めております。

また、他県との連携により、本県の課題の解決につなげるとともに、知事会に積極的に提言するよう職員の意識を高めるため、地方税財政の専門家をお招きしての県庁内勉強会の開催や、知事会要望に広く本県の意見を反映することができるよう、各課への助言なども行っております。

今後とも、情報提供・理解醸成にしっかりと取り組んでまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。この間は、何か時局講演もされたというふうに、政策調整監から聞いております。

昨年まではよく見る顔でありましたが、今年に入ってからは、ぱったり見なくなり、みんな心配しておりましたが、こういったことで重要な役割を担っているんだということが、やっと今日分かりましたので、ぜひ知事を今後とも支

えながら国に提言していただきますよう、よろしくお願いたします。

次に、長距離フェリーについて伺います。

長距離フェリーは、本県の基幹産業である農畜産物を安定して消費地に輸送する重要な役割を担っているほか、教育旅行やスポーツ合宿等の観光客も多数利用するなど、まさに「本県経済の生命線」であり、重要な交通基盤であります。

このため、県、宮崎市、地元経済界が連携した「オール宮崎体制」で支援することにより、航路を長期的、安定的に維持していくこととしており、県議会においても、令和元年11月議会で、新船の建造経費として、県から約40億円の融資に係る債務負担を議決したところであります。

その過程では、総務政策常任委員会、商工建設常任委員会の合同審査会が開催されるなど、今後の事業計画の妥当性をはじめ、様々な課題について議論を重ねてきたところであります。

一方で、新型コロナの感染拡大が一向に収束の糸口をつかめない状況が続いており、まさに現在も、デルタ株の影響により全国的に広がっている第5波の真っただ中で、本県の様々な業種においても大きな影響が出ております。

当然、交通・物流界も例外ではなく、度重なる感染拡大で国内の生産活動が停滞し、また、緊急事態宣言の発令で人流が制限されたことにより、陸・海・空、全ての交通機関において、経営に深刻な影響が出ております。

このような中、宮崎カーフェリーの令和2年度決算は、前年度と比較して貨物輸送量が約9%の減、旅客輸送量に至っては約60%の大幅な減となっており、営業損益がマイナス4億9,800万円と非常に厳しい赤字決算であったことが報

道されました。

このように、出口が見えないコロナ禍の中で、各交通機関が知恵と工夫を凝らし、需要の回復に懸命に取り組んでいるところでありますが、新船就航を控える中、宮崎カーフェリーにおいては需要回復にどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） ただいま御指摘のとおり、新型コロナウイルスの影響によりまして、長距離カーフェリーにつきましては、特に旅客部門における影響が深刻であります。まずは、その需要の回復が最重要課題と考えております。

現在、宮崎カーフェリーにおきましては、自動発券機やスマートチェックインの導入、相部屋の貸切り利用無料化など、感染防止対策を徹底し、安全な船旅を提供する取組が進められております。また、来年度の新船就航後は、旅客需要の大幅な拡大が期待できますことから、本年10月の進水式を皮切りに、テレビやウェブなど各種媒体を活用した大型プロモーションを、県内外において展開する予定であります。

このほか、貨物につきましても、特に課題となっております下り荷の確保など、需要回復に向けた取組を進めているところであります。

○日高博之議員 新船の建造経費として、県から40億円の融資に係る債務負担の是非を議論する過程で、合同審査会において、運航会社が新船建造に当たり作成した長期収支計画を示していただきました。

この計画では、これまでの輸送実績などから設定した、堅めの計画であると説明を受けているところですが、当然、コロナの影響は想定されておらず、計画どおりに進めることが難しくなっているのではないかと心配をしております。

ます。

令和2年度の決算から判断しても、コロナの影響は非常に大きいとうかがえます。新船建造に当たりまして策定した長期収支計画について、コロナの影響を踏まえた見直しの必要性について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 新船建造に当たりまして策定された長期収支計画につきましては、燃料費の変動とか貨物需要の見直しなど、様々な要因を考慮してはありましたけれども、計画を策定した時点におきまして、現在のようなコロナ禍は想定しておらず、昨年度の実績は計画を大きく下回ったところであります。

今年度につきましても、感染力の強いデルタ株が全国的に蔓延する中、特に旅客については厳しい状況が続いております。

このため、宮崎カーフェリーにおきましては、計画見直しの必要性につきまして検討が進められているところでありまして、本年度上半期の実績を踏まえて判断することとしていると伺っております。

○日高博之議員 ぜひ、その見直し計画は議会に示していただきたいなど。議会も40億円を可決した責任も当然ございますので、よろしくお願ひいたします。

次に、地域間幹線バス路線についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、バスの利用者が激減、地域間幹線バスを運行する宮崎交通の収益が大幅に悪化し、一部の路線では、路線の維持が困難な状況となっております。このため、6月議会において、県は地域間幹線バス路線を維持するため、補助金による緊急的な支援のほか、バス路線網を見直すための調査事業が補正予算として可決されました。

これまでの間、新聞等では、地域間幹線バス路線の維持をめぐり、何度か大々的に報道されるなど、本県のバス路線が今後どうなるのか心配しております。

そこで、地域間幹線バス路線の見直しについて、現在の状況と今後の取組を総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 地域間幹線バス路線の見直しにつきましては、7月に県バス対策協議会を開催いたしまして、本協議会の8つの地域分科会に、路線見直しのためのバス路線対策会議を新たに設置したところであります。

この地域ごとの対策会議につきましては、準備が整ったところから、国、県、市町村や交通事業者による協議検討を始めているところであります。

また、調査事業につきましても、先月、受託事業者を決定し、バス利用の実態を把握する乗降調査をはじめ、地域住民へのアンケート、バス事業者等へのヒアリングなどを行うこととしておりまして、この調査結果を踏まえ、地域の実情に応じた運行区間の見直しや、コミュニティバス等、他の運行形態への転換など、具体的な対応方針を本年度中に取りまとめたいと考えております。

○日高博之議員 今、答弁にありましたが、県と市町村は、緊急的な支援を決定して、7月には、バス対策協議会の地域分科会に「バス路線対策会議」を設置、路線網を見直す調査事業も開始しており、県と市町村は取組を進めているところですが、これまでのように、大型のバスを走らせ、赤字補填を続けながら地域交通ネットワークを維持していくことは、非常に困難だと考えます。

今後は、地域の利用実態に合わせて、バス車両の小型化や運行のデマンド化などを進めていく必要があります、そのためには、市町村も地域の足をどう守っていくのか真剣に考えて、一層の危機感を持ちながら、県とともに積極的に見直しを進めるべきであると考えます。

一方で、これまでの新聞報道を見ますと、地域間幹線バス路線で「事業者が負担している赤字は行政が全額補填すべきだ」「10月以降の赤字補填を」といった財政支援を求める記事ばかりが大きく取り上げられております。事業者である宮崎交通の経営改革に向けた取組が、あまり表に出てきておりません。

事業者と行政では、立場や考え方の違いがありますけれども、バス路線を維持していくためには、バスを運行する宮崎交通の自助努力は当然あってしかるべきだと。

県と市町村が協力して見直しに取り組んでいる中、バス事業者にはさらに経営努力を求めるべきだと思いますが、総合政策部長に考えをお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） ただいま御指摘のとおり、持続可能なバス路線網を構築するためには、バス事業者自らの経費削減、あるいは利用促進による赤字圧縮などが必要であると考えております。このことについては、県や市町村からも、さらなる経営努力を求めているところであります。

宮交グループといたしましても、グループ全体の事業構築プランを本年3月に策定され、[※]経営改善に取り組んでいるところでもありますけれども、新型コロナの影響によりまして、ほぼ全ての事業部門が厳しい経営状況にありますので、これまでと同じ方法で路線を維持することには、一定の限界もあると考えております。

※ 23ページに訂正発言あり

このため、地域の実情に応じた運行区間の見直しや、市町村によるコミュニティバスへの転換、新たな事業者への切替えなども含めて、市町村や他の事業者と併せて効率化を検討してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 ぜひ前向きにお願いいたしたいと思います。

次に、タクシーと貸切りバス事業者等について伺います。

タクシーは、地域に密着した輸送サービスの担い手として、日常の買物、通院など、県民の生活に必要な公共交通機関であります。新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、昨年2月以降、外出自粛要請、イベントの中止、観光客の激減などにより、利用者が大幅に減少し、事業者の収入は大幅に落ち込み、甚大な影響を受けています。

また、貸切りバスについては、主に団体旅行や修学旅行等で利用されていますが、ほかにも地域のグループ旅行をはじめ、部活動やスポーツ大会での利用、冠婚葬祭による送迎など、地域生活においても様々な形で利用されています。

しかしながら、新型コロナが猛威を振るい、外出を控える日々が続く、貸切りバス事業者は先が見通せない状況が続いております。

このような中、県は6月補正予算において、地域のタクシーや貸切りバス事業者などに対し、事業継続を支援する「市町村交通事業者支援事業」を措置していますが、この事業の進捗状況について総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） タクシーや貸切りバス事業者につきましては、長期化する新型コロナウイルスの影響によりまして、利用者が大幅に

減少し、経営が非常に厳しい状況となっております。

御質問の市町村交通事業者支援事業につきましては、6月補正予算の成立後、市町村の意向調査を行い、市町村からは、地域のタクシー事業者や貸切りバス事業者などに対する給付金事業等を実施したいとの回答がありました。

その後、おおむね市町村からの提案を踏まえた形で調整を行ったところであり、各市町村におきましては、予算化に向けた手続を進めていただいているところであります。

なお、先ほどの答弁の中で、宮交グループの経営改善につきまして、事業構築プランと答えましたけれども、事業再構築プランでありましたので、訂正をさせていただきたいと思えます。申し訳ありませんでした。

○日高博之議員 時間がありませんので、次に移ります。新田原基地についてお伺いいたします。

7月末に、米軍ヘリが串間市内の民有地に不時着する事案が発生しましたが、この米軍ヘリは新田原基地を飛び立ったとのことでした。

この事案からは、米軍ヘリがなぜ新田原基地にいたのか、日常的に駐機しているのではないかという疑問が湧きました。また、これまでも日米共同訓練が新田原基地で複数回実施されており、さらに現在、米軍の緊急時使用のため、新田原基地に弾薬庫等の整備が進んでおります。

これらの実情を踏まえますと、今後さらには、米軍の新田原基地への依存度が増していくのではないかと、いずれ新田原基地が米軍基地化するのではないかと、懸念もあるところであります。

そこで、米軍ヘリの駐機や共同訓練の実施、

弾薬庫等の整備など、近年、米軍が新田原基地を重要視していると思われませんが、このことについて、県はどう分析しているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 新田原基地におきましては、これまで過去10回にわたり日米共同訓練が実施されておまして、現在は、我が国南西地域の安全保障体制の確保や、沖縄の基地負担軽減などを目的として、米軍の緊急時使用のための施設整備等も行われているところであります。

また、今回の米軍ヘリの新田原基地への駐機については、天候不良のため臨時的に行ったものと説明を伺っておりますが、これまでのもろもろの状況を踏まえますと、米軍にとっても、新田原基地がその重要度を増しているのではないかと考えているところであります。

県としましては、県民の安心・安全の確保の観点から、引き続き、県内における米軍の活動を注視するとともに、これまで以上に、国に対しては、迅速かつ丁寧な情報提供を求めてまいります。

○日高博之議員 情報提供を速やかに、早くもらうことです。先にその情報が出るから、その辺を見直すようお願いしたいと、強く防衛省のほうに働きかけていただきたいと思えます。

次に、F35Bについてお尋ねいたします。

防衛省からは、最新鋭ステルス戦闘機F35Bを新田原基地に配備する計画であることについて、県議会にも説明があり、また今週月曜日には、新富町長が町議会において「受入れを前提に国と協議していきたい」との考えを示されたところであります。

国内の自衛隊基地としては初めて、F35Bという最先端の戦闘機が配備されることから、安

全保障上の位置づけも高まり、新田原基地が標的とされるのではないかと懸念もあります。また、飛行回数も相当程度増えると伺っておりますので、騒音も増大し、事故のリスクも高まるのではないかと不安を感じる方も多くいらっしゃいます。

さらには、そうした懸念や不安の結果として、例えば、移住を考えている方や立地を考えている企業が、移住や立地を断念するなど、地域へのマイナス面も出てくるのではないかと声も聞かれております。

そこで、F35Bの配備などにより新田原基地の重要度が高まり、危険度が増すと考えますが、地域住民等への不安について、県はどのように考えているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） F35Bにつきましては、新田原基地への配備の意向が国から示されたところでありますが、騒音の増大に加え、弾薬庫の整備等と相まって、基地が攻撃対象となるリスクが高まるのではないかとといった不安や、それに伴う様々な影響への懸念の声が、県民から寄せられているところであります。

これまでも、国に対しましては、県民に不安を生じさせることのないよう、リスク等に対する具体的な対策を求めてきたところでありますが、防衛省からは、「今回の配備による防空能力の向上により、基地を含めた我が国への攻撃に対する抑止力につながるものである」との認識が示されるのみで、具体的な対策の説明は行われていないところであります。

県としましては、地元市町とも連携しながら、改めて、こうした県民の不安や懸念の声为国に伝えるとともに、不安解消につながる具体的な施策の実施等につきまして、引き続き強く

求めてまいります。

○日高博之議員 よろしく申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

県内での鎮静化がいまだに見えない新型コロナの第5波は、デルタ株の極めて強い感染力により、全国的に感染爆発が発生し、本県でも8月に入り感染者数が急増しました。

県では、これまでの経験を踏まえ、感染防止対策や県民への注意喚起に取り組まれるとともに、地域の感染状況に応じ、警戒区分の上げや警報の発令など、早めの措置を取られております。

8月6日の宮崎市の飲食店等への営業時間の短縮要請の後に、11日には、感染状況や盆休みの人流影響などを踏まえ、県独自の緊急事態宣言を発令されております。

その後も感染拡大に歯止めがかからず、100人を超える感染者が相次いだことから、知事は、国に対して「まん延防止等重点措置」を要請し、適用が決定しました。期間は、8月27日から9月12日までとされ、県対策本部会議において、感染状況の厳しい宮崎市、日向市、門川町が重点措置区域に指定されました。

当該区域には、飲食店等での酒類の提供禁止や、大規模集客施設の営業時間短縮等の要請がなされ、また、これに併せて、緊急事態宣言及び県下全域の飲食店への営業時間短縮の期間が延長されました。

現在、県内の新規感染者数は減少してきておりますが、引き続き警戒が必要であると認識しております。

その一方で、国のまん延防止等重点措置の適用や、県独自の緊急事態宣言の発令等により、県民や事業者、地域経済に与える影響は非常に

大きいと見られ、事態収束の見通しが立った場合には、速やかに次のステージへの移行の必要があるものと考えております。

本日、国のまん延防止等重点措置の延長について、正式決定があると伺っております。重点措置が延長された場合の対象地域の決定や、県独自の緊急事態宣言の見通しについて、知事はどのように考えているのかお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 県民の皆様の御協力をいただく中で、県内の新規感染者数は減少傾向に転じておりました。ここ数日、50人未満で推移しております。直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数は、一昨日時点で32.3人と、第5波のピークであります79.0人から大きく減少しているところであります。ただ、依然として極めて高い水準で推移していることに注意が必要であります。

また、入院患者数は過去最多の水準にありまして、病床使用率も43.7%と非常に高く、医療提供体制は依然として極めて厳しい状況が続いております。本県の医療提供体制が脆弱であることを考えると、当面、現在の強い行動要請を継続しながら、感染者のさらなる抑制を図っていく必要があると考えております。

今後、早期に経済の回復を図り、日常生活を取り戻していくためにも、中途半端に対策を緩めてリバウンドのリスクを残してしまうのではなく、県民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、十分に鎮静化を図っていく必要があるものと考えております。

そのため、国のまん延防止等重点措置につきましては、本県としても延長やむなしと判断し、国に対して内々にその意向を伝えていたところであります。本日、国の正式な決定があると伺っておりますが、本県への適用について

は、延長される見込みとなっております。その際には、重点措置区域の指定につきましては、感染が高止まりしております宮崎市について継続したいと考えております。

なお、県独自の緊急事態宣言につきましても、現在の状況を踏まえると、延長せざるを得ないものと考えており、飲食店等における営業時間短縮要請につきましても、全市町村において延長する方向で検討しているところであります。

これらの取扱いにつきましては、今後、医療関係の専門家や市町村長の意見も伺いながら、本日開催いたします県の対策本部会議において、正式に決定する予定としております。

○日高博之議員 ちょっと確認なのですが、今の答弁を聞くと、まん防が適用されていた日向、門川については外れるということでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 現時点ではそのように考えております。

○日高博之議員 続いて行きます。感染拡大防止のため、営業時間短縮要請などに協力していただくためには、飲食店をはじめとする事業者への支援が重要であり、そのためには、必要な予算確保がされていることが前提となります。

第5波への対応においては、刻々と状況が変化中での予算措置が必要であったと考えますが、知事はどのような考え方で予算対応をしてきたのか伺います。

○知事（河野俊嗣君） この新型コロナの第5波におきましては、営業時間短縮要請や県内事業者への支援など、8月に、補正予算の編成を4回行っております。

このうち最初の3回は、専決補正予算であります。時々刻々と変化する感染状況等を分析

しながら、飲食店への営業時間短縮要請などの感染症対策を緊急に行う必要があったものであります。また、協力金の財源につきましては、国が8割、残り2割を県と市町村で折半して負担するなど、従来の事業の枠組みを活用しながら、必要となる予算につきましても、私の責任で緊急に決定したものであります。

4回目の補正予算につきましては、8月18日に、まん延防止等重点措置を国へ要請しましたが、適用が決定するまで1週間程度の時間を要すること、また、本県で初めて適用される、重点措置に関連する政策的な予算でありましたことから、臨時会での予算審議をお願いしたところであります。

引き続き、感染症対策や経済対策など、コロナ対策に必要とされる予算等につきましては、機動的かつ迅速に対応していく必要があるものと考えております。

丁寧な説明に努めてまいりますので、議会をはじめとする県民の皆様への御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○日高博之議員 従来の事業の枠組みを活用するなら専決処分と、政策的な予算はしっかり議会で議論する、その辺は十分に分かりました。それは迅速にやるのが重要ですので、よろしく願いいたします。

次に、今回の第5波の感染者数増加は、極めて感染力の強いデルタ株の影響によるものと思われませんが、県でも陽性者数が過去最大となったことから、入院病棟の逼迫なども心配されています。

一般病棟への影響から、全ての患者を入院させることは困難であります。一方で、緊急事態宣言が出ている都市部では、入院ができずに自宅で亡くなられた方もいるとの報道がありま

す。

このような事態を本県で防ぐため、患者の状況に応じ、入院・宿泊療養・自宅療養のいずれかの対応が適切に判断され、患者全てが必要な医療や支援を受けられる体制が必要であると考えます。

そこで、本県の新型コロナウイルス患者の療養先の決定の考え方について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 患者の療養先につきましては、国の基準や通知も踏まえ、患者一人一人の症状や基礎疾患などの重症化リスクの有無、家庭内感染のおそれなどを個別に医師が判断して決定しております。

具体的には、患者の症状や糖尿病、高血圧、心疾患、肥満などの重症化リスクを総合的に判断いたしまして、入院が必要と判断された方については、入院対応を行うこととなっております。

また、直ちに入院が必要でないと判断された方につきましては、国の通知では、自宅療養を基本とするとされておりますけれども、健康管理の必要性に加えまして、家庭内感染のおそれや、独居で生活上の不安があるなどの自宅療養ができない事情等がある方につきましては、宿泊療養施設での療養としております。

○日高博之議員 医療体制が脆弱な本県では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う新規感染者数の増大により、入院患者数や療養者数が過去最多の水準となり、医療提供体制が極めて厳しい状況になっていると認識しております。

このため知事は、去る8月24日に県医師会の河野会長と共同記者会見を開かれ、県民に対し、「いのちを守るための緊急メッセージ」と

して、コロナ病棟を含む医療の厳しい現状を伝えられ、県民への感染予防対策の徹底等と呼びかけました。

第5波では、宿泊療養施設に加え、自宅療養もこれまで以上に増加しております。療養先決定の考え方については、部長にお伺いしたところではありますが、病院・宿泊施設・自宅を含めた総合的な医療提供体制の強化が大変重要であると考えます。

そこで、現在、医療提供体制の強化に向けた取組をどう進めているのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、第5波の爆発的な新規感染者の増加によりまして、医療崩壊の危機に直面しておりますことから、現在、医療提供体制の強化に全力で取り組んでいるところであります。

まずは、入院が必要な方が入院できるよう、病床のさらなる確保を進めたところであります。先日、私が自ら医療機関へ要請を行うなど、追加で20床を確保し、現時点で合計327床の受入れ体制を整えたところであります。

また、宿泊療養施設や自宅療養につきましても、医師等による健康観察や外来診療体制など、患者の健康管理を確保するための体制を強化したところであります。

さらに、自宅や宿泊療養者の重症化を予防するため、本県初の臨時の医療施設の開設を決断したところであります。ひまわり荘の敷地内に「宮崎県重症化予防センター」を整備し、明日から運用を開始することとしております。

○日高博之議員 今、知事から答弁がありました。県が新しく設置する宮崎県重症化予防センターの設置目的や概要について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 宮崎県重症化予防センターにつきましては、宿泊療養施設であります、ひまわり荘の機能の強化を図るとともに、自宅や宿泊療養者の重症化を予防することで、県民が安心して医療を受ける体制の維持を目的としております。

このセンターは、プレハブ平家建てで、診察室と併せまして、陰圧スペース内で抗体カクテル療法や点滴等の処置が可能な設備を備えております。

開設に当たりましては、県立宮崎病院のバックアップを受けまして、医師や看護師を派遣していただき、午前9時から午後5時まで、10床規模で運用を開始することとしております。

○日高博之議員 深いところは、うちの会派の日高利夫議員のほうから一般質問であるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、ワクチン接種について伺います。

新型コロナウイルス感染が拡大する中、ワクチン接種は感染収束に向けた切り札となり得ると、大いに期待されております。

現に高齢者については、約8割以上の方の接種が完了しており、高齢者の感染が減少するなど、その効果も証明されていることから、このワクチンをいかに早く多くの県民に届けるかが感染拡大防止の重要な鍵になってきます。

また、感染力の強いデルタ株が流行している状況にある中、ワクチンの効果を十分に得るためには、できるだけ多くの方に接種していただき、さらにワクチン接種を早期に完了させる必要があります。

特に、現在の感染者の多くが20代から30代の若者であると伺っており、こうした若年層のワクチン接種の機会を確保し、接種者を増やすことが、感染収束に向けた鍵となるのではないかと

と考えております。

そこで、若年層を含む県民に対するワクチン接種を早期完了させるため、接種をどのように推進していくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ワクチン接種につきましては、市町村と連携し、当初11月末までの完了を目指していたところですが、課題でありましたワクチンの配分について、国から、接種対象者の86%になるまでの量が10月初旬までに配分されるとの連絡があったことから、県において直ちに市町村への配分計画をお示しし、一部市町村においては、既に接種計画を前倒ししていただいているところでございます。

また、県実施の大規模接種においても、接種枠の拡充とともに、これまでの対象に加え、16歳以上の県民まで対象を広げたところでございます。

さらに、できるだけ多くの方に接種いただくことが重要になりますことから、ホームページや新聞紙面に加え、若年層をターゲットにしたテレビCMやSNSを活用しながら、接種の呼びかけを行っているところであります。

これらの取組によりまして、希望する方々全てが、11月の前半までに接種を完了できる見通しとなったところでございまして、引き続き市町村と連携しながら、円滑なワクチン接種に向け、必要な取組を着実に進めてまいります。

○日高博之議員 11月前半までに接種完了できる見通しが立ったということですので、市町村によっては早いところと遅いところで隔たりみたいなものがあるものですから、それはやはりもうちょっと調整をするように、県が司令塔になってやってほしいなと思います。

ある町では打っているけど、ある市では打っていないとか、よく情報が入ってくるものから、よろしくお願ひいたします。

次に、中高生へのワクチン接種について伺います。

夏休みが終了し、今後、体育祭や文化祭、修学旅行、高体連や中体連の秋冬の大会、就職試験や入試など、学校生活において大変重要な教育活動や行事を控えています。

こうした重要な教育活動を中止せざるを得ない状況を回避するためにも、また、感染力が2倍と言われるデルタ株による大規模な学校クラスターを発生させないためにも、中高生には少しでも早い接種が望ましいと考えます。

既に12歳以上の子供たちに対して接種券の配布が進められており、多くの自治体においてワクチン接種が可能な状況になっていると伺っておりますが、子供たちへのワクチン接種は、個人で病院に行って接種を受ける個別接種が基本とのこと。

個別接種で少しずつ接種者が増えていくのを待つ猶予はないと思いますし、デマや臆測による接種控えで接種率が上がっていかないことも懸念されます。学校において集団接種を行うなど、子供たちがよりワクチン接種を受けやすい環境をつくることも重要ではないかと考えます。

接種率を高め集団免疫化を図ることで、安全安心な教育環境が形成されるよう、中高生に対するワクチン接種を積極的に推進するべきと考えますが、教育長のお考えをお伺ひします。

○教育長（黒木淳一郎君） 中高生に対する学校での集団接種につきましても、接種希望の有無を判断する際に同調圧力が生まれたり、会場における接種後のきめ細かな医療対応が困難で

あったりするなど、現状では多くの課題があるものと認識しております。

中高生へのワクチン接種は、感染拡大を防止し、子供たちが安心して学べる環境をつくる上で有効な対策の一つでありますので、希望する生徒に対しては、速やかに接種が進めばよいと考えております。

県教育委員会といたしましては、学校を通じて、保護者や生徒に対して、厚生労働省などからの関連情報を提供するとともに、市町村との連携を図りながら、ワクチン接種が進むよう努めてまいります。

○日高博之議員 教育長のこの思いというのは、十分伝わってくるものでございます。

文科省ではなくて厚労省の意見を聞いて進めていくといいかなということで、アドバイスをしたいと思います。

次に、部活動における感染症対策について伺います。

高校総体や甲子園大会など、多くの選手が夢の舞台への出場をかけ、コロナ禍においても、感染対策を講じながら日々の努力を重ね、部活動に取り組んできたことと思います。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症により大会に出場できず、これまでの努力の成果を発揮する場を失った選手たちにとっては、言葉で表すことができない悔しさであったことと、実感いたしております。未来ある選手たちの次のステップでの活躍を、心より願っております。

現在、感染力が強いと言われるデルタ株などの変異株が確認されるなど、かつてない感染状況となっています。このような中で、生涯にわたる健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む基礎となる部活動は、生徒たちにとって大変意義のある教育活動であります。

この部活動や、その成果を発揮できる貴重な機会をできる限り行えるようにするためには、さらなる感染対策が重要になってくるのではないのでしょうか。

そこで、この新たな変異株等が確認されている中での部活動における感染対策にどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 部活動は、議員もおっしゃいましたが、生徒にとって大変意義のある教育活動であり、コロナ禍においても何とか継続できるよう、様々な対策を講じてきたところですが、子供たちの安全を守るという観点から、一時的に活動を中止せざるを得ない状況もございました。

現在、感染力の強いとされるデルタ株への置き換わりが急速に進んでおり、感染状況も急激に変化しておりますことから、より一層、対策の徹底と臨機応変な対応が必要であると考えております。

今後とも、子供たちの安全を守ることを第一に、感染状況を注視しながら、その都度、関係者と協議を重ね、生徒の活動をできる限り保障してまいります。

○日高博之議員 練習もしないと、けがをしますよね。だから、けが対策もあれば、工夫して校内でできる部分もやっぱりあると思いますので、先生たちもそういった感染対策というのは十分にやっていますので、その辺も信頼しながら、学校と連携を取りながらやってほしいなと思います。よろしくお願いします。

次に、介護人材確保対策についてであります。

本県の第八期介護保険事業支援計画では、2019年度の介護職員数2万1,447人に對

し、2025年度の必要数は2万3,339人と増加が見込まれますが、供給できる介護職員数は2万692人で、2,647人もの介護職員の不足が見込まれています。

今後、人口減少が進む中、必要となる介護サービスを適切に提供していくためには、若年者の雇用促進をはじめ、潜在介護福祉士、外国人材など多様な人材の活用を促進していくとともに、介護ロボットやICTの導入など、労働環境・処遇の改善などの対策にも取り組む必要があると考えます。

そこで、本県の高齢者人口がピークを迎える2025年を見据え、介護人材の確保に県はどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 今後、介護サービス需要のさらなる増加が見込まれる中で、介護サービスの基盤となる介護人材を確保することは、最も重要な課題であります。

このため県では、「新規就労の促進」「労働環境・処遇の改善」「資質向上」の3つの視点から、様々な対策を講じているところであります。

具体的には、新規就労の促進として、福祉系高校生への修学支援や、留学生に奨学金を支給する介護施設への支援など、また、労働環境・処遇の改善として、職員の負担軽減や業務効率化を図るため、介護ロボットやICTの導入支援など、さらには、資質の向上として、医療的ケアなどの介護技術や感染症対策に関する研修の実施などに取り組んでいるところでございます。

○日高博之議員 介護人材の確保は大変重要な課題でありますので、計画的な介護人材の確保に向けて頑張ってください。

要支援または要介護認定を受けている人は、2020年8月末現在で5万8,292人となっておりますが、2025年には6万3,763人になると推計されています。

今後、高齢者の増加が見込まれることから、高齢者が介護を必要とせず、いつまでも元気に暮らしていただけることが大事だと考えております。

介護人材が不足する中、要介護を減らす取組も必要と思いますが、県はどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 高齢者が介護を必要とせず、健康で自立した生活を送るためには、要支援の段階の方に対する介護予防と自立支援の取組が、極めて重要だと考えております。

具体的には、介護予防については、市町村が行う運動教室等の通いの場へ理学療法士等を派遣し、効果的な機能訓練の実施を支援しているところであります。

また、自立支援型ケアマネジメントを推進するため、市町村職員等向けの研修の開催のほか、県内の先進市町村に他の市町村の職員を派遣し、医療の視点を取り入れたマネジメント手法について学んでもらうなど、県内全域での取組を進めております。

今後とも、市町村が、地域の実情に応じた介護予防と自立支援の取組を展開できるよう、支援してまいります。

○日高博之議員 次に、ケアシステムなんですけれども、人口が減少する中で、高齢化はますます進展していくことから、高齢者が幾つになっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、地域全体で高齢者を支えていく必要があ

ります。

このため、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することが求められます。

平成27年の介護保険法改正では、地域包括ケアシステムの構築に向け、全ての市町村が在宅医療と介護の連携、認知症施策の推進、生活支援、介護予防サービスの充実などに取り組むこととされました。

地域包括ケアシステムの構築が言われるようになり、かなりの年数が経過し、もう間もなく4年後には2025年を迎えてしまいます。

そこで、県は地域包括ケアシステムをどのように推進していくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 地域包括ケアシステムは、2025年に向け、全ての市町村が、地域の実情に応じて構築していくこととされております。

このため、県といたしましては、入院や退院時に医療と介護の連携を図るための「入退院調整ルール」を市町村を越えて対応できるよう、各保健所単位で策定するとともに、医療・介護人材育成のための研修会を開催するなど、市町村の支援を行っております。

2025年はもとより、現役世代が急減する2040年を見据え、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らし続けられる社会づくりを目指して、今後とも地域包括ケアシステムを推進してまいります。

○日高博之議員 大切なことですので、よろしくお伺いいたします。

また、2025年を迎えた後、2040年には団塊の世代のみとり、今度はこれが必要になってくる

と思います。団塊ジュニア世代が高齢者となり、現役世代の急速な減少が見込まれますので、2040年を見据えた地域包括ケアシステムの推進にも取り組んでいただけるようお願いいたします。

次に、屋外型トレーニングセンターの整備についてであります。

去る8月27日、シーガイアオーシャンドーム跡地に、県が主体となり、ラグビー、サッカー、陸上等のトップアスリートの合宿拠点として活用できる屋外型トレーニングセンターを整備すると発表されました。

オーシャンドーム跡地については、国において、屋外系スポーツ強化拠点の整備の必要性が議論されていたこともあり、平成27年から、県・宮崎市・フェニックスリゾート社をはじめとする官民が一体となって、屋外型ナショナルトレーニングセンターの整備を国に要望されてきたところではありますが、国による整備が期待できないことから、県の重点施策であるスポーツランドみやぎのさらなる推進を目的に、今回の整備に至ったようであります。

現在、コロナで暗い話題が多い状況の中ではありますが、このような施設の整備を行うことは、スポーツランドを観光振興の柱としている本県にとっては、大変すばらしい取組であると思っております。

しかしながら、ただ単に、スポーツキャンプ誘致を目的とした施設を造って、これまでと同じ取組をしているようでは、これ以上の発展は望めないと考えております。

これまで、県の総合計画の中にスポーツランドみやぎを位置づけ、それに沿って様々な施策を展開されてきたところではありますが、今回、約18億円の費用をかけて施設整備を行うか

らには、これまでのスポーツランドみやぎを変える、これまでとは違うステージでの新たな展開が必要であり、スポーツランドみやぎを進化させたビジョンを持ち、それを目指していく必要があると、強く感じるところであります。

そこで、どのようなビジョンに基づき、屋外型トレーニングセンターの整備を行うのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県では、スポーツランドみやぎの推進を重点施策の一つに掲げまして、国内外代表チームのキャンプ受入れや、大規模スポーツイベントの開催などに積極的に取り組んできたところであります。

近年、沖縄をはじめとして、キャンプ誘致に力を入れる自治体、いわばライバルとなる自治体が増加しておりまして、競争が激化しております。

このため、今回の整備に当たりましては、ポストコロナ社会も見据え、新たなキャンプ誘致などによります国際水準のスポーツの聖地としてのブランド力向上を目指して、他県との差別化を図るとともに、県内各地へのスポーツキャンプの広がりなどによる観光振興、経済の活性化とともに、日本代表やトップチームとの交流によります県内アスリートの競技力向上も目指し、スポーツランドみやぎのさらなる進化を図っていくこととしております。

○日高博之議員 今回の施設整備は、2年後にフランスで開催されるラグビーワールドカップに向けた日本代表チームの事前合宿や、来年開幕するラグビーの新リーグ、Jリーグ、陸上の実業団チームなど、トップアスリートの合宿誘致をターゲットにされていますが、近年、ラグビー人気の高まりから、ほかの自治体でも施設

整備等が行われております。日本代表合宿等の誘致活動も盛んになってきていると伺っております。

また、プロ野球やJリーグを見ても、沖縄などは、先ほどありましたが、施設や設備もかなり整えてきております。

こうした中、一流アスリートやトップチームを誘致するためには、他県にない、いわゆる優位性が必要ではないかと思っております。

そこで、今回整備する屋外型トレーニングセンターは、他県と比べてどのような優位性を持ったものになるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 今回の整備に当たりましては、2年前のラグビーワールドカップを契機に日本でも導入が進んでおり、使用可能日数が天然芝よりも最大2倍程度長く、耐久性も高いハイブリッド芝のグラウンドを1面整備をいたしますとともに、屋内練習場やトレーニングジムも備えることとしております。

また、シーガイアエリアは、これまで合宿を行ったラグビー日本代表やJリーグチームなどから、空港とのアクセスや臨海公園など周辺のトレーニング環境、ホテルと練習場所の近さなどが高く評価されております。加えまして、ゴルフ、トライアスロン等のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点に指定されており、さらに多種目に対応する充実した練習環境が整いますことで、極めて高い優位性を持つことができると考えております。

○日高博之議員 部長の言うとおりで、それは。もう言うことはないです、それ以上は。

先ほど知事から、整備に当たってのビジョンを伺いました。ここ数年の間に、国内外のラグ

ビー代表チームや東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿など、数多くのトップチームを受け入れた本県の経験は、非常に貴重なものであると考えております。

今後、こうした経験やノウハウ、屋外型トレーニングセンターの機能をフルに生かしながら、これまで以上に国内外のトップアスリートから選ばれるキャンプ地としての取組に期待したいと思っております。

そこで、屋外型トレーニングセンターの整備をきっかけに、どのような取組を進めていくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県ではこれまで、スポーツランドみやざきを掲げて、スポーツキャンプ・合宿の誘致に取り組んできたところではありますが、今回の屋外型トレーニングセンターの整備は、県総合運動公園に加えた新たな拠点づくりになるものでありますし、また、これまで長年にわたり培われました、キャンプ受入れのノウハウ、経験をしっかりと生かしていく、その体制をサポートするものにもなろうかと考えております。

まずは、ラグビー日本代表合宿の定着化や、来年開幕しますラグビー新リーグ、Jリーグ、陸上実業団チーム等の新規誘致に積極的に取り組むこととし、来県したトップアスリートや指導者と、県内アスリートが交流する機会も創出してまいります。

また、宮崎大学医学部等と連携し、アスリートのパフォーマンス向上につながる科学的なトレーニングや、スポーツメディカル等の充実にも取り組み、合宿地としての付加価値をさらに高めていくこととしております。

さらに、国内外のトップアスリートやトップチームの受入れ実績を積み重ね、将来的には国

の屋外型トレーニングセンターとしての指定を目指してまいります。

○日高博之議員 いい取組です。新たな拠点ということで、しっかりとやってほしいなと思います。

次に、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会についてお伺いいたします。

今年度の開催が予定されていた三重国体は、昨年の鹿児島国体に続き、開催中止が決定しました。国体は2年連続の中止、また、障害者スポーツ大会に至っては3年連続の中止となり、参加を心待ちにされていたアスリートの皆様の気持ちを考えますと、非常に残念な思いがします。

現在、三重県において、大会の開催を延期するかどうか検討がなされており、私といたしましても、その動向・判断を注視しているところです。

そこで、三重国体が延期された場合、2027年に本県で開催予定の国スポ・障スポはどのような影響を受けるのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 国体の延期の取扱いにつきましては、昨年12月にルール化されておりまして、三重県が延期を希望した場合には、開催決定県及び一度延期された内定県の後ろとなりますので、2027年の開催となります。したがって本県は、2028年に1年先送りされることとなります。

その場合の本県への影響としましては、大会回数や、開催内定及び開催決定の時期が変更されるとともに、少年競技の対象世代が1年ずれることとなります。

このほか、広報物の再作成や組織体制の維持に係る経費の増加などが見込まれますが、主要

3施設をはじめ競技施設の整備などは、予定どおり進めることとしておりまして、1年延期となった場合でも、万全の体制で大会が開催できるよう、今後の準備をしっかりと進めてまいります。

○日高博之議員 また再度延期になるということですが、やはりしっかりと開催準備を進めてもらいたいと、変わることなくですね、教育長も。

次に、関係人口創出の取組についてであります。

本格的な人口減少社会を迎える中、持続可能な活力ある地域づくりのためには、本県に移住した経験がある、あるいは、宮崎のおいしい食べ物、豊かな自然、神楽をはじめとした文化に魅力を感じているなど、何らかの形で本県に関わりを持っていただける方々、すなわち、関係人口をつくり、増やすことが大変重要であると思います。

県では、本県に親しみを持ち、宮崎のファンとして応援してくれる方々を「みやざき応援隊」として認定し、本県の魅力を積極的に発信していただいております。

私は、関係人口の創出に向け、みやざき応援隊の制度は非常に有効であると考えますが、どのような取組を行っているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） みやざき応援隊は、東京・大阪・福岡などの都市圏居住者を中心に、8月末現在で729人を認定しております。

応援隊の方々には、日頃から、県がホームページ等で発信しております情報など、本県に関する情報の収集に努めていただきまして、自ら積極的な発信をいただいているところでござ

います。

また、県では、みやざき応援隊の方々に對し、定期的に県の広報紙「県広報みやざき」を送付いたしますとともに、物産館KONNEや、県経済連などが行う県産品のキャンペーン、本県のふるさと納税などの情報を提供しておりますほか、神話や宮崎牛を題材とした名刺の台紙を送付しまして、宮崎のPRのために御活用いただいているところでございます。

○日高博之議員 私は、この関係人口をさらに拡大していくためには、宮崎のファンを増やす、この「みやざき応援隊」のより一層の活用を図る必要があると思います。

今後、みやざき応援隊をどのように展開していくか、商工観光労働部長に再度お伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） みやざき応援隊の活動をさらに充実させていきますためには、より多くの方に御参加いただくとともに、多くの情報を発信していただく必要があると考えております。

このため県では、今年度実施いたします「関係人口創出デジタルマーケティング事業」におきまして、インターネット上で本県に強い興味・関心をお持ちの方に、応援隊への参加の呼びかけを行いますほか、隊員の方々が相互に情報を共有し、交流を可能とする仕組みをSNS上に設け、発信意欲の向上を図ることといたしております。

今後とも、みやざき応援隊の活動をさらに活性化させますとともに、令和5年に開催予定の世界県人会の取組も通じまして、関係人口の拡大に努めてまいります。

○日高博之議員 世界県人会、頑張ってください、令和5年ですね。

次に、水産業の振興について伺います。

地元の漁業者に聞きますと、ここ近年、以前に比べて魚が取れなくなっただけではなく、魚の価格も安くなり、水揚げ金額は減少しているにもかかわらず、漁業に必要な漁具などの資材や燃料が値上がりしたことで収益が上がりなくなり、その結果、後継者の成り手も少なくなっていると聞いております。

今のような状況が続けば、県内全域の水産業がさらに衰退し、漁業者だけでなく、地域の様々な水産関連産業にまで影響を及ぼし、ひいては地域経済に影響を及ぼすのではないかと危惧しているところであります。

一方で、少し明るい話題としましては、近年、我が県における水産物の輸出額は年々増加しており、コロナ禍における令和2年度においても、減少することなく増加し、初めて10億円を突破したと聞いております。

我が国では、今後も人口減少が進んでいくと想定されますが、世界では、逆に人口増が見込まれております。

世界中で水産物の需要が高まっており、また、コロナ禍がもたらした生活スタイルの変化による内食需要への期待などにより、水産物の供給基地として、本県には一層成長できるチャンスがあるものと考えております。

このような中、県では、今年3月に「第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画」を策定されました。この計画は、担い手対策、流通販売対策など、今後10年の本県水産施策が掲げられており、よくまとめられた計画だと思います。

しかしながら、幾らよい計画であったとしても、それを実行しなければ、絵に描いた餅になってしまいますので、計画をしっかりと実行していただきたいと思っております。

そこで、今後、県は第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画をどのような体制で推進していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画は、「ひなたイオベーションで新たな波に乗り成長する水産業」を基本目標に掲げており、今年度からその実現に向けて取り組んでいるところであります。

本計画の推進に当たりましては、担い手対策などの4つの施策体系ごとに推進部会を設置し、計画の確実な実行を図ります。

また、県水産業・漁村振興協議会を再編し、現場目線での施策提案や取組状況の検証を行うため、水産業の主役となる漁業者に加え、流通加工業者、消費者等を構成員とした、オール水産の「イオベーションサミット体制」で取り組みます。

県としましては、この体制の下で本計画を推進し、本県水産業の成長産業化と、多様性にあふれた魅力ある漁村を築いてまいります。

○日高博之議員 チャンスがありますので、漁業も。いつも宮崎牛ばかり言っているから、農政水産部は。漁業のほうも忘れないようにしていかないといかんのかなという気がちょっとしていますので、よろしくお伺いいたします。

次に、へべスの生産振興についてお尋ねいたします。

平成28年9月に、県は生産者や関係機関・団体とともに、へべスを県下全域に生産拡大する方針を打ち出しました。

平成30年11月議会で当時の郡司副知事が、「へべスの魅力を最大限に発揮できる生産・販売・加工の取組を積極的に推進し、へべスを、全国はもとより、世界に売り込めるブランドに育てていきたい」と、熱い思いを語られており

ました。

現在、日向市におきましては、高齢化等により面積が減少する中、新たな取組として建設業者が参入し、水田からの転換を図り、約2ヘクタールの面積でへべス栽培を始めております。日向市でのこのような取組の一方、県内各地でも生産拡大が進んでいると考えております。

平成30年11月議会で質問した際に、県下全域への生産拡大について、生産面積を平成28年の25ヘクタールから、令和7年度を目標に40ヘクタールに増やすということを伺っておりましたが、へべス生産拡大の現状と、今後の振興にどう取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） へべスにつきましては、県下統一した栽培技術指導の下、安定した品質・収量確保に向けた生産体制の整備を進めてきた結果、日向市のほか、都城市など県内12市町で導入が進み、栽培面積は、令和2年現在、33ヘクタールと順調に拡大しております。

また、今後の出荷量の増加に向け、量販店のみならず、通信販売や業務需要への対応など、販路の多様化を進めているところであります。

県といたしましては、引き続き関係団体等と連携しながら、作業性のよい平たん地の活用に加えて、ラジコン草刈り機などスマート農業技術の実証・導入に取り組みますとともに、新たな加工品の開発支援や、県内外での消費PRによる需要拡大など、目標達成に向け産地を積極的に支援してまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。前回、郡司副知事が世界に発信できるブランドと言われましたが、今度の副知事は変わりはないでしょうか、確認だけちょっとお伺いします。

永山副知事。

○副知事（永山寛理君） 郡司副知事から農政担当を引き継いだ私としましては、郡司副知事同様、世界に羽ばたくへベスを目指して頑張っ
てまいりたいと思います。

○日高博之議員 分かりました。継続ということ
でよろしいですね。

続きまして、県土強靱化についてお伺いいた
します。

今年に入り、7月1日からの大雨により、静
岡県熱海市の土石流災害をはじめ、全国各地に
おいて土砂災害や浸水被害が発生し、道路やガ
ス、水道等のライフライン、農業や観光業など
地域の産業に大きな被害をもたらしたと報道さ
れております。

本県では、平成17年の台風14号により、未曾
有の大災害が発生しました。県内のあらゆる河
川で甚大な浸水被害が発生し、山間部では鰐塚
山の山腹崩壊や、耳川流域の深層崩壊により、
河川が一時せき止められるなど、多くの箇所
で災害が発生し、ようやく河川整備などが完成
しつつあります。

しかしながら、近年、全国各地では断続的に
線状降水帯が発生するなど、災害リスクが至る
ところで高まっております。本県においても、
昨年9月に椎葉村で起こった土砂災害のよう
に、大きな被害がいつ発生してもおかしくない
状況であります。

このような状況の中、頻発化・激甚化する自
然災害に備えるため、どのように取り組んでい
くのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 頻発化・激甚
化する自然災害に備えるため、国土強靱化予算
を活用し、河川掘削による治水安全度の向上
や、土砂災害に備えた砂防ダムの整備、災害に

強い道路ネットワークの構築などのハード整備
を集中的に進めております。

また、河川の水位計や監視カメラによる情報
発信、想定される最大規模の浸水想定図を公表
するなどのソフト対策にも取り組んでいるとこ
ろであります。

さらに8月からは、流域のあらゆる関係者が
協働して取り組む「流域治水プロジェクト」
を、耳川水系など県内13水系で策定し、推進し
ております。

今後も、これまで取り組んできた施設整備を
より一層加速するとともに、迅速かつ確実な避
難行動につながる防災情報を提供するなど、
ハード・ソフト一体となった県土の強靱化に
しっかりと取り組んでまいります。

○日高博之議員 ぜひお願いします。椎葉の今
もいたたまれない、あの土砂災害から1年がた
つというような報道もありました。本当に御冥
福をお祈りいたしますが、こういうことがもう
二度と起きないような形で、西田部長が積極的
に予算の獲得に向けて頑張ってもらいたいなど
強く思っていますので、よろしくお伺いいた
します。

さて、大雨で発生した土石流災害の現場で
は、自衛隊や警察による人命救助活動などが主
に報道されておりますが、地元建設業協会も災
害協定に基づき、土砂撤去などの応急復旧作業
を24時間体制で実施したと聞いております。

本県においても、台風や梅雨前線などの大雨
の際には、道路や河川などのパトロールや応急
作業など、県内各地の建設業者に御尽力いた
だしている状況であります。

大雨の後、県民の皆さんが安全に道路を通行
できるのは、地域の建設業者の方々が、朝早く
から土砂の撤去、倒木処理などに頑張っていた

だいているおかげであります。

さらには、鳥インフルエンザや口蹄疫などの様々な危機事象においても、地元建設業協会により重機作業を行っていただくなど、地域の守り手として活躍しております。

このような危機事象における対応のほか、災害に強い県土づくりを進める上でも、地域の建設産業は必要不可欠な存在と考えておりますが、県土強靱化において建設産業の果たす役割をどのように考えているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 建設産業は、県土強靱化の基盤となる高速道路などの交通ネットワークをはじめ、河川、砂防、港湾施設などの社会資本整備や維持管理を通じて、地域の経済や雇用を下支えする重要な産業であります。

また、災害時においては、議員御指摘のように、高い使命感の下、まずは被害状況の把握や、交通途絶箇所の解消などの緊急作業に従事するとともに、その後の災害復旧工事を行うなど、県民の生命や財産を守る活動に尽力いただいているところであります。

このように、地域に根差す建設産業は、県民の安全・安心な暮らしを確保する上で、なくてはならない重要な産業だと認識しております。

○日高博之議員 間違いのない認識だというふうに思っております。

人口減少、少子高齢化が加速する中、建設産業においても担い手の確保が重要な課題となっております。

建設業許可業者数もピーク時から7割弱に減少しており、また、現場の担い手である技能労働者も、高齢化により今後大量に退職することが予想され、地域によっては、担い手不足によ

り災害対応が今後困難になるところも出てくると聞いております。

その一方で、地球温暖化などの影響により、今後ますます自然災害が頻発化・激甚化していくことが想定されるどころか、既に九州においても、ここ数年、毎年のように甚大な水害が発生している状況であります。

このような自然災害の猛威を、今そこにある危機として捉え、県民の安全・安心を守るため、地域の災害対応力を高めていくことが喫緊の課題であると考えております。

また、このような自然災害の猛威に対処するため、いわゆる「新・担い手3法」には、災害時の緊急対応の充実強化に関する発注者の責務が規定されたところであります。

そこで、地域の守り手である建設産業の災害対応力強化に向けた取組について、再度、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 災害対応力を強化するためには、建設産業が将来にわたり安定的・持続的に活躍できるよう、新・担い手3法の趣旨を踏まえた取組を進めることが大変重要であると認識しております。

このため、適正な利潤が確保できる予定価格の設定をはじめ、施工時期の平準化、週休2日工事の拡大などの働き方改革にも取り組んでいるところです。

また、地域の安全は地域で守ることを目指し、指名競争入札など多様な入札方式を活用し、地域の守り手である建設業者の育成にも取り組んでおります。

さらには、関係団体と締結した防災協定に基づき、各種災害を想定した防災訓練を実施しているところです。

今後とも、建設産業の災害対応力の強化を図

り、県民の命と暮らしを守る防災対策にしっかりと取り組んでまいります。

○日高博之議員 答弁ありがとうございます。私が考えていることと同様に、地域における建設産業の必要性を理解していただいているようで安心しました。当然ですけど。

しかしながら、県内の建設業者数は年々減少しております。将来に向けた取組が必要と考えます。

今後とも引き続き、地域の守り手として頑張っていただける建設産業の災害時の対応を適正に評価していただくよう、強く要望いたします。

次に、小水力発電の導入について伺います。

小水力発電の導入は、電力の地産地消による循環型社会の形成や、大規模災害時のエネルギー確保のほか、売電利益の還元による地域活性化などを目的に、全国各地で取組が進められています。

本県においても、令和3年3月に策定した「第四次宮崎県環境基本計画」の中で、小水力発電を含む再生可能エネルギーの導入を、重点プロジェクトの一つに位置づけています。

企業局では、これまで酒谷発電所など小水力発電の建設や、市町村等に対する技術支援にも取り組んできておられますが、導入に当たっては、課題も幾つかあると聞いております。

そこで、企業局は、小水力発電導入の推進について今後どのように取り組むのか、企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（井手義哉君） 企業局における小水力発電導入につきましては、これまで県内で3か所の発電所等を建設するとともに、市町村等に対し、開発可能性調査等の技術支援を行っ

ており、その結果8か所で設置されております。

小水力発電には、議員御指摘のとおり、循環型社会の形成に資するなどの効果の一方で、開発適地の選定が難しいことや、建設コストが高いことなどの課題もございます。

このため、現在実施している市町村等への技術支援に加え、関係部局と連携を図りながら、支援の在り方についても研究を進めてまいりたいと考えております。

企業局といたしましては、「2050年カーボンニュートラル」や「脱炭素社会の構築」など、国や県の施策に沿って、エネルギーの地産地消や、地域活性化にも資する小水力発電導入の取組を、今後とも推進してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 企業局の収益事業は、本県にとっても財政の生命線でございますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、県北中山間地域の救急医療体制の強化について伺います。

中山間地域においては、人口減少や高齢化が急速に進展しており、医療提供体制では、市町村立病院・診療所における医師確保や、施設・設備の整備等が課題となっております。

とりわけ県北地区は、面積が広い上に急峻な地形が多いという厳しい条件もあり、このような地域を今後とも持続可能なものとしていくためには、県立延岡病院をはじめ、地域の中核的な医療機関と、市町村立病院等との機能分担や連携強化を図り、地域を支えていく必要があるのではないかと考えております。

こうした中、県北地域の高度・急性期医療を提供する中核病院として重要な役割を果たしている県立延岡病院が担っている医療圏は、延岡

西白杵と日向入郷と、大変広範囲になります。特に西白杵地区や入郷地区で救急患者が発生した場合、救急車で搬送時間が長く、搬送中に容体が急変し、命に関わる事態になるという危険性も高いのではないかと思います。

そのような状況に対処するため、県立延岡病院では新たなドクターカーを導入しておりますが、導入後の稼働状況と今後の運用について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（桑山秀彦君） 延岡病院では、医師による患者搬送中の迅速な医療提供を行いますため、本年4月に、延岡西白杵及び日向入郷医療圏を活動範囲としまして、救急車タイプのドクターカーを新たに導入したところでございます。

導入後の出動件数は、8月末現在で99件となっております。延岡市、日向市はもとより、高千穂町、美郷町など、ほぼ県北全域に出動しております。

また、いわゆるドッキング方式により、日之影町や諸塚村などから搬送患者を途中で引き継いだ事例もありまして、早期の診療開始を図りますとともに、地元の救急隊等の負担軽減にもつながっているところであります。

ドクターカーの運用は、搬送距離が長い県北地域におきまして、救命率の向上や後遺症の軽減など効果が期待されますので、今後とも、地元消防等との連携を一層強化しますとともに、ドクターヘリと連携した搬送など、効果的・効率的な運用に努めてまいります。

○日高博之議員 次に、県立延岡病院の心臓脳血管センターについて伺います。

同センターは、コロナの影響を受ける中、24時間体制で県北地域の循環器系疾患の検査や治療を担っておられ、スタッフの御尽力に対し、

この場をお借りして深く感謝申し上げます。

同センターが開設される前は、心臓カテーテル室1室で対応されており、他の病院に患者を移送せざるを得ない状況もあったと聞いておりますが、同センターでは、心臓カテーテル室を2室備え、循環器系疾患などの急性期医療・高度医療の充実が図られております。

私が医療機関を訪ねて関係者と話をすることで、同センターに脳血管障害に対応できる新たな施設整備（血管造影室）が加わると、さらに機能が強化されると聞いております。

私自身、高齢社会の現状、そしてこれからを考えると、同センターの役割はますます重要になるかと考えていたところであります。新たな整備によって、さらに県北地域の医療に貢献でき、そのほかの病院機能などにも効果があるのではないかと考えております。

そこで、心臓脳血管センターの新たな施設の整備計画と期待される効果についてどのように考えているのか、病院局長に再度お伺いいたします。

○病院局長（桑山秀彦君） 延岡病院では、県北地域における循環器疾患及び脳血管障害への迅速・的確な医療の提供を行いますため、心臓脳血管センターを整備したところでありまして、平成31年3月以降、心臓カテーテル室2室を備えまして、令和2年度末までに約2,000件の検査と治療を行っているところでございます。

今後の新たな整備といたしましては、脳血管障害にも対応できる血管造影室等の増設について、対象となる患者数の見込みや必要となる人員体制、あるいは収支見通しなど総合的な検討を行っていくこととしております。

この新たな施設整備によりまして、県立延岡病院の医療機能の一層の強化が図られますと

もに、研修施設としての機能も充実しますことから、医師確保への効果も期待できるものと考えております。

今後とも、県北地域の急性期医療・高度医療がさらに向上しますよう努めてまいります。

○日高博之議員 期待できるということですね、基本的に。期待できるということだったら、速やかに、こんな回りくどくじゃなくて、しっかりと対応できるような答弁もいただければよかったかなと思いますが、今後よろしくお願いいたします。

次に、県立延岡病院を中心に、県北中山間地域の救急医療体制が強化されていくことは非常に喜ばしいことですが、さらに強化するための手段として、県立延岡病院にドクターヘリを導入すべきという考えがあります。

中山間地域に医師等を速やかに投入でき、救命率の向上や後遺症の軽減に高く寄与すると言われているドクターヘリですが、本県では宮崎大学医学部附属病院が基地病院となっていることから、県北地区の救急現場に到着するまでには時間を要する状況にあります。

そこで、救命救急センターでもある県立延岡病院にドクターヘリを導入することにより、県北地域の救急医療体制がさらに強化されていくと思うのですが、県立延岡病院のドクターヘリ導入についての考えを、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 現在、ドクターヘリは、県北地域を含めまして県下全域で安定的に運航されておりますが、御指摘のありました、県立延岡病院に新たにドクターヘリを導入することは、救急患者の救命率の向上や救急医療体制の充実に、一定の効果があるものと考えております。

一方で、新たにドクターヘリを導入するためには、県立延岡病院での救急専門医や看護師の確保などが必要となり、また、施設・設備整備や財政上の課題もありますことから、慎重に検討する必要があると考えております。

病院局長からの答弁にもありましたとおり、県立延岡病院におきまして、新たに救急車タイプのドクターカーの運行が開始され、ドクターヘリとの一体的な運用により、県北地域の救急医療体制が強化されたところであります。

県としましては、宮崎大学と連携して、救急専門医の養成や地域への派遣等を促進するなど、引き続き、県北地域の救急医療体制の充実に取り組んでまいります。

○日高博之議員 お願いします。

次に、スーパー・サイエンス・ハイスクールについてお伺いいたします。

我が国の社会は、グローバル化や情報化の進展、科学技術の発達により、大きく変化しております。今後、変化のスピードは加速度を増すことが予想され、未来の社会を予測することは難しくなると考えます。

このような複雑で予測困難な時代の到来を見据え、未来の社会を担う子供たちに、変化の激しい社会を生き抜くための力を育てていくことが必要になっており、様々な分野で未来の社会を牽引する科学技術人材の育成が求められています。

そのため文部科学省は、全国の高等学校などからスーパー・サイエンス・ハイスクール、いわゆるSSHを指定し、科学技術人材の育成を積極的に行っております。

そこで、SSH事業の概要と本県のSSH指定状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 文部科学省が指定

するSSH事業は、先進的な科学技術、理科・数学教育を通じて、生徒の科学的な探求能力等を培いながら、個性と能力をより一層伸ばしていくことで、今後の日本や世界をリードする人材の育成を図るための取組であります。

令和3年度の全国のSSH指定校数は218校ありまして、本県におきましては、宮崎北高校、宮崎西高校、延岡高校の3校が指定を受けており、新たな指定に向けて、都城泉ヶ丘高校が挑戦しているところであります。

○日高博之議員 泉ヶ丘は、うちの会派の二見議員がずっと言ってきておりますので、積極的に進めていただければと思います。

ところで、この間の地元紙で、何か大々的な記事になっておりました、宮崎北高校のSSH事業の現状について、教育長にお伺いしたいなと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 宮崎北高校SSH事業は、平成15年度にスタートしておりまして、今年度で通算16年目を迎えております。

この間、「日本学生科学賞文部科学大臣賞」を受賞するなど、多くの功績を残しており、これまでの実績が評価され、科学技術人材育成重点校の指定も受けております。

本事業を受け、宮崎北高校では、独自のカリキュラムを開発し、授業を行うことで、地域創生に携わる多様な科学技術人材の育成を進めております。また、重点校の取組としまして、これまで本校において開発し蓄積された教材や、指導のノウハウを県内外の指導者に普及する研究を進めております。

県教育委員会といたしましては、今後とも宮崎北高校としっかりと連携し、事業計画に沿ってよりよい方向に研究開発が進むよう、全力で支援してまいります。

○日高博之議員 今後とも、県教育委員会と学校がしっかりと連携を図りながら、各学校の教育目標を達成されるとともに、子供たちの夢や希望の実現に向けて全力で取り組んでいただきますよう、要望いたします。よろしく願いいたします。

次に、小・中・県立学校における修学旅行についてお伺いいたします。

言うまでもなく、修学旅行は児童生徒が楽しみにしている学校行事であります。現在、新型コロナウイルスの第5波の影響で、子供への感染が拡大しています。

こうした中、修学旅行の実施については、現状として、昨年よりも厳しいんじゃないかというような感じを受けております。

小・中・県立学校における修学旅行の現状と、コロナ禍での修学旅行実施に対する教育長の認識をお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 8月末の調査によりますと、小学校では、修学旅行を既に実施した学校が15校、実施予定が203校、中学校では、実施した学校が13校、実施予定が113校、県立学校では、実施した学校が3校、実施予定が48校となっております。これまでの実施状況を見ますと、昨年度同様、ほとんどの学校が県内で実施したところであります。

修学旅行は、子供たちの思い出に残ることはもちろんですが、旅行に至るまでの過程や事後の振り返りも含め、大変有意義な教育活動であります。特に、昨年度延期となった子供たちにとっては、今年度が最後の機会ともなりますので、感染症対策を確実に実施するとともに、日程の短縮や、より安全な行き先にするなど、十分な配慮をしながら、何とか実施に向けた検討をお願いしたいと考えております。

○日高博之議員 何とか実施に向けた取組をお願いしたいなど、僕らもやはり修学旅行の思い出というのは、いまだにずっと残っているんです。それが無い、なかったという思い出は残してもらいたくないので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、警察におけるデジタル化について伺います。

今月、デジタル庁が設置され、これにより国全体の行政の縦割りを排し、デジタル化が本格的に進むこととなりました。

本県においても、令和3年度を「みやざきデジタル化元年」と位置づけており、本県のデジタル化施策の方向性を示す「宮崎県情報化推進計画」において課題として挙げられている、「安全・安心な暮らしの確保」を実現するためには、警察においてもデジタル化の対応は必須であると考えます。

そこでまず、警察におけるデジタル化の対応に関する推進の取組について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 警察では、社会全体で急速に進むデジタル化に適切に対応するため、本年1月に「宮崎県警察デジタル化施策総合戦略推進委員会」を設置し、警察の情報システムの合理化・高度化への取組を推進しております。

例えば、国と連携して、令和5年度以降、全国の運転免許情報の管理システムを共通化する準備を行っております。

また、本年6月からは、警察行政手続のオンライン化の推進について、「道路使用許可の申請」などの6手続をオンライン化し、運用を開始しております。

さらに、知事部局と連携して、警察業務やシ

ステムにAI等の先端技術を導入するための調査・研究も実施しております。

今後とも、関係機関・団体と連携を図りながら、デジタル化に向けての取組を推進してまいります。

○日高博之議員 県警におかれましても、デジタル化に向けた様々な取組が行われているとのことでありましたが、県民の安全・安心のための、県内各地で活動されている警察官の現場におけるデジタル化についての状況を、再度、本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 警察では、迅速な初動警察活動を行うため、スマートフォンやタブレット型のデータ端末で構成された高度警察情報通信基盤システム、通称ポリストリプルアイを、平成31年4月から全国で運用しております。

現場の警察官は、同システムを活用して、事件事故や災害現場などからリアルタイムで映像を配信し、現場の情報を迅速に報告したり、多言語翻訳機能で外国人との意思疎通を図ったりしております。

また、通信指令室で受理した110番通報の内容や、GPSで把握した警察官の位置情報なども、警察本部、警察署、現場の警察官が組織的に共有しているところです。

今後とも、同システムの有効活用を図り、県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

○日高博之議員 ポリストリプルアイ、一回見てみたいものですが、そういったデジタル化が、今後は警察、行政とも進んでいくものだと思います。

今後とも、県民の安全・安心の確保と警察業務の効率化を図るために、デジタル化への取組を一層図っていただきますよう、よろしくお願

いたします。

これで質問は終わりましたが、最後に、新型コロナウイルス感染症対応のため、昼夜を問わず、また、休日返上で御尽力いただいております関係者の皆様、職員の皆様を含めて、心から感謝を申し上げます。

県におきましても、知事を先頭に、部局を越えた全庁的な体制の下、関係機関と連携を図りながら、県民の健康・生活を守るため、早め、早めに様々な対応を講じていただいております。重ねて感謝を申し上げます。

皆様におかれましては、健康に十分に留意されながら、まだ5波の途中でございます。しっかりとここは気を引き締めて、まだまだ次に起こる事案に対してもしっかりと取り組めるように、よろしく願いを申し上げまして、私の代表質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、右松隆央議員。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) 県議会自由民主党の右松隆央でございます。

未知のウイルスとの闘いであるコロナ禍で、私たちの何げない日常は、言わばいとも簡単に壊れてしまいました。誰もが当たり前のように思っていた、ふだんどおりの何げない日常は、実は不安定な土台の上に成り立っていて、もろ

く壊れやすいものだったと、この長い1年6か月の間に、私たち人類は思い知らされたのであります。

こんな事態が起きるとは想像さえしていなかったときに、この世界は安定とは真逆の、丘の上に偶然に置かれたボールのような状態でぎりぎりの均衡を保ち、辛うじて昨日と同じような今日がやってくると説いた人がおります。

ボールは転げ落ちていくのが自然の理であります。まさにボールが転げ落ちた今日、私たちは、ボールが何とかバランスを保つように、丘の上に一生懸命に置いていた人たちがいたことに気づかされることにもなりました。何げない日常を維持していくために、数多くの人たちが見えないところで動いていたのであります。

例えば、医療従事者の存在も当たり前でしたが、彼らの存在がなければ、私たちは新型コロナウイルスに対応できなかったのであります。

その日常の功績が顕彰されない陰の功労者、いわゆるうたわれざる英雄を「アンサング・ヒーロー」と言い、医療従事者のみならず、ぎりぎりの均衡を保つために、どれだけ多くのアンサング・ヒーローが存在したことか、何げない日常は、彼らの無数の「贈与」によって成り立っていたのだと、近内悠太氏は述べておられます。

世界を大混乱に陥れたコロナ禍で、口にしたいくはないのですが、南米に、家畜の血を吸って生きるチスイコウモリという小動物がいます。100匹くらいの群れで生活するのですが、そこには、不運にも獲物にありつけなかった仲間のために、血を吐き戻して分け与える分配行動が見られるといいます。代謝が速い動物で、2日続いて血が吸えないと餓死してしまうからで

あります。

血をどのような相手に分け与えるのかについての研究によると、圧倒的多数が、以前に血を分け与えてもらった相手に対して血を分け与えるのだといいます。

逆に、以前、自分に血を分け与えてくれなかった相手に対しては、血の分配を積極的に拒む行動も見られるといいます。進化生物学では、このように特定の相手との安定した協力関係のことを「互恵的利他主義」と呼ぶのであります。

これに対して、いつ誰からともなく回り回って援助が返ってくるかもしれない形での二者に閉じない助け合いを、進化生物学では「間接互恵性」と呼び、これはヒトに特徴的なものであると言われております。

私たちが、何げない日常は実は数多くのアンサング・ヒーローの贈与によって成り立っていると気づくことは、この世は間接互恵性で成り立っていると気づくことでもあります。

何かの見返りのために他人と関わるのではなく、知り合いでもない、友人でも身内でもない「誰か」のためにお返ししたくなる、その贈与の積み重ねの連鎖が、この世を住みやすくする、そして回り回って私たちに恩恵を与える。「情けは人のためならず」であります。

さきの近内氏は、「仕事のやりがいは、その仕事の贈与性によって規定される」と言われております。特定の人のためではなく、特定されない「誰か」の役に立っていることが、仕事のやりがいにつながるということでもあります。まさにそれは、為政者にも当てはまることでありまして、県民一人一人に自らの存在が役に立っていると思っていただけているかどうか、特にトップリーダーには、そのことを常に自問して

いくことが求められていると認識しております。

そこで知事に、知事としての仕事のやりがいをどこに置いておられるのか、特定の支援団体との互恵的利他主義にとどまらず、間接互恵性の心を県民に対して常にお持ちであるのか、市井の県民一人一人に心を砕いてこられたのか、この11年の知事の県民への思いを、自らの言葉で伺います。後は質問者席にて質問を行わせていただきます。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

私は、県民の皆様が安心と希望を持って暮らすことができるよう、将来に向けたビジョンや戦略を県民に明確に示し、目標を共有して実行すること、そして、結果に対してしっかりと責任を持つことが、県政のリーダーとしての使命であると考えております。

時に批判や強いお叱りをいただきながら、そして、時に評価や激励をいただきながら、県民の皆様とともに県政を前に進めているという手応えを感じているところでありまして、そこに知事としてのやりがいを強く感じております。

また、本格的な人口減少社会にありまして、高速道路網の整備促進、防災庁舎や県立宮崎病院の整備など、持続可能な宮崎県の土台づくりを、多くの関係の皆様との連携・協力の下で着実に推進できていることにつきましても、私の大きな喜びであり、やりがいにもつながっているとあります。

私が知事に就任した平成23年当時、「口蹄疫からの再生復興」が最優先の課題でありました。そして今、新型コロナウイルスによる未曾有の危機に再び直面をしております。

こうした様々な災害・災厄の下におきまして

は、例えば被害を受けた農家の数、患者の数、さらには感染者の数ということで、数字で捉えがちですが、そこに一人一人の暮らしがあり、人生があるということを決して忘れてはならないということを感じますし、また、報道等で大きく取り上げられる、被害を受けた農家であるとか、感染者の数、さらには、営業時間の短縮要請をお願いしております飲食店、そういった大きく取り上げられる方々以外にも、こうした災害の際には、多くの県民の生活に影響が及んでいる、そういう一人一人に思いを致すこと、声なき声に耳を傾けていくこと、そこが大変重要であると考えております。

コロナ禍におきまして、現在、県独自の緊急事態宣言を行い、まん延防止等重点措置も適用されているところでありまして、県民の皆様には大きな負担をおかけしておりますこと、誠に心苦しく、知事として重く受け止めているところであります。

何とか早期に収束を図り、県民生活を取り戻してまいりたい、そういう強い決意で、これからも一日も早く日常を取り戻していくことができますよう、力強いリーダーシップと責任感を持って全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○右松隆央議員 今のこのコロナ禍で、為政者として、トップリーダーとして、県民にどう希望の光を与えていけるのか。県独自の緊急事態宣言を否定するものではありませんけれども、宣言発令の本来のあるべき形は、予防的な措置ではなくて、本当に最後の最後の手段、これは県民に大きな苦しみと最大限の我慢を強いることを伴う措置でありますので、死者数や重症者数も含めた科学的データとしてのエビデンスに基づく措置であることは当然ながら、その後

に、県民にどのような希望を指し示すことができるのか。

明日の生活も見えない、暗闇を必死で生きる県民のことを本当に思うのであれば、宣言は、「本来、これは使ってはいけないんだ」と、県民一人一人に心からの自責の念を持つこと、そして同時に、希望の光を指し示すこと、これは、トップリーダーとしての言わば義務だと私は認識しております。

そこで知事に、本県の度重なる緊急事態宣言の発令による影響と、コロナ禍において県民にどう希望の光を指し示していかれる考えであるのか伺います。

○知事（河野俊嗣君） 県独自の緊急事態宣言につきましては、日々の感染状況につきまして必要な分析を行い、県の対応方針にのっとり、これまでも発出してきたところであります。

今回の第5波では、感染力が極めて強いデルタ株による感染が急速に爆発的に拡大する中で、県民の命と健康を守るためには、本格的なお盆休みを前に、最大限のブレーキを踏む必要があると判断し、発出したものであります。

一方で、御指摘がありましたように、緊急事態宣言につきましては、社会的に弱い立場にある方々も含む全ての県民に大きな影響を及ぼすものであります。これまでも必要な支援策を講じてまいりましたが、コロナとの闘いが長引く中で、収束に向けた希望の光を指し示していくこと、出口の姿を見せていくこと、それらは大変重要であると考えております。

そのような中、ワクチンの一日も早い接種完了と、それを踏まえた感染収束後の姿を示すことが、県民の皆様にとっても希望になるものと考えております。基盤となります検査・医療体

制の充実と、今後の経済の回復・活性化に向けた検討、準備を進めているところであります。

引き続き、私が先頭に立って、こうした希望の光というものを示しながら、市町村や関係団体とともに、何よりも県民一人一人に寄り添いながら、感染収束に向けて全力で取り組んでまいります。

○右松隆央議員 現状の惨劇を伝えて制限を強めるだけでは、そこに県民が希望を見いだすことは決してありません。

先ほど言われたように、ワクチン接種を速やかに進めるとともに、接種によって、感染しても無症状のケースが多くなり、本人が気づかずとも未接種の人にうつしてしまうケースが出てくること。そしてまた、飲食店も時短要請をしっかりと守るところと、予約を受けてあえて営業を行っている実態があると、関連事業者から聞いております。都市部から来県した人がウイルスを広げている実態、これらを知事はどう受け止めて、今まで何を対処してきたのか。

頑張っているところに対して正當に評価し、そうでないところとの差別化をしっかりと担保することも、政治が県民に希望を与える一つの側面的要素であり、緊急事態宣言を発令する前にやるべきことであります。

さらに、今年の2月に問わせていただいた、市郡医師会病院の旧施設の利活用について、仮にコロナの専門病院として態勢を整えていたならば、今日の第5波で結果はどうなっていたのか。特に、一般医療との両立の面では大きな違いが出ていたのではないかと、私は認識いたしております。

鉄は熱いうちに打てとはよく言ったもので、1年前の8月28日の救急告示医療機関連絡協議会で、医師会幹部から協力しますと県に打診が

あったときに、即座に協議の場を設けるべきであったと言わざるを得ないと私は感じておりません。

今日午前中に話がありました。

県は、そちらが政治家だったら、もう決定にして議論していく、そういう話だったと私は思っています。

そして、何度もこういった感染爆発の波を経験して、そのたびに、そのまま進むと危険として、県独自の緊急事態宣言を発令しては、そこに県民の本当の理解を得ることはできないと私は感じている次第であります。

先ほど申し上げたのは、重症化予防センターのことです。

感染累計で全国最小の島根、鳥取両県のうち注目を浴びる——知事、聞いていますか。しっかりと聞いてくださいよ——鳥取方式が、どうコロナ対策を講じているのか。今年の5月に鳥取県の平井知事は、インタビューに次のように答えております。

政府の基本的対処方針分科会で、感染状況がステージ4になったら、直ちに緊急事態宣言をやってもいいのではないかという空気があった。しかし、どこかに政治判断が入る。コロナ対策は、政治判断でも、ましてパフォーマンスの場でもない。1人の陽性者が出た段階で、周辺を徹底して調査するのが鳥取方式である。疫学調査などと言って、いろいろな理屈をつけて、ここまでしか調査しませんではなく、例えば、陽性者に家族がいたら、その日のうちに調べる。今日も2人の陽性者が出たが、今日のうちに追加検査を行った。翌日には、陽性者の職場、同じ場所にいた人をみんな呼んできて検査する。これを続けていくと、だんだん陽性者が減ってくる。

検査は陽性者がゼロに到達するまでやる。

これによってクラスターが発生しても抑え込みが可能だ。

やるべきことをやれば、ある程度のレベルで感染の波は低く抑えられ、広がりを遅らせることは可能とし、スピード感と検査の徹底によって独自のコロナ対策を実施してきた鳥取方式は、我々も参考にすべきだと考える次第であります。

これは平時ではないんです、有事だからこそ、知事が人事権、あるいは災害対策本部に籠もるぐらいの陣頭指揮によって、鳥取方式を実施しなければならなかったと、私はそのように感じております。それは、知事の立場しかできないことであります。

冒頭の、県民一人一人に本当に寄り添うとはそういうことだと私は感じております。意見の相違があるかもしれませんが。そして、緊急事態宣言でずたずたになった県経済をどう立て直していくのか、知恵をしっかりと絞っていかなければなりません。

未知の病気との闘いの中で、将来の道筋や、先ほど知事が言われましたけれども、今後の経済目標、それから数値指標をしっかりと示すことで、先に見える我慢、能動的我慢へと県民を導き、県民一丸となって県政史で最大の危機を乗り越える、真に県民に寄り添った、そして、緊急事態宣言でリーダーシップを演出するのではなく、発令に至らないようにコロナを抑え込む、真の強いリーダーシップを、これは厳しいようで大変申し訳ありませんけど、知事には求める次第であります。

引き続き知事に、これからの新国土計画に伴う本県の向かうべき方向性について伺ってまいります。

政府は、国土の将来像を描く新しい国土計画の策定に向けて、本格的な検討に入りました。人口が減る中で、地方をどう維持し、活性化へとつなげていくのか。現行の国土形成計画が4年後の2025年に終了することを見据えて、国交省は、国土審議会に計画部会を設置して、議論のたたき台となる「国土の長期展望（最終取りまとめ）」を受けて、今後、議論を鋭意進めることにしております。

今後策定される新国土計画に伴う、本県の向かうべき方向性については、まずはデジタル社会をしっかりと推進していくことが大前提になってまいります。

そして2つ目に、デジタルとリアルが融合する地域生活圏の構築であります。たたき台では、平成の大合併の問題点、すなわち、広域化の結果、中心部から離れた地域には行政の目が届きにくくなって地域コミュニティが衰退したことへの問題点を検証し、令和時代の新たな地域の在り方を目指していく必要があるとしております。

現行計画では、人口規模で30万人前後、時間距離で1時間前後のまとまりを目安としていたものを、デジタル技術を活用し、住民密着型のきめ細やかなサービスをリアルに提供していくためには、10万人前後の圏域のほうが取り組みやすいとし、さらに、特に本県はそうではありませんが、中山間地域も多く抱え、その適用が難しい地域においては、住民主導で買物施設や地域内交通を運営していく小さな拠点有望とし、それを定着させるには、運営する住民の掘り起こしと、やはりそこへの財政支援は欠かせないとしていくところであります。

そこで知事に、4年後の2025年から2050年に向けた新しい国土計画の策定を見据え、人口減

少が進む中での本県の向かうべき方向性をどう考えておられるのか伺います。

○知事（河野俊嗣君） 国土審議会におきましては、私も全国知事会を代表した委員の一人として議論に参加しまして、地方の立場から国土の在り方について意見を述べてきたところがあります。「デジタルを前提とした国土の再構築」や「地域生活圏」の考え方は、今後の本県の在り方を考える上でも大変重要であると認識しております。

特にデジタル化については、今後も減少が続く労働力の補完や、新たな産業等の創出、暮らしの利便性の向上など、これからの産業や暮らしに不可欠な取組であり、先端ICTの活用やIT人材の育成等に力を入れていく必要があると考えております。

また、地域の在り方についても、国の示す地域生活圏よりもさらに小さなエリアで、拠点集落と周辺集落を地域内交通などで結ぶ「ひなた生活圏」の形成を進め、日常生活に必要な機能の維持を図ることとしております。

今後とも、新たな技術の積極的な活用により、豊かな自然や人情味あふれるコミュニティー、さらには、神樂をはじめとする伝統文化といった、先人が残した本県の宝をしっかりと継承するとともに、人口が減っても地域の活力が維持され、誰もが安心と希望を持って暮らし続けることのできる、魅力ある県土づくりを進めてまいります。

○右松隆央議員 引き続き知事に、県総合計画アクションプランの「新しいゆたかさ前進プログラム」の評価結果について伺ってまいります。

特に今回は——いいほうも本当は取り上げなければいけないんですけども——残念ながら

C評価となった、人口問題対応プログラムについてであります。

その中で、1つに「地域や産業を支える人財の育成・確保」、2つに「地域の暮らしの確保や中山間地域の振興」、3つに「本県の未来を担う子どもたちの育成」、そして4つに「合計特殊出生率の向上に向けた環境づくり」の重点4項目が、内部評価、外部評価ともC評価となっております。

知事に、アクションプランの筆頭プログラムとなっている人口問題対応プログラムで、重点5項目のうち4項目がC評価となったことに対して、どう受け止められ、そして課題をどのように克服し、今後改善を図っていかれる考えであるのか伺います。

○知事（河野俊嗣君） 今回の政策評価におきまして、本県の最重要課題であります人口問題への対応に関する多くの項目でC評価となったことを重く受け止めており、原因や課題をしっかりと分析し、対応していく必要があると考えております。

このプログラムでは、30の指標のうち「農林水産業の新規就業者数」や「男性の育児休業取得率」など、11の指標で一定の成果を得た一方で、「自分には良いところがあると思う児童生徒の割合」や「県内大学等新規卒業者の県内就職割合」など19の指標では、コロナによる活動制限の影響等もあり、目標の目安値を下回ったところがあります。

今後は、これら達成度の低い項目について、デジタル技術の積極的な活用や、企業等との連携の拡大など、コロナ禍の中でも着実かつ効果的な取組を進めることにより、子育て環境の整備や将来を担う人材の育成、若者の県内定着等につなげていきたいと考えております。

私としましては、今回の指標の達成状況や答申の内容、県議会における御意見等も踏まえながら、引き続きアクションプランの推進を図ってまいります。

○右松隆央議員 それでは、総合政策部に移ります。

まず、公共交通の在り方についてであります。国交省は、令和3年度版の国土交通白書において、「コロナ感染拡大」と「災害の激甚化・頻発化」の2つの危機に直面しているとし、それに伴って加速化した変化と、顕在化した課題について、5つの観点で分析、整理をされております。その1つに、「社会の存続基盤の維持困難化」を挙げております。

特に人口減少が進む地方は——本県もまさにこれに当てはまりますけれども——路線バス、乗用タクシーなど、地域の公共交通機関が苦境に立たされ、住民が生活の足を失いかねない状況にあるとし、このまま進めば2050年には、公共交通の衰退とともに医療、福祉、買物など生活に必要なサービスの維持も、利用者減で一層難しくなり、例えば病院、銀行、コンビニの運営存続に当たって必要とされる人口をそれぞれ設定されているわけですが、同年までに設定人口を下回って、1施設すら存続が困難となる市町村の割合が、病院が66%、銀行が42%、コンビニが20%と、年々悪化の一途をたどっているという試算も出されております。このことから、公共交通の維持は、その地域の存続に直結する極めて重大な課題であることが自明であると言えるのであります。

そのような中、昨年活性化再生法の改正に伴い、従来の地域公共交通網形成計画に代わる新たな法定計画として、地域公共交通計画の作成が努力義務化されたところであります。

そこで総合政策部長に、全ての地方公共団体において作成や実施に取り組むものとされ、計画の対象として、ダイヤや運賃、利用者の利便性向上、そして地域の輸送資源を総動員する具体策、さらには目標設定や評価、データに基づくPDCAなど、実効性を確保するとされた地域公共交通計画の県内自治体の作成状況と、特に利用者の利便性向上で特筆すべき内容等があれば伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 地域の存続に不可欠な存在であります公共交通を維持していくために、従来の地域公共交通網形成計画に代わりまして努力義務化された「地域公共交通計画」につきましては、昨年度末までに県内13の市町村が策定済みであります。

また、他の市町村においても順次、検討が進められておりまして、県としましても、令和5年度末までには策定を目指してまいりたいと考えております。

このような中で、例えば昨年度、計画を策定いたしました串間市においては、「道の駅くしま」の整備に併せまして、これを拠点としたコミュニティバスの運行ルートの見直しやダイヤ改正を行うなど、利用者の利便性向上を図る取組が行われているところであります。

今後の人口減少を見据えますと、公共交通サービスに加え、コミュニティバス、スクールバス等の地域のあらゆる輸送資源を活用し、利用実態のデータ把握・分析など、マーケティングの視点から地域交通ネットワークを考え、維持していくことが大変重要でありますので、市町村等と一緒に、しっかりと取り組んでまいります。

○右松隆央議員 地元の航空会社であるソラシドエアが、来月から新規事業を始めることにな

ります。本県の新鮮な野菜や魚などの食材を、集荷から空輸、納品まで一貫して行うもので、空輸と陸送の一貫輸送は、国内航空会社では初めてとのことであります。

新型コロナで旅客需要が落ち込む中で、貨物輸送を新たな収益源にしたい考えであり、生産者が道の駅や市場などへ食材を持ち込むと、ソラシドエア社員が集荷し、宮崎空港から自社便で空輸して、羽田空港から首都圏の物産館やアンテナショップ、飲食店などへの納品も同社が担い、原則として当日に届けるとのことであります。運送事業者を介さず、空輸と陸送を一貫してソラシドエアが担うことで、輸送コストの軽減が可能とのことであります。

そこで総合政策部長に、今般、地元航空会社のソラシドエアが始める、当日中の配送が可能となる空輸と陸送の一貫輸送の可能性と、今後の展望について、どのように考えておられるか伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） ソラシドエアは、新型コロナの影響によりまして旅客需要が大幅に減退し、大変厳しい経営状況にあることから、北海道を拠点に航空事業を展開しているエアドゥとの持ち株会社設立などの経営改善に取り組んでおりまして、今回の空輸と陸送の一貫輸送も、経営改善策の一つとして取り組まれるものであります。

同社が6月に実施いたしました実証事業におきましては、当日配送のメリットを生かし、川崎市のホテルで本県産の朝どれ野菜などを販売したところ、生産者や消費者には大変好評であったものの、その一方で、新たに免許取得した貨物輸送のノウハウ不足など、課題もあったとのことであります。

ソラシドエアからは、今後、事業を進めなが

ら課題を解消していく予定であると伺っておりますので、県としましては、同社が行うこの事業のPRなど、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ロットは小さいかもしれませんが、物流の一つの有効な手段として活用が広がることを願っております。

続いて、自治体版ローカル5Gについて伺ってまいります。

高速大容量の第5世代、いわゆる5Gと言われる移動通信システムを特定の区域や敷地内に導入するローカル5Gの計画が今、各地で動いております。

通信事業者や製造業など、企業はもちろんのこと、地方自治体においても、免許を取得し、取組を鋭意進めるところが出てきておりまして、例えば四国の徳島県は、自治体では全国初となるローカル5G無線局の免許が、今年2月に交付されたところであります。徳島県のスマート県庁推進課が作成した、ICTとくしま創造戦略のローカル5Gプロジェクトの資料を見ると、全国屈指の光ブロードバンド環境を最大限活用し、県内のケーブルテレビ事業者と協力したローカル5G環境の構築により、トプランナーとしての地の利を生かした政策提言を、全国知事会でも発表しております。

そこで総合政策部長に、私は2年半前の代表質問で、「5Gは地方の活力を取り戻し、地域の格差を解消する重要なインフラとして期待されており、周波数帯の割当てが予定された平成31年4月から先取りして、5Gの活用に取り組んでもらいたい」とお願いをしておりましたが、あれから2年半で本県の5Gはどこまで進んできたのか伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） ローカル5G

は、様々な地域課題の解決につながることを期待されておりまして、地方創生を進める本県にとりましても、重要なインフラになってくると認識しており、また、6月末までに全国ではメーカー、大学、自治体など、50の団体が免許取得するなど、今後、活用に向けた動きが本格化するものと受け止めております。

このような中、県では令和2年度から、「ローカル5G等を活用した地域課題解決実証事業」に取り組んでおりまして、昨年度は、椎葉村の交流拠点施設「カテリエ」におきまして、ローカル5Gを活用したワーケーション等の実証を行っており、宮崎市や鹿児島市の企業の参加により、その有効性を確認したところであります。

また、今年度は日向市において基地局を新設し、サーフィン大会を高精細な画像で配信したり、県内外の遠隔地からロボット操作する方法で、道の駅での買物体験を計画するなど、観光分野での実証事業に取り組むこととしております。

県としましては、この事業で得られた成果や、他県での先進事例等を踏まえながら、県内でのローカル5G導入をしっかりと促進してまいります。

○右松隆央議員 さらなる推進を、改めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、総務部と危機管理局に移ります。

地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税が今、脚光を浴びております。制度そのものは5年前の2016年に始まっておりますが、魅力的な返礼品がメリットである個人のふるさと納税とは違い、当初は、知名度不足から利用は低迷してございましたが、政府は昨年度、制度活用を後押しするために、税の軽減額を最大6割

から9割まで引き上げるとともに、詳細な寄附見込額や事業額の申告を不要とするなど、手続において簡素化したところであります。

これで一気に認定自治体が増えておりまして、そもそも、都市部に集まる企業のお金を地方に回すのがこの制度の狙いでありまして、本県も御多分に漏れず、財政難に苦しむ自治体にとっては貴重な財源となります。

また企業側も、税制メリットはもちろんでありますけれども、地域貢献に熱心な姿勢をアピールすることができますし、自治体との関係構築を通じて、将来的な事業展開につなげていけるメリットも出てくるわけでありまして。

そこで総務部長に、本県での企業版ふるさと納税の活用はどこまで進んでいるのか伺います。

○総務部長(吉村久人君) 議員御指摘のとおり、企業版ふるさと納税は、自主財源に乏しい本県にとりましては、財源を確保するための有効な手段であり、これまでの寄附の受入額は、全国でも上位となっております。

令和元年度の寄附の実績としましては、県内に就職した大学生等の奨学金返還を支援する事業と、神話や神楽の魅力を発信する事業の合計5,045万円余に対し、6社から1,610万円の寄附をいただきました。

また、令和2年度は、令和元年と同様の2事業、合計3,217万円余に対し、6社から、税の軽減効果が拡充されたこともあり、前年度比495万円増となる2,105万円の寄附をいただいたところであります。

県としましては、これまで以上に多くの企業に賛同していただけるよう、対象事業の内容や税制上の優遇措置について、立地企業や本県ゆかりの企業などに広くPRし、企業版ふるさと

納税を、本県の貴重な財源として最大限活用してまいります。

○右松隆央議員 特例措置は、今のところ令和6年度までとなっていますので、より一層、企業の開拓を進めていただきますよう、お願いいたします。

次は、外国資本による土地売買について伺います。

今年の6月に、土地取引を調査・規制する新法が国会で成立しております。この土地利用規制法のポイントは4つありまして、1つは、安全保障上、重要な施設、自衛隊基地や原発の周辺1キロメートルを「注視区域」とすること、2つ目は、自衛隊司令部など、特に重要な施設の周辺は「特別注視区域」に指定すること、3つ目は、政府がこれらの土地の利用実態を調査し、特別注視区域は売買の事前届出を義務づけること、そして4つ目に、重要施設の機能を妨げる行為は中止を勧告命令し、従わなければ罰則規定を設けていることとあります。

また本県は、水源地域保全条例を我々の発議で7年前の平成26年3月に制定しております。水資源を将来にわたってしっかり守っていくために、水源地域の土地取引においては事前届出制としたところとあります。

そこで危機管理統括監に、今回の国の新法成立を受けて、施行は先になりますけれども、自衛隊基地や駐屯地を持つ本県も、その対象に入ってくることになると考えますが、どのような認識を持っておられるか、そして環境森林部長には、条例公布から7年がたつわけですが、外国資本による土地売買の有無について伺います。

○危機管理統括監（小田光男君） 重要土地等調査法につきましては、国の安全保障上のリス

クとなる防衛関係施設等の重要施設や、国境離島等の機能を阻害する行為の防止を目的として、本年6月23日に公布されたところであります。

この法律は、公布後1年3か月以内に、政令で定める日から施行すること、基本方針の策定や土地等利用状況審議会の設置など、一部につきましては、1年以内に施行されることとされております。

法律を所管している内閣官房の重要土地等調査法施行準備室に確認いたしましたところ、現在、規制の対象となる注視区域等の指定手続などにつきまして検討中であり、自治体の関与につきましても、国が土地等の調査を行う際に、市町村に対し、住民基本台帳等の情報提供を求めること以外は未定とのこととありました。

県としましては、今後、国の基本方針や区域指定の動向等について、十分に注視してまいります。

○環境森林部長（河野譲二君） 水源地域保全条例における水源地域内の外資系企業と思われる者による森林の買収は、平成27年6月に、宮崎市において2.56ヘクタールを取得された事例が1件判明しております。

この事例につきましては、売買契約後、令和元年度の林地開発許可手続に伴い把握したもので、国の定期調査において報告しております。

県民生活に欠くことのできない水資源の保全は大変重要でありますので、今後とも関係機関と連携しながら、土地売買等における事前届出制や土地所有者等の責務などを明記した本条例を適切に運用するとともに、水源地域の保全に努めてまいります。

○右松隆央議員 私権制限や経済活動への影響は当然なくしつつ、安保の観点からは、外国資

本による不透明な土地利用とならないように、引き続きの注視をお願いしたいと思います。

次に、災害時の避難対策で3問伺います。

まず、避難所管理の重要な役割であり、手間暇のかかる安否確認、避難者の把握についてであります。

近年、特に地震や風水害が多発する熊本県では、過去の災害対応の経験から、避難所における避難者把握に、顔認証システムの確立を目指しております。熊本県は、NTTドコモと災害時の避難者把握に役立つデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの推進に向けた協定を今年の6月に結んでおまして、同社が自治体と災害時のDXに関する協定を結ぶのは全国初とのことでもあります。

私も自治会活動で避難訓練に幾度となく参加するわけですが、やはり避難者の把握というのは、出入口で、あるいは自治会長が一人一人確認するような状況であります。手間暇のかかるものである中、今後、熊本県のような顔認証を導入し、効率化と正確性を図る考えはないか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（小田光男君） 避難所における避難者把握の現状は、入所時に受付で氏名等の記載を行う必要があるため、時間と労力を要しておりますことから、御指摘のありましたDXの活用等による把握方法のシステム化は、効率性・正確性において有意義な取組であると考えております。

御紹介のありました熊本県の顔認証機能を活用する方法は、個人情報の事前登録、それから他のシステムとの連携に検証を要するとして、今後、実証実験を行っていくと伺っております。

その結果が順調にいけば、避難所の出入管理

や避難者の健康管理の効率化、事務負担の軽減が図られるほか、要配慮者等の受入れに際し、より迅速な対応が可能になるのではないかと考えております。

熊本県の実証実験の結果につきましては、広く情報提供したいとのことですので、その結果を踏まえ、県としましては、市町村とともに検討してまいります。

○右松隆央議員 引き続き、避難所における環境改善の取組についてであります。

コロナの感染拡大がいまだに続く中、当然に、避難所においてもコロナ対応が必須になってまいります。

多くの自治体は、臨時交付金を活用しながら、間仕切りや段ボールベッドなど、避難所における備蓄品を購入したり、感染防止のために分散避難などの対策を啓発したりしております。

コロナ対策によって、もともと避難所においてリスクが高かった感染症など衛生面での向上や居住面での改善が、各自治体で鋭意進んでいると認識しているところであります。

そこで、避難所での生活をより過ごしやすくするために、いわゆるTKB、トイレである排せつ、キッチンである食事、そしてベッドである睡眠、これらの充実に向けて、本県ではどのような取組を進めているのか。そして本県も、ホテル旅館組合と協定を結ぶところまで行きましたけれども、コロナ禍で避難所が密にならないよう分散避難を推進するために、自治体によっては、要援護者など一定の条件下でホテル・旅館に避難すれば、宿泊費の一部を補助する制度を構築したところもあります。本県における分散避難の考え方と支援策について、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（小田光男君） 避難所の環境改善につきましては、コロナ対策を機に、過密防止や衛生面の改善が進んだところでありますが、避難生活の質の向上は今後も必要であると考えております。

このため、県及び延岡市では、トイレ不足に備えて、仮設トイレ等の供給等に関する協定を締結しているほか、えびの市では、防災食育センターを設置しまして、平時の学校給食と災害時の食料供給の場として運用しております。また、諸塚村では、避難生活で安眠できるよう、エアベッドの備蓄を始めたところです。

次に、分散避難につきましては、ハザードマップ等で安全性を確認した上で、在宅、避難所への避難のほか、ホテル、親戚・知人宅など多様な選択肢の中から、住民自身が自分に適した避難を検討する必要があると考えております。

こうした分散避難を促進する支援策につきましては、今後、市町村の検討が進むよう、情報提供をしてまいります。

○右松隆央議員 引き続き、ペット同行避難所運営のマニュアル作成について伺います。

家族同然のペットを飼っている人にとって、災害時にペットと一緒に避難することは当然のことでありまして、いかに大きな災害が起きようとも、ペットを家に置き去りにして避難することはあり得ないことであります。

ここで言う同行避難というのは、飼い主とペットが同じ空間で過ごすことを指すのではなく、避難所内でペット専用のスペースなどに飼い主が持参したケージを入れて受け入れる方式のことです。

そこで、ペットと一緒に避難できる避難所の確保が全国的な課題となっている中、本県では

どのように取組が進んでいるのか、また、ペット同行避難所マニュアルの作成の取組状況はどうなっているのか、これは福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 議員御指摘のとおり、飼い主にとってペットは家族同然であり、災害時に同行避難できることは大変重要だと考えております。

県内におきましては、昨年の台風を契機に住民からの要望が高まったと市町村から伺っておりまして、現在、同行避難できる避難所を事前に設定し、ペット専用スペースを確保している市町村は、宮崎市、延岡市、日南市、日向市、西都市の5市となっております。

最も多い延岡市におきましては、小中学校等50か所、また宮崎市では、交流センター等9か所を、同行避難が可能な避難所として今年の8月に公表しており、この5市につきましては、同行避難に際し一定のルールが定められております。

県といたしましては、避難所運営の主体となる市町村が、ペットの受入れを円滑に行うための同行避難マニュアルを作成できるよう、先進県の取組を参考にしながら、危機管理局とも連携して、ガイドラインの策定を進めてまいります。

○右松隆央議員 取組を進めていただくようお願いいたします。

次は、福祉保健部に移ります。

まずは、新型コロナ対応の最前線で、重黒木部長を先頭に、職員の皆さんが全庁挙げて毎日遅くまで注力しておられますことに、心から敬意と感謝を申し上げます。

その上で、感染症の実態は一体どうであるのか、そして、新たな株による第6波も起こり得

ることも含めて、今後の見通しや感染対策について、幾つか議論をしてみたいと考えております。

まずは、周知のとおりであります。今回の第5波は、今までの株からデルタ株に置き換わっており、基本再生産数からも驚異的な感染力は明らかで、感染拡大の猛威を振るっております。ウイルスは日に日に進化していると実感せざるを得ない状況にあります。

そういった中で、ワクチン接種も進んできており、目に見えた予防効果も数値化されておりました。諏訪中央病院の玉井医師によると、ワクチン接種によって、入院・死亡の予防効果は93～96%、発症予防効果は64～88%、感染予防効果は64～79%とされ、ワクチン接種の効果はしっかりと見てとれると考えております。

そこで福祉保健部長に、今回のデルタ株と過去の波との発症者、重傷者、死亡者における数率の相違点をどう分析しておられるのか、また、ワクチン接種の有無と感染との相関データはどのような数字が出ているのか伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） まず、第3波以降の感染者数につきましては、第3波で1,576人、第4波で1,112人、8月末までの現在の第5波で2,436人となっております。

次に、感染者のうち症状を有する方の割合は、第3波で74.9%、第4波で78.5%、第5波は、8月末まででございますが、85.3%となっております。

さらに重傷者の割合は、第3波で1.5%の24人、第4波で1.8%の20人、第5波は8月末までで0.5%の15人[※]となっており、さらに亡くなられた方につきましては、割合は第3波で1.3%の21人、第4波で0.4%の5人、第5波では、同じく8月末までで0.2%の6人となっております。

※ 59ページに訂正発言あり

これらの数字を見ますと、第5波は、感染力の極めて強いデルタ株の影響によりまして、感染者数は過去最多となり、症状を有する方の割合も高い状況となっております。

また、ワクチン接種の効果は、詳細な分析を待つ必要がありますけれども、重症化や死亡の割合は、第3波、第4波と比較し、第5波では低い状況にあります。

なお、ワクチン接種は2月17日から開始しております。8月31日の時点において2回接種済みの方が48万9,033人、1回接種済みの方が11万3,804人となっております。2回接種済みで感染した方が163人、1回接種済みで感染した方が148人となっております。

○右松隆央議員 ぜひ、その数値は県ホームページ等でも掲載していただいて、ワクチン接種の有効性を周知するとともに、新規陽性者数だけに目が行くことなく、各波における発症率や重症率、それから死亡率を明確にすることで、科学的データに基づく施策決定をお願いする次第であります。

7月30日に鹿児島県は、デルタ株の新変異であるE484K変異を併せ持つ陽性者が出たことを明らかにしました。このE484K変異ウイルスは、抗体の攻撃から逃げる性質を持つと考えられており、再感染しやすくなる可能性や、ワクチンが効きにくくなる可能性を指摘されております。

そういった中、7月20日に、今度は南米ペルーの由来とされるラムダ株が、そしてまた同時期には、コロンビアで初めて報告されたミュー株が羽田空港に到着した人から確認されたと、厚労省から発表があったところであります。

頻繁に変異株を生み出す新型コロナとの闘い

はいつまで続くのかと、暗たんたる思いすらするわけであります。

そこで福祉保健部長に、本県における新変異の確認はまだされていないのか、そして、今後の新たな変異株による第6波への懸念をどう感じているのか、今後の感染症対策の考え方も含めて伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県では、新たな変異を持つウイルスは、いまだ確認はされておられませんけれども、これまでの感染拡大も変異株による影響が大きかったことから、今後、国内外から持ち込まれ、新たな感染爆発につながる可能性はあるものと懸念しております。

今後は、ワクチン接種や抗体カクテル療法などの新たな治療法により、重症者や亡くなられる方の割合が減少することが期待できる一方で、今回のデルタ株のように、ウイルスの変異により感染力の強い新たな変異株が出現し、感染者数が大きく膨れ上がり、重症者等の絶対数が増加する状況も想定する必要があります。このため、常に新たな変異株に重大な関心を持って注視してまいりたいと考えております。

次に、今後の対策につきましては、県においては現在、第5波への対応に全力を尽くしているところでありますけれども、国においては、ワクチン接種が進んだ後の社会経済活動の制限の在り方について検討が進められておりますので、今後の感染状況を見極めながら、必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

なお、対策の実施に当たりましては、県民の皆様様の御理解・御協力が必要となってまいりますので、感染状況や見通し等の情報について、十分な周知に努めてまいります。

○右松隆央議員 第6波も十分に起こり得ると

して、やはり冒頭申し上げましたけど、緊急事態宣言に至らないように、県民負担のない——何万円もかけて自費でやらないといけないケースも出ていますので——徹底的な検査、そして迅速な感染予防対策を講じていただくよう、強く求めさせていただきたいと思っております。

続いて、コロナ禍で一層、社会的孤立が顕著になっている問題について議論してまいります。

社会的孤立を引き起こしているケースは様々あります。例えば、80代の親が50代のひきこもりの子を支えている、いわゆる8050問題、それから、子供が家族の介護を担うヤングケアラー問題、この議場でも何度も話が出ています。さらには、子育てと親や親族の介護が同時期に発生するダブルケアの問題など、複数の分野にまたがるケースがあり、それらの相談体制をどうしていくかについては、大きな課題とされております。

そこには行政の縦割りの弊害もあって、関連する行政組織も、介護や高齢者福祉、障がい者福祉や医療保険、さらには生活保護や学校教育など、多岐の部署にわたっております。こういった相談窓口を統合することは、なかなか困難になっている自治体も見受けられるケースがあります。

様々なケースが存在する社会的孤立対策として、政府は、重層的支援体制整備事業を対策の一つに掲げております。

しかし、自治体の手挙げ方式に基づく任意事業と位置づけているために、来年度以降、実施を計画している自治体は、全国で2割未満にとどまっているという現状になっております。

そこで福祉保健部長に、社会的孤立対策として、複数の分野にまたがる相談体制や支援体制

を一括して整備する、重層的支援体制整備事業の本県の取組状況、そして、拡充への今後の計画を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 議員御指摘のように、8050問題やダブルケアなどの複雑化・複合化した地域生活課題への対応は、極めて重要な課題であると認識しております。

そういった中で、国は、複数の分野にまたがる相談などに一括して対応し支援できるよう、市町村において重層的支援体制の整備を進めており、県内では3市5町が、次年度以降の事業実施に向けて準備に取り組んでいるところでございます。

例えば都城市におきましては、ひきこもりの息子を持つ高齢の父親に対する支援の相談を通して、市社会福祉協議会が中心となって、家庭の複合的な課題を把握し、複数の関係機関が連携したことで、父親とともに息子の支援に道筋がつくなど、一定の成果が見られております。

県では、この事業を「第4期地域福祉支援計画」におきまして、地域共生社会の実現に向けた重要な取組として位置づけておりまして、令和7年度までに13の市町村が取り組むことを目標としております。

そのために、庁内の連携体制づくりや、市町村等を対象とした体制整備に関する研修に取り組んでおりまして、今後も、先進事例等の情報提供などを通じて、事業の積極的な推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 社会的孤立に苦しむ人へのしっかりとした支援体制の整備を要望させていただきたいと思います。引き続きお願いします。

次に、商工観光労働部に移ります。

冒頭の知事への質問でも申し上げましたが、

1年半にも及ぶ新型コロナによる様々な行動制限、度重なる県独自の緊急事態宣言がもたらした県経済へのダメージは、深刻な様相を呈しております。

東京商工リサーチによると、昨年2020年に、自ら事業をやめたり解散したりした件数が、全国で5万件前後となって、過去最多となる見通しを明らかにしております。

政府の持続化給付金や、実質無利子・無担保の融資といった支援策によって、一時的に持ちこたえ、倒産件数は一定程度低い水準となっておりますけれども、コロナ禍で出口が見えずに先行きを悲観し、自主廃業を選ぶ事例が急増しております。今後、給付金の打切りや返済期が来れば、さらに悪化することは自明であります。

そこで商工観光労働部長に、新型コロナによる県内企業の経営状況はどのような様相であるのか、そして、今後もこのままコロナ禍が続くならば、その影響をどう見通しているのか伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県商工会議所連合会が実施しております、今年4月から6月期の「県内企業景況調査報告書」によりまして、「業況が好転している」と回答した企業の割合から、「悪化している」と回答した企業の割合を差し引いた、いわゆるD Iの数値は、既に新型コロナの影響を受けていた前年同月期との比較においても、マイナス3.7ポイントとなっております。

特に、業種別で見ますと、卸売業がマイナス27.3ポイント、小売業がマイナス7.7ポイントとなっております。

なお、サービス業につきましては、ゼロポイントでありましたけれども、これは、前年同月

期は既にコロナの影響を大きく受けていたためでありまして、7月から9月期の見通しは、マイナス19.2ポイントとなっております。

今後、第5波の影響や、これまでの影響の長期化に伴い、業績回復の見通しが立たない状況が続けば、企業の倒産や休業業の増加が懸念されるところでございます。

県としましては、日頃から県内企業の支援を行っていただいております、商工団体や金融機関等と連携しまして、県内企業の経営状況等、今後の動向を注視してまいります。

○右松隆央議員 引き続き、新型コロナに苦しむ県内企業への支援対策について、まとめて伺います。

まずは、時短要請に応じた飲食店への協力金について、今年5月9日から31日までの県独自の緊急事態宣言において、申請件数が何件あって、その支給状況はどうだったのか、こちらを福祉保健部長に伺います。

それから2つ目に、商工会議所と商工会が取り扱っている飲食関連事業者への支援金、並びに県内事業者緊急支援金の支給件数について。

そして3つ目は、県が行っている緊急雇用維持支援給付金であります。支給対象は、宮崎労働局から、国の雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた県の事業者となり、対象期間が令和3年5月1日から8月31日までの最大4か月となり、雇調金等の支給決定額の10分の1を県が支給するものであります。さきの2つの支援金とともに、本給付金の申請件数と支給済みの額を、商工観光労働部長にそれぞれ伺いたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 飲食店への協力金につきましては、本県では市町村が支給事務を行っており、今年5月の時短要請では、

宮崎市、都城市及び三股町が対象となったところであります。

最も件数が多かった宮崎市では、臨時の職員を含む最大約20名の体制により、申請2,755件のうち、申請書類に修正が必要な際に申請者と連絡が取れなかったり、書類の差し替えが未提出などの理由による処理中の9件を除き、申請受付から最短で3週間、修正処理があった場合には約5週間で支給しております。

都城市では、臨時の職員を含む最大約10名の体制により、申請976件のうち、処理中の15件を除き、申請受付から最短で10日、修正処理があった場合は約3週間で支給しております。

三股町では、申請49件の全てが処理済みであり、申請受付から最短で11日、修正処理があった場合は約2週間で支給しております。

なお、先ほどデルタ株の感染状況の分析の答弁の中で、重症者の割合、第5波で0.5%の15人と答弁しておりましたが、間違っておりました。0.5%の13人が正しい数字でございますので、訂正させていただきます。失礼しました。

○商工観光労働部長（横山浩文君） まず、県による営業時間短縮要請に協力いただいた飲食店等と直接取引のある事業者のほか、タクシー及び代行運転事業者を対象に、月額10万円を支給する「飲食関連事業者等支援金」並びに、5月に発令した県独自の緊急事態宣言によって売上げが減少している事業者を対象に10万円を支給する「県内事業者緊急支援金」につきましては、商工会議所や商工会連合会において申請受付及び審査を行った後、県において支援金を支給しております。

その実績につきましては、8月31日時点で、「飲食関連事業者等支援金」は229件、「県内事

業者緊急支援金」は3,373件を支給済みでございます。

また、コロナの影響による厳しい経営環境の中、労働者の雇用維持を図るために、休業により雇用を維持する事業者を対象としました「緊急雇用維持支援給付金」につきましては、直接、県で申請受付・支給を行っておりまして、8月31日時点で438件の申請があり、そのうち140件、約1,612万円を支給済みであります。なおおむね申請から2～3週間で支給を行っているところでございます。

○右松隆央議員 本県では支給の遅れが見られていないことに、感謝いたしたいと思えます。

国は、秋の臨時国会か来年の通常国会に、30兆円規模の経済対策を打ち出す方向で調整と聞いておりますが、本県独自の商工業者への支援対策の構築、これも重ねてお願いさせていただきたいと思えます。

次に、県土整備部に移ります。

まずは、土砂災害対策についてであります。

7月3日に発生した、静岡県熱海市での伊豆山の土石流災害は、全国に大きな衝撃を与えることとなりました。死者が26人にも上り、いまだに行方不明者が1人と大惨事となりましたこと、亡くなられた方々に改めて心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、まだ行方の分からない方が一日も早く見つかりますことを、心から願っております。

大雨時に山から溪流を伝って下る土砂の猛威を、今回の災害ではまざまざと見せつけられることとなり、さらに、上流部に人為的な大量の盛土があれば、発生時の被害は極めて大きくなることをしっかりと受け止め、本県も規制や対策を強化していく必要があると、改めて認識した次第であります。

そこで県土整備部長に、土石流や土砂災害の危険箇所での災害を未然に防ぐための調査をどのように進めておられるのか、そして、今回の伊豆山での土石流災害を受け、国が求める盛土による災害防止のための総点検は、どのような進捗状況に現在あるのか伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 本県では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれがある箇所の基礎調査を平成17年度から実施しており、令和元年9月までに、土石流が3,466か所、急傾斜地の崩壊が1万1,523か所、地滑りが244か所、合わせて1万5,233か所の調査を完了しております。

現在、その結果を基に、土砂災害警戒区域等の指定を、全ての箇所について本年度までに完了するよう取り組んでいるところです。

また、基礎調査はおおむね5年ごとに行うこととされており、現在、2巡目の調査に着手し、地形や地質、土地の利用状況などを確認することで、危険性が高い箇所の把握に努めているところであります。

一方、今回、国から協力依頼のあった盛土総点検につきましては、県土整備部のみならず、森林法、農地法などを所管するそれぞれの部局において、国土地理院から提供のあった地図データを参考に、今月13日までに点検箇所を抽出することとしております。

その後、現地に赴き、許可、届出などの内容との相違や安全性などの確認を行い、その結果を取りまとめて、年内に国へ報告する予定であります。

○右松隆央議員 本県でも、椎葉村の痛ましい土砂災害が起きております。その中で、地形とか地質とかの細かい変化を見逃さない、なおかつ膨大な数でございますので、難しい調査であ

りますけれども、災害の未然防止に資する調査、点検を引き続きお願いしたいと思います。

引き続き、土砂埋立て等の規制に関する条例制定について伺います。

この条例は、残土条例とも言われており、建設工事等で発生した土砂が他の地域に搬出され、山間部の谷地の埋立てや農地のかさ上げ等に使われ、中には、今回の熱海市のような不適切な盛土造成がなされたり、単に投棄や放置されるということになれば、土砂の流出や崩壊、そして自然生態系への影響などの問題を引き起こす要因ともなっております。

現行法では、土砂の埋立て等に伴う問題に十分に対応することができないとして、土砂埋立て等の規制に関する条例は、都道府県では、平成9年の千葉県から始まり、昨年4月の段階で、九州では福岡、大分、佐賀県を含めて、2府19県の、合わせて全国の半分近い21の府県で制定されております。

そこで、知事に伺いますが、本県として、土砂埋立て等の規制に関する条例を制定される考えはないのか伺います。

○知事（河野俊嗣君） 今回の土石流によりお亡くなりになられた方々、その御遺族に対し、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

本県ではこれまで、この静岡のような土砂埋立てに起因する災害は確認されておりませんが、一たび今回のような土石流が発生すると甚大な被害をもたらすこととなりますので、このような災害の防止は重要な課題であると認識しております。

土砂埋立て等の規制につきましては、議員御指摘のとおり、全国で約半数の都府県が条例を

制定していると承知しております。

これらの条例を見てみますと、土壌汚染や災害の発生、産業廃棄物の不適切な処理などの様々な観点から条例が制定されておきまして、規制の度合いも自治体ごとで異なりますことから、実効性を持たせるためには、全国統一的な基準が必要であると考えております。

このため全国知事会では、法制化によります全国統一の基準・規制を早急に設けるよう、国に要望しているところでありまして、今後、国の動向を注視するとともに、全国知事会等を通じて、また私自身も機会を捉えて、地方の意見を届けてまいります。

○右松隆央議員 続いて、河川管理予算と自治体の業務量増加への対応について伺います。

気候変動の影響で水害リスクが年々高まっている中で、全国的に自治体の河川管理予算が膨らんでいるのが実情となっております。

昨年度は10年前と比較すると、政令市で平均1.9倍、都道府県で1.6倍に達しているとの、東北大学災害科学国際研究所の調査結果が公表されております。

加えて、平成25年12月に、河川管理施設を良好な状態に保つよう管理者の維持・修繕が義務化された、河川法の改正による点検業務が大きなターニングポイントとなって、自治体の業務量が増大しているのが実態であります。

そういった中、北海道、新潟県に次いで、全国第3位の河川延長を誇る長野県であります。限られた人員と予算の中で、職員だけで法定点検を行っていくためには、現地担当者の負担の軽減策を図るしかないと考えて、点検した結果を記録に残す作業のシステム化を検討し、base page（ベースページ）と言われる情報共有クラウドサービスを使った河川管理シ

システムを導入しております。

また、堤防の法定点検にプラスして、道路と兼用となっている河川施設や、危険と思われる箇所(point)の点検も実施し、県内の河川情報を全てこのシステムに集約しており、さらには、河川の現況調査、長寿命化計画の進捗管理、緊急報告についてもシステム化を進めると聞いております。

そこで県土整備部長に、本県における河川管理予算額の推移と、河川法改正に伴う職員の業務量増加に対してどのような対応・対策を取られているのか伺います。

○県土整備部長(西田員敏君) 近年、全国各地で大規模な浸水被害が相次ぎ、河川管理施設の老朽化も進む中、これらの維持管理はますます重要となっております。

このため、河川管理予算については、全国的に増加傾向にあり、本県では約8億8,000万円であった10年前の平成22年度予算に比べ、昨年度は、その1.5倍となる約13億4,000万円に増加しております。

さらに、平成25年の河川法改正に伴い、河川管理施設の点検が義務化され、担当職員の業務量も増加したことなどから、平成27年度以降の点検では外部委託を導入しております。

なお、委託費は、平成29年度までの3年間は年間5,000万円前後、平成30年度以降は点検内容を見直し、年間3,000万円前後となっております。

今後、限られた人員体制の下で様々な業務の効率化を図るためには、デジタル技術の活用が重要な視点でありますので、議員御指摘のベースページなども参考にしながら、引き続き適正な河川の維持管理に努めてまいります。

○右松隆央議員 委託が駄目とは言いません。

長期的な経費額、それから、職員の技術の継承とかシステムの利活用の度合いも含めて、何がベストなのか、引き続き最善の対応をお願いしたいと思っております。

次は、環境森林部に移ります。

国際社会が取り組むSDGs、脱炭素社会に貢献するとして、今、民間企業においても、木造ビル、とりわけ木造中高層ビルが脚光を浴びております。国も、以前に施行した公共建築物等木材利用促進法をこのたび法改正し、名称に「脱炭素社会の実現に資するための」の文言が加わるとともに、「公共」の文字は外されて、法の適用範囲を公共建築物以外に広げることを明文化し、民間建築物における木造利用の促進を後押しした形となっております。

具体的には、木造利用を進めようとする事業者、建築主に、国または地方公共団体と協働して、その構想の実現に取り組んでもらうために協定制度を創設し、建築主に加え林業・木材産業事業者、そして建設事業者もこの協定に参画することを可能とし、協定に基づく取組に対して、国や自治体は財政的支援や情報提供などを行うこととしております。

今年の3月に、仙台駅の東口前に国内初の7階建て純木造ビルが完成しております。

構造用集成材を使わずに、製材を束ねて一体化した「束ね柱」を用いたのが特徴とされておりまして、木材の地産地消を促進する手法として注目を浴びているところであります。

そこで、国が強く進める脱炭素社会実現の観点から、法改正もあった中で、木造中高層ビルの着工は、今後も全国的に、より一層進むと考えられるわけではありますが、協定制度の活用も含め、民間建築物の木材利用促進に、県としてどのように取り組んでいく考えであるのか、環

境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 木材の利用は、資源循環型林業を推進し、脱炭素社会の実現にも貢献することから、住宅分野はもとより、木造率が低い中高層建築物や、非住宅分野への活用を進めていくことが必要であります。

このため県では、県有施設等の公共建築物の木材利用を進めるとともに、駅などの公的スペースの木造・木質化への支援や、木造の設計スキルを持つ建築士の育成などに加え、本県の豊かな森林や木材利用への県民理解を深める普及啓発にも取り組んでいるところであります。

議員より御紹介のありました仙台駅前の純木造ビルは、大変関心を持って受け止めており、このような民間の木造中高層ビルは、さらに取組が進むものと考えております。

今後は、国の法改正をさらなる木材需要拡大の追い風として、新しい協定制度的について広く周知するとともに、最新の木材活用事例などの情報提供や、木材利用技術センターによる技術的な支援を行うなど、国や市町村、関係団体とも連携しながら、民間建築物の木材利用促進に向けた環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ取組を進めていただきますようお願いいたします。

続いて、山の再生、千年の森づくりについて議論してまいります。

これは承知のとおりでありますけれども、我が国では戦後、木材需要増に対応するために、ブナなどの広葉樹の天然林を伐採し、代わりに成長が早く木材として使いやすい杉など、針葉樹の人工林を全国的に増やす拡大造林政策を推し進めてまいりました。

しかし、その後、安い海外産の輸入自由化

で、国内産の需要は低迷し、価格も下落するなど、当初の「林業で誰もがもうかる」といううたい文句は、今日は現実には至っていない状況にもあります。

もちろん、本県が誇る杉丸太生産量30年連続日本一、この輝かしい記録は大いに評価させていただいていることは、言うまでもありませんけれども、一方で、山の再生、生物の多様化という観点から、広葉樹の天然林が再評価され、林野庁も、1972年と少し前ですが、方針を一部転換し、杉などの植林を続けるとともに、天然林の再生も促しているところであります。

こういったブナやシイの林など、山を再生する取組の中で、全国の自治体では、「千年の森づくり」と題して計画的に整備を進めている地域があります。

林野庁も、そういった流れを鑑み、森林・林業基本計画で、森を「緑の社会資本」とし、資源だけでなく、防災や低炭素社会の実現といった環境重視で位置づけるとともに、国有林での植林事業にも広葉樹を混植するなど、事業に乗り出しているところであります。

そこで環境森林部長に、本県もいろいろ山について非常に取組が進んでおりますが、千年先の森づくりを見据えて、針葉樹と広葉樹のバランスの取れた山の再生へと計画的に進めるべきであると考えておりますが、現在の取組の状況、そして部長の考えも伺いたいと思います。

○環境森林部長（河野譲二君） 県では、人工林伐採後の適切な再生林による森林資源の循環利用を促進するほか、多様な広葉樹の導入により、公益的機能を重視した森林整備にも取り組んでいるところであります。

具体的には、県の森林環境税等を活用し、水源地等の上流域において、再生林面積の約15%

に当たる年間約300ヘクタールの広葉樹を植栽し、水源の涵養や土砂流出防止等の公益的機能の高度発揮や、野生鳥獣と共生できる森林づくりに取り組んでおります。

また、今年度スタートしました第八次森林・林業長期計画では、令和12年度の広葉樹の造林面積目標を400ヘクタールとし、再造林における広葉樹の割合を高めることとしております。

県としましては、今後とも、市町村や関係団体等と一体となって、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させる、針葉樹と広葉樹のバランスの取れた多様で豊かな森林づくりを、将来を見据え、計画的にしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今の取組をさらに推進していただくよう、お願いします。

引き続き、放置竹林の現状と竹資源の利活用について伺っていきます。

林野庁の資料によれば、全国の竹林面積は、2017年で16万7,000ヘクタールとなり、これは、5年間で5,000ヘクタールも増えたこととなります。

人の手が入らなくなったのが原因で、竹は、タケノコを採取したり、竹籠など生活用品の素材として利用してきたわけではありますが、安価な中国産のタケノコの流入やプラスチック製品の普及などで、経済的な価値が相対的に下がってきており、管理が行き届かない竹林が広がっている状況にあります。

特に、隣県の鹿児島県や大分県などが顕著になっており、竹が成長すれば、御承知のとおり樹木が育ちにくくなるなど、林業や農業にも大きな悪影響が出てまいります。やぶ化すると、管理はさらに難しくなってまいります。

そういった中、本県では、竹炭の活用にいる

いる取り組んでおられますが、竹害撲滅に意欲を燃やす団体などが、幼竹をメンマに加工する国産メンマプロジェクトを立ち上げて、事業化を推進する動きが出ております。

本県でも、延岡市の江原太郎さんが、JA延岡のたけのこ部会と業務提携を結んで、延岡メンマの生産、販売に乗り出すとの報道も目にしたところであります。

また、隣県の鹿児島県の薩摩川内市では、竹由来素材のセルロースナノファイバーの研究を進めておられて、軽量で丈夫で環境負荷も少ない建材としての性能を、環境省の事業を通じて確かめているとのことであります。

そこで環境森林部長に、本県の竹林面積の推移はどうなっているのか、また、竹を地域資源として活用する取組が、県内ではどこまで広がり、さらに県としてこういった後押しをしていくのか伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 本県の竹林面積は、平成31年3月末現在で約6,000ヘクタールと、平成25年に比べ約500ヘクタール増加しているところであり、県では、再造林後の除伐等を促進することにより、人工林へ侵入する竹の対策に取り組んでおります。

一方、県内では、全市町村でタケノコ生産が行われており、古い竹の伐採や施肥など、竹林の整備を支援するとともに、議員より御紹介のありました、延岡メンマの開発のきっかけとなったメンマ生産講習会の開催などの支援も行っているところであります。

また、県内における竹の活用事例としましては、飲料水の浄化に使い、フランスにも輸出されている竹炭スティックのほか、竹を粉末にして発酵させた畜産飼料が商品化されております。

県としましては、増加傾向の竹林面積の現状に鑑み、竹のさらなる有効活用を図るため、竹や竹炭、タケノコなどの生産施設等の整備や、それらを活用した新商品の開発について、引き続き支援してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、竹林被害を抑えていくためにも、これからも積極的な竹の利活用を進めていただくよう、よろしく申し上げます。

次に、農政水産部に移ります。

国は先月から、来年度の概算要求の議論を始めしており、同月末には財務省に詳細を提出しております。

政府全体では、来年度予算に特別枠を設けて、グリーン、いわゆる脱炭素、それからデジタル化、地方活性化、子育て支援の4分野に重点配分する方針を固めております。

農水省は、これからの農林水産業の柱として、農業分野で脱炭素を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた政策を打ち出すこととなります。そして、その後押しをするために新法を制定し、前向きに取り組む個々の生産者、有機農業の団地化など、地域ぐるみの活動、そして、環境負荷の低減や生産性向上にもつながるスマート技術には、中小農業法人や家族経営にも取り組んでほしいとし、これらを法律に基づく仕掛けとして、安定的に支援することとしております。

私は、本県は農業県として、みどりの食料システム戦略や、新法の中身を先取りした取組を進めておくことが大事だと考えております。新法は、同戦略の実現に向けて、国の基本方針のほか、県や市町村が取組の基本計画を立てることを想定し、かつ同戦略交付金を新設した上で、生産者や技術の研究開発を行う事業者などが取組内容を提出し、認定されれば、税制や金

融措置による支援が受けられる方向で検討されております。

そこで農政水産部長に、みどりの食料システム戦略をどのように受け止め、国の新法制定を見越し、本県としてどう先取りして取り組んでいかれる考えであるか伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 「みどりの食料システム戦略」は、2050年までに、CO₂の実質ゼロ化や化学農薬使用量の50%低減などを目標に、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を、イノベーションで実現させる長期戦略であります。

議員御指摘のとおり、この戦略の理念や取組の方向性は、今後の農業政策の大きな柱になると考えており、「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現を目指す、本県の第八次長期計画を推進する上で、大変重要な政策であると認識しております。

このような中、宮崎市の一里山では、地域全体で茶の有機栽培産地への転換の取組、新富町では、家畜排せつ物によるバイオ液肥活用の取組など、意欲ある生産者による、この戦略を先取りした動きも出てきておりますことから、国の新法制定や新たな施策の動きを注視するとともに、新しい交付金の活用など、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

県としましては、脱炭素社会の実現がグローバルスタンダードになる中、本県農業を持続的に発展させるために、生産性の向上を図りながら、環境負荷低減や資材のグリーン化に関する技術開発や普及に積極的に取り組むことで、トップランナーを目指してまいります。

○右松隆央議員 農業先進県として、このみどりの戦略交付金の活用を大いに期待しております。

引き続き、食料安全保障の強化と、新たな国民運動「フードシフト」への本県の取組について伺います。

今回の長期にわたるコロナ禍は、様々な方面に多大な影響を与えております。農業分野でいえば、穀物の国際価格が高騰し、史上最高値を記録した2012年の水準に近づいており、飼料の多くを輸入に頼る畜産経営を圧迫したり、米やパスタ、それから加工業務用野菜の輸入停滞も起こっております。

食料供給への不安を世界的に高めておりました、G20においても、食料安保の強化に向けた行動を各国に呼びかけております。

そのような中、我が国における昨年度の食料自給率は、カロリーベースで過去最低となつて37%と公表されました。米の消費減退が進む中、国は麦や大豆、加工業務用野菜などを輸入から国産に置き換える対策を進めていき、2030年度には目標の45%に引き上げるとしております。

そして、農水省は今年の7月に、食料・農業・農村基本計画で、新たな国民運動としてフードシフトを始めるとし、発表しております。

官民協働で農業農村の取組や魅力を発信し、消費者と生産者の距離を近づけ、国産の農産物を積極的に選ぶといった国民の行動変容につなげるとし、今般、公式サイトも開設したところであり、本県もこれには随時取り組んでおりますけれども。

そこで農政水産部長に、全国でも有数の食料供給基地である本県における、受給率向上への取組と、国の新たな国民運動「フードシフト」と連動する形でどのような取組を進めていくのか伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） コロナ禍によ

り、食料安全保障の重要性が再認識されている中、本県の令和元年度の食料自給率は60%と、我が国の食料供給を下支えしていると自負しております。

一方で、食の洋食化や最近の米の消費減退等に伴い、直近10年間で本県の食料自給率は6ポイント低下しておりますことから、地産地消や県民の理解醸成に取り組む必要があると考えております。

このため、「みやざきの食と農を考える県民会議」の活動などを通じて、飲食店と連携した県産米の消費拡大や、米粉パンを含めた米飯学校給食の推進に加え、130名の食育ティーチャーが県内各地で県産食材の魅力を伝える食育活動に取り組んでおります。

県としましては、新たな国民運動である「フードシフト」は、食と農のつながりを深め、国産農産物を積極的に選ぶといった、消費者の行動変容につながる大変重要な取組であると考えておりますので、地産地消、県産県消を合い言葉に、毎月16日の「ひむか地産地消の日」の普及に努めるなど、より多くの県民にフードシフト運動が広がるよう、積極的に取り組んでまいります。

○右松隆央議員 県民会議の取組を評価させていただくとともに、毎月16日の「ひむか地産地消の日」が、食品スーパーなどで大いに広報されて、県民のさらなる意識づけにつながることを願っております。

続いて、九州、中国地方の記録的な大雨、そして、本県でも雨が長く降り続いた8月の被害状況について伺ってまいります。

先月中旬、停滞する前線の影響で、本県でも、1日に200ミリを超える大雨や、1週間で1,000ミリ近い長雨をもたらしております。農

作物や農業用施設等の被害が大変心配され、また、天候不順による野菜などの価格高騰が、現在も続いている状況にあります。

さらに、今月中旬以降に出始める秋冬作物の定植作業や生育への影響も、大変懸念される所でございます。

そこで農政水産部長に、8月の大雨、長雨による被害状況はどうだったのか、また、出荷減となった生産者や、施設復旧への対応、そして、今後の栽培や病害発生などへの影響について伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 8月の大雨、長雨では、本県では、22か所の農地ののり面や32か所の水路・農道の一部が崩壊するなど、農地・農業用施設において、暫定値で約1億8,400万円の被害が発生したほか、圃場への浸水も確認されました。

また、キュウリで実の着果不良等が発生し、例年と比較しまして、8月の出荷量、販売金額ともに3割程度減少する影響を受けたほか、ニンジンなどの露地野菜において、種まき作業等の遅れも生じました。

県といたしましては、長雨対策についてJAや市町村等と連携し、出荷量減少のおそれのある生産者に対し、生育回復に向けた施肥や、病害防除などの指導を行いますとともに、大雨で被災した農地等については、災害復旧の準備を進めているところであります。

今後も、露地野菜や水稲を中心に、生育遅れによる収量減少や、いもち病など病害虫の蔓延が心配されますことから、引き続き、生産者に寄り添い、収量回復や病害虫防除の指導・支援を徹底してまいります。

○右松隆央議員 引き続きの対応をよろしくお願いたします。

続いて、今年度から始まる「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画」について伺ってまいります。

第八次長計は、第1編の長期ビジョンで、令和12年度を目標とする10か年計画、そして第2編では、5か年基本計画の二本立てとなっております。

この長計の10年後の構造展望として、農業経営体数が、令和元年度から25%減の2万3,800経営体とし、農業生産人口も12%減となる3万6,700人、そして経営耕地面積は、8%減の4万500ヘクタールとする一方、農業産出額は約1割増の3,742億円としております。

この目標値から、農業経営体数のさらなる減少が進む中で、法人経営体であったり、あるいは主業農家を中心として、農地の規模拡大、あるいはスマート農業で効率化、収益化を高め、また畜産分野をより伸ばして農業産出額を高めていこうとする戦略が表れたものだと感じております。

そこで農政水産部長に、第七次長計の後期計画にはなかった、儲かる農業として具体的な所得目標が書かれてあります第八次長計において、家族経営の農業所得を他産業と同水準の640万円に設定するとともに、法人化モデルでは目標所得を4,000万円に設定することを明記されておりますが、この実現に向けたそれぞれの経営モデルの考え方と推進策を伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 第八次長期計画では、新たな視点として、「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現に向け、経営規模の大小や個人・法人の別を問わず、家族を中心とした産地を支える経営体を「みやざき型家族農業」として位置づけるとともに、稼げる農業の目指すべき姿として、新たに所得目標を設定い

たしました。

具体的には、家族経営で他産業と同水準の640万円を所得目標として、省力化や生産性向上といったスマート技術等を取り入れることで、所得1,000万円以上のスマート化モデル、高度な財務・労務管理を実践し、規模拡大や法人化を図ることで、所得4,000万円以上の法人化モデルを例示したところです。

その実現に向けましては、JA等の関係団体とも連携し、新規就農からトップランナーに至るまでの経営の発展段階に応じて、しっかりと伴走支援しながら、必要となる技術の導入や経営基盤の拡大、優れた経営感覚を持った農業者の育成を図ってまいります。

加えて、外部委託等の分業化の拡充や、コスト削減に向け規格を簡素化する流通構造の改革など、経営発展を支える環境整備を推進しながら、担い手が希望を持てる魅力あるみやざき農業を実現してまいります。

○右松隆央議員 具体的な所得の目標設定には、県の儲かる農業への思いを強く感じております。その実現に向けて、様々な角度から取組を進めていただくようお願いいたします。

引き続き、新規就農者とその定着、並びに農地の担い手の現状とその確保策について伺います。

本県の新規就農者は、直近の令和2年が408名で、4年連続で400名を超えており、順調に推移しているところであります。その内訳を見ると、自営就農での後継者が減りつつある中で、10年前からは、雇用就農が一気に増え始めております。新規就農相談センターや、農業法人の育成、新規参入増など、県や農業団体の懸命な取組が功を奏していると認識しております。

一方で、国の全国統計では、常雇いの人数が5年前から約3割減っていることから、就農後に定着していない可能性を指摘しております。

また、遊休農地の増加が全国的に大きな課題となっている中で、農水省の調査では、担い手農家だけでは地域の農地を引き受けるのは限界とする市町村が大半を占めていることが、調査結果で出ております。そういったことから、来年度の国の予算の概算要求では、認定農業者だけでなく、半農半Xといったものを含めて、多様な担い手の確保に施策と財源を充てていく方針を示しているところであります。

そこで農政水産部長に、本県の雇用就農者のその後の定着状況はどのような数字になっているのか、また、離農農地を維持していく上で多様な担い手を確保するために、支援策も含めて、今後、具体的にどのような取組を進めていくのか伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県の新規就農者のうち、雇用就農者の定着状況につきましては、平成27年度に「農の雇用事業」を活用した方の平成30年度末における定着率が、75%となっております。

雇用就農者に対する意識調査では、休日の確保や技術習得・研修体制の充実など、働きやすい環境を整えると満足度が高くなるという結果が得られております。

このため県では、農業法人を対象とした労務管理や資格取得に向けた研修などを実施し、雇用就農者の定着率の向上に取り組んでおります。

また、離農者の農地を含む県内の荒廃農地は、平成26年から5年間で50ヘクタール増加しており、農地を農地として維持するためには、多様な担い手を確保していくことが重要である

と考えております。

このため、第八次長期計画では、担い手に雇用就農者を加えた人材を「みやざきアグリプレーヤー」として位置づけ、新規就農者の確保に加え、他産業からの参入推進や、半農半X等の潜在的な労働力を活用した新たな組織である「特定地域づくり事業協同組合」の設立を支援するなど、多様な担い手を幅広く確保・育成していくこととしております。

○右松隆央議員 今、部長のおっしゃった特定地域づくり事業協同組合は、令和7年度に3組織設立の目標を掲げておりますので、こういった新たな取組が、地域の多様な労働力の確保につながることを願っております。

続いて、本県におけるスマート農業の現状と将来展望について伺ってまいります。

5年半前の平成28年2月議会の一般質問で、これからの20年、30年先を見据えた農業を考える上で、欠くことのできない方向性はスマート農業であろうと、当時の郡司農政水産部長に問わせていただきました。

その際に、スマート農業は決して大規模農家だけが恩恵を受けるものではなくて、家族経営や中山間地を含めた小規模農家こそが、省力化や、本県が目指す儲かる農業を実現するために必要になるものだと申し述べた次第であります。

このスマート農業の進捗には大変大きな関心を持っておりまして、この数年間ずっと見てきたわけでありまして。

そこで農政水産部長に、大規模農家におけるスマート化、そして小規模、家族農業におけるスマート化が、本県においてどこまで進んでいるのか、また、今後の将来展開をどのように進めていく計画であるのか伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県における農業のスマート化は、大規模経営体では、農業機械の直進アシスト機能や生産管理システム等の導入が進みますとともに、小規模経営体を対象とした、水稻や露地野菜のドローンによる防除受託などの取組も進みつつあります。

中でも普及段階にあるものとして、施設園芸におけるICTを活用した複合環境制御装置が、平成26年度の4.5倍となる322戸に、また肉用牛では、発情発見装置が1.7倍の309戸に導入されており、令和7年度には、それぞれを680戸と420戸にまで拡大することとしております。

県としましては、スマート農業推進方針において提示した、誰でも、どこでも、楽しくできるスマート農業の将来像の実現に向け、令和元年11月に締結した宮崎大学及び国立の農業・食品産業技術総合研究機構との連携協定に基づき、施設園芸の高軒高ハウスにおける養液栽培技術や、肉用牛の飼養管理を効率化する高度なセンシング技術等の開発、人材育成等に取り組んでおります。

さらに、県内の幅広い農業者が効果を実感できるスマート農業の実現に向けて、新たに、機械の広域シェアリング等にスピード感を持って取り組んでまいります。

○右松隆央議員 続いて、コロナ禍での農産物・食品の輸出状況と、戦略の再構築についてであります。

国の統計では、今年上半期の農産物・食品の輸出は5,773億円と前年比32%増で、上半期としては初めて5,000億円を超えております。

特に牛肉、日本酒、果実など、家庭用需要に対応した品目が好調となっております。その中でも牛肉は前年比2倍強で、多様な部位の販売がポイントとなっており、富裕層だけでなく

中流層など幅広い層向けへの、消費者ニーズに対応したマーケットインの戦略が伸びた要因と言われております。

そこで農政水産部長に、今年の1月から6月の上半期における本県の農産物・食品の輸出状況はどのような数字になっているのか、また、コロナ禍において、海外需要のマーケットインに基づく輸出戦略をどう描き、どう構築していくのか伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 令和2年度の本県農畜水産物の輸出額は、コロナ禍の影響で年度当初は低調でありましたが、巣ごもり需要によるインターネット販売等が好調だったことに加え、感染拡大の抑え込みに成功した国・地域の需要回復により、過去最高の72億9,000万円となりました。

この傾向は今年上半期も続いていると見られ、特に本県の輸出額の7割近くを占める牛肉では、香港やアメリカ向けを中心に、県内で処理された牛肉の輸出量が、前年比170%を超える大幅な伸びとなっています。

県としましては、コロナ禍の消費行動を捉え、インターネットを活用したeコマースの取組強化や、調理方法、食べ方の動画をSNSやYouTubeで配信しますとともに、収束後の経済活動再開を見据えながら、取引先と連携したフェア等を支援するなど、引き続き生産者、関係団体と一体となり、マーケットインの視点で戦略的な販売促進・PR活動に努め、さらなる輸出拡大を図ってまいります。

○右松隆央議員 続いて、第12回全国和牛能力共進会での、4大会連続内閣総理大臣賞獲得に向けて、コロナ禍での進捗状況とその手応えについて伺ってまいります。

来年10月6日からの全共鹿児島大会は、畜産

王国である本県の、まさに威信をかけた大会となります。史上初の3大会連続、そして通算4度の内閣総理大臣賞の受賞は、全国最多であります。

今日の冒頭にもありましたけれども、11年前の未曾有の被害を被った口蹄疫を乗り越えて、翌年10月に日本一を獲得した長崎大会は、私も会場に足を運びましたけれども、今でもあの感動は忘れられないものであります。そして宮城大会と続き、宮崎牛のブランドは、確固たる地位を確立しております。

史上初、そして全国最多の記録を更新すべく日夜努力を重ねておられる関係者の方々には、本当に頭の下がる思いで、心から敬意を表する次第であります。

先月、種牛の部の地域代表牛61頭が選別され、来月、プレ全共が児湯家畜市場で開催されます。また肉牛の部は、出品候補牛80頭が、肥育農家20戸でしっかり管理されていると伺っております。

そこで来年、鹿児島県で開催される、第12回全共での4大会連続、内閣総理大臣賞に向けて、コロナ禍での手応えと意気込みを、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） いよいよ、第12回鹿児島全共まで1年余りとなったところであります。全国的に和牛の改良技術も向上し、回を重ねるごとにレベルがアップする中、最大のライバルであります鹿児島県は、開催県でありますので、相当な覚悟、そして必死の思いで臨んでくるとおられますことから、これまで以上に厳しい戦いになる。我々としても、それ以上の思い、そして決意、覚悟で取り組んでいく必要があるものと考えております。

そのため、出品対策が本格化します本年度の

予算を、前年度より約3,500万円増額し、出品候補牛の導入支援対策を強化して取り組んでいるところであります。

また来月には、出品対策の確認と機運醸成を図るため、「出品対策共進会」いわゆる「プレ全共」を、新たに定めたコロナ対策のガイドラインに基づく感染防止に万全を期し、開催してまいります。本共進会は、入場制限を行いますことから、審査の状況を今回初めてユーチューブによりライブ配信を行い、畜産関係者のみならず、県民の皆様にも広く情報発信をすることとしております。

コロナ禍で様々な制限のある中、この全共を目指して種牛の部では、熱い思いで取り組む出品者、特に高校生を含め若い担い手が、真剣なまなざしで牛と日々向かい合っております。肉牛の部では、選り抜かれた候補牛が、本県を代表する肥育農家へと引き継がれ、丹精込めて飼養管理されるなど、それぞれの部門に手応えを感じているところであります。

来年の本戦は相当厳しい戦いになりますが、私が先頭に立ち、生産者をはじめ関係者及び県民の皆様とともに、「チーム宮崎」一丸となって、「日本一の努力と準備」によりまして、前人未踏の4大会連続の内閣総理大臣賞獲得を目指してまいります。

○右松隆央議員 ありがとうございます。

農政水産部の最後に、1次産品や工業製品における物流支援策として、ストックヤードの整備について伺ってまいります。

委員会の視察等で調査活動をしていると、1次産品や工業製品の保管場所に限界があって、事業の拡大がなかなか難しいとの声をいただく機会が多々あります。県外への輸送の経路地に、もし貨物の中継保管場所があればとの話

や、水産業であれば、水揚げ港近くや作業所、加工場の近辺に、もし急速冷凍庫があればとの話も伺った次第であります。

こういった声を聞くと、本県が、これから県外や海外展開を一層伸ばしていくならば、物流支援策として、商品の保管場所となるストックヤードの整備というものは、非常に重要な施策になってくると認識しております。

国では、物流総合効率化法を施行し、2者以上が連携して流通業務の総合化や効率化を図る事業者に対して、認定されれば、経費の補助や税制特例などの支援措置も講じているところであります。

そこで農政水産部長に、物流支援策として、ストックヤードの整備において、県はどのような対策や支援に取り組んでいるのか伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 農畜水産物の輸送の効率化や品質保持等の観点から、県外のストックヤード等の物流拠点の整備は大変重要であると考えております。

このため本県では、首都圏の川崎市にある県有地を活用し、プロポーザル方式により採択された県内の運送事業者による新たな物流拠点施設が、令和2年度末に完成したところでございます。

当該施設には、大容量の冷蔵・冷凍保管庫や、QRコードで荷物の情報を管理できるシステム等が導入されており、共同利用する食肉販売会社からも、配送拠点として作業の効率化が図られていると伺っております。

県としましては、ストックヤードなどの新たな物流網の整備等を進めるため、引き続き、業種業態の垣根を越えて連携を図るとともに、物流分野における省力化及び環境負荷軽減を推進するため、物流総合効率化法等を利活用した取

組を支援するなど、農産物や工業製品を含め、県産品の効率的な輸送体制の構築に努めてまいります。

○右松隆央議員 様々な知恵を絞っていただいて、県経済発展の後押しにつながるストックヤードの整備を、またいろいろと御検討いただくようお願いいたします。

次に、教育委員会に移ります。

いわゆる中1ギャップと言われる、新しい環境での学習や生活に不適應を起こしてしまうことを解消するために、小学校から中学校への円滑な接続を図ることを目指して、小中連携教育が進められてきました。

そして、制度的基盤を整備するに当たり、平成27年6月に、学校教育法等、関係する法律が改正されて、5年前の28年度から小中一貫教育が制度化されたところであります。

また学習内容が、中学になり——先ほど言いました中1ギャップですが——急に難しくなると感じたり、授業のペースが速くついていけなくなるといった、こういった解消以外にも、小学校の高学年ぐらいから、児童の身体的発達、例えば思春期であるとか、あるいは身長、体重の増加が、以前より早まってきている傾向もあつたりとか、あるいは自己肯定感や自尊感情に対して、小学校高学年から急に否定的になる傾向もあつて、4・3・2制など、接続を柔軟に考えることの必要性が出てきたことが、この小中一貫教育が広がりを見せてきた背景にもなっているところであります。

そこで教育長に、本県における小中一貫教育の取組状況とその成果について、そして今後、市町村においてさらなる取組が見られるのか伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県の小中一貫教

育校は、平成18年度に、県内で最初に日向市立平岩小中学校が開設され、直近では平成30年度に、新富町立上新田小中学校が開設されておまして、現在18校となっております。また、義務教育学校は、本年4月、美郷町に2校開設しており、今後、令和4年度に延岡市、令和5年度に木城町が開設を予定しております。

小中一貫教育の成果といたしましては、中1ギャップの解消や不登校の減少、異なる年齢の子供たちとの交流の深まりなどが挙げられます。

県教育委員会といたしましては、近年変化してきている児童生徒の発達の状況に合わせるためにも、小・中の区切りに限らない柔軟なカリキュラム編成ができるというメリットを生かすことも、今後、小中一貫教育を進める上で重要であると考えております。

そのため、宮崎県教育振興基本計画におきまして、小中一貫教育に係る情報の収集や提供等を行うことで、各市町村教育委員会を支援していくこととしております。

○右松隆央議員 引き続き、GIGAスクール構想の早期実現について伺ってまいります。

文科省は、1人1台端末は令和の学びのスタンダードとして、多様な子供たちを誰一人残すことなく、子供たち一人一人に公正に、個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現に向け、全力を挙げて取り組んでいるところであります。

そこで教育長に、1人1台端末並びに一体的に整備するとされている高速大容量・通信ネットワークの整備は、直近においてどのような状況にあるのか、また、学びの保障として補正予算措置も取られましたGIGAスクールサポーターの配置状況がどこまで進捗しているのか伺

います。

○教育長（黒木淳一郎君） まず、学校ICT環境の整備につきましては、全ての公立小中学校におきまして、1人1台の学習者用端末及び校内通信ネットワーク環境は、先月の8月末で整備が完了いたしました。

また、県立高校におきましては、校内通信ネットワーク環境は全ての学校で整備が完了しており、学習者用端末は、年度内にはおおむね2人に1台の整備が完了する予定であります。

次に、GIGAスクールサポーターの配置につきましては、例えば、宮崎市では3名を配置しており、10市町村で21名を配置、もしくは配置予定となっております。

最後に、教職員のICT活用指導力向上の取組につきましては、今年度、全県立学校にICT教育推進リーダーを配置し、各校の中核となる教員の育成と、その教員を中心とした推進を図ることを目的に、定期的に研修会を実施しているところであります。

今後引き続き、GIGAスクール構想の早期実現に向け、環境整備と人材育成にしっかりと取り組んでまいります。

○右松隆央議員 教育委員会での最後に、教員免許制度の廃止と、教員の採用倍率低下に伴う教員の確保策について伺います。

文科省は、8月23日の中央教育審議会で、教員免許に10年の有効期限を設け、更新の際に講習を義務づける、教員免許更新制を廃止するまとめ案を示し、来年の通常国会で法改正し、最短で令和5年度にも廃止するとしたところであります。

一方で、自治体や大学などと連携して、教員が資質向上のために学び続けられる制度の構築も検討するとしております。更新しなければ職

務を失うといった形式的なものから、真に必要な支援へと、発展的に解消していくとの方針を、文科省は示したところであります。

また、今年の春に採用された公立小学校教員の採用倍率が、全国平均で2.6倍となり、過去最低であった昨年度の2.7倍を下回るとの数字も目にしたところであります。

そこで教育長に、このたびの教員免許更新制の発展的廃止の方向性をどう受け止めたのか、また、今年の公立小学校教員の採用倍率の詳細と、教員確保に向けた取組をどのように進めていくのか伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 教員免許更新制につきましては、国が実施したアンケート結果によりますと、最新の知識・技能を修得できたという意見がある一方で、講習の時間や費用等が対象教員の大きな負担となっていたことがうかがえます。

本制度の廃止は、働き方改革等の課題解決に向けた意味のある判断であったと受け止めておりますので、更新講習に代わる新たな研修体制の構築につきましては、国の動向を注視しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教員の採用倍率につきましては、特に小学校におきまして、10年前の平成23年度には13.6倍であったものが、昨年度は1.9倍に低下しております。

なお、現在、来年4月採用分の試験を進めており、最終決定は3月の予定ですが、小学校の応募倍率は1.6倍となっております。

県教育委員会といたしましては、年齢制限の撤廃や、県外での試験実施、SNSを活用した情報発信や大学との連携等を積極的に進め、今後とも、優秀な人材確保のための取組を推進し

てまいります。

○右松隆央議員 応援しておりますので、頑張ってください。

次に、企業局で1問伺います。

現在、企業局で、脱炭素社会の実現に向け、企業局のキャッチコピー「ひなたの恵みで 新たな未来」をイメージしたロゴマークを募集していることを目にしました。

そこで企業局長に、このたびのロゴマークを募集する目的と、現在の応募状況について伺います。

○企業局長（井手義哉君） 企業局ロゴマークの公募につきましては、企業局の取組を県民の皆様幅広くPRするとともに、局職員の士気の高揚を図り、もって事業の円滑な推進に資することを目的としております。

今回の公募に先立ちまして、局のキャッチコピーを、先ほど申しただいたように、「ひなたの恵みで 新たな未来」と定めたところでありまして、そのイメージに合ったロゴマークを8月から募集しております。

募集は、企業局のホームページを通じて10月末まで行いますが、現時点で27件の応募が寄せられており、12月19日に、皆様に親しまれるようなロゴマークを発表させていただく予定であります。

企業局といたしましては、これまで80年以上にわたり、水力発電を通じ再生可能エネルギーの安定供給に努めてきたところでありまして、今回のロゴマーク募集の取組を通じて、県民の皆様のご理解を深めながら、本県の恵まれた水資源を有効活用し、脱炭素社会の実現に貢献してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ロゴマークの発表を楽しみにしております。

代表質問の最後に、警察本部長に、サイバー犯罪の捜査力強化に向けた取組について伺います。

近年、インターネットを使った犯罪が大きな社会問題ともなっているところであります。ネットに少々関心がある程度では分からないような、実に犯罪が巧妙化しているとの印象も受けております。

そこで、直近の昨年において、県警が受けたサイバー犯罪絡みの相談件数と検挙件数が何件だったのか。また、増加傾向にあるのかどうかと、どういった犯罪が多いのかも併せて伺います。

○警察本部長（佐藤隆司君） 令和2年中のサイバー犯罪に関する相談件数でございますが、架空請求など、詐欺・悪質商法や迷惑メールに関するものなど2,311件、前年に比べて433件増加しております。検挙件数のほうは55件、前年に比べて1件増加しているところであります。

犯罪の傾向としては、通信事業者や荷物配送業者を装った偽の電子メール、ショートメッセージによって、クレジットカード情報を盗み取る、フィッシングの手口が急増しているところでございます。

○右松隆央議員 これからも、県民への注意喚起をよろしくお願いします。

サイバー犯罪に関する捜査力の強化は、これからますます重要になってくると考えております。本県のサイバー犯罪に関する捜査力の強化に向けた取組状況について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（佐藤隆司君） サイバー犯罪捜査能力の強化を図るための取組ですが、宮崎県警では、サイバー犯罪捜査官を採用しているほか、今年度から、情報工学に精通した人材の確

保を目的に、警察官特別採用試験を実施いたします。

また、部内のサイバー犯罪捜査検定の実施や、情報系の国家試験合格を目指した教養プログラムのほか、サイバー犯罪対策課に1年間の任期で他部門の捜査員を配置し、高度な知識を習得させる、サイバー犯罪捜査研修制度も運用しているところでございます。

今後ともサイバー犯罪捜査能力の強化に努め、サイバー空間の安全を確保するための取組を推進してまいります。

○右松隆央議員 ありがとうございます。

知事は大分お疲れのようでございますが、私も、この質問をつくるために100時間以上使って、今、疲れのピークなんです。ですから、やはり聞くトップリーダーは一人しかいませんので、知事しかいませんから、ぜひそういったところも、やはり周りから見られているということをぜひ意識していただきたいと、私は思っています。

今日は本当に厳しい質問をさせていただきましたが、今は有事ですから、宮崎を何とかしないといけない、そういう思いで質問させていただきましたので、ぜひ御理解いただきますことをお願い申し上げまして、私の代表質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時57分散会

9月10日（金）

令和3年9月10日（金曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

- 3番 坂本康郎（公明党宮崎県議団）
- 4番 来住一人（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 5番 武田浩一（宮崎県議会自由民主党）
- 6番 山下寿（同）
- 7番 窪菌辰也（同）
- 8番 脇谷のりこ（同）
- 9番 佐藤雅洋（同）
- 10番 安田厚生（同）
- 11番 内田理佐（同）
- 12番 日高利夫（同）
- 13番 中野一則（同）
- 14番 冨師博規（無所属の会 チームひまわり）
- 15番 有岡浩一（郷中の会）
- 16番 重松幸次郎（公明党宮崎県議団）
- 17番 前屋敷恵美（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 18番 岩切達哉（県民連合宮崎）
- 19番 井本英雄（宮崎県議会自由民主党）
- 20番 横田照夫（同）
- 21番 外山衛（同）
- 22番 山下博三（同）
- 23番 右松隆央（同）
- 24番 西村賢（同）
- 25番 二見康之（同）
- 26番 日高陽一（同）
- 27番 井上紀代子（県民の声）
- 28番 河野哲也（公明党宮崎県議団）
- 29番 田口雄二（県民連合宮崎）
- 30番 満行潤一（同）
- 31番 太田清海（同）
- 32番 坂口博美（宮崎県議会自由民主党）
- 33番 野崎幸士（同）
- 34番 徳重忠夫（同）
- 35番 日高博之（同）
- 36番 星原透（同）
- 37番 蓬原正三（同）
- 38番 丸山裕次郎（同）
- 39番 濱砂守（同）

地方自治法第121条による出席者

- | | | |
|-----------|------|-----|
| 知事 | 河野俊嗣 | 俊郎 |
| 副知事 | 日隈俊寛 | 理康 |
| 副知事 | 永山浦直 | 善敬 |
| 総合政策部長 | 松浦渡 | 久人 |
| 政策調整監 | 吉村久光 | 清二 |
| 総務部長 | 小田重 | 讓文 |
| 危機管理統括監 | 河野重 | 良夫 |
| 福祉保健部長 | 横山員 | 敏子 |
| 環境森林部長 | 横井手 | 義哉 |
| 商工観光労働部長 | 桑山秀 | 彦彦 |
| 農政水産部長 | 石田 | 渉一 |
| 県土整備部長 | 黒木 | 淳一郎 |
| 会計管理者 | 佐藤 | 隆司 |
| 企業局長 | 茂雄 | 二彦 |
| 病院局長 | 緒方 | 清美 |
| 財政課長 | 福嶋 | |
| 教育長 | | |
| 警察本部長 | | |
| 選挙管理委員長 | | |
| 代表監査委員 | | |
| 人事委員会事務局長 | | |

事務局職員出席者

- | | | |
|----------|------|----|
| 事務局 局長 | 酒匂重久 | 久子 |
| 事務局 次長 | 日高玉 | 洋一 |
| 議事課 長 | 児玉川 | 真治 |
| 政策調査課 長 | 鬼谷 | 幸二 |
| 議事課 長 補佐 | 関藤 | 亮子 |
| 議事担当主幹 | 佐田 | 祥太 |
| 議事課 主査 | 内山 | 太聡 |
| 議事課 主事 | | |

◎ 代表質問

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、県民連合宮崎、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県民連合宮崎、立憲民主党の岩切でございます。

本日も、県議会に関心を持っていただき傍聴にお越しいただいた皆さん、また、ネット中継によって御覧いただいております有権者の皆さんに感謝申し上げます。

さて、県民連合宮崎、いよいよ少数会派となりました。来年1月の宮崎、延岡の両市長選挙、また来夏の参議院選挙に、今は表明者はいませんので、これ以上の少ない会派にはならない予定でありますけれども、少数であってもぴりりと辛い、そういう立場で頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、通告に従い質問いたします。

新型コロナウイルス感染症は、日本国内での第1号は昨年1月15日に確認されました。今、1年と9か月が経過したことになります。

今日この時間も感染によって療養される皆様にお見舞いを申し上げるとともに、支える医療関係者の皆さん、また全ての関係者の皆さんに敬意を表したいと思います。

この間、コロナ対策とは、コロナ感染の広がりを防ぐこと、感染された方に十分な医療を提供するという課題と、コロナによる社会的な影響、とりわけコロナ禍による経済的な

諸課題に対応することであって、まさに今の政治課題はそれであると考えます。

宮崎県における対策は、知事を先頭に、コロナ感染の拡大を防ぐこと、十分な医療を提供することについて、的確な対応をいただいていると思います。

一方で、今年の夏は、人の流れを抑えられなかった、明らかに昨年の夏とは違う状況になったのですけれども、そうなった背景としてのオリンピック・パラリンピックの実施を含め、政府の対応、判断に対し、私なりに思いはあります。

また、営業自粛を求められている皆さんのみならず、たくさんの経済的影響を受けている事業者に対して、また、生活に困窮されている皆さんにとって、十分な補償が政府から示されていない現状にも皆さんの不満を持ちますけれども、今日はそのために時間を割くことはいたしません。

コロナ対応について、知事に一点伺いたいと思います。

7月後半、8月に入り、急速なコロナの感染拡大に対して、感染拡大緊急警報、県独自の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の適用と、段階を追って対策を強化してこられました。とりわけ、その判断のタイミングが遅れることなく、的確に行われてきたと考えます。

一方で、それぞれの段階において、各方面に適用される行動や営業の自粛要請等を考えながら、迅速に、また慎重に判断を求められたと考えますが、県民の命と健康を預かる知事として、どのような思いで判断してこられたか。とりわけ県内では、長く準備してきた国文祭・芸文祭も展開される中で、ちゅうちょするところはなかったのか、そのお気持ちをお尋ねしま

す。

次に、話題を変え、F35B配置の問題で伺います。

8月22日の宮日新聞に、佐土原町東上那珂の津倉地区が米軍機に襲われた「津倉空襲」のことが掲載されました。

さきの大戦では、県内各地、悲惨な空襲を受けているのですが、記事によれば、旧陸軍新田原飛行場を標的にした米軍のミスがあって、この地区が犠牲になったという説があるとのことなんです。

F35Bの配置が報じられた際には、「有事の際に標的になるのでは」というコメントが掲載されました。住民は、歴史的事実に基づいて恐れているのであります。このことを踏まえ、F35Bは配備をしないよう国に求めていただくことを、知事に求めたいと考えます。

4月4日、報道先行でF35B配備のことが伝えられたときも、知事は遺憾を表明されました。7月11日もやはり決定という報道が先行し、知事は大変驚いているとして、極めて遺憾であり地方軽視であるとコメントしておられます。

この間、知事は、国の不誠実な対応に対し、遺憾の意を繰り返し表明されていますが、私は、そのような不誠実な対応を繰り返す国に対し、F35Bの配備をすることそのものに対して、知事が明確に反対することが重要だと考えます。知事の所見を伺いたいと思います。

重ねて、基地の騒音問題の件であります。

今年6月に騒音訴訟の判決があり、自衛隊機の爆音によって家族団らんの会話が妨げられたり、睡眠が妨害されたりといった精神的な苦痛を受けているなどとして、その住民の訴えはもっともだと裁判所に認められました。それに

もかかわらず、現状の自衛隊機を上回る騒音を出すF35Bを配備するというのは、全くもって失礼な話ではないかと思えます。

ますます騒音被害は拡大する。これについて、県は国に対し、迅速かつ丁寧な説明を繰り返し求めています。対応がないとのこと、極めて残念であるとおっしゃっています。

騒音対策について、回答書にもありましたが、それで済んだのでしょうか。どのように受け止め、今後どのような行動を予定しているのか、危機管理統括監に伺います。

次に、宮崎交通の支援について伺います。

宮崎交通の有利子負債は200億円ほどと伺いますが、コロナ禍で大幅な赤字になったと、高速遠距離バスで上げていた黒字を地域路線バスの赤字に補填していたのがなくなったということでもあります。

職員は、年間ボーナス実質ゼロ月、残業ゼロなど、賃金抑制策をのみ込んで働いています。経営努力をしています。これを続けても難しいということで、赤字解消のために地域路線バスがあちこちで撤退となれば、県内自治体は住民の交通手段確保に奮闘いただかなければなりません。相当な混乱があると思われま。

県は、この課題についてどう支援し、どう維持していくのか、県のコーディネート力が問われる問題です。総合政策部長に、どう取り組む思いでいるのかお聞かせいただきたいと思います。

最後に、公金の電子決済について会計管理者に伺います。

国は、デジタル庁を発足させ、デジタル化を加速化させます。こういう動きを前に、県納付金の証紙による収納方法は考える必要があるのではと、過去に問題提起しました。また一昨年

は、QRコードなどの利用、キャッシュレス化など、同僚議員が提案しています。

いよいよ公金の電子決済について判断をする時期と考えますが、会計管理者の所見を伺います。

以上を壇上の質問とし、残余の課題については質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

まず、コロナ第5波への対応についてであります。

これまでも申し上げておりますとおり、私は感染症対策の要諦は、早く、強く、短く対策を講じることであると認識しております。

今回の第5波では、感染力の極めて強いデルタ株の蔓延により、全国的にかつてない感染爆発が進む中で、県内に感染拡大の波が押し寄せた際には、県民の「いのち」と「くらし」を守り、地域医療を守るため、これまでよりも一歩も二歩も早めの対応を図る必要があると判断し、必要な対策を迅速に講じてきたところであります。

一方で、県民や事業者の皆様には、厳しい行動要請により、御負担、御不便をおかけすることとなり、誠に心苦しく、県民生活や地域経済への多大な影響を考えると、まさに苦渋の決断の連続でありました。

コロナとの闘いが長期化する中で、改めて、医療や感染症対策に従事する方々や事業者、そして県民の皆様の御協力に心から感謝を申し上げます。

まずは、第5波の早期の鎮静化を図り、その後の地域経済の回復に向けた対策にしっかりと取り組んでいくためにも、引き続き県民の皆様と心を一つに、適時的確な感染防止対策を講じ

てまいります。

次に、F35Bの配備についてであります。

防衛の問題につきましては、国の専管事項であり、国の責任において処理されるものと考えているところであります。

しかしながら、F35Bの配備により、基地が攻撃対象となるリスクが高まるのではないかといった不安などの声が、県民から寄せられているところであります。

県としましては、国に対し、県民に不安を生じさせることのないよう、リスク等に対する具体的な対策を求めています。防衛省からは、具体策の説明は行われていないところであります。

また、情報の提供の在り方につきましても、これまでの経緯から、国に対し、繰り返し改善を求めてきたところであります。

県としましては、地元市町と連携しながら、県民の不安解消につながる具体的な施策の推進や、迅速な情報提供につきましても、引き続き強く求めてまいります。以上であります。 [降壇]

○総合政策部長(松浦直康君) [登壇] お答えいたします。路線バスについてであります。

地域間幹線バス路線の見直しにつきましては、県バス対策協議会の8つの地域分科会に、新たにバス路線対策会議を設置いたしまして、準備が整った地域から、国、県、市町村や交通事業者による協議検討を始めているところであります。

また、県におきましては、バス利用の実態を把握する乗降調査や地域住民へのアンケート、バス事業者等へのヒアリングなど、路線見直しに必要な調査を行うこととしております。

この調査結果も踏まえ、地域の実情に応じた運行区間の見直しや、コミュニティバス等、他

の運行形態への転換など、市町村や交通事業者としっかり検討を行い、対応方針を本年度中に取りまとめたいたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○危機管理統括監（小田光男君）〔登壇〕 お答えします。新田原基地の騒音対策についてであります。

F35B配備に伴う騒音対策については、県と関係市町から国に文書で質問し、国から、「引き続き、地元の声に耳を傾け、適切に対応していく」との回答を得ていたところです。

その回答を受け、先月、新田原基地周辺協議会が、騒音対策を含めた基地周辺対策について防衛大臣に要望し、8月中旬に、国から関係市町に対し、騒音対策について、告示後住宅に係る防音工事の条件緩和や対象区域の見直しなど、緊急・先行的な措置の提案があったところです。

もちろん、この提案だけで、これまで地元が要望してきた騒音問題が全て解決するわけではありません。

県としましては、この提案に対する関係市町の対応等も踏まえながら、それぞれの要望等に寄り添えるよう、国に働きかけてまいります。以上であります。〔降壇〕

○会計管理者（横山幸子君）〔登壇〕 お答えします。公金の収納方法についてであります。

現在、県税の一部や「ふるさと宮崎応援寄附金」などにおいて、クレジットカードやスマートフォン決済による収納に対応しております。

また、国において、旅券発給手数料のクレジットカード決済を可能とする制度改正が予定されており、県においても、対応を検討していくこととしております。

デジタル庁の設置に伴い、今後、全国的に行

政手続の電子化や公金収納のキャッシュレス化がさらに進むものと思われまます。そのため、県民の利便性向上の観点から、キャッシュレスを含めた収納方法の多様化に向け、引き続き関係部局と連携し、適切に対応してまいります。以上であります。〔降壇〕

○岩切達哉議員 まずは、コロナ対策に対する知事の思いを伺いました。御苦勞も多いことと思ひますけれども、引き続きリーダーシップを發揮されるようお願いしたいと思ひます。

追加的に何点か、関係部長にお伺ひしたいと思ひます。

自宅療養者の食料確保に対する支援の実態をお聞かせいただきたいと思ひます。

自宅で療養している方への支援、一人生活者、または二人で生活している場合でも、いずれもが罹患している場合など、買物もできないというような状況と思うのですが、どのような支援が行われているか、福祉保健部長にお聞かせいただきたいと思ひます。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 新型コロナの自宅療養者につきましては、感染拡大防止の観点から、外出を控えていただくようお願いしております。食料や衛生用品の支援が重要となるものと考えております。

このため県におきましては、支援を希望される自宅療養者に対しまして、管理栄養士の意見を聞いた上で、約10日分の食料品をはじめ、手指消毒薬やティッシュペーパーなどの衛生用品を直接、自宅へお届けしているところでございます。

8月末の時点で600個以上の支援を行ってございまして、今後とも、保健所による毎日の健康観察に加え、このような食料等の支援を通じて、自宅療養者が安心して療養できるよう取り組ん

でまいります。

○岩切達哉議員 次に、自宅療養者の鼻水などの付着したティッシュ、マスクなどは、ウイルス感染の可能性は否定できないと思います。

廃棄の方法について、どのような指導をしているか。また、これらを収集する業務に従事する皆さんの感染防止・防護のため、どのようなことをされているのか、環境森林部長に伺いたいと思います。

○環境森林部長（河野譲二君） コロナ禍において、円滑かつ安全な廃棄物の処理がなされるよう、国から「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」が発出されております。

この中で、家庭からごみを出す際の注意事項として、直接ごみに触れないこと、ごみ袋を二重にすることなどが示されております。

また、ごみ収集の従事者に対しては、マスクなど防護具の適切な着用をはじめ、作業中はごみを素手で触らないことや、小まめな消毒、車内の換気のほか、作業後の手洗い・消毒の徹底などが示されております。

県では、これらの注意事項を、ホームページを通じて周知に努めるとともに、市町村や関係団体への情報提供に加え、住民やごみの収集運搬業者には市町村から、また、自宅療養者には各保健所を通じて周知を行っているところであります。

○岩切達哉議員 改めて、それぞれ担当の当局から、スタッフ、または自宅療養者に対し、十分なケアをしていただくよう、よろしく願いしておきたいと思います。

次いで、治療の最前線を担う職員の感染を心配しているところでございます。

県立病院で、コロナ感染者対応中に感染した

職員がいるという報道、情報に接しました。感染原因の研究とその対策を、改めて行っていることと思いますけれども、現状を病院局長に伺いたいと思います。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立病院では、新型コロナウイルス患者への対応に当たりまして、感染症の専門医や認定看護師を中心に、各部署において、防護服、マスク、フェイスシールドの着用やゾーニングの徹底を図るなど、職員の感染防止には万全を期しているところでございます。

こうした中、先般、入院の受入れをしようとしていた際に、患者が混乱して暴れるといった、患者の予期せぬ行動が原因と考えられる職員の感染事例が生じました。こうした事例を踏まえまして、各病院に対しては、事前の患者情報の収集など、改めて職員の感染防止対策の徹底を要請したところでございます。

今後とも、救急やがん治療など通常医療への対応を含めて、職員の安全には十分留意しながら、県立病院の使命を果たしてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 救急隊も御苦労なさっているという内容の新聞報道もございました。いずれの医療関係者も、大変御努力いただいているところと思いますが、ぜひ、県民の命を守る最前線で働いておられる皆さんが、健康でそういう任務についていただけるように、御配慮をお願いしたいと思います。

次いで、昨日質問があった国スポのことについてでありますけれども、2027年が2028年になることがあるにしても、たくさんの方の来県を期待し、開催するところであります。感染症対策が求められる大会というのは、これから先は継続していく課題と考えます。

また、今は熱中症にも備えなければならな

い、そのようなことになっている時代ではありません。そのようなことを開催基本方針にも十分強化していかれるように求めたいと思います。総合政策部長の所見を伺いたいと思います。

○総合政策部長（松浦直康君） 大会期間中の感染症や熱中症への対策につきましては、県準備委員会において策定いたしました医事・衛生基本方針に基づき、感染症の発生・蔓延防止のための防疫体制や、傷病発生時に速やかに対処するための医療救護体制等を、関係機関と連携して整備いたしますとともに、大会関係者に対して、必要となる知識を周知・啓発していくこととしております。

また、新型コロナ対策につきましては、昨年10月に、公益財団法人日本スポーツ協会が基本方針を定めておまして、大会主催者や競技団体が、それぞれの立場から感染症対策ガイドラインを作成することとされたところであります。

本県といたしましては、先催県の対応等を参考にしながら、安全・安心な環境での大会開催に向け、準備を進めてまいります。

○岩切達哉議員 感染症など、いろんな準備をしなければならない、そういう時代に対して、この国スポに関連してですが、手話通訳や要約筆記をしていただく方々の養成をしていくという計画なんですけれども、大会を通じて、ボランティアでの任用が計画されていると伺っております。

感染症もいろいろ多くある時代になりましたけれども、その予定の状況を総合政策部長にお伺いしたいと思います。

○総合政策部長（松浦直康君） 先催県におきましては、県民一体となって大会を盛り上げるために、大会運営や障がいのある方へのサポー

トなどをはじめ、様々な場面で、多くの県民の皆様がボランティアとして参加をされております。

このうち、手話通訳や要約筆記につきましては、例えば、会場内の案内や個別の問合せ対応などは、ボランティアの方々にお願ひし、競技場内の大型ビジョンへ映し出す手話や字幕表示などにつきましては、専門の方に業務として委託するといった役割分担がなされているようであります。

本県におきましては、まだ具体的な検討に入っているわけではありませんが、今後、先催県の事例等を参考にしながら、ボランティアの方にお願ひする役割などについて研究してまいります。

○岩切達哉議員 ボランティアの皆さんが、不特定多数の方に御支援するということになっております。費用負担の問題というよりは、そういう感染症の対策などもあるという視点から、十分に御検討いただきたい。コロナに限らず、感染症というものについては、これから先、リスクは高まっているという環境だと思っております。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

壇上で行いました、宮崎交通支援に関連してでございます。

大型二種免許保有者、その減少と高齢化が顕著となっております。2020年の大型二種免許保有者は7,269人、県内でそういう数字で、うち65歳以上の方が64%、放っておけば、10年もたてば免許保有者は3,000人を切るという予測がございます。

宮崎交通への支援について伺いましたけれども、運転免許を持つ方がいなければ、バスは走りません。この状況をどう捉え、対策の検討はしていらっしゃるのか、総合政策部長に伺いた

いと思います。

○総合政策部長（松浦直康君） 県民の重要な移動手段であります路線バスを安定的に運行・維持していく上で、バスの運転士の確保は重要な課題であると認識しております。

このため県では、県バス協会を通じ、大型二種免許取得費用の一部補助を行っているところでありまして、例えば宮崎交通においては、職員に対する大型二種免許取得費用の助成や、高校新卒者の運転士としての採用など、様々な取組が行われております。

今後とも、交通事業者や業界団体等とも連携を図りながら、バス運転士の確保に取り組みますとともに、国に対しましても、運転士の育成・定着に係るこういった取組に対し必要な支援を行うよう、要望してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 バス運転手、さらにはトラックの運転手など、労働条件が非常に厳しい実態にあると。宮崎交通では今、ボーナスの抑制などもして経営努力されている。そういった状況の中で免許保有者は増えないと、こういうような課題だろうと思います。ぜひ、県民の足を維持していく、物流を維持していくという立場で御尽力をお願いしたいと思います。

ここから話題を変えまして、高校生年齢にある児童への支援をテーマとして、関係部長や教育長に伺いたいと思います。

今年2月の議会で太田議員から、定数内不合格者の質問がありました。当時の教育長からの答弁で、令和2年度入試では、全日制課程36名、定時制課程12名が定数を残して不合格となったという回答でした。

毎年一定量の、県立高校に定数の空きがあるけれども、不合格となる生徒の存在がある。こ

のような生徒への関心を持ってほしいと、太田議員は発言されましたが、私も同じ立場からお聞きします。

15の春を、このような形で、進学を希望し受験したが、どの学びやにも受け入れられなかったという経験をした児童たちのその後であります。

令和元年9月議会では教育長が、満行議員の質問に、「進路が定まらず卒業した生徒につきましては、その状況に応じて、中学校の学級担任等が家庭訪問を行い相談に応じるなど、一人一人に対して継続的な進路指導を行っている」と答弁しておられました。

そこで、この間、どれくらいの生徒を支援しているのか、支援した結果、どのような結果となってきたのかお聞かせいただきたいと思います。教育長、お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県中学校におきましては、毎年、卒業生の大部分が進学や就職先を決定しております。

一方、進路未定のまま卒業した生徒に対しましては、引き続き、中学校の学級担任等が家庭訪問を行い相談に応じるなど、一人一人の状況に合わせた支援を、ハローワークなどの関係機関と協力しながら行っているところであります。その結果、詳細な数値は持ち合わせておりませんが、高等学校へ進学したり、就職したりすることができた事例がございます。

しかしながら、学校では新年度になりますと、学校の教員が継続的に支援を行うことは難しい現状もございます。

○岩切達哉議員 率直に答弁をいただいたところであります。

同様に、高校中途退学者についてであります。令和元年の11月議会で、西村議員からの高

校中途退学者の支援についての質問に、毎年300人程度発生すると答弁がございました。

その300人の児童への支援はどこが担っているのか知りたいのですが、教育長にお尋ねします。宮崎県での高校中途退学者への支援、取組の現状をお聞かせください。

○教育長（黒木淳一郎君） 中途退学者に対しましては、同じく担任等を中心に、継続的に連絡を取ったり、就学や就職の相談をしたりしながら、子供や保護者に寄り添った支援を行っているところであります。

さらに、編入学試験の情報や「みやざき若者サポートステーション」等の情報を提供し、その後の進路決定につながるよう支援を行っており、その結果、多くはありませんが、編入や就職に至った事例もございます。

一方では、先ほどの答弁でも申しましたが、学校における全ての中途退学者についての支援や進路の把握につきましては、難しいというのが現状でございます。

○岩切達哉議員 私は、不合格になった児童、また、中途退学者が多く通っていらっしゃる場所として、広域通信制学校——これは国内の私立高校で全国展開する通信制高校のことでありますけれども——の地域サポート校という場所が県内に驚くほどの数ございまして、そのサポート校の中から2か所を訪問させていただいて、実情を伺ったところであります。

ここでは、その中の学ぶ費用の問題に絞って伺いたいと思います。

全国展開する通信制学校の生徒が通信高校に支払う授業料、それ自体は高校無償化の対象となるのでありますが、地元のサポート校に支払う費用——サポート校という場所は、勉強のサポートを受けたり、学び続けることを支えてい

ただ、そういう場所なんですけれども——そこは無償化の対象とならない費用を要することになります。

その費用は相当なものであります。授業料は月額3万5,000円ほどで、それ以外に年度単位で数万円を払うものがたくさんございました。

通っている方の一例でございます。あくまで一例でございますので、そこを利用する生徒が全てそうだという偏見にならないようお願いしたいと思いますが、「いじめを受けて退学した。学び直す気持ちを持って通信制高校に入った。元気に通っている。しかし、被害を受けた側がこの費用負担はいかなものだろう」と気持ちを語っていただいた、保護者の声でございます。

もう一例、高機能広汎性発達障がいの子供でございまして、集団生活にはなじめない、周囲の空気が読めないとか、コミュニケーションに課題を持つことで、知的には課題はなく、結果、大学まで進むのですけれども、一般の高校での就学が困難で、この通信制高校を利用したと。

保護者は、「中学までは特別支援教育を受けた。でも、支援学校高等部は、療育手帳がないことで利用できませんでした」とお話しされておりました。

不合格者、中退者、また様々な事情を持つ立場の児童は、それでも学びたいということで通っていらっしゃる場所なんですけれども、先ほど御紹介した費用負担に対して、自助努力という現実がございまして、このことについて、教育者たる教育長の所見を伺いたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 議員御指摘のとおり、高校入試の不合格者や様々な事情で高校を退学した生徒が、学び直したいという思いを持っているものの、経済的な理由等で断念せざ

るを得ないことは、認識しております。

高校の学びは、現在、全日制、定時制、通信制の中から、自分の適性や生活ペースに合った課程を選択できる時代となっております。社会的・職業的自立のためにも、学ぶ意欲を後押ししなければならないと考えております。

誰もが幾つになっても学び直し、活躍できる社会を実現するためにも、多様な学習の機会を提供し、学ぶ費用の問題も含め、社会全体でしっかり支援していくことが重要であると考えております。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。

中卒後以降の児童期をどのように支援していくか、本日伺っているテーマなのですけれども、この世代の若者対策はどう組み立てられているか、県がつくっている体制を聞かせてほしいと思います。福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県では、児童相談所におきまして、不登校や非行、虐待等の様々な問題を抱える子供や保護者への支援を行うほか、精神保健福祉センター内に設置する「ひきこもり地域支援センター」で、ひきこもりに関する相談対応を行うなど、専門的な立場から、本人の状況に応じた支援を行っております。

また、どこに相談していいか分からないといった方にも、まずは一時的な受皿となって、相談先の紹介や必要な情報の提供等を行う窓口として、子ども・若者総合相談センター「わかば」を設置し、福祉や保健、雇用等の幅広い分野の関係機関と連携を図りながら、相談対応を行っているところであります。

○岩切達哉議員 高校を卒業してからの世代についても考えてみたいと思います。早期離職という問題であります。

高校生県内就職率改善の努力をいただいている一方で、過去には、せっかく就職したのに早期に離職してしまう問題について、県が実態調査に取り組み、早期離職の要因などを伺うことができました。その中に、介護サービス事業所の離職理由での1位は、「職場の人間関係」という項目でございました。

とある県民から電話をいただきまして、この人間関係は、いわゆる職場でのハラスメントではないでしょうかとの話を伺ったところであります。早期離職問題の一例なのですけれども、職場で厳しい叱責などを長期に受け、離職に至ったということで、介護人材不足の中、このような早期離職の原因となる職場環境、この問題を放置していいのかというお話でございました。

この問題は、どの職場にも共通する課題だと思います。難しい課題ですが、改善の必要があるのではないかと思います。商工観光労働部長に伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 職場内でのハラスメントは、早期離職の原因の一つとなっております。これを防ぐための職場環境の整備が重要であると考えております。

このため県では、働き方改革に関する講演会や、広報紙への掲載等を通じて、ハラスメントの防止に関する普及啓発を行っております。また、労働問題に関する相談窓口として、県が設置しております「中小企業労働相談所」には、パワーハラスメントなどの相談も寄せられておりまして、社会保険労務士などが解決に向けた助言等を行っているところでございます。

これらの取組により、県が毎年度実施しております労働条件等実態調査によると、令和2年度は、約6割の事業所が各種ハラスメントの対

策に取り組んでおり、年々増加傾向にございますが、県としましては、今後ともハラスメントのない働きやすい職場づくりの促進に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 次は、18歳成人ということが目の前だという課題でございますが、2022年、来年の4月1日の時点で、18歳以上20歳未満の方は、この日をもって成年に達するということになる、いわゆる18歳成人が施行されることになっております。以後、18歳の誕生日に成年に達するということとなります。

成人年齢の変更は、明治9年以来の大改革なのでございますけれども、成人には、一人で有効な契約をすることができるか、保護者の承認を要しないなど、いわゆる正当な契約当事者になるという側面がございます。

そのため、悪知恵のある方が、本人に不利益な契約なのに言葉巧みに契約させるという、いわゆる消費者トラブルが多く発生するのではと懸念しております。

今、高等学校における消費者教育の実情はいかがな状況なのか、教育長に伺いたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 成年年齢を18歳に引き下げる改正民法の成立に伴いまして、親の同意なくローンを組んで高額商品を購入することが可能になるなど、若年者を取り巻く消費活動は、今後大きく変容することが予想されます。

そのため、全ての生徒が学習する家庭科におきまして、生徒のほとんどが18歳に達する前の第2学年までに、消費者教育としまして、消費に関する内容を終えるようにしております。また、公民科におきましても、消費者の権利等に係る内容を全ての生徒が学習しております。

このほか高校では、消費生活センターの出前講座や、県や金融機関等で構成される金融広報委員会の「巣立ち講座」等、関係機関と連携した取組も行っているところであります。

○岩切達哉議員 消費者保護行政は総合政策部長の所管と思いますが、高校3年生が新成人となる時代に、消費契約トラブルなどの支援を行う必要が相当量出てくるのではないかと思いますけれども、今、御準備いただいていることについてお伺いしたいと思います。

○総合政策部長（松浦直康君） 成年年齢の引下げに伴いまして、新成人を含む若年者に対し、消費者トラブル未然防止のための消費者教育や、トラブルに遭った際の相談窓口の周知がより一層重要となると考えております。

このため県におきましては、学校での出前講座等による啓発や、相談窓口の短縮ダイヤルであります188——通称「いやや」と言っておりますけれども——の周知に努めておりますほか、様々なトラブル事例を紹介する高校生向けの動画を作成し、今年5月から、ホームページでの提供を始めたところであります。また、新成人への消費者教育には学校現場との連携が欠かせないことから、先般、高等学校等に対しまして、授業での動画の活用など、積極的な消費者教育の実施をお願いしたところであります。

今後とも、関係機関と連携しながら、若年者への消費者教育及び相談窓口の周知に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 次に、ヤングケアラーについてであります。

今、ヤングケアラーのCMが放送されております。それが大きな反響があるそうであります。社会的な関心の広がりを感じています。

厚労省と文科省の調査結果として、17人に1

人ヤングケアラーがいるという内容のCMで、その肝は「僕の日常、誰も知らない」という子供のつぶやきにあると思います。

今年8月には滋賀県大津市で——これも一つのヤングケアラーの姿だと思いますが——母のネグレクトがあって、17歳の児童がケアを任されている。養育のスキルもない中、6歳の妹が駄々をこねると、その解決方法は暴力しかなかったという構造で、結果的に妹を暴力で死に至らしめた事件がありました。

この事件から私たちは何を学ぶべきか、福祉保健部長の所見を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 滋賀県の事件は、未成年の兄が、ひとり親家庭の母親に代わって幼い兄弟の世話を担わされていたとのことであり、新たな課題としてのヤングケアラー問題の重要性と、支援を必要とする子供や家庭の状況に周囲が気づき、迅速に支援機関につなぐことの必要性を改めて認識したところであります。

県では、地域の学校や警察等の関係機関で構成される、市町村の要保護児童対策地域協議会と連携し、支援が必要な子供や家庭に関する情報共有と、見守りの強化に努めておりますが、ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな部分に関わることが多く、表面化しにくい問題であります。

そのため、ヤングケアラーを早期に発見し、介護や障害福祉サービス等の適切な支援につなげられるよう、関係機関の理解促進や連携の強化、県民に対する広報啓発などにしっかり取り組んでいく必要があると考えております。

○岩切達哉議員 支援を必要とする子供や家庭の状況に周囲が気づくことというお話が、答弁の中にございました。なかなかこのところが

難しいわけでございます。

令和2年11月定例会で、ヤングケアラーに関する渡辺創議員（当時）の質問に、知事は、「社会全体が、この問題に対してしっかりと認識を持ち、子供や家庭が抱える困難に寄り添い、きめ細やかな支援を行うことが重要であると考えている」として、「しっかりと取り組んでいく」とお答えいただきました。

これと同様に、今日は、各部長や教育長からそれぞれの、この世代の課題に対する答弁をいただきましたけれども、このような義務教育終了後の15歳以降の未成年者に係る様々な問題について、もっとしっかり取り組む必要があると考えています。

多様な課題にトータル的に対応できる場所がないと感じております。総合的に取り組む必要があるのではないかと思います。改めて知事にお考えを伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 子供や若者が、その力を十分に伸ばし活躍できるように支援することは、子供・若者自身の幸せはもとより、これからの社会を築いていくための人材の育成・確保にもつながる重要な取組であると考えております。

このため、子供・若者の社会的自立に向けた教育や就業の場の確保、また、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える場合の支援など、必要な施策を講じているところであります。

このような中、少子高齢化や社会経済情勢の変化によりまして、児童虐待や貧困など、子供や若者が抱える課題は複雑化・多様化してきておりまして、ヤングケアラーといった新たな課題への対応も強く求められているところであります。

県としましては、引き続き、福祉や教育、雇

用などの関係部局がしっかりと連携を図りながら、市町村や民間団体等とともに、子供や若者が抱える課題の的確な把握ときめ細かな支援に、総合的に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 一戸一戸の世帯が小さくなる、そして地域の関係性が希薄になっているという社会状況がある。その中で、おおよその幼児期、また義務教育期、高校生まで含めて、学校という場に帰属していることがほとんどなんですけれども、先ほど幾つかの例をお示しさせていただきましたけれども、そうでない若者が現実にはいらっしゃる。そこに、支援が必要なケースがあると認識しておりますけれども、なかなかそこにたどり着くことが難しい社会であります。

誰も取り残さない社会をつくろうと、私どもは考えておりますけれども、この世代をしっかりと支えることが、今、知事の答弁にもありましたように、社会基盤をよりよくすることにつながるとお思いますので、議論させていただきました。

丁寧に対応いただいた関係部局の皆さんに感謝しつつ、次の質問に移りたいと思います。

福祉や教育に関連する諸課題ということで、お尋ねします。

最初に、発達障がい児の総合支援施設、宮崎市に、総合発達支援センター「おおぞら」という施設がございます。そこについてであります。

宮崎市が県に対して提出した、「令和4年度提案要望書」というのがあります。その中に、宮崎市総合発達支援センター「おおぞら」の運営費及び施設改修費に対する御支援をとという内容がございました。

この施設は、発達障がいに係る判定や療育に

関して、宮崎市民に限らず、県内に住む全ての子供たちのために必要でして、県内の児童のために大きな役割を果たしている施設であります。

この役割に対して県は、県内に住む障がい児支援のためにも、要望書にありますように、十分な支援が求められていると私は思うのですけれども、提案要望書にいかがな対応を予定しているのか、福祉保健部長にお聞かせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 宮崎市総合発達支援センター「おおぞら」につきましては、重症心身障がい児への通所サービスや、発達障がいの診断などを行っております。宮崎市からは、人件費などの運営費や老朽化した施設の改修費等への支援の要望をいただいております。

市からは、診断等の費用が診療報酬だけでは賄えず、厳しい経営状況が続いていると伺っております。

県としましては、市以外の延べ3,300人がこのセンターの診療部門を利用するなど、県民にとっても重要な施設と考えておりますので、県の発達障害者支援センターによる検査データの活用や、地域医療介護総合確保基金を活用した、施設整備のための補助など、施設の効率的・安定的な運営に向けた支援を行ってまいります。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。支援を行っていただけるということでございます。

宮崎市の「おおぞら」に限らず、発達支援事業所は、時代的にちょっと今は、施設が同時期に改修、修繕が必要となる状況にございますので、よく見回していただいて、適切な支援をお願いしたいと思います。

次に、特別支援教育の体制強化についてお尋ねしたいと思います。

昨年の9月議会で伺いました、特別支援教育の質的・量的向上ということに、これからも注目していきたいと申し上げたところでございます。今年も、去年よりはよくなったということが求められると思うのですけれども、この間の特別支援教育の体制強化に努められた内容について、教育長に伺いたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 小中学校におきます特別支援教育の充実を図るため、巡回支援を行う特別支援学校のチーフコーディネーター配置校を、今年度は9校から12校に増やし、よりきめ細かな支援体制としたところであります。

一方、特別支援学級担任のうち臨時的任用講師の占める割合は、令和2年度の32.7%に対し令和3年度は35.5%となっております。

しかしながら、特別支援学級担任全体の当該免許状保有率につきましては、令和2年度の36.4%から、令和3年度は39.0%へと増加しております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、専門性の高い教員の人材確保や市町村教育委員会への適切な助言など、特別支援教育の体制強化に積極的に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 特別な手だてが必要な特別支援教育であろうと思いますので、やはりベテランの先生が就くことのほうが望まれるのかなと思います。

非常勤講師の、臨時の先生方が多い実態ということが報告されましたが、大事なのは、臨時の方であっても、しっかりとした学びをして、資格を持っていらっしゃる、そのことが問われると思います。よくないのは、資格もなく理解もなく、たまたま特別支援教育に配属された先

生が行う特別支援教育とは、特別支援教育の名に値するのかなということかなと思っております。ぜひ、これから先も御尽力を賜りたいと思います。

次は、いじめの問題についてであります。被害児童はどのような教育環境にあるのかなという視点でお尋ねしたいと思います。

宮崎県は、いじめの早期発見に努めていただいている県でございます。被いじめ児童生徒の安全な教育環境をつくる必要がございます。

今年3月31日の毎日新聞に、「いじめ被害、守らぬ学校」という記事がございました。被害児童が、別室で自習して過ごすことを求められて、その状態が2年にわたったという内容であります。学校は、「人手が足りない」と釈明したと、記事にございました。被害児童が別室で一人で過ごすという内容でございましたけれども、こんな非人道的なことがあったと。

今は、県内どこでもそんなことはあり得ないということ、教育長からはっきり御答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（黒木淳一郎君） 議員から御紹介いただきました記事につきましては、私も読み、このようなことが繰り返されてはならないと強く感じたところであります。

現在、県教育委員会では、いじめへの対応等を詳細に示した、県の生徒指導資料や、昨年度作成した「いじめの認知から解消までのガイドライン」を活用し、管理職や生徒指導担当を対象にした研修のみならず、あらゆる機会を通して、いじめ問題に対する対応について、各学校への周知や指導を行っているところであります。

今後とも、市町村教育委員会とも連携しながら、各学校において、いじめを認知した後の被

害児童生徒への寄り添う姿勢を基本としながら、いじめの解決に向けた組織的な対応が行われるよう、さらに指導の徹底に努めてまいります。

○岩切達哉議員 いじめが発生する構造というようなものも研究しなければなりません。まさに、被害児童につらい思いをさせるということがあってはならないと考え、御質問させていただきました。

教育現場の人の配置についてでございます。文部科学省の財務課というところの資料を根拠に、今年1月の、これもまた毎日新聞さんなんですけれども、都道府県ごとの公立小中学校の教員定数に占める正規職員の割合というのが掲載されておりまして、宮崎県は11.8%が臨時教員であって、全国3番目に臨時教員への依存度が高いということで報道されておりました。

これは間違いのない事実なのか、なぜ他県に比べて多いということになっているのか、教育長の御答弁をいただきたいと思っております。

○教育長(黒木淳一郎君) 近年、教員の大量退職に伴い、県教育委員会では、採用者数を大幅に増やしております。しかしながら、小中学校の臨時的任用講師の割合は、昨年度11.8%であり、ここ数年、同程度で推移しております。

国から配当される教員定数には、学級数に応じて配当される定数と、年度ごとに教育的課題への対応として加配される定数とがございます。後者につきましては、年度末にその数が確定することから、本県では、その定数を臨時的任用講師で対応してきております。加えて、児童生徒数が減少する中、当初の想定よりも学級数が増加していることなどがあり、講師割合が高くなっている理由であると考えております。

県教育委員会といたしましては、計画的な教

員採用を進め、臨時的任用講師の割合が低下するよう努めてまいります。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。先ほども、特別支援学級の臨時の先生が配置される割合、これは35%というお話でございました。臨時の先生の割合は、全体的には11%と、ここも3倍ほど特別支援教育に臨時の先生が配属されるという課題があると。こういうようなことを前回もお話ししたところでもあります。

ぜひこのあたり、全国3位というのがどう評価されるのか、教育長を含め、また知事を含めて御検討いただいて、じゃあどうすればいいのかというところを考えてほしいと思っております。ぜひそういった議論を継続してまいりたいと思っております。

続けて教育の課題で申し訳ありませんけれども、学校の課題でございます。

市町村立小中学校の普通教室に、おかげをもって100%、冷房装置がついたということでございます。ところが、ある学校の音楽教室には冷房がないということで、今年7月は大変暑い期間が続きましたけれども、「平均35度の室温の中で音楽の授業を行ったんです」という音楽専科の先生からお話を伺いました。汗だくだらうと思っております。

市町村教育委員会に求めるべき話かもしれませんが、教育長に、市町村立学校の特別教室の冷房装置の整備について、県の対応についてお聞かせいただきたいと思っております。

○教育長(黒木淳一郎君) 市町村立学校の特別教室における冷房設備の設置率は、令和2年9月1日時点で55.0%と、前年比で12.6ポイントの増となり、国の交付金を活用しながら、整備が進んでいるところであります。

県教育委員会といたしましては、今後とも、

国の補助制度の周知や設置事例の紹介など、様々な機会を通じて、積極的に情報を提供してまいります。

○岩切達哉議員 普通教室、そして特別教室と、学びの場として大事だと思います。教育長は、子供期の子供たちを大変大事にするという立場でお仕事いただいております。その思いがうまく実現できるように、県全体で御努力いただければと、重ねてお願いしたいと思います。

次に、話題を変えまして、職員の処遇に関してでございます。定年延長の課題を伺いたいと思います。

再来年度60歳となる職員の方から、プラス1年定年が長くなり、以後2年ごとに延長されて、令和13年度から65歳定年になるということでもあります。

職員の不安はあると思いますし、県としても、幹部登用の在り方など様々な事情を含む課題だと思います。それぞれの組織の任命権者として御検討いただくべき課題でありますけれども、代表して準備状況を総務部長に伺いたいと思います。

○総務部長(吉村久人君) 地方公務員の定年につきましては、議員御指摘のとおり、国家公務員と同様に令和5年度から2年に1歳ずつ引き上げられ、最終的には令和13年度に65歳となります。

また、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するための「役職定年制」や、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用する、「定年前再任用短時間勤務制」なども導入されることとなっております。

現在、国からの情報収集を行うなど、制度の詳細な把握に努めているところでありますが、

高齢期の職員が有する知識や経験などを最大限に活用することで、多様な行政課題に的確に対応し、県民の期待に応えることができるよう、制度の円滑な導入に向けて取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 定年を現行の60歳と定めたのは1985年だそうで、それ以来の大改革ですから、県政運営上の課題もあると思いますけれども、職員も人生設計を大きく変更させるものだと思いますので、十分な議論と準備をお願いしたいと思います。

次に、農政の問題で3問ほど農政水産部長に伺います。

農業試験場の果たしていく役割ですが、予算とか人材とか、いろいろ注目させてもらっているところであります。

小林市野尻町には、薬草・地域作物センターがあります。きれいな施設ですけれども、薬草といえ、研究に時間を要して、すぐには結果が出ないと思います。そういう試験研究課題ではないかと思うのですが、今後の県の取り組む方向性などについてお聞かせいただきたいです。

○農政水産部長(牛谷良夫君) 本県の薬用作物につきましては、薬草・地域作物センターが中心となって、栽培技術の開発や現地指導を行いますとともに、関係市町村やJA等を構成員とする、薬用作物情報連絡会議を設置し、国内外の情勢や取組状況について、取引先などの実需者や、大学の研究者などとの情報共有を行ってきたところです。

現在、県内では生薬としてのミシマサイコやカキドオシのほか、健康食品としての白ウコンなどが栽培されており、中でも近年は、健康や美容への効果を期待できる作物への需要が高

まっけてきております。

このため、健康食品として高いニーズが期待できる白ウコンの産地化に、関連企業と連携して取り組むとともに、引き続き情報の収集に努め、本県で導入が可能な品目の検討を行ってまいります。

○岩切達哉議員 白ウコンというのがどのような効能を発するのか、僕は詳しくは存じ上げませんが、宮崎がしっかりとした生産基地となれるように御尽力いただきたいと思います。何より、買ってくれるところが安定的に存在するとすれば、儲かる農業というためにも大事だろうと思っております。試験に係る予算とか人材とか、注目をさせていただいているところであります。

続いて、農業収入保険についてでございます。この保険の昨年度加入目標に対しては、宮崎県は全国2位の113%達成ということで、農水省のデータにありました。農家の経営安定に資すると思えます。農政水産部長をはじめ県、市町村の関係者の努力を評価したいと思います。

実は、新型コロナウイルスを要因とする保険金等が全国累計で5,059件、149億8,000万円の支払いを行っているというけれども、宮崎県内での適用状況をお聞かせいただきたいと思えます。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県では、新型コロナウイルスを要因として、令和2年度中に保険金請求のあった276の経営体に対し、8億800万円の保険金が支払われております。

この保険は、災害に伴う減収はもとより、今回のような経済変動等の事象にも幅広く対応できる制度でありますことから、引き続き加入促進に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 8億800万円が、損失されたそ

の収入に対して十分だったかどうかの評価はできませんけれども、現在、私にいただいた情報では。ただ、こうやって補償されるという制度があるということは、大事だろうと思えます。

今、コロナのまん延防止等重点措置で営業自粛を求められているたくさんの事業体は、本当に苦しんでおられるんですけれども、県・国の支援、それしかないという立場の方も多いただろうと思っています。そういった中で、農業に対して収入保険制度があるということは評価されると思えます。

続いて、このコロナウイルス感染症拡大の中で、農産物の輸入に関して不安が出たという話も伺いましたし、8月には異常な長雨ということで、気象変動による農作物への影響など、心配の種は尽きないところであります。

第八次宮崎県農業・農村振興長期計画においては、このような危機事象の発生を大きく捉えて計画をつくっておられるんですけれども、その対策というのはどう取り組むことになるのか、農政水産部長からお聞かせいただきたいと思えます。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 農業は、自然災害の激甚化や、植物・家畜における伝染病等の発生に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大など、様々な危機事象にさらされております。

このため八次長期計画では、災害を未然に防ぐための対策として、農業用施設の防災・減災対策や、植物・家畜の防疫強化等に取り組みますとともに、万が一、影響を受けた場合の対策として、収入の減少を補填する農業経営収入保険等のセーフティーネットなど、経営リスクを軽減するための取組も併せて推進しているところであります。

県としましては、市町村等関係機関・団体と連携し、これらの取組を強力に進めるとともに、生産者が安心して経営に専念できる環境づくりに努めてまいります。

○岩切達哉議員 まさに農業の政策から学ぶべきところがあったなと思います。未然に防ぐ対策をきちんとする、それでも被害があった場合には収入をきちっと補填する。このスタイルが今、あちこちの分野で必要なことではないかなと感じたところであります。

次に、私は、美しい宮崎というものを様々な場所で実現してほしいという立場で、幾つかの質問をこれまでもしてまいりました。その一環で、今日は、海浜清掃について機械導入をしてほしいという立場で御質問をさせていただきます。

宮崎市青島には、海岸をきれいにするビーチクリーナーという大型機械を導入いただいた民間企業があります。不動産業を営むマエムラという会社が導入いただいたもので、報道では1,300万円とございました。

前にも一度質問させてもらっているんですけども、宮崎県の目玉商品である青島の海岸清掃について、今回は、ありがたいことに民間企業が機械を導入されたということですが、宮崎観光の中心地をきれいに維持するというのに、公の役割はどうなんだろうと思うところでもあります。

ほかの海岸、木崎浜や白浜、お倉ヶ浜などあります。きれいな海岸線売り出しているというのが宮崎の観光と思うのですが、このような場所にビーチクリーナーの導入を行っていくなどのお考えはないのか、所見を商工観光労働部長に伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県内各地

の美しい海岸は、本県の貴重な観光資源の一つとなっております。

県内の海岸の美化につきましては、海岸管理者であります県が、地元市町村と連携しまして取り組むこととなっておりますが、民間団体等の海岸清掃活動なども大きな役割を果たしていただいております。

こうした中、本県を代表する観光地であります青島海岸の美化につきましては、県や宮崎市、地元宿泊業者等で構成する「日南海岸青島美化愛護協会」におきまして、週に4～5回の清掃活動を行っているところでございます。

議員から御提案のありました、ビーチクリーナーなどによる海岸の美化につきましては、関係部局と連携を図りますとともに、地元市町村等の意向を踏まえながら、対応を検討してまいります。

○岩切達哉議員 青島では、週に4～5回の清掃活動が行われているということで、その実施の頻度に驚いたところであります。ほぼ毎日のことだと思いますが、ありがたいことだと思います。

実は、この質問をつくるに当たって、宮崎県観光振興計画を見させていただいておったんですけども、観光客が評価する宮崎県の観光資源とは、海、山、川などの自然の豊かさと答えていらっしゃる。この豊かな海、山を磨き上げましょうとも書いてあります。それでありますので、県の動きはどうなんだろうという質問をさせていただきました。

関係市町村とも協力して、意向を踏まえながら考えていくということでありますので、ぜひ考えていただいて、いつかは結論を出していただけたらうれしいなと思います。

同様に、道路の清掃に機械導入をしてはどう

かという提案でございます。

ガッターや縁石周りの草木の刈取りを機械化するという事は、公が先導的に機械導入するとか、業界が導入することについて資金的に支援するとか、そういう方法で、いわゆるスマート化を図るべきだと思います。

これについての研究状況と、今、目標を持つことはできないのか、県土整備部長に伺いたいと思います。

○県土整備部長（西田員敏君） 道路の除草は、道路利用者の安全確保と良好な沿道環境を形成する観点から、重要な取組であります。限られた予算の中、質の高い維持管理を行うためには、作業の効率化、省力化が課題となっております。

議員御提案の機械の導入については、路面清掃車を保有する企業などと意見交換を行うとともに、他県の試験的な取組について調査してきたところですが、縁石周辺にはガードレールなどの施設があり、その形状に合わせるための機械の性能向上や、その機械を開発し、維持していくための費用に課題があることから、全国的に普及が進んでいない状況であります。

県としましては、新技術の開発の動向を注視するとともに、先進事例等を参考にしながら、引き続き効果的な道路の維持管理に努めてまいります。

○岩切達哉議員 次いで、熱海の盛土問題ですが、昨日の質問でも取り上げられました。

これを機に、盛土について対策が必要ということで動き出しておられますけれども、我が県における公共事業から発生する建設残土について調べていましたところ、宮崎県建設副産物対策連絡協議会という、従前からの取組を見つけ

ました。この協議会の取組は、建設残土の問題にどのような役割を果たしてきたのか、県土整備部長にお尋ねします。

○県土整備部長（西田員敏君） 建設副産物対策連絡協議会につきましては、国や県、市町村などが発注する工事において発生する建設残土、いわゆる建設発生土の公共事業での再利用を促進することを目的として、土砂の発生量や必要量などの情報交換などを行っております。

この結果、平成30年度の県発注工事におきましては、建設発生土の約8割については、現場内での再利用や他の公共工事での受入れなど、有効利用が図られたところであります。

今後、国土強靱化に伴う高速道路整備や河川の掘削などで、建設発生土の増加が見込まれますことから、協議会において関係機関との連携をさらに強め、建設発生土の有効利用を積極的に進めてまいります。

○岩切達哉議員 宮崎はうまくやっているなということで、感心させていただきました。

次いで、警察本部長に伺います。

現在、駐在所、交番の集約を計画しておられますけれども、警察官襲撃などの他県の事件を見て必要と判断されたということで、その方針は支持しております。

ただ、地元には愛着もございます。今後、進めるに当たって地域に提案するときには、丁寧かつ慎重に、時間に余裕を持って進めていただきたいと思いますが、対応について本部長のお考えをお聞かせください。

○警察本部長（佐藤隆司君） 交番・駐在所の統廃合は、現場執行力や機動力、交番等襲撃事案への対処能力の向上のために実施したいと考えております。

交番等襲撃事案への対処能力を向上させると

いう点では、可能な限り早期に交番等に人員を集中させたいと考えておりますが、議員御指摘のとおり、地域の住民の方々の心情等に配慮しながら進めることが重要であると考えております。

県警としましては、県全体の状況を見渡し、県民の御理解と御協力を得ながら、交番・駐在所の統廃合を進めてまいります。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。本部長には申し訳ありませんが、次の質問を飛ばさせていただきます。

最後の質問になります。

選挙管理委員会にお尋ねいたします。投票率の向上は大事なことと考えますが、このほど、コロナ感染者で自宅療養している方については、郵便投票の方法が選択できると伺いました。この制度の特徴と手続、普及啓発について、選挙管理委員会の取組をお聞かせください。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 特例郵便等投票制度は、今年6月に施行されたもので、新型コロナウイルスに感染し、宿泊療養施設や自宅等にて療養されている方が対象となり、市町村の選挙管理委員会に対して投票用紙を請求し、郵便等により投票を行うものです。

県選挙管理委員会といたしましては、これまでに執行されました市町村の選挙において助言を行ったほか、近く予定される衆議院選挙でも適切に対応されるよう、市町村や保健所に対して説明等を行いますとともに、宿泊療養施設に郵便用資材を配付するなど、円滑な運用に努めることとしております。

選挙は民主主義の根幹をなすものでありますので、コロナ禍におきましても、不要不急の外出には当たらない旨を選挙人に積極的に呼びか

けますとともに、本制度につきましても、関係機関と連携して十分な周知を行うことにより、投票機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 高い投票率を期待しつつ、皆様に対する代表質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時18分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕（拍手） 皆さんこんにちは。公明党県議団を代表しまして質問させていただきます。

ワクチン接種について、まず質問します。本県も8月27日から9月12日まで「まん延防止等重点措置」期間とし、県独自の「緊急事態宣言」の延長に合わせ、対策を強化しています。

昨日、再延長の方針が出されました。知事の苦渋の選択でありましょう。生き抜かなければなりません。様々な支援策は打ち出されていますが、例えば事業所の業態・規模等、一定ではありません。常に変化をキャッチし、我々は動かねばなりません。

「デルタ株」の感染力は、従来型の2倍とも3倍とも言われ、若い世代でも重症化しやすい傾向も明らかになっています。したがって、全世代への対策が不可欠となります。

デルタ株に対しましても、ワクチン接種の有効性は明らかになっています。厚労省の調査で

は、8月10日から12日の3日間の感染者5万7,293人のうち、82%がワクチンを接種していませんでした。また、10万人当たりの新規感染者の比較では、接種していない人が67.6人に対して、2回接種した人は4.0人でありました。つまり、2回接種していれば、感染を17分の1にとどめることができたのです。ただし、効果100%のワクチンは存在しません。デルタ株から身を守るためには、「マスク着用」「手洗い」「換気」などの基本的感染防止対策は引き続き重要です。

そこで知事に、ワクチン接種について適切な情報提供を行うべきだと考えますが、どう取り組んでいるのかお伺いしたいと思います。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

ワクチン接種については、感染収束の切り札になり得るものであり、早期収束に向け、市町村や医療関係者と連携しながら取り組んでいるところではありますが、諸外国の状況を見ておりましたが、今後は接種率の向上が重要な課題となってまいります。

このため、ワクチン接種の効果や副反応について正しく理解していただくとともに、ワクチンに関する根拠のない情報や過剰な不安から接種を控えることがないように、正確かつ適切な情報提供が大変重要であると考えております。

県におきましては、新聞やタウン誌のほか、若い世代からその保護者の年代までをターゲットにした広告を、テレビのみならず、ツイッターやラインなどのSNSを使って配信するなど、様々な媒体を活用しながら情報提供に努めているところであります。

今後とも、できるだけ多くの方が接種していただけるよう、市町村とも連携しながら、接種率の向上に向けた啓発を積極的に進めてまいります。以上であります。[降壇]

○河野哲也議員 いたずらに人々の不安や不信感をあおる虚偽の言説が後を絶ちません。日々膨大な情報に触れる中で、誰もが知らず知らずに間違った情報に引きずり込まれてしまいます。

公衆衛生上の危機にあつて、情報との向き合い方は、リスクコミュニケーションにおける重要な要素の一つであります。誤情報が広がれば、それだけ対策に時間を要することは言うまでもありません。

コロナ禍にあつて、今、公明党支持団体の青年局が、ワクチン接種等若者意識調査ボイスアクションを行っています。結果分析はまだですが、若者たちにも多様な考えがあると報告を受けました。

県としては、現段階で意識調査はしていないとのことでしたが、若年層の接種状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 10代から30代までの、いわゆる若年層への接種につきましては、市町村と連携しながら、取組を加速させているところをごさいますて、約28万人の対象者のうち、9月8日現在で、1回目の接種を終えた方が約31%、2回目まで終えた方が約17%となっております。

○河野哲也議員 接種率が徐々に向上しているということでお伺いしましたが、デマや誤情報は、そう簡単にはなくなならない。善意に基づく場合もあり、状況は複雑であります。多くの場合、その根本には、コロナなどに対する不安や不満があると考えられています。こうしたこと

に寄り添い、よく聞いてあげることが大事であると考えます。接種前に相談窓口的な環境があれば、解決できることもあるのではないのでしょうか。

若年層が接種を受けやすい環境づくりが必要と考えますが、知事の所感についてお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 若年層の接種率の向上を図るためには、接種を受けやすい環境づくりを推進することが重要であると考えております。

このため市町村においては、集団接種の時間を夜間に拡大するなどして、学生や働く若い世代の利便性を高め、接種率の向上につなげている事例もあります。

これまで県におきましては、大学や専門学校等が実施する職域接種を支援してきたところがあります。9月からは接種機会の拡充を図るため、大規模集団接種において、1日当たりの接種者数を増やすとともに、今月11日からは、満16歳以上の県民にまで、その対象を拡大したところがあります。

今後とも、若年層に対する啓発を進めながら、希望する方全てができるだけ早期に接種を受けられるよう、引き続き市町村、関係機関等と連携を図りながら、接種を受けやすい環境づくりに取り組んでまいります。

○河野哲也議員 意欲的な接種の方策をありがとうございます。

もう一つ、知事のさきの9月補正提案に概要説明がありましたが、1つ目に取組がなされている、これが若年層に対しての配慮事項であるなど感じています。

医療関係等実習生PCR検査支援事業における支援対象となる実習生の人数等や、事業の内

容について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 今議会に提案しておりますお尋ねの事業につきましては、実習生が県内の医療関係等で実習を行う際の感染防止を図るため、必要な支援を行うものでございます。

具体的には、県内の看護師や介護福祉士などの養成所等に在籍し、今年度実習に参加する約4,000人を対象としており、受入先が求める場合に、検査機関に委託して、実習前等にPCR検査を行うもので、実習期間に応じ、1人2回程度の検査ができるよう支援する計画としております。

○河野哲也議員 大事な事業だと思いますので、確実な実行をお願いしたいと思います。

林業総合政策についてお伺いします。

本県の厳しい地形条件や、低い労働生産性といった林業特有の課題と、人口減少、少子高齢化などの社会的課題に対処していくためには、ICTやロボット技術、AI等の先端技術を活用することに力を入れる必要があります。

現在、本格的な伐採期を迎え、機械産業等の林業の技術開発への取組の展開、新たな産業を創出する取組も始まっており、これを機に、ICTを活用したスマート林業に加え、林業の特性を踏まえた新技術を活用した「林業イノベーション」を推進し、新技術の実証・実装を通じて、林業現場へ導入していくことが重要だと考えます。

そこで、森林施業の効率化や、高度な木材生産等を可能とする林業イノベーションについて、県の取組を環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 本県林業の課題であります担い手不足や、低コスト化による収益性の向上などを解決する上で、生産性の向

上や技術革新などを導入する林業イノベーションの推進は、大変重要であると考えております。このため県では、第八次森林・林業長期計画において、林業イノベーションを重点プロジェクトとして掲げ、伐採と再生林の一貫作業システムの定着や、ドローンによる苗木運搬、自走式刈払機の実証など、再生林の効率化・省力化に取り組んでおります。

また、森林資源のレーザー計測や、AIによる森林変化を把握する技術の導入など、林業のスマート化の取組も進めております。

県としましては、今後とも国や関係機関と連携して、本県に適した林業イノベーションを積極的に推進してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 若年層にとって魅力あるものをぜひ導入していただいて、積極的に進めていただきたいと思っております。

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」は、平成22年5月26日に公布、同年10月1日に施行され、10年が経過いたしました。

国では、公共建築物における木材の利用の促進に取り組んだ結果、公共建築物の床面積ベースの木造率は、法制定時の平成22年度8.3%から、令和元年度には13.8%に上昇しました。

一方で、民間建築物については、木造率の高い低層住宅以外にも木材の利用の動きが広がっているものの、非住宅分野や中高層建築物の木造率は低位にとどまっています。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するためには、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環利用を進めることが必要不可欠であります。

こうしたことを背景として、第204回通常国会において、「公共建築物等における木材の利用

の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、令和3年6月18日に公布され、10月1日に施行されます。

今般の改正により、法律の題名は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に変わりました。

公共建築物のみならず、民間建築物も含め建築物全体における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、快適な生活空間の形成、地域経済の活性化等に大きく貢献することが期待されています。

そこで、本県における公共建築物の木造率の現状を伺うとともに、今般の木材利用促進法改正を踏まえた民間建築物への利用拡大に向けて、県としてどのように取り組んでいくのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 本県の公共建築物の木造率につきましては、木材利用促進法制定時の平成22年度は19.5%であり、本庁関係部局で構成する県産材利用推進委員会において、県有施設の木造化を全庁的に推進するとともに、市町村への働きかけを行うなどの取組を進めた結果、令和2年度は24.3%となっております。

次に、民間建築物への利用拡大に向けた取組ではありますが、法改正により新設された、地方公共団体と民間事業者等との協定制度などを積極的に活用し、事業者等への木材利用を促していくことが重要であります。

このため県では、民間事業者等に対し、協定制度について周知するとともに、技術的な相談等に応じるほか、県内の木材供給体制のPRや、木造の設計スキルを持つ建築士の育成にも取り組むなど、公共建築物を含め、さらなる木

材の利用拡大を図ってまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 宮崎県はこれからという感がありますが、しっかりとやられているところもございいますので、そこをしっかりと支援しながらよろしくお願ひしたいと思ひます。

中小企業の振興対策についてお伺ひいたします。

新型コロナウイルス感染症の長期化で、経営体力の脆弱な中小企業においては、経済活動の自粛等のあおりを受け、売上げが大幅に減少、資金繰りが大きく悪化し、深刻な経営難に陥っています。

特に、宿泊事業者は甚大な影響を受けており、関連する旅行業やお土産販売、交通など観光関連事業者の売上げも大きく落ち込んでいることから、事業回復に向けた実効性のある対策や、コロナ収束後を見据えた取組が必要であります。

落ち込んだ観光需要の回復支援策を講じるとともに、ポストコロナを見据えた本県観光・スポーツランドの推進強化に取り組むべきと考えますが、知事の考えをお伺ひします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のとおり、新型コロナの影響によりまして、本県の観光は、かつて経験したことがないほど厳しい状況に置かれておるものと考えております。

このため県では、宿泊施設や飲食店等における感染症防止対策への支援によりまして、安心・安全な受入れ環境の強化を図るとともに、県民県内旅行キャンペーンや教育旅行への支援など、県内旅行需要の喚起に向けた対策を講じているところであります。

こういう感染症の中にあっても、スポーツキャンプ、合宿、またスポーツツーリズム、こ

れは底堅いものがあるなということを改めて感じたところでありまして、今後、ポストコロナを見据え、サイクリングやサーフィン、ゴルフなどのスポーツツーリズムの推進に加え、今議会に債務負担をお願いしております、屋外型トレーニング施設の整備による新たなスポーツキャンプの誘致などにより、「スポーツランドみやざきのさらなる進化」を図ってまいります。

さらに、食や自然、神話といった本県の強みを生かした観光施策を、官民一体となって、より一層進めることで、世界から選ばれる「観光みやざき」の実現を目指してまいります。

○河野哲也議員 具体的な動き、施策が見えると、県民の皆様は安心して任せられるというか、一緒に取り組んでいただけたらと思ひます。よろしくお願ひします。

危機的状況に瀕する県内の中小企業の倒産・休廃業防止と、従業員の雇用維持のためにも、感染拡大防止に万全を期しつつ、県内経済活動の維持・回復に向けた実効性のある対策や、コロナ収束後を見据えた取組が必要であり、継続的に対策を講じる必要があります。

コロナ禍が長期化する中、継続的な経済対策が必要だと考えますが、知事のお考えをお伺ひします。

○知事(河野俊嗣君) コロナにつきましては、これまで五度にわたる感染拡大の波を受けまして、経済への影響が長期化しております。

県内の感染状況の影響もありますが、都市部における感染の影響という、これも極めて大きいものがあると考えておりまして、苦境に立たされている事業者への継続的な支援が必要だと考えております。

県ではこれまで、新型コロナウイルスの影響で疲弊し

た経済を支えるため、感染症対策と経済対策のバランスを取りながら、事業者の事業継続のための支援金や、市町村と連携した消費喚起、事業活動に伴い必要となる感染症対策への支援など、様々な対策を講じてきたところであります。

また、デジタル化の加速やビジネス環境の急激な変化への対応など、新たな事業の構築に向けまして、もう一段上を目指す事業者への後押しも行っているところであります。

県としましては、この新型コロナとの長期戦を何とか戦い抜き、県内経済を本格的な回復軌道に乗せるため、必要な財源確保を今後とも国に要望しながら、コロナ後も見据えた対策に引き続き取り組んでまいります。

○河野哲也議員 よろしくお願ひします。

県民が安心して飲食等ができるよう、感染対策の充実支援策を講じることが必要であると思ひますが、どう取り組んでいくか、知事にお伺ひします。

○知事(河野俊嗣君) ポストコロナを見据えた「感染症に強い社会づくり」を進めていくためには、感染リスクが高いとされております飲食の場面における対策が重要となります。これまでの「みやざきモデル」の取組に加えまして、現在、「飲食店ガイドライン認証事業」いわゆる第三者認証、そういう事業に取り組んでいるところであります。

具体的には、国の通知に基づきまして、改めて県独自の55項目の認証基準を設定し、店舗ごとに現地確認を行った上で、県が認証する仕組みとしております。

認証の取得促進を図るため、講習会等を開催するとともに、特に座席の間隔確保や換気の徹底は感染対策上重要とされておりますことか

ら、アクリル板や二酸化炭素濃度測定器等の支給、また、店舗の換気設備改修への補助など、必要な支援を行っているところであります。

認証を受けた飲食店には、認証書と認証ステッカーを交付するとともに、ホームページ等で広く県民に紹介することとしておりまして、このような取組を進めて、県民が安心して飲食店を利用できる環境整備を図ってまいります。

○河野哲也議員 「飲食店ガイドライン認証事業」は、県独自のクリアすべき55項目を設定し、「感染予防対策に自ら取り組むお店」を認証するとありました。

認証店では、(1)ステッカー、(2)ホームページでの紹介等、安全・安心なお店選びの目安となることもやっただけのことなので、県民の皆さんも安心して選べるんじゃないかなと思ひます。

飲食店ガイドライン認証事業の進捗状況について、福祉保健部長にお伺ひします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 飲食店ガイドライン認証事業につきましては、7月中旬から認証基準等に関する講習会を開始し、8月末までに、約1,800の飲食店から認証への申請がなされているところでございます。

現在、アクリル板など認証に必要な資機材を順次支給しているところであり、換気扇の補助につきましても、多くの店舗から申込みがなされております。

また、認証基準の現地確認を8月16日から開始しておりまして、8月末現在、16施設を認証したところであり、引き続き、この認証制度について周知を図るとともに、現地確認や認証基準の審査を進め、できるだけ早期に多くの店舗を認証していくこととしております。

○河野哲也議員 事業の計画は早かったと思ひ

んですが、認証作業が、できるならもうちょっとスピードを上げていただかないと、いざ必要というところに間に合うかなという部分があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

宮崎県中小企業振興条例等に基づく、中小企業支援の具体的な施策の拡充について。本県においては、中小企業が企業数の99%、雇用の約9割を占めており、人口規模が小さい市町村ほど、地域経済と住民生活を支える存在として大きい。こうした中、宮崎県中小企業振興条例が平成25年4月に施行され、平成28年の改正では、小規模企業者の経営の向上及び改善への積極的な支援に努めることとなりました。

県においても、本条例に沿った具体的な施策の充実・強化により、コロナ禍で大きな経済的影響を受けている本県中小企業の競争力・経営力の強化と持続的な発展、さらには地域経済の活力向上と雇用創出を図る必要があります。

そこで、宮崎県中小企業振興条例の目的と、条例に定める県の責務について、商工観光労働部長にお伺ひします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 中小企業は、地域経済の活性化や雇用の創出、さらには地域コミュニティの担い手として地域づくりにも貢献するなど、重要な役割を果たしております。

このため、宮崎県中小企業振興条例は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによりまして、本県経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的として制定したものでございます。

また本条例におきまして、県は商工団体など関係機関との連携の下、中小企業の振興に関する施策を立案し、実施する責務を有することと

定められております。

○河野哲也議員 コロナ禍の中で苦しむ中小企業には、より丁寧な支援が必要だと考えます。

中小企業を支援するきめ細かな柔軟性のある施策が必要と考えますが、どのように取り組んでいくか、商工観光労働部長にお伺ひします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県ではこれまで、県内の中小企業が経済的・社会的環境の変化に対応し、経営の向上や改善に取り組めるよう、商工団体等と連携した相談対応や、新分野進出・販路開拓などの経営革新に取り組む事業者の支援のほか、人材育成・確保のためのマッチングや資金供給の円滑化など、様々な施策に取り組んでおります。

今般のコロナ禍の中、中小企業を取り巻く環境は大きく変化しておりますことから、今後とも、事業の継続や競争力・経営基盤の強化、新たな製品やサービスの開発に取り組む事業者の支援など、関係機関と連携しながら、中小企業の持続的な発展のため、きめ細かな支援に取り組んでまいります。

○河野哲也議員 具体的な施策と、今後いろいろと、より具体的なものを考えていっていただきたいと思いますが、本当に喫緊の課題として解決するために、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

みどりの食料システム戦略についてでございます。

農業関係者より、「スマート農業の社会実装の加速化、情報通信基盤の整備等を含め、革新的な技術・生産体系、品種の開発・普及、及び低コスト化を実現するとともに、農業者の所得が十分確保されるような万全な施策を確立すること、関係者との十分な協議を行いつつ、事業転換、再構築に向けた支援を措置するととも

に、新たな技術などの社会実装状況を踏まえた段階的な要件化などを行うこと」等々、提案されています。

国が策定したみどりの食料システム戦略のスマート農業の社会実装に向けて、県はどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） みどりの食料システム戦略は、グリーン成長戦略の農林水産業アクションプランと言えるものでありまして、生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させることを目的としておりますことから、我が国の食料供給基地である本県の責務として取り組むべき重要な戦略であると認識しております。

この戦略を実現させるためには、CO₂ゼロエミッション化や、化学肥料・農薬の使用量削減、有機農業の拡大等の目標の達成に向けた、スマート農業等による技術革新が必要不可欠であります。

このため県では、AIによる病害虫診断等の最先端技術の研究・実証を、国や民間と共同で進めるとともに、施設園芸における環境制御システム等の農家への導入を支援し、あわせて、これらの技術を活用できる人材育成や技術情報の発信に、積極的に取り組んでまいります。

これらの取組によりまして、スマート農業の社会実装を進め、農業所得の十分な確保とゼロカーボンの両立により、持続可能な魅力ある宮崎農業の実現を目指してまいります。

○河野哲也議員 宮崎の農業の将来というか、一番実現できるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

漁業の外国人材について。

漁業関係者の声として、「近海かつお・まぐろ漁業の操業にとって、実習生や特定技能1号

船員は、欠くことのできない乗組員となっている。でも、昨年から継続する新型コロナウイルスの感染症のパンデミックにより入国がかなわず、このままでは漁業の継続さえ厳しい」とありました。外国人材への積極的なワクチン接種等により、感染防止対策を施した上で入国できるよう、国には早急な対策を実施してほしいと考えます。

一方で、在留外国人においては、休養等で一旦帰国し、再入国することがあるようですが、この場合の感染リスクの低減が必要だと考えます。

そこで、本県漁業の外国人材に対する新型コロナウイルスの感染予防の取組支援について、農政水産部長、よろしくお願ひします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県のカツオ一本釣りや、まき網などの雇用型経営体は、外国人材を加えた船員体制となっておりますが、現在、コロナ禍で新規外国人の入国ができないことから、通常よりも少ない人員で操業しているところでもあります。これ以上、体制が縮小し、操業に支障を来すことがないように、在留外国人への新型コロナウイルス感染防止対策の取組が重要であります。

このため、県におきましては、在留外国人が休業等で一旦帰国し、再入国する際のPCR検査や、14日間の経過観察措置及び入国後のマスク着用などの、みやざきモデルの実践をお願ひしますとともに、これらに係る経費の支援を行っております。

今後とも、国や関係団体と連携し、本県漁業に不可欠な外国人材への効果的な感染防止対策に取り組んでまいります。

○河野哲也議員 よろしくお願ひします。

九州中央自動車道の早期整備についてでござ

います。

8月21日土曜日、九州中央自動車道高千穂日之影道路日之影深角インター―平底交差点間の開通式が行われました。この開通により、先に開通した雲海橋交差点―日之影深角インターと合わせまして延長5.1キロメートルが、連続して通行可能となりました。地元の方も、「日之影―高千穂間があつという間じゃ」と喜んでおられました。

九州経済の一体的な発展、さらには、切迫する南海トラフ地震等の防災対策を含めた「命の道」として、高速交通ネットワークの早期整備は、極めて重要かつ喫緊の課題であります。

九州中央道の事業進捗と早期整備に向けた知事の意気込みを、お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 九州中央自動車道につきましては、昨年度、蘇陽―五ヶ瀬東間が、また今年度は、高千穂―雲海橋間が2年連続で新規事業化されたところでありまして、現在、高千穂町及び五ヶ瀬町内の全ての区間が事業中となっております。

さらに、今御指摘がありました先月21日には日之影深角―平底間が開通したほか、今年度は五ヶ瀬東―高千穂間において工事着手が予定されているなど、着実に整備が進んでいるところであります。

九州中央自動車道は、本県経済の活性化はもとより、九州の一体的な浮揚につながる道路であるとともに、南海トラフ地震など大規模災害時におきまして、人命救助や救援物資の輸送を支える「命の道」となる道路でありまして、早期整備が大変重要であると考えております。

これまで、現場を石井前大臣、また赤羽大臣にも御視察いただいておりますが、今はコロナ禍の中で、なかなか対面での要望活動がままな

らない状況があります。その中で、オンラインでの要望を繰り返しておりました、5月には、本県単独で国交省の事務次官や道路局長に対し、6月には、熊本・大分両県の知事と3県合同で赤羽大臣に対し、また7月には、ミッシングリンクを抱える10県知事による要望を鳩山政務官に対しそれぞれオンラインで行うなど、あらゆる機会を捉えて、また関係県とも連携しながら、早期整備を国に強く訴えているところであります。

今後とも、私が先頭に立って、沿線地域の皆様と心をつにし、九州中央自動車道の日も早い全線開通に向けて、全力で取り組んでまいります。

○河野哲也議員 私ども公明党も全力で、一緒に力を合わせて取り組んでいきたいと思えます。よろしくお願ひします。

開通式に向かう途中、国道218号の干支大橋で大がかりな補修作業が行われていました。アセットマネジメントの計画の一部が急速に行われているのかと思いましたが、県が管理する橋梁の長寿命化についてどのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 現在、県が管理する橋梁は約2,000橋ありますが、10年後にはその半数が建設から50年を超え、老朽化対策が急務になっております。

このため県では、他の施設に先駆け、平成22年に橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、定期的に点検を行うとともに、点検によって「早急に対策が必要」と判定した529橋の整備を進めており、これまでに344橋の対策が完了したところであります。

県としましては、「国土強靱化5か年加速化対策」において重点化されております補助事業

や県単独事業により、対策が完了していない橋梁について速やかに整備を進めるとともに、今後は、損傷の軽微な段階に補修を行うことで長寿命化を図る、いわゆる「予防保全型の維持管理」に早期に移行し、橋梁の長寿命化対策にしっかりと取り組んでまいります。

○河野哲也議員 防災の観点からも、橋梁がしっかりしているというのは、命の道をつなげる非常に大事な役目になるなと思いながら通ったところがございますが、しっかりと事業化していただきたいなと思っております。

教育長にお伺いします。

宮崎市教育委員会によると、同市立小中学校での夏休み明けの午前授業が行われました。24日に学校を休んだ児童生徒が1,098人でした。全児童生徒の約3.4%に当たるそうです。新型コロナウイルス感染への不安や、家族の職場で感染者が出たことから念のため休んだというケースがありました。

公立学校の夏休み明けの対応はどのような状況であったか、お伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県内の公立小中学校の夏休み明けの対応につきましては、今、議員がおっしゃったとおり、一部の市町村で小中学校が、新型コロナウイルスの感染防止対策として、分散登校や午後からの全校一斉下校という対応をしております。

それ以外の学校につきましては、感染対策を講じながら、通常どおり夏休み明けに、学校を開始している状況であります。

なお、学校再開後に児童生徒に感染等が確認された学校もありまして、自宅待機や臨時休業等の対応を取っているところもあります。

○河野哲也議員 コロナ禍の中、休業明けの子供たちの行動に、コロナ感染はもちろんです

が、2つ心配なことがあります。

1つはネット依存とネットいじめのようなネットトラブル、もう1つは学力保障であります。

ネットトラブルを未然に防止するための県教委の取組をお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） ネットトラブルの未然防止に向け、県教育委員会では、学校にITの専門家を派遣し、SNS等を利用する際の危険性に触れるなど、児童生徒はもとより、保護者や教師も含めた実践的な研修に努めております。

また、県教育研修センターのホームページ上に、情報モラルに関するコーナーを設け、校種ごとに児童生徒や保護者、教師それぞれに向けた啓発資料を掲載したり、ITの専門家による「ネットパトロール」を実施するなど、ネットトラブルの未然防止を図っているところでございます。

さらに、今年度新たに警察とも連携し、SNS等を利用する際のトラブル防止に向けたリーフレットを配布するなど、児童生徒並びに保護者も含めた啓発に努めているところであります。

○河野哲也議員 この効果を、また今後の一般質問等で確認させていただきます。

私が調べました、全国的なネットトラブルに対しての未然防止の学校の取組ということで、2つ紹介させていただきます。

1つは、ネット依存を扱う埼玉県の中学校の実践です。インターネット依存の概念を提唱したキンバリー・ヤング博士のIAT（インターネット依存度テスト）を、久里浜医療センターが邦訳して紹介しているホームページを用いての授業でありました。

どういう設問かといいますと、「1、気がつくと思っていたより長い時間、インターネットをしていることがありますか。2、インターネットをする時間を増やすため、家庭での仕事や役割をおろそかにすることがありましたか。」等々、生徒に実際に解答させます。

採点です。20点から39点、これは平均的なオンライン・ユーザー。40点から69点、ネットが生活に与えている影響について、よく考えてみる。70点から100点、ネットが生活に重大な問題をもたらしている。すぐに治療の必要がある。こういう評価が与えられるわけです。

生徒にとってはまさに凶星であると。しかも、診断結果が明示されているから問題が可視化される。個々人が自ら自分ごととして受け止めるそうであります。

もう1つ、長野県の小学校の実践で、ネットいじめを防ぎ立ち直らせるアプローチであります。3年生の子供たちにタブレットを用いた、第1時限目の授業であります。

20分間、自由に使ってよいことを知らせ、グループになって思うように使っていく。しばらくすると、「カメラアプリ」を使い始める子が出てくる。そのグループは爆笑の嵐だそうです。

すると、数人の子供から相談があり、「勝手に〇〇さんから写真を撮られた」。

ここは一言だけ聞き返します。「嫌な気持ちでしたか」。

ただ、ここでは全体の動きを止めずに、20分後に、「ここままで楽しかったことは何か」「ちょっと嫌だな、これはどうかなと思ったことはありませんか」と尋ねることを勧めたそうです。すると、先ほどカメラで撮られたという話題も上がってきます。

「撮られた写真は、撮った人のものなのか、撮られた人のものなのか」、クラスに意見を求めます。白熱した意見交換の場になります。

「撮られた写真は、撮られた人のもの。これを肖像権と言います。許可がない人の写真はいけません。それをネットなどで公にすることもできません」「これは、今勉強したことに当てはまるという写真を、自分たちで考えて消していきなさい」、これも熱中して、グループで消していったとありました。

教師があるべきルールをつくって導入するのではなく、子供たちとそのときの問題を持ち寄ってルールをつくる第一歩となるとのことであります。

「夏休み明け、始業時に午前授業を実施、学校を休んだ子供が1,000人以上」と先ほどありましたが、夏休み明けに新型コロナウイルス感染症対策により、小中学校で日常どおり授業を受けられない児童生徒への学力保障をどのように行っているのか、お伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 新型コロナウイルス感染症対策により、通常どおり学校で授業を受けられない児童生徒の学力を保障するために、多くの学校では、自分で学習が進められるよう、教科書に基づいた課題を配付し、その学習状況を電話等で確認しております。

一方、ICTを活用する例も見られ始めており、市町村によっては、学校と家庭をつないで授業の様子を配信している学校もあります。また、教員と子供が双方向でやり取りをしながら、デジタル教材の問題に取り組ませるなどの事例もございます。

○河野哲也議員 今年1月の2度目の緊急事態宣言時に、一斉休校しない方針でしたが、文部科学大臣は、「コロナで学校に行くことが不安

な子もいる。柔軟な対応をし、必要な措置を取ること。また、GIGAスクール端末などで、オンラインの授業なども有効に活用してほしい」との発言がありました。

先ほどの答弁にありましたが、まだほとんどの現場では動きはなかったという受け取りをしてよろしいですか。

ふだんから、例えば避難訓練のように、一部の児童がオンラインになることを想定した授業を研究的に実践していくならば、そう難しいことではないと思います。

そこで、今後、災害などの様々な状況においても、小中学校において学力保障を図るため、ICTの活用が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○教育長（黒木淳一郎君） 子供たちに1人1台の端末が整備されたことによりまして、学校以外の場所にいる子供たちに向けて、教員が学校から授業を配信したり、課題を配付・確認したりすることのできる、これまで行えなかった形態での学習が可能となりました。

議員御指摘のとおり、今後いかなる場合でも、子供の学力保障を図ることは必須であり、ICTをより積極的に活用した取組を進めることは、大変重要であると考えております。

特に、学校以外でICTを活用するためには、端末の持ち帰りが前提となりますことから、県教育委員会といたしましては、各市町村に対し、先行事例等を情報提供するなど、働きかけを強めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 タブレットをふだんから日常的に、何度も家庭に持ち帰らせる。そして、また持ってこさせる。

これで、セキュリティーの問題が起こるかもしれない。破損トラブルも起こるかもしれま

せん。だけど、それでいいのではないかと思います。乗り越えるための経験値が得られるのではないかと考えます。災害が起きてから慌てても遅いと思います。しっかりと進めていただきたいなと思います。

すみません、ちょっと時間配分を間違えました。一般質問と同じ質問時間になってしまいました。以上で代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で代表質問は終わりました。

次の本会議は、13日午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時51分散会

9月13日（月）

令和3年9月13日（月曜日）

午前10時0分開議

出席議員 (37名)	
3番	坂本康郎 (公明党宮崎県議団)
4番	来住一人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
5番	武田浩一 (宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿 (同)
7番	窪菌辰也 (同)
8番	脇谷のりこ (同)
9番	佐藤雅洋 (同)
10番	安田厚生 (同)
11番	内田理佐 (同)
12番	日高利夫 (同)
13番	中野一則 (同)
14番	冨師博規 (無所属の会 チームひまわり)
15番	有岡浩一 (郷中の会)
16番	重松幸次郎 (公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩切達哉 (県民連合宮崎)
19番	井本英雄 (宮崎県議会自由民主党)
20番	横田照夫 (同)
21番	外山衛 (同)
22番	山下博三 (同)
23番	右松隆央 (同)
24番	西村賢 (同)
25番	二見康之 (同)
26番	日高陽一 (同)
27番	井上紀代子 (県民の声)
28番	河野哲也 (公明党宮崎県議団)
29番	田口雄二 (県民連合宮崎)
30番	満行潤一 (同)
31番	太田清海 (同)
32番	坂口博美 (宮崎県議会自由民主党)
33番	野崎幸士 (同)
34番	徳重忠夫 (同)
35番	日高博之 (同)
36番	星原透 (同)
37番	蓬原正三 (同)
38番	丸山裕次郎 (同)
39番	濱砂守 (同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野讓二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	佐藤隆司
監査事務局長	阪本典弘
人事委員会事務局長	福嶋清美

事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高民一
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	増本雄一
議事課主任主事	牛之濱晋也
議事課主事	山本聡

◎ 一般質問

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県民連合宮崎の田口雄二です。一般質問の1番バッターとなりましたが、既に先週、代表質問が行われており、重複を避けながら一般質問を行います。

東京オリンピックとパラリンピックが終了いたしました。開催前は、コロナ感染拡大の中、開催についての賛否の声が多くあり、どうなることか心配していましたが、無事終了することができました。日本選手の大活躍で、無観客であったにもかかわらず、だんだん盛り上がってきました。本県出身の選手やゆかりの選手も大活躍をしてくれました。

今回は、パラリンピックをこんなに見たのは初めてで、認識を新たにしたところです。生まれつき障がいを持っている人や、事故や病気等で障がいを持つことになった選手たちが、義手や義足をつけて、また何も装具をつけていない選手が、スポーツでは考えられないような創意工夫で大きな能力を発揮していました。みんなすばらしい笑顔で、障がいを障がいと感じさせず、まるで障がいを一つの個性のように振る舞っている姿は、本当に感動いたしました。

もちろん、事故等で障がい者になったときのショックは、私たちが想像できないほど大き

かったでしょうが、各選手たちは諦めることなく、血のにじむような練習を重ねたのでしょう。

特に、エジプトの男子卓球選手、48歳は、10歳のときに両腕を事故で失ったようですが、ラケットを口でくわえ、ボールを足の指に挟んでトスを上げてサーブをして、スマッシュやスライスボールを打つシーンには、本当にびっくりいたしました。パラリンピックは、人間にはできないことはない、不可能はないと思われる障がい者のスポーツの大会でした。多くの感動と勇気をいただいたオリンピック、パラリンピックの選手たちにお礼を申し上げながら、質問に入ります。

まず、知事の政治姿勢についてお聞きします。

私は、2月議会の代表質問で、東京オリ・パラ大会組織委員会の森前会長の女性蔑視発言に関して、知事のジェンダー平等について伺いました。

そして知事は、「社会的・文化的につくられた性別、いわゆるジェンダーによる固定的な役割分担意識や差別、不平等を解消し、多様な生き方を選別できる社会を築いていくことは、大変重要である。男女共同参画推進条例に基づき、県民意識を高める啓発や女性の活躍の場を広げる取組等を進めてきた。その結果、県の審議会などの女性登用率は、令和元年度末実績で45.9%、全国5位である」と、誇らしげに答弁いただきました。

しかし、7月の県の男女共同参画審議会に県が示した、県の課長級以上の女性管理職への登用率は、2020年4月1日時点で、前年より0.2ポイント増ではありますが、6.3%で全国ワースト3位でした。

都道府県別の全国平均は11.1%、また、女性管理職が一人もいない7町村がある県内の市町村平均は、10.5%、全国でワースト4位です。

スイスのシンクタンク「世界経済フォーラム」は、世界各国の男女格差を図る「ジェンダーギャップ指数」の最新ランキングを公表しました。日本の順位は156か国中120位でした。同じ東アジアの韓国や中国より男女格差の大きな国が日本です。分野別で見ると、女性国会議員比率などに基づく政治の分野が147位、女性管理職比率などに基づく経済分野が117位、そして教育分野が92位、健康分野が65位です。

政治分野と経済分野の順位が際立って低く、男女の格差が大きいことが分かります。本県の女性管理職の登用率は、ジェンダーギャップ指数が世界で120位の日本の中で、ワースト3位です。

そこで、県職員の管理職への女性登用について、知事の所見を伺います。

次に、今年度の最低賃金の大幅な引上げについて伺います。

最低賃金は、2016年度から4年連続で3%以上引き上げられてきました。しかし、昨年度はコロナ禍の影響で、全国平均が902円と1円の引上げにとどまっていた。

最低賃金は、生活できる水準の賃金を保障するものです。2021年度の最低賃金は、過去最大の時給で、一律28円の引上げとなります。全国平均で930円、本県においては821円となりました。労働者にとりましては、待遇の改善となり大変ありがたいことですが、消費の拡大につながるかは疑問です。

また、東京都と地方の差もまだ大きく、220円ほどの開きがありますし、日本全体が欧米に比べると低い水準です。

雇用を守ることを最優先に、格差の是正を進めていかなければなりません。また、コロナの拡大で疲弊している地方の中小企業は、逆に人件費の拡大で経営への影響が懸念される所所であり、今年度の最低賃金の引上げについて、知事の所感を伺います。

次に、私はコロナで少子化が加速しているのではないかと心配しております。厚労省の人口動態統計によると、2020年の出生数は84万832人、前年比で2万4,407人減少し、出生率は人口1,000人当たり6.8人で、前年より0.2ポイント低下しています。

昭和24年の出生数は約270万人いたのですから、今では3分の1以下です。また、合計特殊出生率は1.34で、これも前年より0.2ポイント低下しています。

死者数は137万2,648人、前年比で8,445人減少していますが、これはコロナに関連してインフルエンザの流行が抑えられたことが一因と見られています。

出生数と死亡数の差である自然増減数は53万1,816人の減少となっています。婚姻数は52万5,490組で、前年より7万3,517組減少しており、婚姻率も0.5ポイント減少しています。

妊娠届の件数も約5%減少しており、今年度の出生数は80万人を割り込む可能性があります。コロナが原因かはまだ分かりませんが、少子高齢化が一層進みそうです。

コロナ禍の中で少子化が進行していることについて、知事はどのように受け止めているのか伺います。

以上で壇上からの質問は終了いたします。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

まず、県職員の女性登用についてであります。

我が国において様々な分野で女性登用をもっともっと積極的に進めていくべき、大変重要な課題だというふうに考えております。その上で、現状は様々な背景、事情がある。それを一つ一つ解きほぐしていくことも重要であろうかと考えております。

県職員の女性登用につきましては、男女構成比は、例えば新規採用職員であれば、最近では4割程度を女性が占めるといような状況にもなっておりますが、例えば知事部局においては、50代半ば以上ですと男女比が10対1というような職員の年齢や男女の構成比の関係もありまして、管理職に占める女性の割合は極めて低い状況にあります。まずは、意欲と能力のある職員について、副主幹以上への登用を進めることとしております。

このため、副主幹以上の職に占める女性職員の割合について、令和6年度の目標17.5%ということ掲げて取り組んでおります。

今年度の実績は16%、10年前と比べると2倍近くにはなっておるところでありまして、将来を見据えた登用というものを着実に進めているところでもあります。

今後とも、働きやすい職場づくりをはじめ、様々な研修機会の提供や、企画・管理部門を含め幅広い分野への配置など、女性職員の活躍推進に向けた取組を積極的に進めてまいります。

次に、最低賃金の引上げについてであります。

本県の最低賃金は、中央最低賃金審議会から全国一律に28円引き上げる目安額が示されたことを受け、宮崎地方最低賃金審議会の審議を経て、目安額どおり引き上げ、821円とする決定が

なされたところであります。

最低賃金の引上げは、労働者の所得拡大や地域格差の是正など、労働者の生活の向上を図るためには重要であると考えておりますが、一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりまして、厳しい業況にある中小企業などにとりましては、事業の継続や雇用の維持に影響が及ぶことを懸念しているところでもあります。

このため、全国知事会などを通じ、国に対し、事業者への支援や雇用対策に万全を期していただくよう、引き続き要望してまいります。

県といたしましては、今後とも関係機関と連携しながら、厳しい経営環境にある県内企業等の支援や離職者防止対策等に努めてまいります。

最後に、コロナ禍での少子化についてであります。

新型コロナの感染が全国的に拡大した令和2年におきまして、本県の妊娠届出数は、対前年比4.5%減の7,698件、婚姻件数は、同じく10.5%減の4,147組となっております。

少子化の背景には様々な要因が複雑に関係しており、現時点で新型コロナによる影響があるかどうか判断するのは難しいところではありますが、令和2年の婚姻件数が大幅に減少していることなどから、少子化がさらに進行する可能性があるものと考えております。

このため、スマートフォンでも利用できる婚活マッチングシステムの導入など、コロナ禍における支援の方法も模索しながら、今後とも、安心して子供を産むことができ、子育てが楽しいと感じられるみやざきを目指し、結婚から出産、子育てまで切れ目なく、しっかりと支援してまいります。以上であります。〔降壇〕

○田口雄二議員 ありがとうございます。管

理職に女性は、現時点ではまだまだ低い状況ですが、14年前に私が県議になりたての頃は、この一般質問等を事前に打合せをするときの県職員が男性ばかりでした。今は確かに女性が増えてきたなど実感しています。この女性たちが管理職になるには、もう少し時間が必要なのかもしれません。今後、女性の管理職の登用率が上がることを期待しております。

最低賃金が大幅に引き上げられたことは、労働者側にとっては大変ありがたいことですが、このことによって雇用が減らされては元も子もありません。中小企業対策もよろしくお願いいたします。

少子化の問題ですが、戦後すぐの団塊の世代の頃は、1年間に260～270万人が生まれていたのに、現在は3分の1以下です。第2次ベビーブームと言われた昭和48年前後でも、209万人も生まれていたのですから、隔世の感があります。

今回、この人口統計を調べていると、驚いたことがあります。死亡数の死因を順位別に見ると、第1位は「悪性新生物」つまり、がんです。第2位は「心疾患」、心筋梗塞などの心臓に関する病気です。そして第3位は、何と1割を占める「老衰」です。老衰とは、加齢に伴う様々な身体機能の衰弱による死亡。天寿を全うした人は年間約13万人近くになります。少子高齢化が進むわけだと思います。

次の質問に移ります。

今回の補正予算案には、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の返還金があります。29億円もの巨額を国に返還することになっていますが、その理由と他県の状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 新型コロナ

ウイルス感染症緊急包括支援交付金につきましては、新型コロナへの対応として、緊急に必要なとなる医療提供体制の整備等に活用するものがありますが、令和2年度に受け入れた額の精算に伴い、国へ返還する必要が生じたことから、今議会に返還金として歳出予算を提案させていただいております。

返還が生じた主な理由といたしましては、医療従事者等への慰労金や患者の受入れ病床の確保など、感染状況に応じて支出額が変動する事業等につきまして、あらかじめ感染が大きく広がった場合を想定した予算を確保したことによりまして、最終的に実績が見込みを下回ったものでございます。

なお、当該交付金につきましては、他県におきましても同様に返還が生じる見込みであると伺っております。

○田口雄二議員 この返還する29億円は、国から来た支援交付金、総額268億円の1割以上となります。

この後、コロナの第5波の爆発的な拡大となり、再度、県独自の緊急事態宣言、そして国の「まん延防止等重点措置」の初めての適用を受け、宮崎市と日向市及び門川町を重点措置区域に指定しました。

こんな状況の中、29億円もの支援交付金を返還するのは実に忍びない。他県の状況も同じであるならば、返還などせずに県民のために活用したいものです。県の基金に繰り入れ、県民が求める支援ができないものかと考えるのは、私だけでしょうか。

今回はもう間に合わないとしても、緊急包括支援交付金の返還分について、今後の有効なコロナ対策に使えるように、全国知事会を通じて要望できないか、地方税財政の常任委員長の知

事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 新型コロナ対策につきましては、地方の感染状況に応じた対策をちゅうちょなく打っていく必要がありますので、国に対して具体的な対策を示し、この返還財源も活用した補正予算等により、地方の財源確保につなげていくことが重要であると考えております。

全国知事会では、新型コロナウイルス緊急対策本部を、一昨日も含め、これまで28回開催し、その都度提言を取りまとめ、関係大臣と頻繁に直接協議をしております。緊急包括支援交付金につきましても、国庫返還しない柔軟な取扱いや、用途の拡充などについて要望しているところであります。

地方税財政の常任委員長としましても、これまで国に対し、地方創生臨時交付金の増額等を繰り返し要望しております。引き続き、全国の知事と一致協力して、これらの交付金も含め、新型コロナの対策に必要な財源の確保を強く求めてまいります。

○田口雄二議員 東国原前知事の数少ないよいところの一つは、マスコミを上手に使って国にけんかを売り、知事会の要望を国民に広く知らしめ、国にうまくつないでいたことです。

同様のことは難しいとしても、知事会が一致団結してしっかりと申し入れて、実績を上げてください。よろしくお願いいたします。

次に、新型コロナのワクチン接種について伺います。

まだまだ気を抜くことはできませんが、ようやく県内の感染者も少し落ち着いてきたようです。

しかし、1年前はコロナの第2波、第3波ぐらいまでを心配しておりましたのに、ウイルス

が変異し、第5波まで来て、それが一番爆発的に拡大するとは思いませんでした。

ただ、当初の感染者は高齢者が多かったので、60歳以上に優先してワクチン接種を行ってきた結果、高齢者の感染は大きく減少してきました。まさにワクチン接種の効果だと思えます。

本県における新型コロナワクチン接種の状況と今後の見通しについて、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県におけるワクチン接種状況につきましては、9月9日現在で、12歳以上の対象人口約98万人のうち、約55%の方が2回目を終え、接種が着実に進んでいるところでございます。

コロナの感染収束のためには、早期の接種完了が重要でありますことから、県におきましては、休日や時間外での各医療機関における個別接種の促進への支援を行うとともに、県による大規模集団接種などを進めているところであります。

このような中、先般、国から、10月4日の週末までに対象者の約86%に当たるワクチンが配分されることが示され、県から市町村に対し、その割当てをお知らせしたところであります。

このような動きを踏まえ、県内におきましては、希望する方々全てが11月の前半までに接種を受けられる見通しとなったところであり、県としましては、引き続き市町村と連携しながら、円滑にワクチン接種が進むよう、必要な取組を進めてまいります。

○田口雄二議員 先日、コロナに関する医療シンポジウムが延岡で開催されました。重黒木部長も出たと思いますが、医師会会長より、デマに惑わされないよう、ワクチンは自分だけのた

めではなく、家族など愛する人のため、集団免疫で社会のためになり、メリットがデメリットを大きく上回ると、ワクチン接種の重要性が訴えられました。

私は既に2回目の接種を済ませていますが、私の妻はアレルギーがあると渋っていましたが、何とか間もなく1回目の接種をする予定です。

対象人口約98万人の過半数が、既に2回目の接種を済ませているようですが、接種が進んでいる国や地域を見ても、60%を超えると、ワクチンはあっても接種のペースが急速にダウンするようで、その後が70%の壁です。市町村と連携しながら、迅速なワクチン接種を進めていただきたいと思います。

ただ、最近の話題は新型コロナウイルスの変異したデルタ株ウイルスで、ワクチンを2回接種したにもかかわらず、陽性になる人が続出していると報道されています。いわゆるブレークスルー感染ですが、本県における状況が気になります。

ワクチン接種者の感染状況とワクチン接種の効果について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 8月末時点で見てみますと、本県でのワクチン接種は、2回接種済みの方が約49万人となっております。そのうち感染した方が163人となっております。

ワクチン接種の効果につきましては、先日公表されました政府分科会の報告では、重症化や死亡を予防する効果があり、発症予防についても一定の効果が認められているとされております。

また、国の試算では、ワクチン接種により、高齢者の感染が7～8月に10万人以上抑制さ

れ、死亡者数も8,000人以上減少した可能性があるとされております。

なお、ワクチンの接種効果であるかは、詳細な分析を待つ必要がありますけれども、本県の第5波において、8月末まででは、重症化や死亡の割合、感染者に占める高齢者の割合は、第3波及び第4波より低い状況となっております。

○田口雄二議員 ワクチン接種しておけば、仮にコロナに感染しても、重症化や死亡を予防する効果が高いようです。一人でも多くのワクチン接種を進めていかなければなりません。広報・啓発活動もよろしくお願いいたします。

次の質問となります。

県北は、コロナが感染拡大する前から医療体制が脆弱で、しかも医師の高齢化が進んでいます。何をきっかけに医療体制が回らなくなっていくか分からない状況です。

そんな中、日向市と門川町が、まん延防止等重点措置を適用されるほど、コロナの感染が拡大し、あわせて、延岡でも多くの感染者が確認されました。医療体制が一気に逼迫したのではないかと心配いたします。

県北地域における医療提供体制の強化に向けた取組状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県北地域における新型コロナ患者の入院病床につきましては、医療機関の御理解と御協力の下、徐々に増やしてきておりまして、5月末の時点から、延岡・西臼杵圏域で15床増やして64床、日向・東臼杵圏域で8床増やして26床を確保しているところであります。

また、延岡市に確保しております宿泊施設につきましては、受入れ可能な部屋数を50室か

ら60室に拡大しております。

このような中、第5波では、県北地域におきましても感染者が急増し、入院以外の宿泊施設や自宅での療養者も多くなったことから、宿泊施設等への酸素濃縮器の配備や、自宅療養者に対する医師や看護師による診療や訪問看護の体制づくりを進めているところであります。

県としましては、引き続き、病床のさらなる確保に努めるとともに、宿泊施設や自宅における療養体制の強化も含めて、県北地区の医療提供体制の充実にしっかり取り組んでまいります。

○田口雄二議員 着実な医療体制の強化、ありがとうございます。

次に、県立延岡病院のドクターカーについて質問します。

これまでも延岡市消防本部との連携による医師のピックアップ方式のドクターカーは、平成30年の4月から導入されていましたが、県立延岡病院に本年4月19日より新たなドクターカーが導入されました。

県北地区は、ドクターヘリでも現場到着に30分前後かかる地区がほとんどで、その30分以内をカバーする待望のドクターカーです。本県初の救急車型のドクターカーで、従来の救急車にはない人工呼吸器や簡易採血検査機器、生体監視モニターなどが装備されており、まさに動く医療救急処置室となります。

県立延岡病院のドクターカーの稼働状況と地元市町村との連携について、病院局長に伺います。

○病院局長（桑山秀彦君） 延岡病院では、御質問にありましたように、本年4月から、患者搬送中の医療提供が可能な、救急車タイプのドクターカーを新たに導入したところであります。

す。

出動範囲は延岡市、日向市はもとより、高千穂町、諸塚村など、ほぼ県北全域にわたっておりますが、8月末現在の出動件数99件のうち24件は、地元消防などの搬送患者を途中のドッキングポイントで引き継いで、病院到着前から検査、治療を開始することによりまして、救命率の向上などが図られているところであります。

今回の導入に際し、地元市町村とは、あらかじめドッキングポイントの設定など円滑な運営について協議しますとともに、延岡市からは救急救命士の派遣をいただいているところであります。

今後とも、地元市町村との連携を一層図り、効果的・効率的な運用に努めてまいります。

○田口雄二議員 今回導入されたドクターカーは、県北全域が対象となりましたので、99件の稼働のうち24件が途中引継ぎということで、遠隔地のようなようです。

延岡市消防本部との連携のときより稼働回数も大きく伸びているようで、また広域にわたる出動です。ありがたいことです。県北地区の救急医療体制が大きく前進いたしました。

さて、ドクターヘリは、悪天候のときは残念ながら出動できません。そこで、要請があつたにもかかわらず、ドクターヘリが悪天候などで出動できず、県立延岡病院のドクターカーが出動した事例はあるのか、病院局長に伺います。

○病院局長（桑山秀彦君） 御質問の事例としましては、熱中症により意識障害となった患者に対して、ドクターヘリが悪天候で出動できず、延岡病院のドクターカーが出動した事例など、8月末までに3件ございました。

このほか、交通事故によって重症者が2名発生したケースでは、1名をドクターカーでラン

デブーポイントまで搬送してドクターヘリに引き継ぎ、そしてもう1名は地元消防の救急車で延岡病院に搬送した事例などもありまして、ドクターヘリや地元救急と連携した運用を図っているところでございます。

○田口雄二議員 僅か4か月ほどで、悪天候時の対応、また複数の救急患者の発生時におけるドクターカーの導入で、搬送のバリエーションが増えました。これから台風シーズンでもあり、ドクターカーの活躍の場が増えるかもしれません。

次に、食品衛生法の改正について質問いたします。

食品衛生法が15年ぶりに改正され、2020年6月1日にその一部が施行されました。HACCPとは、国際的に認められた衛生管理の手法で、製品の安全性を確保するものです。食の国際化に伴い、日本でも導入が求められ、法改正の柱となりました。

HACCPとは、原材料の受入れから製品の出荷までの各工程において、食中毒菌による汚染や異物混入などの危害を分析した上で、その防止につなげる特に重要な工程を継続的に監視、記録する工程管理の手法です。

各保健所がコロナで逼迫する中、改正食品衛生法が本年6月に施行されましたが、HACCP導入の現状を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 改正食品衛生法の施行により、原則、全ての事業者がHACCPに沿った衛生管理が義務づけられたところでもあります。

大規模事業者では、改正前から既に導入されており、小規模事業者におきましても、各食品団体が作成し、厚生労働省が確認した手引書に基づき導入が進んでおります。

これにより、衛生管理の見える化が図られ、さらに保健所の食品衛生監視員が確認・指導を行うことで、衛生管理の向上につながります。

現在、新型コロナの影響により、食品衛生監視員による事業所への立入検査等が限られておりますけれども、講習会や相談業務を通じて必要な指導を行うとともに、関係団体と連携しつつ、事業者におけるHACCPの定着を進めてまいります。

○田口雄二議員 このHACCPの導入に関して、地元の飲食業組合の代表が心配していただきましたので、特に問題も発生していないと聞き安心いたしました。

次に、人材確保に関して2点質問します。

プロフェッショナル人材戦略拠点について伺います。

販路開拓、新事業の立ち上げ、生産性の向上、経営管理、事業承継等の専門的スキルと知識を持つ人材を県内に呼び込む活動を、平成28年1月からスタートしました。東京都と沖縄県以外の道府県に設置され、国と県の事業となります。人材不足が叫ばれる中、貴重な人材を本県の企業に呼び込んで、新たな展開や現在の事業を強化するものです。

プロフェッショナル人材戦略拠点の成約実績について、商工労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(横山 浩文君) プロフェッショナル人材戦略拠点では、県内企業と県内外の専門的な知識や経験を持つ人材のマッチング支援を行っており、成約実績は、平成28年1月の拠点設置から令和3年8月末現在で、累計186名となっております。

年代別では、40歳未満が113名と全体の約60%を占めており、比較的若い世代が多くなっております。

また、県外から県内への転入は83名と、約45%となっておりまして、都市部などからのU I Jターン促進の効果も見られるところでございます。

さらに戦略拠点では、コロナ禍でリモートワークなど新しい働き方が定着しつつある中、都市部の副業・兼業人材とのマッチング支援にも取り組んでいるところであり、引き続き、企業のニーズに応じた人材採用を支援することとしております。

○田口雄二議員 累計で186名のうち、40歳未満が6割、40歳未満のプロフェッショナルとはどんな経歴の持ち主か興味が湧きますが、若い人が多いのは驚きです。

コロナの関連で、リモートワークや、副業や兼業のプロフェッショナル、仕事のやり方が変わってきました。

仕事ができる人材を確保するので、採用する企業にはそれなりの経費が発生することになると思います。プロフェッショナル人材を採用する企業が、民間人材ビジネス事業者へ支払う仲介手数料はどの程度なのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） プロフェッショナル人材を採用する企業は、仲介手数料としまして、一般的に年収の3割から4割程度を民間人材ビジネス事業者に支払うとされております。

採用する企業にとりましては、一定の費用負担が生じますことから、採用された方が定着して、企業の成長に貢献していただくことが大切でございます。

このため戦略拠点では、経営者との対話を通じて経営課題や人材ニーズを明確化した上で、より適切なマッチングができるよう、求められ

る分野や職種などに応じて、複数の民間人材ビジネス事業者から候補者を紹介しますとともに、採用後におきましても、電話や訪問によるフォローアップを実施し、丁寧な支援を行っているところでございます。

○田口雄二議員 支払った手数料や報酬以上の仕事をしてもらわなければなりません。貴重な人材を有効活用してもらいたいものです。

次に、「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」について伺います。

今後の地域や産業の担い手を確保し、本県の経済の活性化による真の地方創生の実現を図るため、県内企業に就職した大学生等の奨学金の返還を、産業界とともに支援する事業です。貸与を受けた奨学金の2分の1を上限に、県が4分の3、就職した企業が4分の1を負担するものです。

奨学金に関しては、学費の高騰や家庭の事情等で、学生の2人に1人が奨学金を借りており、卒業後に返済できなくなる事例が多く発生し、社会問題になっていました。

返済が待っている学生にとっては、ありがたい制度です。また、県内の企業においても、深刻な人材・人手不足の状況を打開する事業となります。

事業開始5年目を迎える「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」について、認定企業や支援対象者等の状況を総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 本事業の奨学金返還支援の対象となった認定企業は、事業開始の平成28年度は35社でしたが、スタートから5年目となる今年度は84社と増加しておりますほか、これらの企業に就職した奨学金の返還支援対象者についても、平成30年度の12社19名か

※ 123ページに訂正発言あり

ら、今年度は27社51名に増加しております。

本事業を利用している方の就職後1年を経過した時点での離職率は、約6%であります。大学卒業者の県平均離職率約16%を大きく下回っておりまして、本事業を通じて、県内就職への動機づけのほか、県内定着にもつながっているものと考えております。

今後、本事業の周知はもとより、宮崎の暮らしやすさや県内企業の魅力も効果的に伝え、若者の県内定着を図ってまいります。

○田口雄二議員 就職した1年後の離職率が、かなり低いようです。奨学金の返還支援事業は、人材確保に大きく貢献しているようです。

そこで、今年度の支援対象者の就職企業の所在地区の内訳、出身大学等や出身地の県内・県外の内訳を、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 今年度の支援対象者として決定いたしました51名の内訳ではありますが、まず就職した企業の所在地につきましては、県央地区が28名、県北地区が14名、県西地区が9名となっております。

次に、出身大学等につきましては、県内が20名、県外が31名で、県内の割合が39.2%となっております。

また、出身地別に見ますと、県内出身者が40名、県外出身者が11名で、県内出身の割合が78.4%であります。

すみません、それから先ほどの答弁の中で、奨学金返還支援事業の開始時期、平成28年とお答えしたようでございますが、正しくは29年でございます。おわびして訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○田口雄二議員 県内出身者が8割ですが、県外出身者が11名もおります。このまま定着してほしいものです。

次に、防災対策について伺います。

私の住む延岡市は、7月17日、1時間に68ミリの異常な激しい雨になりました。幸い大きな被害にはなりませんでしたが、冷やりとしたものでした。

しかし、1か月もたたない8月8日の台風9号の九州上陸の際は、1時間の雨量が延岡市の観測史上最大となる84.5ミリの猛烈な雨となり、床上・床下浸水の被害が出ました。

被災した方には申し訳ありませんが、この猛烈な雨のすぐ後は小降りになり、被害が拡大することなく収まりました。

地球温暖化で本当に気象がおかしくなってきました。熱海市での土石流被害をはじめ、日本はもとより、世界中で洪水や山火事のニュースが連日流されています。

中国の河南省では、1時間に200ミリを超える考えられない雨が降り、地下鉄が水没し、多くの死者も出ました。ヨーロッパでもドイツで、数日で2か月分の降雨量となり、ライン川が大洪水となり、200人近い死者・行方不明者が出ています。つい先日のアメリカのハリケーン「アイダ」のルイジアナ州の大被害等々、これからの気象は一体どうなるのか、不安でいっぱいです。

近年、記録的な大雨が相次いでいますが、今後、治水対策にどのように取り組んでいくのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 近年の水害リスクの増大に備えるため、県では、これまでの河川管理者が行う治水対策に加え、流域に関わる国や市町村、地域住民などのあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」を、今年8月に、沖田川水系など県が管理する13水系

において策定し推進しております。

このプロジェクトでは、これまでの堤防整備などのハード対策に加え、ソフト対策としまして、住民の早期避難を促すための河川水位計の増設や、浸水想定区域図を作成する対象河川の拡大など、きめ細やかな情報提供にも努めることとしております。さらに、迅速かつ確実な避難行動につながるハザードマップや、要配慮者の避難計画の作成支援を行います。

今後とも、国や市町村、地域住民などとより一層連携を図りながら、治水対策に取り組んでまいります。

○田口雄二議員 ハード対策は、この異常な降水量に応えるには莫大な予算が必要となりますし、時間を要します。まずは、きめ細やかなソフト対策をお願いいたします。そして、自らの命は自らが守る、早め早めの避難、この徹底が必要です。

それでは次に、教育に関して何点か質問いたします。

まず、文科省が今年度から始めた「マイスター・ハイスクール事業（次世代地域産業人材育成刷新事業）」の指定校に、県立延岡工業高校が5月に選出されました。全国から17校の申請があり、12校が採択されたそうで、御尽力いただきました関係者の皆さんに、心から感謝を申し上げます。

延岡市は工業都市にもかかわらず、工業系の大学や高等専門学校もなく、専攻科を含め産業界が求める人材育成の設置を求めている地元にとりましては、大変ありがたいニュースとなりました。工業会等々の期待も大きいのですが、「ひむか未来マイスター・ハイスクール事業」について、具体的な内容と今後の取組を教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 本事業は、宮崎県工業会、延岡工業高校、延岡市の産学官が一体となって互いに協力しながら、新たな産業人材育成システムを開発し、実践していくものであります。

具体的には、地元企業から選任された代表者がCEOとなり、学校側と協議しながら、新しい教育計画の立案に向け、コーディネートを行います。

本事業は3年間の事業でありまして、1年目となる今年度は、地元産業界が期待する人材像について調査を行い、昨年度、県議会でお認めいただき導入いたしました、最先端のICT機器を活用した新たなカリキュラムを、産業界や自治体と合同で開発いたします。2年目、3年間までに、その開発したカリキュラムの実践や改善を行います。

これらの取組を通しまして、将来、地元企業への就職や定着につながるものと期待しております。

○田口雄二議員 3年間の国の事業ではありませんが、しっかりと実績を積み上げて、地元が期待する人材を多く輩出する事業になってほしいものです。4年目からは、県の事業として大きく成長してほしいものです。よろしく願いいたします。

次の質問です。

宮崎では当たり前のように行われている、県立高校普通科の「朝課外」の質問をします。

7月13日の毎日新聞の社会面に、県立延岡高校の校門と校舎の写真が大きく取り上げられていました。

朝課外は、本県においては日常のここのように生徒たちは参加していますが、福岡県をはじめとする九州の一部で実施されている、全国的

には極めて珍しいケースであることが分かりました。

1時間目が始まる前の朝課外は、教育課程に含まれない非正規の授業であり、九州では独自に定着してきたようです。しかし、実際は朝課外だけではなく、放課後に実施される「夕課外」、そして週末の「土曜講座」等もあり、生徒は一括して受講を勧められ、半強制的と受け止められています。先生方への報酬は、PTA会費から支払われています。

県立高校の朝課外の実施状況と、いつから始まったのか、その内容について教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 朝課外につきましては、生徒の進学や就職、資格取得に向けまして、保護者の要請を受け、PTAが主催して実施しております。

開始時期につきましては、詳細は把握しておりませんが、本年度、県立高等学校において朝課外を実施しておりますのは、36校中25校であります。

県教育委員会といたしましては、各学校で朝課外を実施するに当たり、PTA主催であることを踏まえ、会長が毎年総会等で実施についての承認を得ること、また参加希望をとること、教科書の内容を進めないことなどを通知しているところであります。

○田口雄二議員 保護者の要請を受け、PTAが主催して実施されているとのことですが、PTAの皆さんは、本県の状況は知らず、全国的に実施されていると思っているのではないかと、それに、何十年も続けてこられたので、その流れで継続しているのではないかと。それと生徒の声は反映しているのか疑問です。

延岡高校OBの太田議員と岩切議員に朝課外

のことを伺うと、太田議員はうろ覚えで明確な記憶はありませんが、放課後の「夕課外」はあったようです。岩切議員が在籍中の43年前は実施されていたようです。どちらにしても延岡高校の詳細は不明ですが、朝課外は40数年前から実施されていたようです。

先月の朝日新聞の宮崎県版に、本県出身の歌人・吉川宏志さんの「京都から見た宮崎」が、3回にわたり連載されました。吉川さんは、大宮高校を卒業後、京都大学に進学し、短歌の世界に入ったようです。その連載の2回目の一部を紹介します。

30数年前に京都に住みはじめたとき、午後4時くらいに進学校の高校生が帰っていく風景を目にしてびっくりした。

宮崎では、朝早くから課外授業が始まり、夕方まで課外授業があった。授業が毎日10時間くらいあったのである。冬だと、家に帰るころは真っ暗になっている。帰宅してからも、宿題を大量にやらねばならない。体力がないと、すぐに潰れてしまう生活だった。

正月の朝から、寒い教室で日本史の特別授業を受けたことも忘れられない。今思えば、先生も自分の家庭を犠牲にしてがんばっていたのではないかと。しかし、それで学力が向上したかは疑問で、入試のとき「これだけ勉強したから大丈夫だ」と自己暗示をかける効果のほうが大きかったのかもしれない。

長時間の授業が効果的な学習法ではないと考えている。先生の過労も心配だ。

自分が本当に学びたいこと、学ぶのがとても楽しいことが見つかったとき、学力が爆発的に伸びるのは確かだと思う。

子供や生徒が、本当に学びたいものを見つけたとき、お金になるかや役に立つかで区別

せず、必死に手助けをすること。それが大人の使命だろう。そのほうが、結果的にうまくいく気がする。

と語っています。

吉川さんは東郷町の出身のようで、現代の若山牧水かもしれません。その吉川さんは、朝課外等での学力向上を疑問視し、逆に先生の家庭を犠牲にしていないか、また先生の健康面も心配しています。

教師が多忙である状況の中で、本来の仕事ではないところで課外を行っているのではないかと、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 課外につきましては、教師本来の業務ではないため、指導に当たる教師は、兼職・兼業の手続を行った上で実施しております。

県教育委員会では、課外に携わる時間に制限を設けるなど、働き方改革の観点からも、課外が教師にとって過度の負担にならないよう、各学校に対し、通知しているところであります。

○田口雄二議員 大学受験の科目を担当している先生方に大きな負担になっていることが、予想されます。その先生方も、仕方なく朝課外をしているかもしれません。また、普通科は校区がなくなり、行きたい学校に行けるようになり、遠距離通学の高校生が増えていることも考えられます。一体、弁当は何時頃つくられているのか、家庭の負担も大変です。

ここで、朝課外の効果と朝課外に対する教育委員会の評価について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 朝課外につきましては、それぞれの学校における生徒の進路実現や、資格取得を支援するための取組として、また、保護者の皆様の経済的な負担軽減を図る取組として、一定の役割を果たしてきたと考えて

おります。

現在、生徒が進路に応じた教科を選択して受講する、選択制の課外を取り入れている学校や、朝課外を実施しない時期を設定している学校もございます。

県教育委員会といたしましては、教師の働き方改革やICTの整備が進む中、課外も含め、多様な学びの支援の在り方について考える時期に来ていると認識しております。

○田口雄二議員 課外は教師本来の業務ではないと、先ほど答弁されましたが、県立高校のPTA主催の土曜課外等における教職員の通勤時や、課外時の事故等の補償について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） PTA主催の土曜課外等に教職員が携わる際の事故につきましては、公務災害補償上の公務災害には当たらないため、各学校を通じて主催団体であるPTAに、保険に加入するよう促しております。

現在、土曜課外等を実施している全ての県立高等学校の各PTAが、保険に加入しているところであります。

○田口雄二議員 課外は公務災害に該当せず、PTAが先生方の万が一を想定して保険加入しているようです。

それでは、知事に伺います。高校生までは出身地の広島県にいたと思いますが、本県の県立高校で朝課外が実施されていることについて、知事の所感を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 私も子供たちが県立高校でお世話になりましたので、早朝から学校に向かい、勉強しているということ、その姿を見て驚いた記憶があります。

私自身は経験ありませんし、そういう仕組みもない学校であったところであります。子供

私たちは大変だなと思いつながら、親としては、そういう教育熱心な取組に敬意を表するという気持ちもありますし、生徒それぞれ、また各家庭それぞれに、いろんな思いもあるのではないかなということをおもいつながら見ておりました。

本県におきましては、朝課外は生徒の進路実現を目的として、長年にわたって、学習に厚みを持たせ、それを後押しするシステムの一つとして機能してきたものと考えております。また、経済的な負担軽減にもつながってきたものと認識しております。

朝課外につきましては、様々な意見があることも承知しておまして、今後、県教育委員会において、関係者の意見も踏まえて十分に議論してもらいたいと考えております。

○田口雄二議員 最後になりますけれども、県立高校における今後の朝課外の在り方について、教育長に伺います。

○教育長(黒木淳一郎君) 現在は、生徒及び学年の実態に応じて、選択制の導入や実施時期の設定など、朝課外の形態を工夫し、実施しております。

今後は、校長会とも連携し、PTA総会の前に行われます役員会等で、朝課外のメリット、デメリットについてPTAとも共有し、総会で会長からより丁寧に説明していただくよう働きかけてまいります。

今後とも、朝課外の在り方につきましては、働き方改革や社会状況等を勘案しながら、他県の状況や関係者の意見を踏まえ、議論を深めてまいります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。今回は、朝課外を取り上げるに当たり、県職員をはじめいろんな方に確認しました。

否定的な声が多く、学力向上の有効性の声は

あまりありませんでした。「サボったら先生に物すごく怒られた」「参加しないとアンケートに答えたら、親と呼出しを受け、参加を強制された」「朝課外が嫌で商業高校に進学した」という職員もいました。

ちなみに、私の娘の旦那は綾町出身で、北高に通ったらしいんですが、昨日確認しましたら、朝はちょうどいいバスがなかったの、日大高校のスクールバスに乗せてもらっていたということでございました。だから、お母さんは相当早い時間から弁当を作っていたようでございます。

大分県では既に朝課外を全廃し、福岡県でも、本県でも廃止する学校が出てきました。

始めた頃は大きな実績があったかもしれませんが、しかし、その頃とは環境が大きく変わりました。現実を冷静に客観的に、本当に必要なことか見直すことが求められているのではないかなと思っております。十分な検討をよろしく願います。

以上で終わります。(拍手)

○中野一則議長 次は、武田浩一議員。

○武田浩一議員〔登壇〕(拍手) 皆さんこんにちは。自由民主党串間市選出の武田浩一です。通告に従って質問してまいります。

情報をしっかり提供するニュースや感動するドラマなど、心地よい番組もあると思いますが、特にテレビの情報番組やネットでは、何の責任も有しない人々が失言を必要以上に大きく捉えたり、人の揚げ足を取ったり、一度の失敗をあげつらい、一人の人間の人生を二度と立ち上がれないくらいに攻撃しています。

毎日のように、いじめやハラスメント、芸能人や有名人のゴシップ等々、悲しいマイナスのニュースが続いております。また、この1年半

は、新型コロナウイルス感染症関連のニュースでいっぱいでありました。

そのような中、唯一の明るいニュースは、大谷翔平選手のアメリカ大リーグでの投打にわたる大活躍だったように感じます。

コロナ禍であり、コロナの収束も見えない中、賛否両論があり開催が危ぶまれておりました東京オリンピック・パラリンピックが、無観客とはいえ開催されました。それまで、新型コロナウイルス感染症対策に徹するべきであるという論調で、開催に否定的だったマスコミも、手のひらを返したように連日連夜、選手たちの活躍を伝えました。

日本選手の活躍もすばらしかったし、多くの感動もいただきましたが、何よりインタビューを受ける選手たちの真摯な発言に感動しました。

皆、大会の開催、関係者、国民への愛と感謝の言葉にあふれていました。特に、新種目のスケートボードの若い選手たちの立ち居振る舞いや言葉に、私は、今までのオリンピック競技のイメージを変える、金メダル至上主義的なものではない、今までにない感動を覚えました。

それにパラリンピックです。私は、今回初めてパラリンピックという競技を本気で見たような、その本質をかいま見たような気がいたします。それは、人類の可能性や多様性を感じさせ、障がいの有無を感じさせないすばらしいパフォーマンスでありました。

私は、人類に限界はないと確信しました。見る者に感動と勇気を与えるものであったと思います。我々人類は必ずこの新型コロナウイルス感染症をも克服できるという「希望の光」を見た気がいたしました。

そこで、東京オリンピック・パラリンピック

開催に対する知事の率直な所感を伺います。

以上で壇上での質問を終わり、後は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

東京オリンピック・パラリンピックが、当初の予定から1年延期され、さらに無観客となったことは非常に残念でありましたが、コロナのパンデミックという非常に厳しい状況の中で、日本であれば開催を任せることができると、世界から寄せられた信頼や期待に応え、開催国としての責任を果たすことができたのは、極めて意義深いことではないかと考えております。

徹底した感染防止対策や、ボランティアを含めた選手のサポート体制などが、国際的に高く評価されておりまして、今大会の円滑な運営に尽力された多くの関係の皆様やボランティアの皆様に、心からの敬意、また感謝を表すものであります。

オリンピック・パラリンピックでコロナの感染が拡大するのではないかと、したのではないかと、そのような御指摘がなされておりますが、それぞれ大会関係者の感染者数は数百人程度。しかも海外からの感染者は100数十人というところでありまして、決して、オリンピック・パラリンピックで来日された方から国内の感染拡大につながっているわけではないということは、事実として押さえておく必要があると考えております。

また、1年延期をされるということをはじめ、多くの困難や逆境を乗り越え挑戦する選手の姿、活躍する姿、先ほど田口議員からも御指摘がありましたが、特にパラリンピックにおきましては、世界中の人々に、コロナ禍に立ち向かう勇気と、夢や感動を与えてくれたものと感

じております。

コロナのパンデミックにあって、感染拡大への不安や恐れ、これはもっともな心情であります。そのような中で、世界が力を合わせ、スポーツの力を通じて、希望がそういった恐怖に打ち勝つことができた、そのように総括することができるのではないかと考えております。

また、本県にとりましても、本県出身やゆかりの選手13名、そして5人の選手がメダルを獲得し、それぞれ過去最多を更新し、県民に大きな感動を与えていただきました。

また、パラリンピックでは外山選手、中西選手がそれぞれ入賞されたことは、誠に喜ばしく感じております。

また、事前合宿の受入れでは、8か国を受け入れて、ほぼ全てのチームがメダルを獲得するなど、素晴らしい成績を収めたところでありまして、本県のキャンプ地としてのさらなるブランド力向上にもつながったものと考えておるところであります。以上であります。〔降壇〕

○武田浩一議員 今回、コロナ禍という今までに経験したことのない環境の中で、オリンピック・パラリンピックを連日、テレビ中継で見ました。やはりスポーツや芸術は、国境や人々の見えない壁をも越えるんだと確信しました。

先日ラジオで、パラリンピックの選手を空港で出迎えたボランティアの話を聞きました。常にパラリンピックの選手たちは、できる限り自分のことは自分でやる、必要以上の手助けは要らないという話でした。やってあげないことも「おもてなし」であることを、一つ学びました。

この間も、パラリンピック・オリンピックどころではなく、連日連夜、仕事に従事されていた医療関係者をはじめ、コロナ関連の従事者、

全ての方々に敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。

では次に、新型コロナウイルス感染症の現状について質問いたします。

連日、コロナ病床・宿泊施設の不足や、特に自宅療養者の症状の急変等のニュースが飛び込んでまいります。

都市部と本県では状況も違うと考えますが、本県でのコロナ宿泊療養施設の運営状況と、自宅療養者の現状と支援の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 宿泊療養施設には、9月11日現在、4施設合計で51人が入所しております。

各施設では、血液中の酸素飽和度を測定いたしますパルスオキシメーターや酸素濃縮器を配備し、24時間常駐する看護師が適切に健康管理を行うとともに、必要な場合には医師と連携して対処する体制を整えております。

次に、自宅療養者は、同じく11日現在、県全体で199人となっており、希望に応じて、おおむね10日分の食料や衛生用品を自宅へ直接お届けする生活支援を行うとともに、健康観察については、毎日の保健所からの聞き取りに加えて、必要に応じて、医師や看護師による診療や訪問看護、外来診療を行うこととしております。

さらに、宿泊療養施設の機能強化を図るとともに、自宅・宿泊療養者の重症化を予防するための臨時的医療施設として、宮崎県重症化予防センターをひまわり荘の敷地内に整備しまして、運営を開始したところであります。

県といたしましては、自宅や宿泊施設におきまして安心して療養できるよう、引き続き関係機関と連携しながら、しっかりと対応してまいります。

○武田浩一議員 担当の職員との聞き取りの中で、本県では、個々の状況により医師や保健所等と連携し、状況によっては宿泊療養施設か自宅療養を選べると聞きました。宿泊療養施設・自宅療養とも、医師・看護師、保健所が連携して毎日、健康管理が行われていると聞き、少し安心いたしました。

また、自宅療養者に対して、県内全域で、食料や衛生用品を自宅に届ける生活支援体制ができていたことも確認できました。

関係者の皆様の御尽力に感謝し、敬意を表します。コロナが一日も早く収束に向かいますよう、願っております。

次に、コロナ収束後の経済対策についてであります。

財務省の発表によると、2020年度の法人税収入は11.2兆円、前年度比0.4兆円増であり、昨年12月時点での減収の見込みから、3兆円超上振れしたそうであります。

それは、コロナ禍を受けた巣ごもり需要や、米中経済の回復などによるとのコメントもありますが、実態はそう単純ではないようであります。

企業の経常利益は赤字だが、最終損益は政府の損失補填策によって黒字になっている会社も少なくありませんし、大企業と中小零細企業、また業界・業種などによって大きな差があるようであります。

また、コロナ禍という未曾有の試練に対し、思い切って体質転換をした企業と、早晚コロナ以前に戻ると現状維持を続けた企業では、今後の明暗は大きく分かれるものと思われま

す。新型コロナウイルスの勢いは、ワクチン接種の普及によって収まっても、その影響はなくなるわけではなく、直接足を運ぶことや、顔を合

わせることが少なくなったなどのライフスタイルの変化は、IT化の進展とも併せて定着していくでしょう。また、今後も次々に未経験なことが起こる事態も考えられます。

そこで、アフターコロナにおける本県の経済対策についての知事の考えを伺います。

○知事(河野俊嗣君) この新型コロナでは、度重なる外出自粛等によりまして、観光や飲食をはじめ、様々な分野で需要が縮小する一方で、インターネットビジネスやリモートワークの拡大など、人々の経済・社会活動に大きな変化をもたらしております。その変化に的確に対応していく必要があるものと考えております。

今後、ワクチン接種のさらなる進展に伴い、人の流れや生産・消費活動は回復に向かっていくものと期待しておりますが、今回のコロナの経験から、首都圏や海外などの大きなマーケット向けの対策だけではなく——これも非常に重要ではありますが——今、ジモ・ミヤ・ラブというコンセプトの下に展開しております、県民による県産品購入や県内旅行の取組などによりまして、中小・零細企業をはじめとする地域の経済活動をしっかりと下支えすることの重要性も、改めて実感したところであります。

また、デジタル技術の進展や、環境意識の高まりによる脱炭素化に向けた動きなど、新しいビジネスの潮流や意識の変化も生じております。今後の経済対策に当たりましては、それらの状況を見極めながら、先見性を持ってしっかりと前へ進め、県内経済の早期回復とコロナ後の新たな成長につなげてまいります。

○武田浩一議員 新しいビジネスのチャンスでもあります。今まで本県の地域経済や観光を担ってきた中小・零細企業をしっかりと支えていただきますよう、よろしくご

す。

知事より、「新しいビジネスの潮流や意識の変化も生じており、状況を見極めながら、先見性を持ってしっかりと前へ進め、県内経済の早期回復とコロナ後の新たな成長につなげたい」と答弁をいただきましたが、アフターコロナを見据えて、コロナで一番と言っているほど影響を受けた本県の観光を今後どのように進めていくのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県では、観光産業の厳しい状況に対応するため、県内宿泊施設等における感染防止対策への支援による、安全・安心な受入れ環境の強化を図りますとともに、県民県内旅行キャンペーンの実施など、県内旅行需要の喚起に向けた対策を講じているところでございます。

今後は、コロナの収束状況や、国におけるワクチン接種などによる行動制限緩和の検討状況を注視しながら、誘客対象を県内から隣県、国内、国外へと徐々に広げていくこととし、食や自然、神話といった本県の強みを生かした観光誘客はもとより、SNSによる情報発信、オンラインツアーの造成や、サーフィン、ゴルフ、サイクリングなどのスポーツツーリズムの推進、スポーツキャンプ誘致のための環境整備などに取り組んでまいります。

○武田浩一議員 本県の観光を地域で担い、下支えしていただいた宿泊業者は、中小・零細企業も多く、コロナ前から観光旅行の変化や、民泊・農家民泊等との旅行業法上の運営や基準の格差で、大変つらい思いをしております。

県として、観光全体の誘客や環境整備はもちろんです。観光旅行も、大人数の旅行から個人旅行へとシフトしております。このコロナ禍でさらに疲弊し、変化に素早く対応できる資金

をすぐに十分に準備できない、地元資本の宿泊施設等にも光を当てていただき、本県オンリーワンの施策を検討していただきたいと思えます。

次に、総合交通関連について質問いたします。

東九州自動車道のほうは、残された県南区間でも、あと南郷一奈留区間13.3キロメートルの未事業区間を残し、事業化されました。

九州中央自動車道も、まだ3割の供用とはいえ、8月21日には高千穂・日之影道路の開通式があったように、着実に前進しております。

それは、知事をはじめ沿線住民や関係者の地域のために絶対に造るという、明確な目標と情熱があるからだと思えます。

東九州新幹線の整備計画や日豊本線の高速化への取組は、九州を一つの共同体として考えれば、本県や九州の観光・経済のために、できるだけ早く絶対に必要な鉄道整備であると思えますが、今後どのように取り組んでいかれるのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 大都市圏から遠隔地にあります本県にとりまして、主要都市と結ぶ高速交通インフラであります東九州新幹線の整備は、長い時間軸で取り組むべき課題であると思っております。

一方、日豊本線は、通勤、通学など県民の身近な地域交通手段として、また、観光客の移動手段としての役割を果たしております。その高速化や利便性の向上は、利用促進のために重要であると思っております。

県といたしましては、これまでも宮崎県鉄道整備促進期成同盟会をはじめとして、市町村や関係団体と連携を図りながら、国やJR九州に対し、機会あるごとに継続して要望を行って

るところでありまして、今後とも粘り強く取組を進めてまいります。

○武田浩一議員 知事、東九州新幹線も日豊本線の高速化も、重要なインフラであると認識されていることは十分理解いたしました。しかし、「長い時間軸で取り組む」とか「継続して要望している」とか、「粘り強く取組を進める」という答弁では、「県勢のために絶対に成し遂げるんだ」という、知事の強い思いが伝わってまいりません。

先ほども申したように、九州全体の経済・観光の重要性からも、本県の経済・観光・県民の利便性向上の上からも、知事のリーダーシップに期待いたします。

代表質問で右松議員からも、地域公共交通計画についてありましたが、中央から離れた地域に暮らす立場から質問いたします。

豊かで暮らしやすい地域づくりや活力ある地域振興を図る上で、「移動」は欠かせないものであります。

しかしながら、人口減少や高齢者の運転免許証の返納、運転手不足など課題が山積している中で、特に本県の地方においては、公共交通の維持は容易ではありません。民間の交通事業者が収益を確保できた時代は遠い昔であり、多様な関係者が連携して地域の暮らしと産業を支える移動手段が重要であると考えます。

また、地域における移動手段の維持は、まちづくり、観光振興、さらには健康、福祉、教育、環境等、様々な分野で効果をもたらし、地域社会全体の価値を高めるとともに、病院・学校・警察署に次ぐ重要な地域基盤であると考えます。

そこで、地域の交通網を維持するためにどのように取り組んでいくのか、総合政策部長に伺

います。

○総合政策部長（松浦直康君） 地域の交通を支えております路線バスについては、人口減少や新型コロナの影響を受けまして、大変厳しい状況となっております。

このため、地域間幹線バス路線につきましては、バス路線対策会議を地域ごとに新たに設置し、順次、路線見直しの協議検討を始めているところであり、また、県におきましては、乗降調査や地域住民へのアンケート、事業者等へのヒアリングなど、見直しに必要な調査も行うこととしております。

今後の人口減少を見据えますと、地域における移動手段を確保していくためには、これまでのバス、鉄道といった公共交通に加え、コミュニティバス、タクシー、さらにはスクールバスなど、地域のあらゆる輸送資源を活用することが重要でありますので、バス路線対策会議において、市町村や交通事業者と十分に協議検討し、持続可能な地域交通ネットワークの構築に取り組んでまいります。

○武田浩一議員 コロナ禍において宮交バスやJR九州等の経営状況の悪化も伝えられておりますが、現在、串間市では、宮交の路線バスは日南市の南郷から市木の幸島までの便しか市内は走っておりません。JR九州日南線の便数も年々減少している状況であります。自家用車のない方々は、日南市の県病院、宮崎市の県病院・大学病院、専門の民間病院にも簡単には行けないのです。このことは、串間市だけの問題ではなく、県民の近い将来なのです。

地域公共交通計画は、国が定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき、交通事業者や地域の関係者との協議を重ねることで作成していくものです。

従来のJR、バス、タクシーといった既存の公共サービスを最大限に活用した上で、必要に応じて自家用有償旅客運送やコミュニティバス、スクールバス、福祉輸送や、病院、商業施設、宿泊施設、企業などの既存の民間事業者による送迎サービス、物流サービス等の地域の多様な運送資源についても最大限活用していただき、従来の縦割りや地域間等の垣根も越えて、早急に持続可能な県内一円を循環する「地域交通網」を構築していただくよう、お願い申し上げます。

農政に移ります。

環境農林水産常任委員会で、本年7月6日、15日に、都城市石山地区や日之影町にて、鳥獣被害対策の取組、ジビエ利活用促進への取組等、意見交換してまいりました。

県も市町村も長年にわたり取り組まれている課題ではありますが、まず農作物への鳥獣被害について、これまでの被害状況及び生息数の推移と予算額について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 農作物の被害額は、10年前の平成23年度は約3億5,400万円でしたが、市町村の調査基準が統一され、調査の精度をより高められた結果、平成24年度は約10億400万円となり、これをピークにその後は減少傾向で、昨年度は約3億5,000万円と、ピーク時の35%になっております。

次に、野生鳥獣の生息数は、生息数を把握している鹿では、平成24年度の約14万7,000頭をピークにその後は減少し、直近のデータである令和元年度は約8万5,000頭と、ピーク時の58%になっております。

また、国の交付金等を活用した被害対策に係る予算額については、平成23年度は1億533万9,000円でしたが、昨年度は4億7,902万3,000

円で、10年前の4.5倍となっております。

○武田浩一議員 次に、有害鳥獣として駆除したとはいえ、その命を大切に有効活用すべきであると考えますが、ジビエとしての利活用の状況と、今後どのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 捕獲したイノシシや鹿のジビエとしての利用は、令和元年度は4,013頭であり、前年度より約1,400頭多く、増加傾向にはあるものの、捕獲した総頭数の約8%にとどまり、まだ十分に活用されていない状況にあります。

このため県では、ジビエの利用拡大を図るため、処理加工施設の整備を支援しますとともに、処理加工従事者や調理師等を対象にした研修会や、県民へのジビエの普及や消費拡大を目的とした「みやざきジビエフェア」の開催などに取り組んでいるところであります。

今後はさらに、県内のジビエ処理加工事業者と外食産業事業者との全国規模での連携など、国が進めるジビエ利用拡大に向けた取組も積極的に活用し、有害鳥獣のジビエとしての利用拡大に取り組んでまいります。

○武田浩一議員 SDGsや循環型社会の考え方が世界的な潮流となっていますし、自然界との共生が、回り回って私たちのためになると理解されております。

農作物の被害も軽減しながら、野生鳥獣と共存していく、野生鳥獣が生息しやすい環境に配慮した森林づくりの必要性も考えられますが、県はどのように取り組んでいくのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 野生鳥獣による被害を防止するためには、捕獲や防護柵の設置等に加え、野生鳥獣が生息しやすい森林環境

を確保することも重要であると考えております。

このため県では、森林が野生鳥獣の生息場所や餌場となるよう、国の森林整備事業や県の森林環境税などを活用し、水源地等の上流域における広葉樹の植栽を支援しております。

加えて、森林ボランティアや地域住民による植樹活動に対し、実のなる広葉樹の苗木提供などの支援も行っているところであり、広葉樹の植栽面積については、現在の年間約300ヘクタールから、令和12年度に400ヘクタールへ増加させる目標を掲げております。

また、人工林においては、林内に天然の植生を促す適切な間伐の実施を推進しております。

今後とも、市町村や関係団体と連携しながら、天然林の保全をはじめ、生物多様性を有した豊かな森林づくりに、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 農産物の鳥獣被害をゼロに近づける、その予算、また野生鳥獣の生息数の管理、捕獲した有害鳥獣の利活用など、課題は山積しております。しかし、自然と野生鳥獣、我々との共生に取り組んでいくときに来ているようであります。

次に、串間市大東地区の農業を半世紀牽引してきたカンショが、ここ4年、サツマイモ基腐病により、産地の危機に瀕しております。また、全国各地に広がっているようですが、どのような状況なのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） サツマイモ基腐病は、平成30年11月に国内で初めて沖縄県で確認され、12月には鹿児島県で、翌年1月には本県においても確認されたところです。

その後、令和2年度には、福岡県や熊本県、長崎県など西日本の6県、今年度に入り、千葉

県、茨城県のほか北海道など、東日本の11都道県でも確認されるなど、8月末現在、近畿・中国地方を除く20都道県に拡大している状況であります。

なお、各地のサツマイモ基腐病の発生状況は、本県や鹿児島県など、農家の圃場で発生が確認されている地域もあれば、家庭菜園での発生のみが確認されている地域もあるなど、様々であります。

○武田浩一議員 次に、串間市におけるサツマイモ基腐病の今年の発生状況と、今後どのように取り組んでいくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 串間市では、サツマイモ基腐病に対する生産者や関係者等の防除意識が非常に高くなっておりまして、生産者自ら、早期に発病株を発見し、圃場から持ち出すことが定着していることに加えまして、健全苗の確保や土壌の消毒、ドローンによる一斉防除の実施など、関係機関も一体となった防除対策の徹底に取り組んできたところです。

しかしながら、8月の長雨等により、主に9月から収穫の始まります普通掘り栽培を中心に被害の広がりが見られ、今後のさらなる状況の悪化が懸念される場所でもあります。

県としましては、引き続き、病原菌を「持ち込まない」「増やさない」「残さない」の3つの対策を基本に、早植えの推進や地域ぐるみでの輪作体系の構築、耐病性品種の導入などに取り組めますほか、新たな農薬の早期登録拡大に向け国等への働きかけを行うなど、生産者、関係機関・団体と一体となり、スピード感を持って取り組んでまいります。

○武田浩一議員 次に、サツマイモ基腐病対策について、JA串間市大東や県酒造組合から県

に対して要望があったと聞いておりますが、知事の所感を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 本県のカンショは、作付面積が全国第4位、産出額は第5位を誇る重要な品目であります。その中で、特に串間市の「ヤマダイかんしょ」は、全国有数のブランドであり、また、7年連続日本一となった本格焼酎の原料としても、欠かせない農作物であると認識しております。

このたびの要望につきましては、地域農業や農家経営を支えてきたカンショという大事な品目を守りたい、また本県のフードビジネスを支える焼酎産業を守りたいといった、生産者や酒造業者の皆様の切実な声を取りまとめられたものでありまして、私は、産地を守るための生産者の方々の努力や思い、また産業界からの期待に応えるべく、サツマイモ基腐病の根絶への思いというものをより一層強くしたところであります。

これまで、国や関係県と連携して取り組んでまいりましたが、引き続き国に対して、感染拡大の原因究明や対策の確立、国庫補助事業の支援継続などを強く要望するとともに、引き続き、地域の皆様と一体となって、全国有数の本県カンショ産地がこれまで以上に発展し、永続することができるよう、産地振興に取り組んでまいります。

○武田浩一議員 ありがとうございます。毎回質問しております。農家からは悲痛な叫びが聞こえております。

平成30年度から発生したサツマイモ基腐病に対して、知事をはじめ県、関係者の支援・対策に感謝を申し上げます。

しかし、答弁にありましたように、現在、全国的な広がりも見せ、本年度も、本県の主要作

物である食用カンショ、並びにカンショ農家は大変厳しい状況にあります。農家をはじめ、本県物産を代表する本格焼酎産業の県酒造組合からも要望があったということで、農政だけの問題ではなく、県全体として取り組んでいただきたいと思っております。

生産者の病気に対する諦め感からの脱却、病気に強い新品種の早期取組、輪作体系への取組・指導體制の支援強化、離農農家対策と経営継続農家への支援対策、特に若手生産者への継続的支援、全国17都県に広がっている病気対策の緊急性・重要性の意識向上、病気に効果のある新農薬の早急な開発・登録の要請、国庫事業・県市補助事業の継続的な対策をよろしくお願いいたします。

では次に、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画において、スマート生産基盤の確立による産地革新として、スマート農業の普及・高度化、効率的な基盤整備の確立、分業による生産体制の構築、安定した生産量の確保、産地加工機能の強化、産地革新を進める試験研究・普及の強化とあります。

本県におけるスマート農業の現状と今後の推進の方向性について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） スマート農業は、省力化や生産性の向上を図りますとともに、農業後継者や新規参入者の円滑な就農を促進する上でも重要な取組であると認識しております。

このため、スマート農業に関する技術の実証や、研修会の開催、機械・機器の導入支援などのスマート農業の普及の取組を通して、ICTを活用した施設園芸の環境制御や、露地園芸のロボットトラクター、肉用牛の発情発見装置な

どの導入が進みつつあります。

今後は、これまでの取組に加えまして、スマート農業の基本となるデータの見える化や、意欲ある農業者とメーカーが連携した実証等を進めますとともに、スマート農業の導入効果が十分発揮できるよう、農地の区画拡大などの圃場整備にも力を入れ、スマート農業導入の加速化に努めてまいります。

○武田浩一議員 今、スマート農業の導入効果が十分発揮できるように、農地の区画拡大など圃場整備にも力を入れるとありました。

スマート農業推進のためにも、基盤整備を早急に進めるべきだと思いますが、県内の水田の圃場整備の取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 水田の圃場整備は、スマート農業に対応した農地の区画拡大はもとより、担い手への農地の集約や高収益作物への転換を図る上でも非常に重要であります。

このため県では、第八次長期計画において、従来の圃場整備事業に加え、畦畔除去等の簡易な基盤整備の推進により、令和7年度までに725ヘクタールを整備する計画としております。

現在、県内では16地区で圃場整備を実施しておりますが、事業採択に向け計画策定中の13地区をはじめ、新たな圃場整備のニーズも一層高まっておりますことから、今後とも、市町村や関係団体と連携しながら、積極的に事業を推進してまいります。

○武田浩一議員 圃場整備の重要性は、十分に私たちも共有して認識しておりますが、県内で、圃場整備工事における入札の不調・不落が起こっていると聞きますが、対策について農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 水田の圃場整備工事においては、軟弱地盤などの現場条件の厳しさや、稲作等の営農に伴う工期の制約などにより、一部で入札の不調・不落が生じていると認識しております。

このような状況を受け、今年度、設計段階において発注者、設計者及び施工技術者が意見交換を行う、三者検討会を初めて活用し、よりきめ細かな積算を行いますとともに、地元との作付調整による工期の制約軽減を図り、受注しやすい環境づくりを行った結果、不調・不落の解消に結びついた事例が出てきたところでございます。

今後とも、このような事例を踏まえ、現場から寄せられる意見に耳を傾け、現場の実態に即した積算に努めるなど、不調・不落対策にしっかりと取り組んでまいります。

○武田浩一議員 本県の農政を進めていく上で、基盤整備は大変重要な課題であります。設計者、施工業者としっかりと意見交換を行い、不調・不落対策をよろしくお願いいたします。

次に、各警察署管内で交番・駐在所の統廃合の説明会が実施されると聞いておりますが、警察署、交番・駐在所は、地域住民の安心・安全に寄与し、心のよりどころであり、その地域にあって当たり前、なくてはならないものであります。

交番・駐在所の統廃合の方針、目的について県警本部長に伺います。

○警察本部長（佐藤隆司君） 本県警察では、交番・駐在所の統廃合により、警察官を交番や駐在所に集中配置したり、警察署パトカーの勤務員を増強する方針で進めております。

その目的は、警察官を集中配置することで、複数の警察官で効率的に職務執行に当たること

により、現場執行力の向上を図るほか、全国的に発生している交番等襲撃事件への対処能力の向上を図ることを目的としております。

また、昼夜を分かたず警戒態勢を維持する交番や警察署パトカーの勤務員を増強することで、夜間警戒力の向上を図ることも目的としております。

交番・駐在所の統廃合により、施設数は減少することとなりますが、統廃合により配置転換が可能となった警察官については、原則、同じ警察署内の交番やパトカーの勤務員として配置し、引き続き地域の治安維持に当たらせる方針でありますので、地域の治安維持体制はさらに向上できるものと考えております。

○武田浩一議員 本部長の答弁で、「全国的に発生している交番等襲撃事件への対応能力の向上を図る」という目的は、理解できないことのないのですが、交番・駐在所の統廃合により、地域の治安維持体制が向上できるとは素直に思えませんし、実際に説明に回られても、住民の方々も理解できないと私は思います。また、地方切捨て、財政の問題ではないかと邪推してまいります。

本県の人口減少が続く中、過去10年の条例定員を見ますと、平成23年の1,998名から、令和3年には2,034名と増加、小規模警察署の定員もほとんど減っておりませんから、これまでの県警本部の方針と日頃の働きには敬意を表しますが、サイバー犯罪、人身安全関連事案、特殊詐欺、テロ等対策など犯罪が多様化する中、効率の追求による統廃合ありきではなく、国に対して、警察官の定員増強を求めるべきであると私は思います。

では、これから交番・駐在所の統廃合をどのように進めていくのか、警察本部長に伺いま

す。

○警察本部長（佐藤隆司君） 交番・駐在所の統廃合は、地域の実情を踏まえつつ、地域住民の方々への丁寧な説明を行いながら進めていく方針であります。

具体的には、警察行政に御協力いただいている警察署協議会や、交番・駐在所連絡協議会の委員の方々をはじめとして、自治会や市町村長、地元選出議員の方々など、地域の要職に就かれているの方々を中心に、統廃合の必要性や実施予定等について、丁寧に説明を行っていくこととしております。

今回の統廃合が地域の安全・安心につながる機能強化のためであることを、地域住民の方々に御理解いただいた上で進めてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 本部長の答弁では、警察署協議会や交番・駐在所連絡協議会の委員、自治会や市町村長、地元選出議員等々に、丁寧に説明を行いながら、理解いただいた上で進めるとのことですが、統廃合決定ありきで進んでいくのではないかと大変危惧しております。

地元選出議員等々とありますので、まずは、我々県議が理解できるような丁寧な説明を、重ねてお願いいたします。

次に、教育行政について伺います。

県内の人口減少・少子化等により、生徒数も年々減少しております。県央部から離れた県立高校では生徒募集に苦慮し、地元自治体が単独の予算をつけて、地域住民とともに涙ぐましい存続活動を続けています。

改めて施設を見ましたが、私が卒業した40年前とほとんど変わらない校舎に懐かしさを覚えました。反面、この校舎をまだ使っていることにびっくりいたしました。

そこで、県立学校施設の老朽化の現状と対策について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立学校の施設整備につきましては、平成25年度まで耐震化を最優先に進めてきたところであります。

しかしその一方で、築後30年以上の建物の割合が、令和3年4月の時点で65%を超えるなど、学校施設の老朽化とその対策は重要な課題となっております。

このため、校舎の外壁や屋根防水を改修したり、空調等の設備を更新するなど、安全性や耐久性、機能性を高めて、建物の長寿命化を図っているところであります。また、長期的な使用に支障があることが判明した場合は、建て替え等についても検討することとしております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、安全・安心はもとより、児童生徒にとって魅力と活力のある教育環境の整備に努めてまいります。

○武田浩一議員 教育長、もちろん、使える施設を大切に使用する考えは理解できます。いろいろ御意見をお聞かせいただいたところによると、60年以上たった施設も、80年に向けて長寿命化を図っていくと聞いております。安全・安心はもとより、児童生徒にとって魅力ある教育環境の整備として、教育委員会内で、新校舎建設も含めて計画的な施設整備を検討していただきたいと思えます。

私も4年前に串間市選出の県議になって以来、県立高校の存続について議論させていただいてきております。

そこで今回は、地域における県立学校の役割と存続について、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 地域におきまして県立

高等学校は、本県高校生の豊かな学びと成長を保障する場でありまして、地域への愛着や誇りを育みながら、将来を担う子供たちを育成するといった大切な役割があると考えております。

また近年、県立高校には、地域コミュニティーの拠点となる地方創生の核としての役割も高まってきておりまして、地域の持続的成長を支える人材育成の中心となることが期待されていると考えております。

なお、県立高校の存続につきましては、地域のニーズや実態等を踏まえながら、本県高校生にとって、よりよい教育環境を提供していくという視点に立って判断されるべきものでありまして、県教育委員会において適切に検討されるものと考えております。

○武田浩一議員 私ごとであります。末娘が本年、地元、私の母校であります県立福島高等学校に入学いたしました。今1年生であります。

今、知事と教育長の答弁をお聞きして、県民のトップとして、また県教委のトップとして、もう少し積極性があってもいいんじゃないかなと思います。

少子高齢化や人口減少の課題等が山積する中、また地方創生、地方回帰、SDGs、循環型社会等、私たちを取り巻く環境が大きく変化しても、国の根幹は教育にあると私は思います。県立学校は県が守り育てる、よりよい学習環境をつくっていきますという気概が欲しいと感じるのは、私だけでしょうか。どうか、県立学校の施設整備と存続は県が責任を持って、国の、県の未来を担う子供たちにすばらしい教育環境を与えていただきたいと願います。

次に、本年7月10日から9月5日まで西都原考古博物館にて、「百余国の“王”と「王之

山」の玉璧～弥生時代の“王墓”と舶来品～」
「江戸時代に串間市の「王之山」から出土したと伝えられる玉璧。この日本で出土したとされる唯一の“完璧”は、弥生時代においては、“王”が所有する宝器として扱われていてもおかしくない資料です。しかし、その来歴は謎に包まれています。本展示会では、「魏志倭人伝」に記された国々に比定される——比定とは比較して定めることでありますが——北部九州地域の弥生時代の“王墓”に加え、豊富な副葬品を有する日本海沿岸地域の“王墓”の副葬品を通して、「王之山」と玉璧について考える」という特別展が開催されました。その成果と今後の取組について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 串間市から出土したと言われる玉璧につきましては、現在、東京の公益財団法人が所蔵しております。

このたび、西都原考古博物館では、国文祭・芸文祭の関連行事としまして里帰り展を開催し、地元串間をはじめ、改めて多くの方々に認知される機会となりました。

今回の展覧会では、県外講師も招聘し、他地域の弥生時代の王墓から出土した副葬品に関する講演会を開催するなど、玉璧が副葬された背景について、新たな視点からの考察も行ったところでもあります。

県教育委員会といたしましては、これまで中国で出土した玉璧などについても、現地の博物館を訪れ調査を行ってきたところですが、今後も国内外の新たな資料収集に努めるとともに、地元が進める調査等に対しまして、引き続き協力してまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 日本に一つしかない唯一の完璧、串間市から出土したと言われる玉璧が、宮崎県に里帰りいたしました。

7月24日には、九州大学名誉教授・岩永氏と島根県教育庁文化財課・池淵氏による関連講演会も行われ、出土地とされる串間市からも多くの方々が参加されました。

知事、副知事、教育長等々にも、串間市の玉璧研究会の報告書もお渡ししました。昨年度1年間の活動だけではなく、これまでの県教育委員会、県内の地元考古学関係者の活動や仮説等も含まれ、大変興味深い報告書になっていたと考えます。

日本に唯一、一つの玉璧です。地元住民が進める調査に協力いただきますとともに、県独自の積極的な調査もお願いいたします。

次に、串間市の公共事業の現状について伺います。

県道都城串間線は、私が市議会で、当時の野辺修光市長に約12年前に質問したことを覚えております。市長から、「私も県議時代から、住民生活に必要な県道として訴え続けてきたが、なかなか改良の進んでいないところがあります。今後ともしっかりと県に要望していきたい」という答弁をいただいたことを覚えております。

地域住民の方々も首を長くして待っておられる、県道都城串間線の大矢取工区の進捗状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 県道都城串間線の未改良区間につきましては、特に交通に支障となる箇所の部分的な拡幅などを進めることとしており、平成30年度から、串間市の大矢取集落から都城市境までの約5キロメートルの区間を大矢取工区として、整備に取り組んでいるところでもあります。

整備に当たりましては、地元の御意見も伺いながら、9つの箇所を設定し、これまでに測量

や設計などを進めてきたところでありまして、今年度は、集落に近い2か所の工事を進め、このうち1か所、約90メートルが完了する予定であります。

引き続き、地元の皆様の御協力をいただきながら、早期整備を図ってまいります。

○武田浩一議員 次に、ここも長年、地域住民の方々が要望されている、幅員が狭く車の離合も困難な県道一氏西方線の矢床地区の整備に、今後どのように取り組んでいかれるのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 県道一氏西方線につきましては、沿線住民の生活を支える重要な路線であり、延長約7キロメートルのうち約4キロメートルで、2車線の整備が完了しております。

残る約3キロメートルの未改良区間のうち、議員に御指摘いただきました、矢床地区の約0.6キロメートルにつきましては、特に幅員が狭く、車の離合も困難な状況にあり、安全で円滑な交通の確保の観点から、道路整備が必要と考えております。

このため現在、整備ルートを検討を進めているところでありまして、引き続き、早期の事業化に向け、必要な調査設計を進めてまいります。

○武田浩一議員 次に、昨年、市木の石波地区の自治会から、波消しブロックがひどい状態で、台風の襲来等で住民の方々の人命、財産を守れない、何とか改修をお願いしたいとの切実な要望がありました。

今回、2か年で計画いただいている治山施設機能強化・老朽化対策事業（石波地区）の進捗状況について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 串間市石波地

区の海岸林は、人家や農地等を風害や塩害から守るため、潮害防備保安林に指定しているところであります。

県では、この保安林の高波による浸食防止を図るため、治山事業により、延長約300メートルの防潮施設を整備しております。

昨年度、この施設のうち、波消しブロックにおいて、老朽化に伴う機能低下が確認されたことから、治山施設機能強化・老朽化対策事業により、今年度から2か年計画の増設・据え替え工事に着手したところであります。

今年度は、全体計画の7割に当たる工事について、8月に契約を締結したところであり、来年3月末に完了する予定であります。

残りの工事につきましても、次年度、必要な予算を確保し、早期完成に努めてまいります。

○武田浩一議員 串間市内の公共事業の一部について、現状と今後の取組を答弁いただきました。

これは串間市だけの問題ではなく、県内全域で同じような要望がいっぱい上がっていると思います。地域住民にとっては、生活に密着した切実なインフラ整備であります。今回、市木地区の石波地区自治会から要望があったことが、本当に翌年にすぐ予算化されたこと、地域住民と一緒に大変喜んでおります。

県の財政を考えますと、全部が全部、すぐに行える状況ではないと思いますが、地域住民が安心・安全に暮らせるしっかりとした県政に、県内のインフラ整備に努めていただきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

最後の質問となりました。

世界は、文化、経済、政治など、人間の諸活動、コミュニケーションが、国や地域などの地

理的世界、枠組みを超えて大規模に行われるようになり、地球規模で統合、一本化されようとしています。

歴史的に交流、物流、通信などの技術発展に伴って、国際的な活動は活性化し、交流は深化しています。特に、インターネットなどの情報通信技術の発展が、地球規模でのコミュニケーションを早急に推進し、世界的なグローバル化が進んできました。

今回の新型コロナウイルス感染症の世界的なパンデミックは、グローバル化、大都市圏への人口集中なども原因ではないかと言う方もいらっしゃると思います。合理性や生産性ばかりを追求してきた現代に対しての警鐘ではないかと言う方もいます。

コロナ禍により、経済を含めて人々の生活やライフスタイルが変わっていく中、知事のリーダーとしての心境、リーダーシップ観に変化はないのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） コロナのような治療法も確立されていない未知の感染症が広がりましたときに、これまでも人類の歴史で繰り返されてきたところではありますが、はるか昔、太古の時代にあっては、やはり感染の不安、将来への不安、変化への不安、そういったものが高まる中で、リーダーがその地位を追われるとともに、迷信なども相まって、追われるだけではない仕打ちというものはあったのではないかということを感じるところであります。

今は科学の発達により、そのようなことはなくなっておりますが、今御指摘がありましたような地球規模のインターネットの発達ということで、例えばSNSなどによりデマや陰謀論が拡散する、不安が高まるあまり何かにすがりたいという思いがそういう傾向を生み出し、さら

にはポピュリズムを助長するような、大変危険な状況もあるのではないかと考えております。

そういう状況の中で、やはりこういうコロナ対策のように、感染防止対策と社会経済の両立を図る、極めて複雑で困難な課題にあっては、これで一挙解決というような治療法なり感染防止対策もないと考えております。

パンデミックの当初、ドイツのメルケル首相のスピーチというものが大変注目を集めたところでありますが、科学的知見に基づきながら、国民に対し真摯に語っていく、そして、その理解と協力を求めて社会的合意形成を図っていく、そのプロセスが非常に重要であると考えております。

将来を見通して明確に方向性を示すこと、そのための道筋を示し、適時的確に実行していくこと。自ら先頭に立って、この長く暗いトンネルの先に希望の光を示していくということ、そして、人々を引っ張っていく強力な牽引力、それらが求められていると考えておりました、私はこのような気概と覚悟を持って、今後とも県勢の発展に取り組んでまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 知事、ありがとうございます。多分、正解だと思います。

リーダーシップ論に正解はないと思うんですが、知事の思われていることが今、私は正解だと思います。

米中対立の激化や地球温暖化防止、脱炭素が大勢となった影響など、私たちは今、大きな時代変革の中にあります。

これまで確かだと思っていたものが次々に奪われ、八方塞がりの試練の中にいるリーダーもいるでしょう。

その一方、絶体絶命のときだからこそ気づけ

ることもあります。それは、何があってもこれだけは大切にしたいということへの気づきであります。それによって意識が簡素になり、エネルギーが1点に収れんして、全く新しい道が開く。それは、牽引型のリーダーシップ、上意下達の行き方を転換するチャンスでもあります。

これまでの経験や見識は横に置き、幹部から一般職員に至るまで、また県民全員が助け合い、それぞれの個性を存分に発揮できる気配りが肝腎となります。リーダーにとっては、共に戦ってくれる仲間の一人一人がいとおしく感じられ、共に歩むことのありがたさが身にしみる。これまでのリーダー観から脱皮し、難局を切り抜ける真のリーダーシップに転換していく原動力になり得ると思います。

真のリーダーシップには、道なきところに道を開く挑戦の気概や、異質を愛する度量に加え、このように立場を超え、一人一人がかけがえのない存在であるということ、また、どんな試練も一人一人が人間として成長する機会にできるという受け止め方が重要だと思います。

私は、世界中の国、各界のリーダーたちが悩み苦しみながら、また新しいリーダーが立ち上がる、そして、世界中が愛と平和にあふれる未来への活性化につながるとすれば、コロナという法外な災いからも光に転じる道は開くと信じております。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時0分再開

○濱砂 守副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、山下寿議員。

○山下 寿議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。私は自由民主党、児湯郡選出の山下寿でございます。どうぞよろしく願いいたします。

また本日も、地元からたくさんの傍聴に来ていただきまして、大変ありがとうございます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになった方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、遺族の皆様は心よりお悔やみを申し上げます。

また日々、医療の最前線でコロナの治療に当たっていただいている医療関係者の皆様と、各市町村でワクチン接種の業務に尽力していただいている関係者の皆さんに対し、心から感謝を申し上げます。

さて、1年間延期された東京オリンピック・パラリンピックも、世界中からたくさんの選手が参加して、無事終了しました。日本選手団も、過去に例を見ないほどのメダルを獲得し、すばらしい大会であったと思います。

特に、本県出身の井上康生さんが監督を務めた、日本のお家芸とも言える柔道においては、合計12個のメダルを獲得するなど、その活躍と成果に喜びが倍増し、たくさんの感動をいただきました。ただしかし、新型コロナウイルス感染予防のため、ほぼ全試合が無観客で行われたことは残念でありました。

一方、政局に目を移してみますと、9月3日に菅総理が、新型コロナ対策に専念するため、自民党総裁選には立候補しないことを突然表明されました。菅総理はその後の会見の中で、首相に就任してこの1年の新型コロナ対策について

て問われ、闘いに明け暮れ、国民の命を守る一心で走り続けたと総括した上で、新型コロナ対策と総裁選は莫大なエネルギーが必要で、両立はできないと締めくくっています。

自民党総裁選には立候補せず、首相として最後のときまで新型コロナと闘うことを決断された菅総理には、本当に頭が下がります。

9月29日の自民党総裁選、その後の衆議院選と、世の中はしばらく選挙モードに染まることが予想されます。しかし、そんな中でも絶対に避けて通れないのが、新型コロナ対策であります。

中国武漢で新型コロナウイルスの発生が確認されてから1年8か月が過ぎようとしている現在においても、その勢いはとどまるところを知らず、猛威を振るい続けています。

変異したデルタ株の影響で、10歳未満の若者の感染が急増し、9月12日の時点で、全国の感染者数が164万3,710人、死者が1万6,762人となっております。

その結果、大都市を中心に緊急事態宣言が発令されるとともに、本県においても、まん延防止等重点措置が取られました。

本日13日に解除予定であった、まん延防止等重点措置も、宮崎市については今月末まで延長されることになりました。また、県独自の緊急事態宣言も今月末まで延長されることとなりました。

それでは、発言通告書に従って、知事、関係部局への質問に入ります。答弁よろしくお願いたします。

まずは、新型コロナウイルス対策について質問します。

東京オリンピック・パラリンピック、全国高校野球甲子園大会、夏休み、お盆と、この約1

か月半は、特に人の動きが多い時期でありました。そんな中で第5波が発生し、変異したデルタ株が猛威を振るい、感染が爆発的に急増しました。

知事も、テレビで毎日のように県民に呼びかけられ、不要不急の外出や県外との往来、県外からの帰省は自粛していただくよう、お願いをされました。でも、感染拡大の勢いは抑え切れず、県独自の緊急事態宣言に至ったわけであります。

県内へのウイルスの持込みを防止する水際対策の一環として、県は、県境を往来する希望者に対して、格安のPCR検査の支援事業を実施されました。通常、医療機関等で無症状の方が自己都合によりPCR検査を受ける場合、その費用は約2万円前後かかるそうです。

県民誰もが安心して安全な生活を送りたいと思っている。でも、それを確認するために毎回約2万円前後の費用がかかっているのは、生活が成り立たなくなります。

そこで、知事にお伺いします。

県境往来者に加え、感染の不安を抱える県民にもPCR検査を受けやすい環境を整備することはできないか伺いたい。

以上で壇上の質問を終わり、その後の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

県におきましては、県外からのウイルスの持込みを防ぐ水際対策として、来県者や県外との間を往復する県民等を対象としまして、無料または低額でPCR検査を受けることができる事業を実施しているところであります。

この検査は、医療機関における医師の診察を伴わない簡易的なものではありませんが、県民の

安全・安心を確保する取組として実施している
ものであります。

その一方で、県内では、まん延防止等重点措
置及び県独自の緊急事態宣言の延長がなされて
いる状況にあります。

このところ、県民の皆様の協力によりまし
て、新規感染者数は減少傾向を示しているところ
であります。また多くの感染者が発生して
おりまして、例えば、日頃付き合いのある方が
濃厚接触者等となるなど、自らの感染に関する
県民の皆様の不安にもしっかりと対応していく
必要があると考えております。

このため現在、県内向けの検査体制の強化に
つきまして検討を行っているところでありまし
て、議員の御指摘も踏まえ、早期の実現を図っ
てまいります。以上であります。〔降壇〕

○山下 寿議員 よろしく願いしておきま
す。

ポストコロナにおける宮崎県の観光振興を
図っていく上でも大事な、宮崎空港の機能強化
についての質問をします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日
本の航空業界はいまだ厳しい状況が続いていま
す。

一方、ワクチン接種の普及が進むアメリカで
は、大手の航空会社が黒字に転換するなど、ポ
ストコロナ禍における新たな様相が見え始めて
いるのも事実です。

日本においても今後、ワクチンの接種率が高
まるにつれて観光や出張などの需要が復活すれ
ば、航空業界の業績も回復してくるのではない
かと思えます。

ところで皆さん、私はかつて、飛行機で宮崎
に帰るとき、宮崎空港の天候不良により、飛行
機が宮崎空港に着陸できなかった経験を何回も

したことを、記憶しております。

東京から帰るとき、宮崎空港に着陸できな
かった飛行機は、目的地を鹿児島空港に変更さ
れたり、福岡から帰るときは、宮崎空港の上空
まで来ておって福岡空港に引き返したりと、そ
の後、宮崎に帰るために大変な思いをしたのを
思い出します。恐らく同じ経験をされた方が、
この中にもいらっしゃるのではないでしょう
か。飛行機の欠航や目的地が変更される状況の
発生を、極力少なくしないといけないと思いま
す。

そこで、施設の機能面からお尋ねします。航
空機が視界不良時に安全に着陸するための施設
について、宮崎空港の現状を県土整備部長にお
伺いします。

○県土整備部長(西田員敏君) 宮崎空港を所
管している国に確認しましたところ、視界不良
時や夜間の着陸を支援するものとして、地上か
ら電波を発射し、着陸を誘導する I L S (計器
着陸装置) 及び飛行場灯火が整備されていると
のことです。

○山下 寿議員 I L Sというのは、飛行場に
設置されているアンテナから出た電波を飛行機
が受信し、着陸進入が安全に行われているかを
パイロットが判断するための装置です。だから、
ある程度天候が悪くても、飛行機は安全に
着陸することができるようになっております。

実は、九州各県の主要飛行場、例えば福岡県
であれば福岡空港、大分県であれば大分空港、
主要飛行場には全て I L S が設置されていま
す。では、どこの飛行場も条件は全部同じかと
いうと、そうではないんです。宮崎空港と他の
飛行場では、違うところがあるんです。それは
何かというと、飛行場に I L S で着陸する場
合に、着陸することができる最低の気象条件が、

宮崎空港だけが違うんです。

具体的に申し上げますと、宮崎空港における最低気象条件が、視程1,000メートルであるのに対し、他の主要飛行場は、どこの飛行場も視程550メートルになっています。熊本空港はILSの性能が別格なので、条件を整えば視程100メートルまで大丈夫ということです。

視程とは、私たちの目で見ることができる距離のことを言うんです。例えば、宮崎県庁から県病院の近くにある小戸小学校までの直線距離が約1,100メートルなんです。だから、視程1,000メートルのときは、県庁から小戸小学校を目で見ることができないということなんです。

では、視程550メートルはどのくらいかというと、小戸小学校と県庁のちょうど中間に宮崎医療センター病院がありますけれども、それが直線距離で550メートルであります。大雨や霧などの影響で、小戸小学校が見えなくなることがあっても不思議ではありませんが、宮崎医療センターが見えなくなるような悪天候は、そうめったにないと思います。

ではなぜ、宮崎空港の最低気象条件だけが視程1,000メートルなのでしょう。宮崎空港に設置してあるILSと、他の主要空港のILSは、性能的に別格の熊本空港を除いては同じなんです。

だから本来、宮崎空港も視程550メートルで着陸できるはずなのですが、実は、宮崎空港の飛行場に標準式進入灯というライトが設置されていないために、それができないという状況になっているわけです。つまり、宮崎空港に標準式進入灯を設置すれば、最低気象条件が1,000メートルから550メートルまで引き下げられるので、欠航や目的地の変更が少なくなるというわけです。

ポストコロナ禍における観光需要等の増加を見据え、多くの方により安心して利用していただくためにも、宮崎空港の機能強化について、このような要望を関係する機関に届けていただけることを要望します。特に、国交省からおいでの永山副知事、よろしく願いしておきます。

次は、宮崎空港の利用促進について質問いたします。

宮崎空港をより利用しやすく、より快適なものにするためには、旅行者や帰省者向けの魅力的なキャンペーンなど、サービスの向上も重要な要素であると思います。報道によりますと、国は、ワクチンの接種状況を踏まえ、今年11月以降に、本格的に人流抑制を緩和する方向であると言われています。

そこで、総合政策部長にお尋ねします。ポストコロナ禍を見据え、宮崎空港の利用を促進するための施策について、どのように考えていらっしゃるかお尋ねします。

○総合政策部長(松浦直康君) 宮崎空港では、新型コロナの感染拡大によりまして利用者が大幅に減少するなど、甚大な影響を受けておりますが、大都市から遠距離にある本県にとりまして、航空路線は欠くことのできない交通基盤であり、しっかりと維持していく必要があります。

このため県では、公共交通事業者と連携した利用促進策として、「みやざき、のってん！プロジェクト」に取り組んでおります。このプロジェクトは、県民の県外への旅行や、里帰り利用に対し運賃割引等を行い、観光誘客と併せて公共交通機関の利用促進を図るものであります。

現在、県内では新型コロナが拡大しておりま

して、感染防止対策を最優先に取り組んでおりますので、事業を中断しておりますが、この状況が収まった後は事業を再開し、感染対策にもしっかりと取り組みながら需要回復を図ることで、航空路線の維持に努めてまいります。

○山下 寿議員 次に、県立農業大学校前の国道10号の歩道未整備区間についてお伺いします。

実は私は、50数年前に卒業した、今の農業大学の前身の学校の卒業生であります。

その頃は、学校前の道路の交通量はそんなに多くなかったのですが、現在は、大型トラックなどが頻繁に行き来している、極めて交通量が多い道路となっています。

あるとき、地元の有権者の方から手紙が届きました。その手紙にはお願い事が書いてありました。それは、川南町立国光原中学校付近から北に延びる国道10号の歩道未整備区間を整備してほしいという内容でした。

私はすぐに現地に赴き、現場を確認しました。すると、数十年前に整備したときのままで、片側約300メートルに歩道自体がなかったり、歩道があっても極端に狭かったり傾斜があったり、お世辞にも整備されているとは言いがたい状況でありました。

多くの町民が道路を利用しているのはもちろんで、地元の小中高の生徒さんたちが毎日、その歩道が整備されていない道路を利用して通学している状況でした。この状況は早く改善しなければいけない。特に子供たちの安全を確保しなければいけないと私は思いました。

そこで、県土整備部長にお尋ねします。片側歩道となっている国道10号の農業大学校前の区間について、両側歩道整備に向けた現在の状況をお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 国道10号の県立農業大学校周辺は、自動車交通量も多く、付近には小中学校もあり、おおむね両側に歩道が整備されているところですが、一部の区間は片側歩道となっている状況であります。

この区間の両側歩道への整備について、国道10号を管理している国に確認しましたところ、事業着手のためには、沿線住民の御理解が不可欠であることから、現在、川南町と協力して、計画への同意を得るための地元との調整を行っているところと伺っております。

○山下 寿議員 先ほども私が言いましたように、これは大切な歩道ですので、どうか一日も早く整備ができるように、お力添えをよろしくお願いいたします。

それでは次に、今年の夏の甲子園野球大会には、県立宮崎商業高校が参加する予定でありましたが、新型コロナウイルスの影響で出場ができなくなったことは、非常に残念でなりません。来年こそ、ぜひ頑張ってくださいと思います。

また、8月に開催された北信越全国高校総合体育大会では、宮崎第一高校の男子空手部が優勝し、日章学園高等学校ボクシング部においては、団体優勝と3階級を制覇する偉業を成し遂げられました。本当におめでとうございます。

最近、こういった形で全国大会で優勝したり、全国大会出場の常連となっている学校は、私立学校が多いのではないかと思います。確かに、私立学校であるがゆえに、その分野に特化した教育に力を注がれるゆえの成果だと思っておりますが、その結果は確実に、宮崎県全体の知名度向上につながっていることに間違いはありません。今後とも、私立学校の皆さんには頑張ってくださいと思います。

そこで、総合政策部長にお尋ねします。県内

の私立中学校の生徒について、10年前と今年
の状況をお伺いたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 文部科学省の
学校基本調査の結果によりますと、県内の私立
中学校の生徒数は、今年度が2,101人、10年前の
平成23年度が1,701人となっております。

中高連携した教育など、魅力ある学校づくり
や、オープンスクールなどの広報活動に積極的
に取り組んできたこともあり、この10年間で400
人増加しております。

○山下 寿議員 10年で400人ということは、割
りますと1年で40人なので、公立の中学校でい
えば、約1クラス分の生徒さんが私立に行って
しまったということなんです。

なぜ私立中学校の状況をお聞きしたかという
と、私立中学校に行った生徒さんのほとんど
は、そのまま私立高校に入学される可能性が高
いのです。生徒さんには、公立には公立の魅力
があることを感じてもらい、公立の学校を選ん
でもらえるような学校づくりが必要なのではな
いかと思います。

そこで、教育長にお尋ねします。公立中学校
をより魅力あるものにする必要があると考える
が、教育長の考え方をお聞きします。

○教育長（黒木淳一郎君） 少子化の中、私立
中学校に進学する子供が増えてきた現状は、県
教育委員会といたしましても、市町村教育委員
会と共有する課題だと捉えております。

議員御指摘のとおり、公立中学校が選ばれる
学校となる必要があると考えております。

公立中学校の大きな魅力の一つは、子供たち
の身近にある地域の人・物・自然であり、それ
らを活用した学習ができるという点にあります。

教科等の学習や、学校行事における地域との

関わり、地域行事への参加を通じた様々なふる
さとの学びが、子供たちの豊かな人間性を育む
礎になるものと考えております。

また、全ての公立中学校において整備が完了
したICT端末も、魅力の一つであります。これ
らを活用することにより、子供たち一人一人
の学力をこれまで以上に保障することが可能に
なります。

このような魅力を生かした取組を進めるため
には、校区内の小学校と密に連携を図るととも
に、その魅力や特色をなお一層積極的に発信し
ていくことが、極めて重要であると考えており
ます。

○山下 寿議員 今答弁いただいたとおりで
思いますが、ぜひ、公立中学校が皆さんから好ま
れるような中学校になるように、よろしく願
いいたします。

次に、近年、地球環境の変化に伴い、集中豪
雨などによる災害が発生することが多くなって
おります。昨年の9月6日、椎葉村下福良で前
日から降り続いた大雨のために山の傾斜が崩
れ、その土砂で建設会社の事務所が押し流され
たことは、皆さんの記憶に新しいところだと思
います。

この災害により4名の方の貴い命が奪われま
した。亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上
げます。

さて、災害はいつどこで発生するか、これを
正確に予測できる人はどこにもいません。その
災害に対して我々ができることは、それに備え
ることなのです。

皆さんは、「72時間の壁」という言葉をどこ
かで耳にされたことがあると思います。一般的
に、被災してから3日間、すなわち72時間を過
ぎると、生存率が著しく低下すると言われま

す。

つまり、いかに早く被災者を救助するかが、災害による犠牲者を減らす大きな鍵になっているのです。

昨年度、新田原基地がある新富町で、新富スマートインターチェンジ（仮称）が新規事業化されました。この決定は、地域の振興及び産業の活性化を後押しするものでして、大変喜ばしいことだと思います。

また、この周辺地域において災害が発生し、災害派遣の要請を受けた新田原基地が、救助用機材や災害用、復旧用の重機を速やかに被災地に届ける上においても、新富スマートインターチェンジは重要な役割を果たしてくれるものと思います。

そこで、県土整備部長にお伺いします。現在、新富スマートインターチェンジの建設が予定されているところの道路状況を見てみますと、道路幅が狭く、複雑に入り組んでいるところが非常に多く、災害復旧用の重機などを速やかに通行させるには厳しい状況にあると思います。

そこで、新田原基地から新富スマートインターチェンジへのアクセスルートである、県道川床日向新富停車場線の整備状況をお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 県道川床日向新富停車場線につきましては、現在事業中の（仮称）新富スマートインターチェンジが接続する、県道高鍋高岡線と新富市街地を結び、沿線住民の生活を支える重要な路線であります。

また、この路線のうち、上新田小前交差点から平伊倉交差点までの区間につきましては、議員御指摘のとおり、大規模災害発生時に新田原基地から新富スマートインターチェンジへのア

クセス道路としての利用も想定されることから、現在、未改良区間約1.3キロメートルのうち約800メートルを、湯之宮工区として整備を進めているところであり、今年度、約200メートルを供用する予定であります。

県としましては、引き続き必要な道路予算の確保に努め、早期整備に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○山下 寿議員 例えば、宮崎県で大規模な災害が発生した場合、航空自衛隊は、全国から救助用機材や災害用、復旧用の重機などを新田原基地に輸送機で運んでくることが考えられます。そして、新田原基地から被災地に向けて機材や重機を送り出します。つまり、新田原基地が災害復旧の拠点的役割を担うわけです。

東日本大震災のときは、航空自衛隊松島基地がそうでした。そのため、いつ発生するか分からない大規模災害に備えることを目的とするならば、新富スマートインターチェンジと新田原基地間の道路整備だけではなく、新田原基地から周辺の幹線道路につながる道路等の整備も重要になってくるわけなんです。

例えば、新田原基地のすぐ南には一ツ瀬川が、北には小丸川が流れています。もし津波や地震等の影響により、日向大橋や高鍋大橋が通行できなくなった場合、重機はどこを渡りますか。どこが通れるか、どこを通せるかと考えている間に、あっという間に72時間を過ぎてしまいます。だから備えが重要なんです。

災害に強いまちをつくるために、長期的な視点で俯瞰的に道路の整備を行っていただくよう、併せて要望いたします。

次に、最新鋭ステルス戦闘機F35Bに関する質問を行います。

かつて北方重視であった日本の安全保障は、現在、対中国、対北朝鮮重視へとその様相が変化しつつあります。佐賀空港におけるオスプレイ輸送機の受入れ、長崎県相浦駐屯地における水陸機動団の新設、鹿児島県馬毛島における米軍の空母離着陸訓練の計画、沖縄県石垣島におけるミサイル部隊の新設、そして、新田原基地における最新鋭ステルス戦闘機F35Bの配備計画がそれに当たると思います。

そこで、危機管理統括監にお伺いします。F35Bの配備計画について、国からどのように説明を受けているのか、お伺いいたします。

○危機管理統括監(小田光男君) F35Bの配備計画につきましては、本年7月15日に国から、新田原基地に配備する理由、導入のスケジュール、配備に伴う体制等について説明を受けました。

具体的には、鹿児島県馬毛島での訓練や、護衛艦「かが」との連携の観点から、新田原基地が最適であること、今後、約20機を配備する予定で、令和2年度予算に6機、令和3年度予算に2機の取得経費を計上し、それぞれ、令和6年度に6機、令和7年度に2機を配備する予定であるとのことでした。

また配備に伴って、100名以上の隊員と、これに付随する整備補給要員が必要となることを踏まえると、相当程度の隊員の増加が見込まれるとの説明もありました。

さらに8月末には、令和4年度の国の概算要求において、4機の取得経費を計上している旨の説明もあったところです。

○山下 寿議員 最新の戦闘機となると、やはり怖いのが事故なんです。最新であることから不安が常に付きまとう。住民はいつも、自分の家にF35Bが落ちてくるか分からない恐怖にお

びえながらの生活を強いられることになりま

す。また、8月11日の宮日新聞によると、最新鋭のステルス戦闘機が新田原基地に配備された場合、同基地における飛行回数が現状の約1.5倍になる可能性があることが報道されました。

防音対策など、周辺市町が国に要望を行ってききましたが、F35Bの配備により、さらに負担が大きくなると考えられます。県としても後押しをしていただきたいと思うが、知事の考えをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) F35Bの配備によりまして、事故や攻撃対象となるリスク、飛行回数の増加に伴う騒音など、地元の負担が大きくなることについて、地域住民の皆様にご不安が増しているということをご認識しております。

県におきましても、国に対し、迅速かつ丁寧な説明、そして必要な対策を求めているところでありますが、新田原基地周辺協議会におきましても、住環境の確保及び騒音対策をはじめとする基地周辺対策について、岸防衛大臣に要望され、大臣からは、「住民の不安解消や負担軽減に資するべく、適切に対処する」との発言がありました。

これを受け、国からは、F35Bの運用や、騒音対策に係る条件緩和等の提案、地域振興策への対応などについて説明があったところであります。もちろん、この提案や説明だけで、これまで地元が要望してきた問題が全て解決するわけではありません。

県としましては、この提案等に対する関係市町の意向や対応等も踏まえながら、地域の皆様の思いや要望等に寄り添い、今後ともしっかりと国に働きかけてまいります。

○山下 寿議員 ぜひ知事、そのあたりはよろ

しくお願いしておきます。

次に、交番・駐在所の統廃合についてお伺いしますが、午前中の武田議員とかぶる部分がありますので、御了承をお願いしたいと思います。

近年、交番で勤務中の警察官が襲撃を受け、警察官が殺害されるなどの事件が全国的に多発しています。

これらの事件を受け、令和元年、全国警察本部長会議で、警察のセキュリティー強化について指示がされ、地域の安全・安心を担当する地域警察官の運営の在り方について、複数勤務体制を確保するため、交番等の統廃合やパトカーの機動的かつ広域的な運用の推進などの指示が出されております。

宮崎県におきましても、この種の事件の発生が予想されることから、セキュリティー強化の一環として、交番・駐在所の統廃合が進められているところ です。

でも、よく考えてみてください。宮崎県は中山間地域が非常に多い県なんです。その中山間地域から交番や駐在所がなくなったら、そこで暮らしている人たちはどうなると思いますか。地域に根づいたお巡りさんがいつもそばにいてくれるから、その地域の人たちは安心して暮らしていけるのです。交番の襲撃事件が頻発しているからといって、交番や駐在所を統廃合して地域住民の安全・安心な暮らしを奪ってしまっ ては、本末転倒ではありませんか。

そこはやはり、地域の特性に応じて柔軟に対応すべきであって、例えば、各地域に設置されている駐在所連絡協議会などにおいて、交番や駐在所の統廃合に関する意見交換などを十分に実施した上で進めていかなければならないと思います。

現在進められている交番・駐在所の統廃合については、拙速の感が否めません。私は、もっと慎重に進めるべきだと思います。

そこで、警察本部長にお尋ねします。交番・駐在所の役割についてお伺いします。

○警察本部長(佐藤隆司君) 交番や駐在所、警察署のパトカー等で勤務する地域警察官は、地域の実情を掌握して、その実態に即し、住民の意見や要望に応えた活動を行うとともに、常に警戒態勢を保持し、地域住民の安全と平穏を確保することを任務としております。

交番や駐在所は、この地域警察官の任務を遂行するための活動拠点として設置されるものであり、地域警察官の活動を支える重要な施設であると考えております。

○山下 寿議員 今答弁いただきましたが、交番や駐在所は、その地域に根づいた警察官の活動を支える重要な拠点になっているんです。

その地域に根づくというのは、皆さんがお巡りさんのことを知っている、お巡りさんも皆さんのことを知っているということなんです。だから治安が守られる。不審人物がいたら、お巡りさんにすぐ連絡をするでしょう。本署からパトカーがやってきてぐるぐる回っても、その地域の人たちから、そのようなちょっとした情報というのはなかなか取れないと思います。

そこで、警察本部長にお尋ねします。交番・駐在所が廃止された地域の治安はどのように維持するのかお伺いします。

○警察本部長(佐藤隆司君) 駐在所等が廃止になった場合、廃止となった駐在所等の管轄区域は、隣接する交番や駐在所が受け持ち、地域住民の要望等の把握や、住民との共同による防犯活動等といった活動を、当該交番等において引き続き行うことにしたいと考えております。

議員御指摘のとおり、駐在所が廃止されることで、警察施設までの距離が遠くなる地域もありますが、統廃合により配置転換が可能となった警察官を、近隣の交番等に集中配置したり、機動力を有する警察署パトカーの勤務員に配置して、くまなく地域をパトロールするとともに、各種現場へ即時臨場できる態勢と、夜間の警戒態勢を強化し、地域住民の方々の不安感の解消に努めてまいります。

○山下 寿議員 同じコミュニティーの中に住んでおられるお巡りさんと、電話で呼んでやってくるお巡りさんとは、やはり気持ちの通じ方が違うと思うんです。

だから、そこは地域の情勢に適切に応じるとともに、地域住民と意見交換など合意形成を図った上で、残すべきところは残す、廃止すべきところは廃止すると、丁寧に進めていただくように、強く要望いたします。

次に、昨年は新型コロナウイルス感染症により、住宅需要の落ち込みが影響して、木材価格が低迷していましたが、米国や中国の旺盛な木材需要の高まりを受け、昨年末から世界的に木材不足による価格上昇が生じており、国内におきましても、コンテナ不足等も相まって、輸入製品が減少、高騰し、その代替需要として国産製材品の引き合いが強まり、木材価格が上昇しています。

そこで、環境森林部長にお尋ねします。県内の木材価格も20数年ぶりの高価格水準となっていますが、素材生産の状況について、県の認識をお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 本県の素材生産の状況について、原木市場における取扱量は、木材価格が上がり始めた本年4月から7月までの累計は、約49万8,000立方メートルと、過

去5年間平均の同時期に比べて、約23%増加しております。

例年、6月から7月にかけては梅雨時期で、降雨により作業条件が悪化し、原木品質が低下することから、木材価格及び出材量は落ちる傾向にあります。本年はこの時期、比較的雨が少なく、作業条件及び原木品質の低下への懸念が薄まったことと、木材価格も上昇していたことから、出材量が増加しているものと考えております。

○山下 寿議員 このような木材価格の水準が続けば、素材業者はどんどん切り出してくると思います。切れば切るほどお金になりますから、当然のことです。

そこで問題になるのが、再生林であります。林業従事者や林業後継者不足も問題です。外国人の技能実習生も働きやすい環境にしていきたいものです。

杉、ヒノキは40年から50年、伐採するまでに時間がかかるわけですから、将来のためにも、再生林は絶対行う必要があります。林野庁も県もいろいろと手を打たれていますが、なかなかうまくいかないような気がします。環境森林税も本格的になりましたので、思い切った方策を打っていただきたいものです。

そこで、環境森林部長にお尋ねします。県は、伐採後の再生林にどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 持続可能な林業を確立するためには、伐採後の適切な再生林が大変重要であると考えております。

このため県では、国の森林整備事業や県の森林環境税等を活用し、森林所有者の負担軽減を図るとともに、再生林に必要な優良苗木の安定供給体制の整備等に取り組んでいるところであ

ります。

また、再生林の効率化や省力化を推進するため、年間を通じて植栽可能なコンテナ苗の普及や、伐採後、直ちに造林を行う一貫作業の推進のほか、ドローンによる苗木運搬、自走式刈払機を用いた下刈り等の実証事業にも取り組んでおります。

今後とも、森林所有者に対し、研修会や座談会等を通じて、再生林への意欲を喚起するとともに、市町村や森林組合等とも連携しながら、再生林のさらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 それでは、最後の質問をいたします。

2020年10月、第203回臨時国会の所信表明演説において、菅総理は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

これにより、地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて2015年に採決された、パリ協定に同調する形となりました。

また今年の4月、菅総理はバイデン米大統領との首脳会談で、気候変動に関するパートナーシップ協定を締結するとともに、それに引き続き実施された米国主催の気候変動サミットで、日本の2030年度における温室効果ガスの削減目標を引き上げ、2030年度の排出量を2013年度比で46%削減する、同時に、50%削減の高みに向けて挑戦を続けると発表されました。

100年に一度と言われる災害が頻発する中、やや遅過ぎた感はありますが、この政府の方針は評価できるものだと思います。

そこで、環境森林部長にお尋ねします。2050年ゼロカーボン社会に向けた本県の取組につい

て、伺いたいと思います。

○環境森林部長(河野譲二君) 現在、ゼロカーボン社会づくりに向けては、国を挙げてその取組が進められており、「グリーン成長戦略」や「地域脱炭素ロードマップ」「みどりの食料システム戦略」等において、「EV等の電動車の普及加速」や「住宅・建築物の省エネ性能等の向上」「農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵」などの政策が打ち出されております。

県としましては、第四次環境基本計画の重点プロジェクトとして、「省エネルギー・省資源の推進」「再生可能エネルギーの導入拡大」「森林吸収量の維持」などの取組を進めており、国の政策に的確に対応しながら、脱炭素先行地域づくりに取り組む市町村への支援や、アドバイザー派遣による事業所等への再エネ導入のほか、成長の早い優良苗木を用いた再生林による森林吸収量や、木材利用による炭素貯蔵の最大化など、ゼロカーボン社会の実現に向け、取り組んでまいります。

○山下 寿議員 以上で終わります。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守副議長 次は、脇谷のりこ議員。

○脇谷のりこ議員〔登壇〕(拍手) 皆様こんにちは、自由民主党の脇谷のりこです。

東京オリンピック・パラリンピックでは、たくさんの感動をもらいました。特に、今年の東京オリンピックでは「多様性」がテーマとなりました。この多様性がもたらす現実が、この先、日本に、そして人口減少が顕著な地方にどのように影響するのか、とても難しい問題に直面していくと感じています。

私は議員になる前に、フリーアナウンサーとしてテレビ番組などの司会とともに、1990年の

前頃から結婚披露宴の司会を2,000件ほどやっています。この30年間で一番感じるのは、平成12年(2000年)から急激に時代の流れが変化してきたということです。

婚姻数は、平成時代に入って2000年が一番のピークで、2～3年はほぼ横ばい、その後は減少し始め、2018年が最低の婚姻件数になりました。ここ2年はコロナの影響でさらに減少しています。

2000年から何があったかと考えますと、ブライダル情報誌の影響です。特徴的なのが、媒酌人の廃止と披露宴スタイルの変化です。それまでは、ほとんどホテルや結婚式場で、媒酌人を立てて両家のお披露目という儀式的な結婚披露宴が多かったのですが、ある年を境に、媒酌人は立てず、レストランウェディングや人前結婚式など、自由な発想の披露宴が出てきました。たった1年で媒酌人がいない披露宴になったことに、私自身が驚かされました。

その後は、ゲストハウスウェディングといって、建物がヨーロッパ風の邸宅、プールで風船を飛ばしたり、芝生の庭でのガーデンビューフェなど、パーティー型の結婚披露宴が台頭してきました。

みんなで幸せを共有して、みんなで楽しもうというイベント形式の結婚披露宴なので、参加した年配者の方はちょっと戸惑っておられますが、これも時代の流れであり、デジタル社会の影響だと感じます。

あふれている情報の中から自分に合ったものを選択し、オンリーワンなイベントをするために、友人たちと一緒に作り上げ、参加する人皆さんに「共感」してもらおうということが、今では主流になっています。

自分たちの結婚は自分たちのものであり、常

識にとらわれず、一人一人の価値観や家族観を表現してよいのだと、この20年間で社会の意識は変化し、その多様性を社会が許容し始めたということです。

2000年から結婚件数が減少し始めてから、同時に出生数も減少に転じ、宮崎県では、平成19年に1万337人の出生数が、平成26年からは年間300人ずつ減少していき、令和2年には7,719人になりました。15歳から49歳までの1人の女性が一生の間に産める合計特殊出生率が、令和2年度に1.68と全国でも高い数値であっても、産める年齢の女性が宮崎から転出していますし、未婚者割合も年々増加していますから、出生数の増加は期待できそうにありません。

文科省の学校基本調査によると、2020年5月1日現在、宮崎県の高卒業者の大学・短大等への進学率は、男子約40%、女子約50%でした。全国どこでも、男子より女子の進学率が高くなっています。

進学率が高くなった女子が自分の価値を見だし、県外に出て仕事のやりがいと充実感、そして自分への投資をしながらライフスタイルを楽しんでいるときに、結婚という選択肢はあまりなく、40歳前後からそろそろ結婚という女性の気持ちもよく分かります。

女性は20代、30代、40代まで結婚、出産、子育て、仕事、PTA、地域活動、介護など、女性特有のホルモンバランスの変調を抱えながら、限られた年代で何もかも期待を背負わされます。できるならば、50歳過ぎくらいまで出産できる体であれば、40歳過ぎから結婚を考え、ゆっくりと子育てができるのにと、私はいつも思っていました。

女性も男性と同じく、自分の生き方を自分で決めてよいと言われている多様化の時代である

のに、行政が、少子化を食い止めるとか、出生率を1.8に上げるなどというのは、他人事のようであり、無理な難題であるとさえ感じます。

多様性を包摂し始めた頃から出生率の減少があるとすれば、多様性に対応した考え方をしなければならぬのではと思うのです。

世界中どの国も少子化対策には力を入れています。フランスでは、かつては家族手当等の経済的支援が中心でしたが、1990年代以降、保育の充実へシフトし、その後、さらに、出産・子育て、就労に関して幅広い選択ができるような環境整備、すなわち「両立支援」を強める方向で政策が進められたことで、1.66だった合計特殊出生率が、2010年には2.02まで回復しました。スウェーデンでは、比較的早い時期から「両立支援」の施策が進められてきたことで、出生率が上昇しています。

一方のアジア圏では、1980年ぐらいまでは出生率が高かったのですが、経済が発展するにつれ急激に減少し、2018年の出生率は、シンガポールが1.14、台湾が1.06、韓国が0.98と、日本の1.42を下回る水準となっています。これは、婚外出産が少ないことも一部起因していると指摘されているようです。このように経済が発展し、デジタル社会の台頭で人々の価値観や家族観が多様化する中、どうやって少子化対策をすればよいのでしょうか。

知事は、多様性と少子化についてどのようにお考えになっておられるのか、お伺いいたします。

この後は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

我が国の社会や経済が成熟する中で、人々のライフスタイルは変化し、職業や働き方、結婚

・出産、子育てなどに対する個人の価値観が多様化してきております。

特に女性の社会進出が進み、働く女性が増えるにつれ、未婚率が上昇するとともに、初婚年齢や出産年齢が上がるなど、少子化に影響している部分もあると認識しております。御指摘がありましたように、アジアも含めて、世界においても同様な傾向があると認識しております。

こうした個人の価値観の多様化は、少子化が進む中、将来にわたって持続可能な社会づくりを進める上で、極めて重要な視点であると考えております。

このため、個人の多様化した価値観を尊重しながらも、多様な働き方を選択できる働き方改革や、男女それぞれが個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりをより一層進めるとともに、結婚から出産、子育てまでのライフスタイルに応じた切れ目のない支援などを行いながら、引き続き少子化対策に努力してまいります。以上であります。[降壇]

○脇谷のりこ議員 今、次期長期ビジョン策定に当たって見直しをされていますが、「多様化社会に対応した少子化対策」の文言を入れていただくよう、お願いいたします。

続いて、教育行政についてお伺いいたします。

人口減少社会において、様々な業種の人材不足が言われていますが、教員、特に小学校の教員採用選考試験において、令和3年度が1.8倍、そして令和4年度が1.6倍程度になるようです。13.6倍程度だった10年前と比べると、あまりにも低下しており、教員の人材不足が懸念されますが、今後の見通しについて教育長にお伺いします。

○教育長(黒木淳一郎君) 議員御指摘のとおり

り、小学校教員採用試験の倍率は、ここ数年2倍を下回る状況であり、優秀な人材の確保が喫緊の課題であると認識しております。

今後、定年延長が導入される予定ではありませんが、しばらくは大量退職が続く見込みであり、優秀な人材を確保するという観点におきましては、厳しい状況が続くと考えております。

○脇谷のりこ議員 令和3年度と4年度の応募者数を比較すると、50人ほど少なくなっています。大量退職が続くのに応募者数が少なくなると、ますます倍率は低くなっていきます。

平成28年に、宮崎大学に新しく地域資源創成学部が設置されるに当たって、それまであった教育文化学部は名称を教育学部に変更し、改編を行っています。

当時の文科省に提出した設置計画書を見ますと、教育文化学部人間社会課程の入学定員80名を募集停止とし、さらに、学校教育課程の入学定員を150名から120名に減らしています。この30名減は、4年生までの人数にすると、それまでの600名の収容定員から480名に減少することになります。これは、地域の大学から教員になろうとする人数が減ったことになり、採用試験の応募者数が少なくなる原因の一つと考えられます。

人材確保の方策の一つとして、宮崎大学教育学部の定員を増やすことが必要ではないかと思いますが、教育長の考えをお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 宮崎大学は、これまで本県教育に多くの人材を輩出してきた教員養成機関であり、今後も本県教育の中核を担う教員を養成していただく大学であると認識しております。

近年、教員採用者数が大幅に増加している中、優秀な教員を確保するためには、宮崎大学

をはじめ、新規卒受験者を増やすことが重要であると考えております。

そのため、県教育委員会といたしましては、昨年度来、宮崎大学と文部科学省に教育学部の定員増を要望するとともに、本年度は、知事からも国に対して同様の働きかけを行っていただいたところであります。

○脇谷のりこ議員 知事におかれましては、ぜひ国への要望を強く強く押しいただきますように、よろしくお願いいたします。

採用試験の倍率が低迷するとなると、やはり心配なのが、教職員の質の確保です。若い人たちはデジタル社会で生きているため、それまでのアナログな人たちとは価値観も人生観も全く違っていると理解しなければなりません。そんな多様性を包摂した社会で学生時代を過ごしてきた人たちが、教員になってから苦勞しないように、県教育委員会ではどのように人材育成に取り組んでおられるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、県教育委員会では、教職経験年数に応じて求められる資質・能力を指標化し、学校内外で研修会等を実施しております。

特に、新規採用者を対象とした研修につきましては、従来1年間であった研修を2年間に拡充するとともに、所属校においても、OJTの機能を生かしてチームで育てるメンター制度を導入し、人材育成に努めております。

また、本県教員を志す学生等を対象に開催する「ひなた教師塾」のほか、連携協定に基づき、宮崎大学が本年度入試から新たに教育学部定員内に設けた、15名の「宮崎県教員希望枠」におきましては、県教育委員会も、その育成に積極的に関わることとしております。

県教育委員会といたしましては、教員の養成
期段階からの人材育成も一層推進してまいりま
す。

○脇谷のりこ議員 教員になった後、こんなはずではなかったと、退職される方もおられます。また、社会性を身につけないまま教員になる人もいますから、コンプライアンス研修も含めて、支援体制と、教員の質を確保していただくよう、よろしくお願い致します。

常任委員会で、西郷義務教育学校の大変よい取組を視察させていただきました。

平成28年に学校教育法が一部改正され、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的として、義務教育学校の制度が創設されました。義務教育学校は、1年生から9年生までの児童生徒が1つの学校に通うという特性を生かして、9年間を通した系統性・連続性に配慮した取組が望まれます。学年段階の区切りを設定することができますので、西郷義務教育学校は、4年生までが前期ブロック、5年生から9年生までを後期ブロックに分けておられました。

一番よいと思ったのが、教科担任制です。小学校は、通常1人の学級担任の先生が全教科を教える「学級担任制」ですが、ここでは、3年生から社会と理科の教科は専門の先生が担当する「教科担任制」を導入しています。4年生からは国語が加わり、5年生からは全教科で教科担任制を実施しています。

西郷義務教育学校のような9年制の連続性のある小中一貫教育は、1つの学校に小学校も中学校も入っているからこそできるのであって、小学校と中学校が単独の学校はちょっと難しいのではないかと思いましたが、中学校と同じく小学校でも、特に高学年でしたら、教科担任制

が導入しやすいのではと思います。教科担任制を導入することにより、教員1人当たり年間100時間の削減ができたとの報告もありますので、働き方改革にも寄与すると思います。

現在、小学校高学年のみに教科担任制を導入している学校があるのですが、その効果と、導入を広げるための取組について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 小学校高学年における教科担任制の効果につきましては、複数の教員が子供に関わることにより、多くの視点から子供を理解し、認める機会が増えることや、専門性及び得意分野を生かした授業を行うことで、学力の向上が期待できることなどが挙げられます。

県教育委員会では、昨年度、小学校高学年における教科担任制のモデル校を19校指定し、その取組や効果を基にした手引を県内小学校へ配付いたしました。

今年度は、さらに研究を深めるために、モデル校を34校に増やし、より多くの学校の実践を集めているところであります。

今後は、各モデル校の取組を基に、教科担任制がさらに広まるよう、周知に努めてまいります。

○脇谷のりこ議員 ぜひ、市町村の教育委員会にも教科担任制のメリットを御紹介いただき、導入を進めていただくよう、よろしくお願い致します。

令和3年度の全国学力・学習状況調査が、5月27日に、小学6年生及び中学3年生の全児童生徒を対象として実施されました。

気になったのが、新型コロナウイルス感染拡大による臨時休業の影響はどうだったかでしたが、「各教科の正答率との間には相関関係は見

られなかった」と発表されています。

今回の学力調査を受けて、文科大臣は、「新型コロナウイルス感染症の影響については、学校の臨時休業期間終了後の対応として、児童生徒の心身の状況や学習状況の把握、夏休みなど長期休業期間の短縮、補習の実施等、児童生徒の学びを保障するための懸命な取組が、各学校等において行われていた」と評価しました。

教職員の皆様には、コロナ禍において感染対策や学習対策など、大変な御苦勞があったかと思えます。また、臨時休業をするしない、学校活動をするしない、どちらにしても保護者などから賛否両論寄せられ、どちらかに決定せざるを得ない立場の方々の御心痛はいかばかりかとお察しいたします。日頃から子供たちのことを一番に考えてくださっている教育委員会の皆様には、心から感謝申し上げます。

それではまず、今回の全国学力・学習状況調査の結果についてお伺いします。また、今回の結果を受けて、どのような取組を行うことが必要と考えるか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 今年度の全国学力・学習状況調査の結果につきましては、小学校では、国語が全国平均を上回り、算数は全国平均を下回っておりますが、全体的には全国平均と同等であります。

一方、中学校の国語と数学につきましては、いずれも全国平均を下回っております。

調査結果からは、子供が情報を適切に読み取ることや、目的に応じて自分の考えをまとめることに課題が見られたところであります。

県教育委員会といたしましては、学力向上を図るために、市町村教育委員会と課題を共有し、その解決に向けた取組を連携して行うとともに、ICTを効果的に活用した授業の在り方

についての研修会を実施するなどの取組を進めてまいります。

○脇谷のりこ議員 GIGAスクール構想として、児童生徒1人につき1台のタブレット端末の整備が進められていますが、このICTを効果的に活用することで、子供たち一人一人の学習支援につながっています。

宮崎市では、AI型教材Qubena（キュービナ）を導入して効果を上げています。小中学校の学習で、どこがつまづいているのか、どの段階で分からなくなったのかをAIが分析して、分かるところまで自動的に戻って復習させることで、子供たちの理解が進み、苦手が克服されるのだそうです。

その子に合った学習の進み方なので、先生に質問することが苦手な子供たちも自主的に学習することができて、大変好評とのことですが、何といても教材費が高いと聞きます。

宮崎市では、市単独で1年間で約1億円かかるということです。延岡市も導入しているということですが、県内の市町村におけるAI型教材の導入状況について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） ICT端末の整備により、自治体ではデジタルドリルが導入され始めております。端末上で繰り返し学習ができるデジタルドリルは、AI型教材とそれ以外に分けられます。

AI型教材は、AIの判断によって、子供の理解度に応じた、より最適な問題が出題されたり、子供が間違いを重ねると、その原因を解析し、つまづきを解決するための新たな問題が表示されたりするものであります。

一方、AI型ではないデジタルドリルは、表示された問題の一覧から、子供自ら問題を選択

し学習を進めるものであります。

本県では、8月末現在、宮崎市、延岡市、国富町の3つの自治体でA I型教材を導入しております。また、A I型ではないデジタルドリルは、13の自治体で導入している状況であります。

○脇谷のりこ議員 導入していない市町村でも、A I型教材を含めデジタルドリルを導入できるように、県からの補助も考えていただきたく、よろしくをお願いします。

続いて、運動部活動についてお伺いします。

まず、平成30年に文科省が、都道府県に対して「運動部活動の在り方に関する方針」を策定するよう依頼をし、それを受けて県が、「運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」を出しました。

週末に開催される様々な大会、試合などについては、生徒や運動部顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会等を精査することも示していますが、現在どうなっているのでしょうか。中学校における取組状況を、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 運動部活動について、県の方針では、国のガイドラインに準じ、1日の活動時間を、平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、休養日は週当たり2日以上を設けること、また、参加する大会等も各学校で精査することとしております。

本年6月に県教育委員会が実施した調査では、活動時間及び休養日につきましては、県内全ての中学校におきまして、適切に設定されておりました。しかしながら、参加する大会等の精査につきましては、「取り組んでいる」という回答が7割程度であり、課題も見られております。

このため、県教育委員会では、部活動の在り方検討委員会におきまして、参加する大会数の目安などについて協議するなど、検討を行っているところであります。

○脇谷のりこ議員 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革として、外部からの部活動指導員の活用には取り組んでいただいていると思いますが、これからの部活動改革の方向性として、休日には教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築していくこと、指導を希望する教師については、兼職・兼業の許可を得た上で、休日に指導を行うことができる環境を構築すること、また、休日の部活動については、段階的な地域移行が行えるよう環境を整えることなどが文科省から示されています。

地域への移行と言われましても、地域の人材がなかなかそろわない地方では様々な課題があるかと思いますが、今後どのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 部活動指導員は、現在、14市町の公立中学校に60名を配置しております。各学校からは、生徒の技能向上や顧問の時間外業務時間の削減など、一定の効果が報告されておりますことから、今後も市町村教育委員会と連携し、継続的に配置してまいりたいと考えております。

また、休日の部活動の段階的な地域移行につきましては、今年度から小林市を指定し、モデル校において、休日の部活動における運営方法や地域人材の活用方法など、実践研究に取り組んでいるところであります。

今後は、研究結果を取りまとめるとともに、他県の好事例を収集するなど、本県ならではの休日の部活動の在り方について検証してまいります。

○脇谷のりこ議員 今、中山間盛り上げ隊が各地の集落で活躍中ですが、地域おこし協力隊を教育分野でも活用するよう、文科省が自治体に勧めています。

部活動指導員として、この地域おこし協力隊などの外部人材も御検討されてみてはいかがでしょうか。

続いて、県のスポーツ施設についてです。

2巡目国体に向けた施設については、陸上競技場、体育館、プールの3施設が、都城市、延岡市、宮崎市と分散整備されています。

宮崎市内に公認プールが新しく整備されるに当たって、木花の県総合運動公園内にある既存のプールの維持管理費を含めた現状と今後の取扱いについて、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県総合運動公園のプールにつきましては、現在、競技団体が主催する大会や夏休み期間中の一般開放等で利用されているところであります。維持管理費につきましては、水道光熱費のほか、老朽化に伴う修繕費なども含めて、年間約2,000万円という状況であります。

令和7年に宮崎市錦本町に新しいプールが整備されますと、これまで県総合運動公園で開催されている大会等は、基本的には新しいプールで行われると考えております。

このため、現在のプールの今後の取扱いにつきましては、競技団体や関係機関の御意見等も伺いながら検討してまいります。

○脇谷のりこ議員 それでは、県総合運動公園内の陸上競技場西側に現在造成している津波避難用の盛土高台の進捗状況と今後の活用方法について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 盛土高台につきましては、高さ8メートル、広さ約1万2,000

平方メートルとなる盛土工事がおおむね完了し、現在、階段や排水施設を施工中であります。

今後、防災機能つきのあずまやや備蓄倉庫などの整備に着手することとしており、年度内の完成に向け、事業を進めているところであります。

整備が完了しますと、約2万人が収容できるオープンスペースとなることから、津波の際の避難施設としての利用はもとより、平常時にも、公園利用者には散策や眺望を楽しめる憩いの場やイベント広場として、また、スポーツ競技者にはウォーミングアップの場としての利用など、様々な用途に活用されるものと考えております。

県としましては、盛土高台の早期完成を目指すとともに、完成後は、ふだんから多くの方々に利用していただける親しみの持てる施設となるよう努めてまいります。

○脇谷のりこ議員 続いて、宮崎駅東側にある宮崎県体育館についてお伺いします。

先月8月20日に、県体育館の廃止についてのお知らせがホームページに出ました。内容は、現在の県体育館については、建設から50年以上が経過し老朽化が進んでいること、また、令和7年の完成を目指し、延岡市に新しい宮崎県体育館の整備を進めていることなどから、令和9年10月頃に利用を停止し、令和10年4月までに廃止することのようですが、宮崎市民からは廃止しないでくれとの声があります。

現在、県体育館を使用しているスポーツ団体も、廃止になると困ると市議会議員へ言われるそうで、市議からも存続の要望があるのですが、宮崎市が存続を要望されているのかどうか分かりません。これは、国体施設の決定のと

きもそうでしたが、私が市議時代に議員数人で県に対して要望したものの、宮崎市の意向とは違っていて、恥ずかしい思いをして帰ったのを覚えています。ですから、今回の県体育館について、宮崎市から存続の要望は出ているのかどうかをお聞きします。

また、今後、廃止に向けてどのような手続がなされるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在の県体育館は、令和10年4月までに廃止することとしておりまして、県に体育館を維持してほしいとする宮崎市からの要望はございません。

今後の廃止に向けての手続につきましては、まず、財産を所管している県教育委員会内で、県体育館以外での活用の有無について検討を行うこととなります。県教育委員会内で活用がない場合は、次に、県庁内の他の部局で、活用の有無について検討を行います。その上で、他の部局でも活用がない場合は、地元市町村を対象に行政目的での必要性の調査を行い、希望がなければ、民間売却等の検討という順を追った手続になると考えております。

○脇谷のりこ議員 地元市町村というのは宮崎市しかないのです、その行政目的での必要性の調査がどのようになるのかというのが検討課題だと思います。

続いて、宮崎県で開催される国民スポーツ大会で天皇杯獲得を目指すための競技力向上について、まずハード面からお伺いします。

各競技団体の代表選手・チーム等が円滑・効果的な強化練習に取り組むことができるよう、練習環境整備事業として3億3,800万円余の予算が上げられていますが、整備の進捗状況を教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 練習拠点施設は、

競技団体の選手育成や強化の拠点となるものでありまして、基本的には既存施設を活用することとしております。

しかしながら、施設がない競技や既存施設の規格が基準に満たない競技などにつきましては、計画的に整備を行うこととしているところであります。

今年度は新たに、宮崎工業高校の水球プールと、延岡星雲高校のアーチェリー場の建設や、体操場と相撲場の調査・設計を実施しております。

また、既存施設の改修整備として、自転車競技場と富田浜しゅんせつの測量及び調査・設計、県立学校の体育施設の床改修などを実施しております。

今後も、競技団体等と連携を図りながら、競技力向上に必要な練習環境の整備を計画的に進めてまいります。

○脇谷のりこ議員 宮崎市内のJR蓮ヶ池駅近くの県営住宅跡地に、体操の競技用具を常設した練習施設ができるということで、近くの2つの自治会などに説明に行かれたということをお聞きしました。今までに常設の体操場は民間ぐらいしかありませんでしたから、県の早い取組と丁寧な進め方に感謝いたします。

続いて、競技力向上についてのソフト面での支援ですが、320万円余の予算が女性アスリート強化サポート事業に充てられています。

先日の東京オリンピック・パラリンピックでもそうですが、近年、女性アスリートの競技力は目覚ましく、お母さんになってからも復帰して頑張る女性が増えてきました。しかし、女性の場合、メンタルも含め、センシティブな面での支援が必要になります。

様々な課題を抱える女性アスリートですが、

本県の現状と課題、また、どのような支援を行っているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 国民体育大会における本県女子種別の競技得点は、ここ数年、他県に比べると低く、特に成年種別の強化が課題であると考えております。

そこで、県では、女性アスリート強化サポート事業におきまして、選手が安心して競技に向き合い、持てる能力が発揮できる環境整備に取り組んでおります。

具体的には、アスレチックトレーナー等によるコンディショニング管理や、選手が大会や合宿に参加する際に保育士を派遣し、育児と競技の両立を支援する取組等を行っております。

今後とも、関係機関等と連携を図り、女性アスリートへの継続的な支援を推進し、さらなる競技力向上に努めてまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 国スポの天皇杯獲得のためには、ジュニアアスリートの育成が欠かせません。体力、運動能力に優れた小学5年生から中学3年生まで、学年ごとに20人から25人ぐらいをオーディションで選んで育成し、国スポはもちろんのこと、オリンピックや国際大会においてメダル獲得を目指す「ワールドアスリート発掘育成プロジェクト」があり、現在7期生を募集しています。

このプロジェクトの効果や課題について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 平成28年からスタートしたワールドアスリート発掘育成プロジェクトの1期生は、今年度、高校3年生を迎え、先日行われました全国高校総体におきましては、カヌー競技の優勝をはじめ、自転車、ウエトリフティング競技で上位入賞するなど、

事業の効果も現れております。

しかしながら、本事業は、オリンピックの輩出や国際大会等で活躍する選手の育成という高い目標を掲げておりますことから、アスリート生の持つ能力を遺憾なく発揮できる、より質の高いプログラムを計画し、実施していくことが必要であると考えております。

今後も、全国トップレベル、さらには世界へ羽ばたく選手の発掘・育成に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 有望なスポーツ選手を見ていると、小学校から始めた競技が中学校の部活になかったりして、小中高の区切りでやめてしまうアスリートがいて、大変もったいないと感じます。

この小中高一貫指導体制が鍵になっていると思いますが、現状と課題、そして今後の取組について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 小学校から高校まで一貫した指導を行うために、現在、県では、中学校の競技力向上拠点校と高校の強化指定校による合同練習や、競技団体が中心となり、小中学生の選抜選手を対象とした強化練習会を実施するなどの取組を行っております。

しかしながら、競技によっては、組織として統一された指導体制が十分に確立されていないことから、小中高の各段階で指導の在り方が異なり、選手や保護者に戸惑いが生じているという課題も見られているところであります。

今後は、2027年に少年競技の中心選手となるターゲットエイジに焦点を当てた取組を通して、競技団体と連携し、小中高の一貫した指導体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 教育長ばかり答弁ありがと

うございます。

今後も、ハードとソフトの両面から御支援していただきますよう、よろしくお願ひします。

続いて、ひきこもりについてです。

ひきこもりに特化した相談窓口として、全国各都道府県、政令指定都市に1か所ずつ、ひきこもり地域支援センターが設置してあります。

宮崎県には、精神福祉センター内に設置してありますが、このひきこもり地域支援センターが実施している支援の内容と実績について、お伺ひします。また、今後の課題があれば、併せて福祉保健部長にお伺ひします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ひきこもり地域支援センターでは、精神保健福祉士などの専門のコーディネーターが、電話による相談対応や面談のほか、自宅への訪問やハローワークへの同行支援、家族教室の開催なども行っております。

また、昨年度から、精神科医師や学識経験者、弁護士などで構成される多職種連携チームを設置し、コーディネーターを通じて、本人や家族、支援者に対し、より専門的な助言を行っております。

これらの結果、昨年度の支援実績は合計1,363件で、前年度に比べて200件以上増加したところでもあります。

一方、まだ支援に結びついておらず、不安を抱えている方も多いと思われるため、引き続き、新聞やテレビ、ラジオなどを活用しながら、センターの周知・広報に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 ひきこもり地域支援センターに来た相談件数が1,363件ということですが、当事者や家族が直接電話するのはごくまれではないかと思ひますので、実際にはもっとい

らっしゃると思ひます。

民生委員などの他人を家の中に入れるのを好まない人も多く、コロナ禍でさらに家の中の状況が分かりにくくなっています。

知り合いのひきこもりの息子さんは、一日中パソコンに向かっているようですから、ほとんどのひきこもりの人はネットを見ているのではないのでしょうか。ひきこもりの人に対して直接メールしたり、SNSでつながったりすることでコンタクトが取れ、打開策も探れるのではないかと考えます。

そこで、SNSなどのインターネットを使つての県の取組状況について、福祉保健部長にお伺ひします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 御指摘のとおり、ひきこもりの支援におきましては、相談しやすい環境を整備することが大変重要であると考えております。

このため、県では昨年度から、ひきこもりに関する様々な悩みや就職に関する相談などに幅広く対応するため、LINEを活用したワンストップ相談窓口を開設し、特に、本人に対する支援の強化に取り組んでいるところであります。

このLINE窓口におきましては、専門の相談員が速やかに対応するとともに、本人の状況に応じて、適切な支援機関につないでいるところですが、今年度は既にひきこもりに関する相談が延べ80件以上寄せられており、うち9割以上が本人からという状況であります。

引き続き、チラシやツイッターなども活用しながら、このLINE窓口のさらなる周知・広報にも取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 ぜひお願ひします。

国は、身近な地域でのひきこもり支援の充実

を市町村主体でやってもらうよう、平成30年に、ひきこもりサポート事業を創設しました。情報発信や居場所づくり、ひきこもりサポーターによる訪問支援などを行うための予算措置を毎年行っています。

今年度からは、県がひきこもりサポーターを養成し、市町村での訪問支援ができるようになりますが、このひきこもりサポート事業を市町村が実施しているかどうか、本県の実施状況を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ひきこもりサポート事業につきましては、情報発信や居場所づくり、サポーターの派遣などに取り組む市町村に対して、国が2分の1の補助を行うというものでございます。

本県では、半数以上の市町村で、ひきこもり相談にも対応する総合的な窓口が設置されていますが、この事業を活用した取組は、まだ実施されていないところです。

このため県では、身近な地域での支援の充実が図られるよう、市町村を対象としたウェブ説明会を開催いたしまして、ひきこもりサポート事業をはじめとする国の補助事業について周知するとともに、他県における事例の紹介なども行っているところであります。

引き続き、身近な市町村においても、ひきこもり地域支援センターなどと連携した取組が進められるよう、支援体制の構築に努めてまいります。

○脇谷のりこ議員 県のセンターだけでは広域での支援になりますので、市町村、できれば宮崎市や都城市などの市において、この事業を活用してひきこもり支援ができるよう、県からもバックアップをよろしくお願いします。

さて、ちょうど今週16日まで自殺予防週間で

す。

令和2年の自殺の現状について、7月13日に県が、本県の自殺者数は217人で、令和元年と比べ27人増加したこと、特に20代から30代の女性の自殺者が増えていて、今後、SNSなどを通じた啓発やワンストップ相談会の開催回数を増やすなどの対策を取ると発表しました。

その日に県庁で開かれた自殺対策推進本部会議の映像が、県内のテレビ局3局で流れたのですが、それを見て、ある男性から電話がかかってきて、「ニュースを見たんだが、対策会議に何で男性ばかりしかいないんだ。若い女性の自殺が増えているというのに、会議に1人も女性がいないのはおかしいんじゃないか」というものでした。

自殺対策推進本部は、河野知事を本部長として、そこにお座りの幹部の皆様と、女性は1人、横山会計管理者が入っておられますよね。早速、県内の3局のニュースを見てみましたら、確かに1局だけ横山さんが映っていませんでした。それも、ほかの人を映して、横山さんの手前で切れているのです。きっとカメラマンは、女性がその対策推進本部のメンバーだと思わなかったのだと思います。

もう10年ほど前ですが、宮崎市の広報紙に、「子育て支援本部が発足」という記事が写真つきで載っていたのですが、写真に載っていた7人の委員全員が高齢の男性でした。子育て支援の政策決定機関が高齢男性ばかりかとかっかりしたのを、今でも覚えています。

女性は男性の補助的役割にしか見られず、現場の実行部隊には女性が入るけれども、決定機関には女性が入らないという社会通念が一般に広がっているから、カメラマンも、女性がいても目に入らなかったのではないかと思います。

県が率先して、政策の決定機関にもっと女性を入れていただければ、一般の人たちの意識も変わってくるのではと思います。ぜひ、県民に向けてのアピールもよろしくお願いします。

さて、そんな最高決定機関の本部会議ではなく、下部組織の県の自殺対策推進協議会が開かれましたので、そちらに傍聴に行ってきました。医療・福祉関係や教育、民間、NPOまで多種多様な方々の御意見が寄せられていましたので、大変よい情報が得られました。

そこでまず、お伺いします。

依然として男性の自殺率のほうが女性より高いのですが、令和2年の特徴として、20代から30代の女性の自殺死亡率が増加したことが挙げられます。その主な原因は何だと捉えておられるか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県の令和2年の女性の自殺者は74人であり、うち40歳未満は20人と、令和元年の6人と比べて14人増加しております。

自殺の原因・動機を1人につき3つまで計上している警察庁の自殺統計によりますと、女性の自殺の最も多い原因・動機は、心の健康を含む健康問題から変わっておりませんが、次いで、不明・不詳が大きく増加しております。

自殺に至るには複数の原因・動機が複雑に絡み合っているため、明確に特定することは困難ですが、国の自殺対策の指定法人の分析によりますと、昨年の全国的な自殺者の増加について、コロナ禍における経済的なダメージや心身の負担に加え、有名人の自殺報道の影響にも言及されており、これらについては、本県にも当てはまるのではないかと考えております。

○脇谷のりこ議員 令和2年7月から8月ま

で、県民を対象にした「こころの健康に関する県民意識調査」が公表されました。今までに自殺をしたいと思ったことがあるか聞いたところ、20代の女性が一番多く、40.7%でした。

自殺を考えても相談する気力がなく、相談しても解決しないと思ったという若い女性が多くいます。心の悩みの相談をしたいと思った場合、相談先の情報をどのように得るかを聞いたところ、インターネットが43%と最も多くなっています。

県は、様々な自殺予防対策に取り組んでおられますが、若い世代の悩みに寄り添うには、インターネットを使った啓発や相談対応が重要だと考えます。県の考えを福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） インターネットを活用した普及啓発や相談対応は、若者に必要な情報を届け、適切な支援につなげるための取組として有効であると考えております。

このため、県におきましては、ユーチューブやインスタグラムなどの若者に身近な媒体を通じた相談窓口の周知や、若年層向けの心の健康サイト「宮崎こころの保健室」でのメールによる相談対応などに取り組んでおります。

また、自殺に関する言葉などを検索すると、県のポータルサイト「ひなたのおせっかい」につながり、各種相談機関を紹介できるよう設定しているほか、サイト内には、国等が運用する様々なSNS相談へのリンクも設置しております。

今後とも、悩みを抱えた若者に向け、インターネットの積極的な活用による啓発や相談対応等に努めてまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 ぜひ、インターネットでの啓発を充実していただきますよう、よろしくお

願います。

それでは、低出生体重児の母親支援について、最後にお聞きます。

世界保健機関では、出生体重2,500グラム未満を未熟児と呼んでいましたが、現在では低出生体重児と呼んでいます。

厚労省の統計によると、2019年の低出生体重児の割合は9.4%であり、そのうち1,500グラム未満が0.7%です。

私のほうに先日御相談いただいた若いお母さんは、昨年、586グラムと616グラムの双子の赤ちゃんを出産され、NICU（新生児集中治療室）に入れられた我が子とは長い期間会うことができず、病院でも、家に帰ってからも相談できる人がいない中で、精神的に落ち込み、産後うつを経験されたそうです。

低出生体重児は、乳幼児期において成長や発達の支援や障がいリスクがあると報告されており、出産した母親は、自治体から交付される母子健康手帳では、自らの子供の成長や発達の状況が判断できず、それゆえ、自責の念から孤独と不安感にさいなまれます。

そこで、2017年に静岡県が、医療関係者や当事者サークルの代表などを集めて検討委員会を立ち上げ、低出生体重児のためのリトルベビーハンドブックを作成しました。

特徴としては、先輩当事者からのメッセージが入っていること。これが、産後間もない母親にとって一番の安心できる材料であり、孤立感を防ぐことに役立つとのことでした。

現在、静岡に続いて、福岡、岐阜、広島、愛知、佐賀の6県で作成、配布済みで、他の自治体でも導入が始まっています。

宮崎県でも、低出生体重児の母親のための母子健康手帳サブブック「リトルベビーハンド

ブック」をぜひ作成していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 低出生体重児の保護者は、様々な不安や育児上の困難を抱えやすい傾向にあると言われておりますことから、出産直後のNICU入院から乳幼児期までの各段階に応じて、丁寧な切れ目のない支援が必要と認識しております。

御要望のありましたサブブックにつきましては、市町村が交付する母子健康手帳を補完するものとして、低出生体重児の成長の過程を出生当初から記録できると同時に、同じ育児経験者からのメッセージを記載することで、保護者の不安を軽減し、心の支えになるものと考えております。

県としましては、低出生体重児の保護者が、県内どこに住んでいてもサブブックの交付が受けられるよう、今後、当事者団体、市町村、関係機関等と意見交換を行いながら、必要な検討を進めてまいります。

○脇谷のりこ議員 作成していただくということで、ありがとうございます。

今日は、御相談いただいたお母さん方が赤ちゃんと一緒にネット中継を楽しみに御覧いただく予定でしたが、何と今日はネットの不具合で中継ができないそうで、後日録画を見て、今の御答弁を大変喜んでいただけたと思います。

御自分が低出生体重児を出産して、「とても落ち込んで毎日泣いていたので、今度は自分がそういった人たちに勇気を与えられるようなメッセージを残したい」ということでした。

リトルベビーハンドブックの作成は、それほど予算がかかるものではありませんが、いろいろな関係者が集まって意見を出し合い、一つの

ものをつくり上げるという作成過程がとても大事なものになります。これこそが、最初に申し上げた多様性に対応した子育て支援の一つであり、一つ一つの積み重ねが少子化対策につながるのだと感じているところです。

これからも、多様化する社会に対応した少子化対策、そして県政づくりをよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時36分散会

9月14日（火）

令和3年9月14日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員 (37名)	
3番	坂本康郎 (公明党宮崎県議団)
4番	来住一人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
5番	武田浩一 (宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿 (同)
7番	窪菌辰也 (同)
8番	脇谷のりこ (同)
9番	佐藤雅洋 (同)
10番	安田厚生 (同)
11番	内田理佐 (同)
12番	日高利夫 (同)
13番	中野一則 (同)
14番	凶師博規 (無所属の会 チームひまわり)
15番	有岡浩一 (郷中の会)
16番	重松幸次郎 (公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩切達哉 (県民連合宮崎)
19番	井本英雄 (宮崎県議会自由民主党)
20番	横田照夫 (同)
21番	外山衛 (同)
22番	山下博三 (同)
23番	右松隆央 (同)
24番	西村賢 (同)
25番	二見康之 (同)
26番	日高陽一 (同)
27番	井上紀代子 (県民の声)
28番	河野哲也 (公明党宮崎県議団)
29番	田口雄二 (県民連合宮崎)
30番	満行潤一 (同)
31番	太田清海 (同)
32番	坂口博美 (宮崎県議会自由民主党)
33番	野崎幸士 (同)
34番	徳重忠夫 (同)
35番	日高博之 (同)
36番	星原透 (同)
37番	蓬原正三 (同)
38番	丸山裕次郎 (同)
39番	濱砂守 (同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野讓二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	佐藤隆司
監査事務局長	阪本典弘
人事委員会事務局長	福嶋清美

事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高民一
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 一般質問

○濱砂 守副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、函師博規議員。

○函師博規議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。本日は足元の悪い中、傍聴に来ていただいた方々には、心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、先般通告しておりました質問事項に入る前に、2つの出来事についてお知らせをさせていただきます。

私ごとになりますが、質問事項とも関連いたしますので、御了承ください。

まず1つ目は、私は現在「木城夢みる劇団」に所属しており、木城町、高鍋町、そして美郷町に伝わる古代朝鮮の国・百済王族の亡命伝説を劇にし、劇団員31名、演舞ダンスチーム25名、手話・ナレーションチームが15名、総勢71名で活動しており、国民文化祭の関連イベントとして、8月29日に昼夜2回公演する準備を着々と進めていました。

さらに、今月には場所を美郷町に移し、木城夢みる劇団員と美郷町民合作により、百済伝説を西の正倉院前広場で公演する予定でありました。8月中旬からは通し稽古や衣装合わせが進み、いよいよというところでの県の緊急事態宣言発令、そして、まん延防止等重点措置となり、公演の全てを中止するという苦渋の決断に至りました。

1年前も稽古が続く中で、コロナ拡大の影響により国文祭・芸文祭が延期となり、稽古も中

断、それでも1年後には国文祭で演じることができると、劇団員一同、モチベーションを維持し、今年に入り稽古を再開、そして、あともう少しというところでの公演中止でありました。

ここに、劇団の代表から劇団員へ届いた手紙があります。抜粋して紹介いたします。

「皆さん、お元気でしょうか。さて、劇団の活動が再開したとき、皆様から会費を頂いており、劇団名義の口座にそのまま預金してありました。公演が中止になり、これから先、一堂に会して活動することもままならない状況を考えてとき、この会費を社会福祉協議会に全額寄附させていただきたいと思います。僅かながらでも町民のお役に立てれば、町民劇団としての存在意義が出てくるのではないかと思った次第です。なお、本番当日に配付するはずだったパンフレットができておりますので、記念にお手元にお届けします。事務局が丹精込めて作ってくれたものです。思い出のよすがにさせていただければ幸いです。」と、優しくも寂しい手紙の内容でありました。

私たちが演劇の中止を決断した2～3日後に新聞で、三股町立文化会館で100名余りの観客を収容し、演劇が開催されたという記事を目にしました。

うちもできたんじゃないだろうか、県は、市町村や主催団体に一体どのような指導をしているのだろうかという疑問を抱いた次第です。

次に、もう一つの出来事を紹介いたします。

私には小学3年生の娘がいます。地域にあるテニススクールに通っていますが、私の遺伝子が遺伝子なだけに目立った活躍はないものの、けなげに練習に通う姿を見ていると、勉強はほどほどでもいいけれど、スポーツは続けてほしいと、親心に思っている次第です。

その娘の晴れ舞台となる初試合が8月29日に開催される予定でした。が、テニスの試合はもちろんのこと、その後の練習さえもできず、長期間の自粛となりました。

このように、クラブ活動や部活動、そして試合や大会が県の緊急事態宣言とまん延防止等重点措置により中止となり、そのため自粛を余儀なくされた小・中・高校生、専門学校生、大学生、またその親御さんたち、一緒に落胆した親御さんたちは、県内にも何万人といらっしゃいます。

それでは、質問に移ります。

まず8月11日に県単独の緊急事態宣言を発令され、引き続きまん延防止等重点措置に踏み切られた知事の判断が、本県のコロナ対策にどのような効果を発揮したか。具体的な数値を示した上で、知事の御答弁を求めるものであります。

以下の質問は質問者席で行います。(拍手)
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

県独自の緊急事態宣言の発令及び国のまん延防止等重点措置の適用に伴い、外出の自粛や営業時間短縮などの行動要請を行ったところではありますが、県民や事業者の皆様にご理解と御協力をいただき、感染防止対策の重要なポイントとなります。人流抑制に大きな効果があったものと認識しております。

具体的には、飲食店等の営業時間の短縮につきまして、県・市町村の見回りによりますと、県全体の対象店舗の約99%が要請に応じていただいていると見られ、宮崎市内においては、国のまん延防止等重点措置の適用前には、時短要請に応じていただけない店舗が約60店舗

あったものが、現時点では約20店舗を下回っている状況にあります。

また、宮崎市内の繁華街の夜間の人流につきましても、国の提供データによりますと、12日時点で、7月1日と比べて約9割減少しております。

なお、感染収束の切り札となり得るワクチンについても、12日時点で、県民の12歳以上の接種対象者の56%が接種を完了しているところであります。

今後とも、ワクチン接種を円滑に進めながら、必要な感染防止対策に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○函師博規議員 今、答弁にもありましたとおり、順調にワクチン接種も進み、コロナ感染者数も、今月に入り減少傾向となっております。

これは、知事からの県民への県境を越えた往來の自粛要請や、飲食店への時短要請が真摯に受け止めてもらえたことが、この結果につながっていると推察されます。

がゆえに、知事からの行動自粛や時短要請を聞き入れてくれている県民からは、このコロナ禍で開催されている国文祭・芸文祭に関して疑問視する声も多数聞こえてきます。

そこで次に、8月11日に緊急事態宣言発令後、9月12日——この間の日曜日——まで、国文祭・芸文祭のイベントが幾つ開催され、幾つのイベントが中止、延期となったのか。また、開催されたイベントのうち、県外からの参加者を招いたイベントが幾つあったのか。さらに、それらのイベントの開催や中止に関して、県はどのような指導力を発揮したのか、関係市町村や主催団体とはどのような連携を図ったのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(松浦直康君) 8月11日から

9月12日の期間中における大会プログラムにつきましては、県及び市町村主催事業合わせて、中止・延期が13事業、開催したものが33事業ありまして、そのうち観客を除く県外からの参加者があったものは11事業でありました。

市町村主催事業につきましては、政府の基本的対処方針や、施設・業種別ガイドライン等の遵守・徹底を実施基準として示しまして、個々の事業運営につきましても、市町村及び必要に応じて主催団体に対し、催事内容に応じた感染症対策を実施するよう助言を行ったり、事業によっては、共に現地での確認を行うなど、個別具体的に対応したところであります。

さらに、県外からの参加者がある場合には、県境往来者PCR検査支援事業の活用など、コロナ禍でのイベント開催について、きめ細かく助言を行ってきたところであります。

○図師博規議員 県緊急事態宣言発令後、33の事業、イベントが開催されたものの、3分の1以上が中止・延期。また、開催されたものうち3分の1が、県外からも参加者を募られて、参加者が集ってのイベントが開催されたという内容の答弁でした。

私はコロナ禍での国文祭・芸文祭の開催は、県民へ積極的な参加を促すこともできず、イベントをする側も、感染拡大リスクを感じ消極的となり、県内全体の盛り上がりにも欠け、県を挙げて全国へ宮崎をアピールすることに関しても、全くもって不十分な状態だと思っています。

私は一旦、国文祭・芸文祭を休止にして、県民にもっと喜ばれる形で、コロナ収束後に、他県の国文祭・芸文祭と重なったとしても、そこまで延期して再開すべきと考えます。

知事は、このコロナ禍で国文祭・芸文祭を続

けられている意義をどのように捉えられているのか、所見をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 国文祭・芸文祭に対する様々な懸念の声、批判の声というのは、私も承知しているところであります。

思うに、ちょうど同じタイミングで行われておりましたオリンピックやパラリンピックと一緒にたの議論になってしまっているのではないかと。感染が大変厳しい国も含めて、数万人の人間が2週間なり3週間、一定の会場に集中して開催されるこのイベントと——国文祭・芸文祭は、107日間にわたって開催時期も場所も、開催形態もばらばらであり、いわばイベントの集合体であります。

そうしたイベントの開催につきましては、これまでの様々な科学的知見を踏まえた政府の基本的対処方針において、一定の要件の下、開催が認められているわけであります。国文祭・芸文祭では、これよりも厳しい基準の中で、感染症対策に最大限の注意を払い、一部は無観客、またはオンライン配信するなどして、大会プログラムを実施しているところであります。

私も時間の許す限り、大会プログラムに参加しております。現場の様子を見ておりますが、文化芸術は、私たちの心を癒やし、こういう状況だからこそ、しみてくるものがあるということを感じますし、人と人とが分断され、先の見えない苦しい状況が続いている中で、私たちを支えてくれる必要不可欠なものだと、改めて深く感じているところであります。

私は、SNS等で音楽祭に関していただいたメッセージというのは非常に印象的だったんですが、今年初めて、スヴェトラナ・ザハーロワさんというロシアのボリショイ・バレエ団のプリンシパル、トップバレリーナをお招きして

のコンサートが行われたわけであります。

そうしたら、国・県内でバレエを志す子供たち、指導者の皆さんが、今、コロナ禍の中で、都市部で行われるようなコンクールだとかワークショップに参加できない、そういう状況の中で、バレリーナにとっては神のような存在のザハロワさんを目の当たりにすることができたと、涙を流して喜ばれた、また、元気と希望を与えていただいたという言葉をいただいたところであります。

もちろん、感染防止を徹底しながらも、こうした声に応えていき、その文化の力で県民に感動を呼び起こすこと、これも非常に重要な取組ではないかと認識しているところでありまして、今後とも、感染防止対策を徹底しながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○図師博規議員 今、知事の御答弁にあったとおり、文化芸術の力、これはまさに今言われた、オリンピック・パラリンピックスポーツの力と匹敵するぐらい、やはり県民に勇気、感動を与えるものだとは思いますが、では果たしてそれが今なのか、強引にそれを続けるべきなのかに関して、ここに県民からの声が届いております。

8月22日には「わたぼうし宮崎コンサート2020」が、宮崎市民文化ホール大ホールで開催、8月29日には全日本健康マージャン交流大会が、シーガイアコンベンションサミットホールで開催されました。今後も、全国から参加者が集われる大正琴の祭典やハーモニカフェスティバル、少年少女合唱の祭典などなどが続きます。

これらのことに関し、知事のフェイスブックや県庁ホームページには、数々の県民からの声

が寄せられています。

例えば、「まん延防止が出されている8月29日に、県外者も含めてマージャン大会があったのは本当ですか。開催するのであれば、県民に自粛を求めるのはおかしいのではないのでしょうか」また、「この時期に県をまたいで大会開催っておかしくないですか。県の関係者は御存じなんではないでしょうか」「県独自の緊急事態宣言で、部活動やスポーツ少年団活動は自粛が発令されましたが、国文祭・芸文祭の開催とは整合性が取れないと思います」「緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が適用される中でのイベント開催は、県民の不安をあおります。国の方針に準ずる対策とはいえ、感染者が出た場合、その家族や学校や職場に感染拡大するおそれがあります。夏休みも我慢して、どこにも出かけず家に閉じこもっていた真面目な子供たちや家族がばかばかしく思えます」などなど。

もちろん、これらの意見には知事も目を通されているとは思いますが、知事は、これらの意見に具体的なコメントは返されていません。

そこで、県独自の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されて以降、県境をまたぎ全国からの参加者を招いた行事をどのような理由で知事は容認されたのか。

また、知事からの行動自粛要請に伴い、部活動や大会を中止としたことと、国文祭・芸文祭の開催続行は整合性がないんじゃないかという先ほどのような声に関して、知事はどのような見解をお持ちか、再度御答弁を求めます。

○知事(河野俊嗣君) 先ほど来、申し上げておりますように、SNS等で寄せられます感染への不安ということもありますし、自分たちが自粛しているのにというような不満、それも十分分かるところであります。その心情が分かる

上で、国文祭・芸文祭に関しましては、先ほど言いましたような事業の特性を鑑みて、個々のイベントの集合体でありますそのイベントが、国の基準に照らして、感染防止対策を徹底しながら実施ができるものかどうなのか、その判断が重要なポイントになってくると考えております。

議員も参加されたそういう事業が残念ながら開催されなかったと、本当にそれを気の毒に思っているところでありますが、県としましては、市町村、または関係団体についても、様々な開催基準につきまして助言しているところであります。

また、8月12日に国の分科会が示した基準によりましても、大変そういう感染が厳しい状況のときの分科会の判断であります。観客が声を出さないようなコンサートでありますとか、演劇、映画館、図書館、美術館などは、感染症対策を徹底しながら利用することができるというような方針を示しておられるところであります。我々が、具体的なそういう基準に基づいて、またそれをさらに上回るような厳しい基準を設定して実施した。そして、県外からも来県される方もいらっしゃるということで、県境往來者に対してはPCR検査支援事業を活用するというので、個別の事業に対しての支援、またそういう環境づくりにも取り組んできたところであります。

県民の皆様の様々な思いというもの、また御指摘というのは受け止めながらも、国文祭・芸文祭、これは本県だけの事業ではなしに、国全体の位置づけの中で行われる事業として、開催県としての役割というものを果たしていく、そのことも重要であろうかと考えております。

○**図師博規議員** 今、知事の御答弁にあったと

おり、知事も本当に真剣に考えてらっしゃるのはよくよく分かりますし、県民にもそれが伝わっていると思います。がゆえに、やはりどうしてという声も多数上がっているところであります。

そこで一つ、知事に提案があります。

昨年のコロナの影響で中止となった選抜高校野球大会に出場予定だった32校を、日本高校野球連盟は同8月に甲子園球場に招き「甲子園高校野球交流試合」を開催し、32校が1試合ずつ行うという、高校球児の夢をかなえる粋な計らいをされたことは記憶に残っていることと思います。

そこで、アフターコロナのキックオフイベントとして、これまでの国文祭・芸文祭で中止を余儀なくされた団体、そして、これから中止を判断する団体を招いて、知事の肝煎りで県民向けの宮崎県文化祭・芸文祭を開催されてはと思います。

コロナの影響で、日頃の練習の成果発表や文化・芸術の披露の機会を奪われた県民に、救いの手を差し伸べるとともに、県民みんなが晴れやかな笑顔で来場できる、そういう代替の大会を開催することは大変意義があると私は思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

○**知事(河野俊嗣君)** まず、コロナの影響により中止となった事業につきましては、関係者の皆様が、それぞれの地域の状況や事業内容など様々な状況を考慮しながら協議を重ねられて、苦渋の決断をされたものと認識しております。

現在、大会期間中でありますので、県としましては、今後実施が予定されている事業が安心・安全に開催できますよう、市町村、文化団体等と連携・協力しながら取り組んでいくことが

重要であろうかと考えております。

そして、今の御指摘であります、中止となりました事業につきまして、国文祭・芸文祭事業として改めて実施することは困難であると考えておりますが、国文祭・芸文祭にしても、例えば記紀編さん1300年記念事業にしても、その時期だけで終わる一過性のものにするのではなく、その次につなげる、そこが非常に重要であると考えておまして、大会終了後、国文祭・芸文祭の総括を行う中で、市町村や文化団体等から幅広く御意見を伺ってまいりたいと考えております。

○図師博規議員 おっしゃるとおり、文化芸術は一過性のものではないと。これからも、県民の心を豊かにするための新たな開催方法というのをぜひ模索していただければと思います。

次に移ります。職員の兼業要件の緩和と地域活動推進について伺ってまいります。

県では、前年度までが働き方改革重点推進期間でありましたが、今後もこの働き方改革は続いていくと思われまます。

その中で、知事部局におかれましては、働き方改革の一つの指標であるテレワーク推進をしておられます。また、そのテレワークを拡大していく上で今、課題も見えてきているかと思われまます。

再度、知事部局におけるテレワークの実践状況と課題を、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 在宅勤務をはじめとするテレワークは、コロナ禍における感染拡大防止や業務継続に資するほか、子育てや介護を行っている職員が活用することによって、柔軟な働き方の実現にもつながるものと考えております。

このため、知事部局におきましては、テレ

ワーク用のパソコンや通信装置を導入するとともに、都城市や延岡市などの出先機関の職員が利用することで、勤務庁舎への移動時間を縮減できるサテライトオフィスを防災庁舎に設置するなど環境整備を行い、職員のテレワークの実施を推奨しているところであります。

これまでの取組の中で、テレワークが可能な業務の整理や、職員間の情報共有・意思決定の在り方といった課題も見えてきておりますが、今後とも、課題を検証しつつテレワークを推進することで、新型コロナウイルスの感染拡大防止はもとより、職員の働き方改革の推進に努めてまいります。

○図師博規議員 知事部局では、テレワークを進めるということで出勤削減を進められ、また、削減の目標を数値化されていると聞きます。そういうことが、あわせてコロナの感染リスクの軽減にもつながるでしょう。

では、具体的にどのような体制で、またどのような目標を設定されて、出勤削減に取り組まれているのか、また達成率はどのようになっているのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では、まん延防止等重点措置区域の事業者に対し、人流を抑制するため、出勤者数の7割削減を目指すことが求められております。

知事部局におきましては、これまでも時差出勤やテレワークの実施により、職員密度の軽減に取り組んできたところですが、今回のまん延防止等重点措置の適用を受け、行政機能を維持するために必要な業務に従事する職員を除き、出勤者数の7割削減を目指して、テレワークの実施や休暇取得の促進に取り組んでいるところであります。

その実績につきましては、毎週金曜日に調査しており、会計年度任用職員を含む職員4,733名のうち、窓口業務や感染症・災害対応等の業務に従事する職員を除く対象職員1,381名に対し、初回調査日である9月3日にテレワークの実施や休暇を取得した者は1,086名で、78.6%の削減となっております。

○**図師博規議員** 非常に積極的に取り組まれ、またその達成率もすばらしい内容ということが分かりました。

今後も、国の対処方針に従い出勤者数7割減が維持されることにより、職場内の密も回避され、コロナの感染リスク、そして通勤時間が減少することになります。これにより、職員が各地域にいる時間が長くなり、地域活動に取り組みやすくなります。

そこで、現在知事部局における職員の兼業を含む社会貢献活動について、どのような流れで許可され、どのような内容の地域社会貢献の活動が行われているのか、総務部長にお伺いします。

○**総務部長（吉村久人君）** 職員の兼業につきましては、営利団体の役員等を兼ねる場合、自ら営利企業を営む場合及び報酬を得て事業または事務に従事する場合は、地方公務員法により、営利企業等従事に係る任命権者の許可が必要となっております。

令和2年度の知事部局における許可の状況につきましては、延べ129名に対して許可を行っており、そのうち113名が公的な資格取得のための試験監督員であり、部活動の指導員など社会貢献活動が3名となっております。

その他、専門的な知識を生かした社団法人などでの実技講習会における講師や、公的研究機関における外部専門家、大学における研究補

助、論文校正などを許可しております。

○**図師博規議員** 職員のお一人お一人が兼業許可を取る際、任命権者である知事までの許可が必要となっており、兼業のほとんどが試験監督員ということでしたが、神奈川県では、兼業の手続を各所属の権限で許可できるように簡素化し、兼業による報酬の受領要件も緩和して、職員の生きがいづくりや社会貢献を推進しています。

また新潟県では、公務時間外であれば、兼業の業務に割く時間や、受ける報酬額には制限を設けておらず、例えば、地域課題を解決するような過疎地でのカフェ経営や、中山間地域での移動販売の運営などの事業も推奨しています。

そこで、本県も職員の社会貢献活動を促進し、日常業務へのモチベーションを上げるためにも、兼業許可について緩和を行い、さらに働き方改革を推進してはと考えるますが、総務部長の考えをお伺いします。

○**総務部長（吉村久人君）** 職員が報酬を得て事業活動等に従事することにつきましては、営利目的ではないこと、職務遂行に支障を及ぼすおそれや、県職員としての信用を失墜するおそれがないことなどの一定の要件を満たす際には、現在の制度においても許可は可能であります。

具体的には、全国自治体の許可事例として総務省が紹介しております、適切な対価を受け取って行う商店街活性化活動や、障がい者支援活動、無料学習塾の学習支援補助活動などがあり、その他、地域おこしや高齢者支援などの社会貢献活動が該当いたします。

今後、職員に対して許可基準を明確に示すとともに、他県なども参考に、許可事例を広く周知することにより、職員が社会貢献活動に参加

しやすい環境づくりに努め、その促進を図ってまいりたいと考えております。

○図師博規議員 ぜひ、県の職員の方々にも積極的に地域に溶け込んでいただきたい。そしてまた、生きがいをそこでも見いだしていただくというような促しを、部長にはお願いしたいと思っております。

次に、脱炭素社会づくりの取組についてお伺いいたします。

知事は、昨年度の全国知事会において、「ゼロカーボン社会構築推進プロジェクトチーム」へ加入され、今年3月に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」宣言をされたことは、県民にはあまり浸透しておりません。

本県は日照時間が長く、森林資源が充実しているなど自然環境に恵まれていることから、太陽光発電やバイオマスなどの再生可能エネルギーの導入に適しており、他県以上に森林による二酸化炭素吸収量が多いというインセンティブがあります。

本県の環境をもってすれば、2050年を待たずとも二酸化炭素排出実質ゼロを達成できるのではないかと考えますが、現在までの温室効果ガスの排出削減の状況について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 本県の温室効果ガス排出量は、森林等吸収量控除後の平成29年度推計で679万トンであり、基準年度の平成25年度と比較して19.6%の削減となっております。

また、主な部門別の排出量の削減状況を見ると、工場などの産業部門がマイナス21.9%、家庭部門がマイナス26.1%であり、運輸部門は、自動車保有台数が増加したことなどにより、マイナス6.5%にとどまっております。

今後、例えば家庭で電力使用量を1割削減すれば、家庭部門の排出量をさらに5.5%削減することはできますが、太陽光や風力などCO₂を排出しないエネルギーへの転換が進まなければ、森林等吸収量を加味してもゼロカーボンの達成は難しいため、省エネによる削減努力に加え、再エネの導入の推進も大変重要と考えております。

○図師博規議員 これは、目標の数値を達成することも大切なんですけど、やはり県民の意識の醸成ということも非常に大切な取組になってまいります。

今の御答弁では、ゼロカーボン達成の道のりは簡単なものではないということも理解できました。それでは今後、市町村や産業別及び県民一人一人がどのように二酸化炭素排出実質ゼロに取り組んでいけばいいのか、県としては、どのようなリーダーシップや具体的な施策を持って、この事業に取り組もうとされているのか、環境森林部長に再度お伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 温室効果ガスの排出削減を進めていくためには、県民や事業者・市町村による取組が大変重要であります。

このため県では、省エネについて、広報紙やホームページ、セミナーなどにより、県民・事業者への普及啓発に努めるとともに、エネルギー使用量の多い事業者等に温室効果ガス排出量の報告を義務づけ、削減行動を促進する取組を行っております。

また、今年度から新たに、家庭での省エネ行動を促すアプリ「エコふぁみ」の運用を開始するとともに、事業者や市町村に対しては、建物等の省エネ診断と併せて、再生可能エネルギーの導入等をサポートするアドバイザーの派遣事業を実施しており、既に県内の公共施設から申

込みや相談を受けているところでもあります。

今後とも、市町村や関係団体と連携し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでまいります。

○図師博規議員 県民が取り組める、家族で取り組めるアプリ「エコふぁみ」、これを——ポイント制があるとも聞きますし、県産品のプレゼントも付与されるとも聞いております——ぜひ広く広報していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。性の多様性と教育について伺います。

出生時に割り当てられた性別と異なる性を感じるトランスジェンダーで、2004年に施行された性同一性障害特例法に基づき戸籍上の性別を変更された方が、ここ15年で1万人になることが司法統計で示されました。

トランスジェンダーや性的マイノリティーを含む性の多様性教育に関しては、日本は後進国であり、学習指導要領にも盛り込まれていません。

しかし、小・中・高校で使用されている教科書によっては、性の多様性について盛り込まれているものもあり、つまり各自治体や学校によって学ぶ機会に差があるのが現状です。

また、日本では法律上の同性婚は認められていませんが、代わりに「同姓パートナーシップ制度」を導入する自治体は増えてきており、教科書よりも早く性の多様性に関する社会情勢は刻々と変化しております。

そこでまず、本県のトランスジェンダーの人権擁護や同姓パートナーシップ制度に関して、どのような状況になっているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 県では、トランスジェンダーを含む性的マイノリティーの問題を、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」の重

要課題の一つとして位置づけ、その人権を守るための啓発等の取組を進めております。

具体的には、県庁におけるライトアップや各種の啓発イベントのほか、広く県民を対象にした講演会等を開催してありまして、トランスジェンダーの当事者による講演では、講師自身の体験や自らの性自認と違う性を生きる生きづらさについてお話をいただくことで、この問題についての認識を深めていただきました。

また、「パートナーシップ宣誓制度」につきましては、同姓カップルを対象として、婚姻に準じる取扱いを地方自治体が独自に行うものがありますが、県内でも宮崎市、延岡市、日南市、木城町において導入されておりまして、市、町営住宅へのカップルでの入居が可能とされておりますほか、宮崎市が行いましたアンケートによれば、民間サービスとしては、生命保険の受取人に認められたなどの事例もあると伺っております。

○図師博規議員 この性の多様性についての行政の在り方も非常に多角化してきている現状があります。

私の手元に、全国約2万人の学校教員を対象にした性の多様性に関する教育、具体的には、同性愛や性同一性障害について教えることに関する調査の結果があります。

これによりますと、「同性愛について教える必要があると思う」と答えた教員は75%、同じく「性同一性障害について教えるべき」と答えたのが86%となっており、その必要性の高さが示されています。ゆえに、教える側の知識習得の場も必要であり、同性愛と性同一性障害のどちらとも学んだことがないという教員の割合も20%あります。

教員により理解度がばらばらで、ばらつきが

あるという実態があります。そこで、本県における教員に対する性の多様性の知識習得の状況はどうなっているのか、その実際の指導内容を含め、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 性の多様性に関する教育について、教職員の理解を深めることは極めて重要であると認識しております。

そこで、県教育委員会といたしましては、管理職や人権教育担当者等を対象とした研修会の実施や、教職員向け資料の作成など、性の多様性に関する教育について、啓発に努めております。

具体的には、大学教授等の外部専門家を招いての性同一性障害に係る知識の習得を図る研修や、文部科学省作成の教職員向け資料を用いた、当該児童生徒へのきめ細かな対応の仕方等について学ぶ研修を実施しております。

また、各学校では、平成28年度に教職員向け資料が示されて以降、延べ数で小学校402回、中学校250回、県立学校93回、性の多様性をテーマに研修を行っております。

その中では、「学校における支援体制」や「学校生活における支援事例」「卒業後に性別変更等を行った場合の対応」などを取り扱っているところでもあります。

○図師博規議員 今、答弁の中に、「卒業後に性別変更等を行った場合の対応」ともありました。

ではまず、この性別変更ということに関し、教員研修ではどのような内容まで理解を求めているのか、また、その性別変更をされた方に、教育委員会としてはどのような支援が考えられるのか、再度教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 法に基づく性別変更の審判を家庭裁判所で受ける際の申立て要件

として、「二十歳以上であること」「婚姻をしていないこと」「性別適合手術を行っていること」などが示されております。

これらのことを踏まえ、卒業後に、法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った方から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、現在の性別等に沿った証明書を発行するなど、当該者が不利益を被らないよう、適切に対応することを各学校に周知しております。

○図師博規議員 卒業証明書は、学校を卒業した後に取り方がいらっしゃいますが、それを性別の変更後の内容に合わせるということは、大変思いやりのある対応だと思った次第です。

答弁にもありましたが、日本の性別変更は、性別適合手術により生殖機能を不能にすることも条件にされていることが人権侵害に当たるとして、日本学術会議やLGBT法連合会から指摘されております。ともあれ、教員研修等で性の多様性について学ぶ場があり、一定レベルの知識習得がされていることは理解できました。

それでは、その内容をどう教育現場に落とし込んでいくかではありますが、これも先ほどの調査結果によりますと、86%の教員が教える必要があると言っているところなんですけれども、実際、教育の現場でその授業をしたことがあると答えた教員数は、11%に満たないということが出ております。

本県において、性の多様性に関する教育は、どの程度、またどの内容で実践されているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 性の多様性に関する教育につきましては、保健体育の「心身の発達と心の健康」や、技術家庭科の「家庭生活と

地域の関わり」のほか、複数の教科の中で関連的に取り扱うこととなっております。

また、令和元年度におきましては、小学校42校、中学校48校、県立学校27校が、性の多様性に特化した学習を行っております。

その内容といたしましては、社会における性的少数者の方々への偏見や差別など、性の在り方の問題を考えさせたり、当事者の方の講話を実施するなどの取組が行われております。

学習後の感想では、「人と違いがあって当然だから、それを批判せず、違いを認めて接することが大切だと分かった」「それぞれの悩みに気づくことが、優しさと思いやりだと思った」などの内容が多かったと聞いております。

○**図師博規議員** やはり、この性の多様性というものを理解していくには、小学校、中学校からの教育も非常に大切になってきますので、今後とも拡充をお願いいたします。

それでは次に、適応指導教室とフリースクールについて伺っていきます。

国は2019年に、不登校の子供たちに学校外での多様な学びの場を提供することを目的とした「教育機会確保法」を成立させました。

これまでの不登校対策は、学校復帰を大前提としていましたが、この教育機会確保法では、従来の対策では不登校児童生徒の無理な通学はかえって状況を悪化させる懸念があるため、児童生徒が通いやすい公立の適応指導教室や民間のフリースクールなど、学校外の教育機会を確保することを自治体の責務とし、必要な財政支援に努めることとしています。

そこでまず、この教育機会確保法をどのように捉えているのか。また、本県の不登校児童生徒数がどのように推移しているのか、教育長に伺います。

○**教育長（黒木淳一郎君）** 「教育機会確保法」の基本理念であります、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられる環境の確保や、不登校の児童生徒に対する個々の状況に応じた必要な支援は、教育を受ける権利を保障するものとして重要であると捉えております。

国の調査によりますと、令和元年度の本県の不登校児童生徒数は、小学校337人、中学校1,067人、高等学校243人であり、全体で1,647人となっております。

平成27年度と比較しますと、全体で376人増加しており、中でも小学校の増加傾向が顕著で、約2倍となっております。

○**図師博規議員** 本県は、幸福度ランキングでは常に上位に位置する、住みやすさ、学びやすさがあるかと思われませんが、それでも不登校児童生徒の増加は続いているということですか。

では次に、市町村教育委員会が設置する教育支援センター、いわゆる適応指導教室は、どのような形態で整備され、県内に何か所設置してあるのか。また、先ほどの答弁にあった不登校の児童生徒が、この適応指導教室にはどの程度の数が通われているのか、教育長、教えてください。

○**教育長（黒木淳一郎君）** 適応指導教室は、市町村教育委員会が、小中学校の不登校児童生徒を対象に、カウンセリングや集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行うことを目的に設置している施設であります。なお、通所する児童生徒は、出席扱いができることとなっております。

令和2年度の本県における適応指導教室は、18市町に24教室が設置されており、中でも宮崎市は6教室、門川町は2教室と、複数の教

室が設置されております。なお、5町3村は未設置となっております。

利用者数は、小学校33人、中学校160人の合わせて193人となっております。

○図師博規議員 不登校児童生徒は1,600人を超えておるんですが、この適応指導教室に通われている生徒は200人に満たないということです。

つまり、適応指導教室に通えている生徒は10分の1程度しかいません。まだ設置されていない町村もありますので、地理的に通えない児童生徒もいると思われそうですが、それでもあまりにも少ない数にとどまっています。

さらに、高校の不登校生を対象とした適応指導教室は設置されていないということでしたが、これはなぜでしょうか、教育長。

○教育長（黒木淳一郎君） 高校生は、在籍する高等学校によって、普通科、職業学科、総合学科と、学科によって学習内容や教育課程が多岐にわたっていることから、本県では、高校生を受け入れる適応指導教室は設置をしておりません。

各高等学校では、不登校生徒に対して、教育相談の充実や関係機関との連携を図る中途退学対策対応教員や、高等学校カウンセラーの加配措置、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の配置・派遣など、家庭と緊密な連携を図りながら、学校復帰や社会的自立に向けた支援を行っております。

○図師博規議員 先日も、高校の退学者の件が取り上げられておりましたが、今、県内の高校の進学率は98%余りです。不登校の生徒も300名余りで推移していますし、退学者の数字も300名余りということですから、やはりその居場所づくり、学校とは別の居場所づくりのため、高校

生のための適応指導教室の設置も必要と考えます。

それでは、適応指導教室などを利用して、教員や、今ありましたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの指導の結果、再登校できるようになった児童生徒はどの程度の割合でいるのでしょうか。また、その学校復帰に至ることにつながった指導内容は具体的にどのようなものがあつたのか、教育長、教えてください。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和元年度に、指導の結果、学校に復帰できた本県の児童生徒の割合は、小学校で19.0%、中学校で21.1%、高等学校で40.7%となっております。

復帰に至るまでの具体的な調査等は行っておりませんが、家庭や学校のサポートはもちろんのこと、スクールカウンセラーや適応指導教室など、児童生徒が相談することができる環境が整っていたことや、スクールソーシャルワーカーが家庭とつながり、関係機関との連携が確実に行われたことなど、複数の要因が考えられるところであります。

○図師博規議員 今の御答弁ですと、小中学校の不登校生では約80%、高校生では60%が不登校状態が続いていると。なかなか改善に至っていない児童生徒が多いという答弁でありました。

中学3年生で不登校のまま卒業できたとしても進学は難しいでしょうし、高校で不登校が続けば退学の可能性が大きくなってしまい、そのままひきこもりにつながることも考えられます。

そこで、民間と連携し、児童生徒の自尊心を守りながら様々な体験活動ができる、フリースクールという居場所づくりに積極的に乗り出す

ときと私は考えます。

先日、このフリースクール設立を考えられている複数の団体の方々と意見交換をしてきました。地域女性団体の方々や、放課後児童クラブに携わられている方、子ども食堂の関係者など、日頃から地域の子供たちと接する中で、このままの学校教育だけでは救い切れない児童生徒がいるという問題意識を共有しておられる方々です。

その中で出された意見として、「不登校が問題ではなく、学校以外の選択肢がないのが一番の問題です。明日、学校につまずいてしまうことは、どの子供にも起こり得ることです。たとえつまずいたとしても、勉強もできる、社会に通じるいろんな経験もできる、もう一つの学校、フリースクールがあれば、宮崎を担っていく将来ある子供たちに希望を持たせることができます」と、非常に志高い意見も出されたところでした。

しかし、実際にフリースクールの設立に当たっては問題は山積みで、場所をどうするか、専門人材の確保はどうするか、運営費の捻出などなど、民間だけでは実際に克服が困難なハードルが幾つもあります。

では現在、県内に開設されているフリースクールが幾つあって、何人の子供たちが通っているのか。また、学校と同じ出席扱いとなるフリースクールがどのような体制整備になっているのか。また、その出席扱いとなるためには、どういう条件をクリアしなくてはいけないのか、併せて教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） フリースクールとして学習支援や居場所づくりに取り組む民間施設は、県内に複数ありますが、そのうち1つの施設が出席扱いとなっており、昨年度末の段階

で、17人が在籍していることを確認しております。

通所を出席扱いとする条件としましては、カウンセリング等を行うために、専門的知識と経験を備えたスタッフが指導に当たること、児童生徒のプライバシーに配慮した上で、学校と施設との間に十分な連携・協力関係が保たれていることなど、必要な環境を整えることが文部科学省のガイドラインに示されております。

なお、出席扱いにつきましては、保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれており、校長が、設置者である教育委員会と連携を取って判断するものとされております。

○図師博規議員 教育長、率直に教育長御自身の御見解を。

フリースクールを整備できるものならしてみたい、フリースクール設置が望ましいというお考えはお持ちか、まだ時期尚早とお考えか、そのあたりはいかがでしょうか。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校をプラットフォームとしながら、いろいろ困り感のある子供たちを支援しなければならないと、そういう仕組みづくりは大切だと考えております。

したがいまして、どんなことができるのか、様々な角度から検討するなど、多くの意見を拝聴していきたいと思っております。

○図師博規議員 前向きな御答弁を聞いてうれしく思いました。

それでは、このフリースクールに関して、岐阜県では、廃校となった校舎を利用して、公立の不登校特例校が今年の4月に開校しています。

また福岡県では、フリースクール運営費補助として年間1,800万円、鳥取県でも、運営費の補助として1施設300万円の3施設分、900万円を

県単独予算として計上し、支援をしています。

本県も不登校児童生徒の増加傾向が進む中、民間団体と連携したフリースクール整備に取り組む時期と考えますが、知事の御見解をお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 今、不登校の実態について答弁がありました。学校というものが、学びや育ちをしっかりとサポートし、またそこでの体験や記憶というものが、生涯にわたって一人一人を支える大きな力になるということを考えると、このような不登校の子供たちが増えている現状について、胸が塞がる思いもし、私も重く受け止めているところであります。

教育機会確保法では、その基本理念としまして、不登校児童生徒が行う多様な学習活動を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援や、民間団体等との密接な連携を図ることなどが示されているところであります。

様々な事情を抱えている子供たち一人一人に応じた、多様な学びの提供に向けて、家庭や地域、フリースクールなど民間団体との連携も含めながら、教育の機会の確保に、総合的に取り組んでいくことが必要であると考えております。

○凶師博規議員 「総合的に取り組む」の中の選択肢に、ぜひフリースクールを具体的に組み入れていただければと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。(拍手)

○濱砂 守副議長 次は、窪菌辰也議員。

○窪菌辰也議員〔登壇〕(拍手) 今日地域から傍聴に誰も来ていませんので、無観客での一般質問になりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、緊急事態宣言の下で無観客開催と

なった東京オリンピック・パラ大会もいつの間にか終わり、8月の長雨では浸水、土砂災害など、今年も全国各地に大きな爪痕を残しました。その後、朝夕もめっきり涼しくなり、秋の気配も色濃くなりました。これから食欲の秋など、様々な秋を満喫したいと思います。

国会では菅首相の突然の退陣表明で、「ポスト菅」選びは混迷を極めています。新型コロナ感染者数は、ここ数日減少傾向にありますが、重症者数、宿泊療養施設での療養者、自宅療養者は依然として多く、亡くなる方もいらっしゃいます。

国のまん延防止等重点措置は、宮崎市を除いて解除となりましたが、まだまだ感染の収束が見えない中、今後ワクチン接種が進み、新規感染者も減少すると思います。日々御苦勞いただいています医療従事者の皆さん方をはじめ、関係各位の皆さん方に対し、感謝申し上げます。

日本政策研究センターが発刊している「明日への選択」感染症の歴史の中で、「江戸時代のパンデミック」の記事がありました。

当時日本を襲った感染症として、天然痘、はしか、インフルエンザ、コレラの4つが挙げられており、鎖国の日本でも感染症は無縁ではなかったとあります。特に天然痘については、江戸城での拝謁のときには回復して75日たってから「お目見え」するようにと命じられていたと言われています。いわゆる濃厚接触の回避であります。

インフルエンザについては、世界的な大流行とともに日本にも侵入し、江戸城内で発生するクラスターをいかに阻止するか、また、幕府機能を継続し、業務を維持できるかであったと言われています。

当時の江戸の人口は100万人と言われ、武士以

外の大半の住民は、「其の日稼ぎ」と言われる「下層民」だったと言われています。朝仕入れた魚や野菜、豆腐、納豆をその日のうちに売って生計を立てたり、大工、包丁研ぎ、げたの歯入替えといった、その日の手仕事の報酬で暮らす人々であったと言われています。一旦、飢饉や不景気となれば、その日の食にも窮するのが実態だったようです。

このため、働かなければ生きていけない人々に対し、取りあえず回復するまで生活費を提供するという「御救い」という制度があり、江戸の「特別定額給付金」であったということです。

インフルエンザの蔓延では、1人当たり300文、2人世帯で500文が支給されたと言われています。また、その財源には、長屋などの大家が強制的に積み立てる「七分積金」という窮民救済の「ファンド」が活用されたということです。

そのほかの対策としては、米や風邪薬などの買占め、売惜しみの防止、救済小屋の設置——これは宿泊療養施設であります——、臨時の公共事業による失業対策、金融の円滑化、経済の底上げ、消費の奨励を通じ、景気刺激策などの対策も打たれたということです。

こうしたときには、当然「自粛ムード」が広がり、家の新築工事、改修工事なども減ってしまいます。当然、こうした人々を相手とする「其の日稼ぎ」の人々の生活に深刻な影響が出るわけで、政府の普請と遊山を奨励する「町触」が出されたということで、いわば今回の政府が実施したG o T oキャンペーンと同様なものでございます。

当時の武家政権が、社会福祉や経済政策を展開しながら、感染症などを克服し、人間社会が

今日まで築かれてきたことを考えるとき、江戸時代の感染症に対する幕府の救済策は、今日のコロナ対策にも学ぶところがあるのではないかと考えさせられました。

それでは、質問に入ります。

今月上旬に公表されました令和2年度決算の見込みによりますと、コロナの影響を色濃く受けて、歳入、歳出ともに前年度よりも大きく増加し、歳入は7,038億円余、歳出は6,866億円余となっており、令和元年度と比較しますと、20%を超える増となっております。

この結果、実質収入が103億円余の黒字ということではありますが、病床確保などのコロナ対策関係で、国から概算で事業費を受け取っていたものの、執行残として返還しなければならない額が29億円あるということでございます。その分を差し引いた実質的な収支は74億円の黒字となり、前年度並みとなっているようです。

そこで、この決算見込みを踏まえ、今後のコロナ対策などの財政運営についてどのように考えているのか、知事の考えをお伺いいたします。

以下の質問は質問者席で行います。（拍手）
〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

令和2年度は、毎月のようにコロナ対策の補正予算を編成してまいりましたが、必要な財源につきましては、国において、コロナ対策の交付金として、地方創生臨時交付金と緊急包括支援交付金がしっかりと措置され、決算ベースで、これまでの累計で479億円余を受け入れております。

そのため、決算の歳入、歳出は前年度を大きく上回ることとなりましたが、実質的な収支に

つきましては、74億円余の黒字と、前年度並みとなったところであります。

この分につきましては、令和3年度当初予算で取り崩した基金に積み戻し、例えば、これからシーズンが本格化します台風などの自然災害や、この冬の鳥インフルエンザ対策など、不測の事態に備えるほか、令和4年度当初予算編成における財源として活用してまいります。

今後とも、全国知事会地方税財政常任委員会の委員長として、必要な財源の確保に努めるとともに、財政関係2基金の維持など、健全な財政運営に努め、感染の状況や経済の動向、国の予算編成などを見極めながら、ポストコロナを見据えた新しい県づくりに取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○窪菌辰也議員 令和2年度新型コロナ対策として、県民生活を維持するための様々な対策が講じられてきたところでありますが、まだまだ新型コロナの影響は今後も続くものと思われま

す。年々増加する社会保障関係費に加え、国土強靱化対策、国民スポーツ大会、ポストコロナに向けた経済対策など、多額の財政負担が見込まれるところでありますが、人口減少問題や経済の活性化など、将来を見据えた施策についても、さらに進める必要があると思います。

今後とも財政の健全化に向けて、さらに取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

次に、本県における新型コロナワクチンの接種状況と今後の見通しについて、お伺いします。

接種券の配布は、高齢者や基礎疾患のある人から順に、県内全ての市町村において、全ての年代に対し、新型コロナワクチンの接種券が今

月上旬までに発送され、そのほとんどの方が接種を受けられる体制が整いつつありますが、現在の本県における接種実績について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 9月12日現在での本県におけるワクチン接種実績につきましては、12歳以上の対象人口約98万人のうち、1回目接種を終えた方が69%、2回目まで終えた方が56%となっており、接種が着実に進んでいるところであります。

県といたしましては、コロナの感染収束のためには、早期の接種完了が重要であると考えておりますことから、引き続き、県において大規模接種を進めるとともに、市町村に対する必要な支援を行いながら、早期完了に向けて取り組んでまいります。

○窪菌辰也議員 次に、ワクチン接種率を高めるための取組についてお伺いします。

集団免疫獲得のためには、できるだけ多くの方が接種する必要があると考えますが、接種券はあっても、様々な基礎疾患のある方、または病気治療中の人や、アレルギーなどで接種したくてもできない人などもいると考えられます。100%の接種はできないとしても、接種率を上げることが最大の予防であり、蔓延防止であると思います。

本県におけるワクチン接種率を高めるための取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） コロナの感染収束のためには、早期の接種完了とともに、多くの方々に接種いただくことが重要であります。

このため、接種機会の拡充はもとより、ワクチン接種の効果や副反応について正しく理解し

ていただき、過剰な不安から接種を控えることがないように、正確かつ適切な情報提供が大変重要であると考えております。

このため県におきましては、大規模集団接種における接種者数や対象者を拡充するとともに、テレビや新聞、タウン誌のほかSNSなど、様々な媒体を活用しながら、正しい情報の提供に努め、できるだけ多くの方が接種いただけるよう、必要な取組を進めてまいります。

○窪菌辰也議員 河野ワクチン担当大臣から、9月3日の記者会見において、「10月から11月の早い時期に、希望する国民の皆様への接種を終えることも視野に入ってきた」との発言がありました。政府は、既に3回目のワクチン接種について議論すべき時期が来たとしています。

そこで、本県における接種完了の見通しについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県におきましては、市町村における早期の接種完了に向け、休日や時間外での各医療機関における個別接種の促進への支援を行うとともに、県による大規模集団接種などを進めているところであります。

このような中、先般国からは、10月4日の週末までに、接種対象者の約86%に当たるワクチンが配分されることが示されまして、県から市町村に対し、割当てをお知らせしたところであります。

このような動きを踏まえて、県内におきましては、希望する方々全てが11月の前半までに接種を受けられる見通しとなり、県としましては、引き続き市町村と連携しながら、円滑なワクチン接種に向けて、必要な取組を着実に進めてまいります。

○窪菌辰也議員 次に、新型コロナウイルス感染症を診断するための検査の一つでありますPCR検査については、感染拡大を防止するためにも重要な検査であると認識しております。

昨年の初め頃は、県内でできるPCR検査数も少ない状況にありましたが、現在では最寄りの医療機関などでも検査が受けられるようになり、検査体制はかなり拡充・整備されたのではないかと評価いたしております。一方で、一般の県民には、まだまだ検査体制がよく分からないという方もいらっしゃるようでございます。

そこで、新型コロナウイルス感染症のPCR検査体制について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 新型コロナのPCR検査には、行政検査と保険適用検査があり、行政検査は、感染者の濃厚接触者等に対して、県衛生環境研究所と宮崎市保健所が行うほか、一部を民間検査機関に委託して行っております。

また、保険適用検査は、発熱等の症状のある方が、地域の身近な診療・検査医療機関を受診した際に、医師の診察の下で行う検査であり、現在386の医療機関を指定しております。

なお、自ら希望して検査を受ける場合は、保険適用外の自費検査となりまして、その際、お問合せがあった場合には、検査のできる医療機関を御紹介しているところでございます。

○窪菌辰也議員 自分が無症状のまま日常生活を続ける人たちが感染拡大のもとになることから、より多くの接触者、または感染を心配する人たちも検査できるようにする必要があると思います。

火事が炎上してから火消しにかかるのではなく、火元が小さいうちに火を消し止める工夫が

大事だと考えます。

今後、さらなる議論を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

国は8月25日に、本県に対して初めてまん延防止等重点措置を決定し、その適用期間を8月27日から9月12日までとしておりましたが、9月9日にはその適用期間を9月30日までに延長することを決定したところであります。

そこで今回、まん延防止等重点措置の本県への適用が延長された理由について、どのように考えていらっしゃるのか、福祉保健部長にお伺いたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） まん延防止等重点措置につきましても、病床使用率、療養者数、PCR等陽性率及び新規感染者数など、当該都道府県の感染状況を踏まえ、国が決定するものであります。

9月9日に、まん延防止等重点措置の延長が決定されましたが、前日の8日時点で、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が26.8人、入院患者数は137人、重症者数が11人と、いずれも高い水準となっております。

県内の新規感染者数は減少傾向にあるものの、依然として高止まりしており、加えて、医療提供体制は極めて厳しい状況にありますことから、国において延長の判断がなされたものと認識しております。

○窪菌辰也議員 次に、新型コロナウイルス感染症の国民健康保険への影響についてお伺いたします。

昨年からの新型コロナウイルス感染症の患者の増大に伴い、感染を警戒して、医療機関等への受診控えが続いているようであります。新型コロナの流行の波が繰り返し襲ってきている状況の中で、第1波の令和2年5月の落ち込みが

特に大きくなっていったようであります。未知のウイルスということで、人々の心理的なものが大きく作用したものと思われま。

そこで、新型コロナウイルス感染症の国民健康保険への影響について、福祉保健部長に、受診控えの状況やその要因をお伺いたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 国民健康保険における令和2年以降の診療報酬請求件数の状況は、御指摘のとおり、令和2年5月が最も減少幅が大きく、14.3%の減少となっております。その後、徐々に患者数は戻ってきておりますが、依然として、令和元年度の水準には戻ってきておりません。また、特に減少が大きいのは、小児科や耳鼻咽喉科となっております。

なお、夜間や休日等のいわゆる「コンビニ受診」の減少や、インフルエンザ等の他の感染症の流行がなかったことなども影響しているものと考えております。

○窪菌辰也議員 次に、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬の臨時的措置についてお伺いたします。

国におきましては、主に患者を受け入れる医療機関に係る診療報酬の大幅な引上げ等の臨時的措置が次々に行われました。そのほか、直接的に患者を受け入れない医療機関等への特例的な対応も数多く措置されたと聞いております。

その中に、先ほど答弁のあった受診控えの影響が大きい小児科への対応等もあったと聞いておりますが、診療報酬の臨時的措置の内容と、国民健康保険の保険者への影響について、福祉保健部長にお伺いたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 現在、新型コロナの発生に伴い、診療報酬の臨時的な取扱いが数多く行われております。

具体的には、重症の患者に対して人工呼吸器

等による治療を行う場合の診療報酬が3倍に引き上げられているほか、酸素療法が必要な中等症患者の対象範囲が広げられ、加算の算定期間が延長されるなどの措置が講じられております。

また、影響を受けている小児科の外来診療につきましては、初診、再診にかかわらず、一定の診療報酬点数を加算できることとなっております。

次に、国民健康保険の保険者への影響につきましては、新型コロナについては、本人負担分は原則として全額が公費負担となりますが、一方で、保険者負担分は通常どおりでありますことから、今後も臨時的な取扱いが続けば、保険者の負担が大きくなり、国保財政への影響が見込まれます。

○窪菌辰也議員 政府は、9日の新型コロナウイルス感染症対策本部の会合で、希望者のワクチン接種が完了する11月頃をめどに実施する、行動制限緩和の基本方針を決定したとありました。

ワクチン接種を条件に、緊急事態宣言下でも、県をまたぐ旅行や大規模イベントを認め、飲食店の酒類提供も容認するとし、コロナ禍での日常生活や経済活動の回復に向けた取組を進めようとしています。

制限緩和の前に実証実験を実施し、運用面での課題を整理することですが、自粛や営業制限の長期化に苦しむ経済界にとって明るいニュースだと、歓迎の声も上がっているということです。接種を終えた人からどんどんと経済を回すことで、経済の回復も加速するものと思われれます。行動制限緩和の出口戦略において、本県にも、以前のような活力ある県政に向けての対応が強く求められるところであります。

今後とも、なお一層の御尽力を賜りますよう、お願い申し上げておきたいと思っております。

次に、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画についてお伺いいたします。

昨年度までの第七次長期計画において、「口蹄疫からの再生・復興」と「農業の新たな成長産業化」を目標に掲げた10年間の成果として、冷凍ホウレンソウの日本一の産地化や、農畜産物輸出額が、平成22年度に比べて20倍に増加、全共での3大会連続内閣総理大臣賞受賞など、成果が得られたと考えております。

このような中、本年3月に策定した第八次長期計画では、本県農業・農村の持続的発展に向けた、総合的かつ中長期的な方向性を示す基本方針として、「持続可能な魅力あるみやざき農業の実現」に向けた取組を進めることとしており、キーワードとして、「新防災」と「スマート化」が掲げられております。

そこで、第八次農業・農村振興長期計画において、新防災とスマート化に取り組むとのことですが、それぞれどのような取組を進めるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 第八次長期計画では、激甚化する自然災害や家畜伝染病など、あらゆる危機事象に負けない農業を実現する「新防災」と、生産から流通・販売までの「スマート化」を車の両輪として進めることにより、稼げる農業を目指すこととしております。

具体的には、新防災の視点では、農業用ため池の補強など災害に強い生産基盤づくりや、畜産における高い防疫レベルの平準化、農業経営収入保険制度など、各種セーフティネットの活用強化などに取り組みます。

また、スマート化の視点では、生産段階にお

けるスマート農業技術の普及に加え、流通段階における電子タグ等を活用した物流の効率化、販売段階におけるインターネット等を活用したデジタルマーケティングなどの取組を進め、持続可能なみやざき農業の実現を推進してまいります。

○窪菌辰也議員 次に、「みどりの食料システム戦略」についてお伺いいたします。

国は、農業の生産性向上と持続性の両立を目指す世界的な潮流に対応し、国際ルールづくりに参画するため、「みどり戦略」を策定したとのことであり、有機農業の拡大や、化石燃料等を使用しない園芸施設への完全移行など、中長期的な目標が設定されております。

みどり戦略の中で、有機農業や減化学農薬・肥料栽培などについて、慣行栽培に比べ収量が下がることが見込まれることから、実現するためには、収量の低下に見合う販売価格の向上など、生産者の努力だけで実現することは難しく、消費者側の理解醸成が必要であると考えられます。

そこで、第八次長期計画において、国のみどりの食料システム戦略を、耕種部門、畜産部門でどのように取組を進めていくのか、また、消費者の理解醸成に向けた取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） みどりの食料システム戦略は、持続可能な食料システムの構築に向け、中長期的な観点から環境負荷軽減を図る戦略であり、第八次長期計画でも、有機農業や環境保全型農業を推進することとしております。

具体的には、耕種部門では、GAP、特別栽培、有機栽培と、生産者に応じたステップアップを進め、化学農薬や肥料の削減を図りますと

ともに、畜産部門では、排せつ物のバイオマスエネルギーとしての利用促進などに取り組みます。

また、これらの取組を加速させるためには、消費者が食や農に対する理解を深め、生産者とその価値を共有していくことが不可欠でありますことから、食育や地産地消、農業体験講座等の取組を推進するとともに、農政水産部ホームページ「ひなたMAFiN」での積極的な情報発信などにより、本県の食と農への理解醸成に取り組んでまいります。

○窪菌辰也議員 さて、令和元年度における本県の農業産出額3,396億円のうち、約65%を占めるのが畜産部門であり、本県の重要な基幹産業であることは言うまでもありません。

畜産を語る上で、私たちが未来永劫に忘れられないのが、29万7,808頭の家畜の貴い命を奪い、畜産業のみならず地域経済や県民生活に大きな影響を及ぼした口蹄疫であります。

先月27日には、口蹄疫終息から11年が経過しました。この間、生産者はもとより、市町村、関係団体、国、県当局、我々県議会、そして多くの県民や全国の皆様方の御支援、御協力を受けながら再生・復興に取り組んだ結果、飼養頭羽数は一定程度回復し、畜産産出額や県産牛肉輸出量が過去最高を記録するなど、一定の成果も見られました。

そのような中、今回県では、第八次長期計画の畜産版アクションプランとして、「みやざき畜産共創プラン」を策定され、さらなる家畜防疫と畜産振興対策に取り組まれるということでもあります。

そこで、みやざき畜産共創プランの概要について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県の畜産業

につきましては、議員御指摘のとおりでございますが、一方で、国内外での家畜伝染病の続発、担い手・労働力不足、さらには脱炭素社会の実現への取組など、様々な課題が顕在化しております。

このため、第八次長期計画の畜産部門を具体的に進める「みやざき畜産共創プラン」を策定したところでございます。

プランでは、家畜防疫のさらなる強化を土台として、持続可能な畜産振興に向け、新たにスマート畜産技術等の新技術の普及促進や、定休型ヘルパー組織の体制整備等による働き方改革、畜産バイオマスエネルギーの利活用の推進を、また、販売及び関連産業の発展に向け、全畜産物の輸出拡大に取り組みます。

県としましては、本県の畜産業が魅力ある産業として、さらに発展し続けるよう、関係団体と連携しながら、本プランをしっかりと進めてまいります。

○窪菌辰也議員 新たなみやざき畜産共創プランの策定では、5年後の最終年度（2025年度）の数値目標として、牛肉を中心とした畜産物輸出額は、19年度の44億円から66億円へ拡大するなど盛り込んだ、持続可能で魅力ある畜産を構築するとなっております。

今回の長期計画では、畜産の目指す姿として、資源循環型農業の推進、飼料の生産体制づくり、さらには、畜産バイオマス活用型施設園芸の構築で脱炭素社会を目指すための農業構造への転換、環境に優しい農業の展開などが示された内容となっております。

第八次長期計画の畜産部門での目標達成を目指して、このプランをしっかりと進めていただきますよう、お願い申し上げておきたいと思っております。

今回の第八次長期計画のポイントとしては、「～あらゆる危機事象に負けない農業～新防災」と、「～賢く稼げる農業～スマート化」となっています。

本県の人口は全国平均よりも早く高齢化が進んでおり、特に中山間地域では人口減少が早く進行すると予想されています。人口減少、少子高齢化は、本県の社会経済にとって極めて厳しい状況であり、特に農業を取り巻く情勢は厳しさを増しております。

一方では、家族を中心とした「みやざき型家族農業」も進めるとしております。本県の第八次長期計画が、持続的で魅力あるみやざき農業の実現に向けて今後展開できることを願っております。

次に、和牛全共についてであります。

来年に迫りました第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会での成績は、今後、本県の肉用牛振興を図る上で大きな影響力を持ちます。

せんだっての右松議員の代表質問でも、知事が意気込みを語られましたが、日本一への道のりは、そう簡単なものではありません。残り1年間、危機感と緊張感、そして戦う覚悟を持って取り組んでいく必要があると思います。

そこで、第12回全国和牛能力共進会宮崎県出品対策共進会の概要について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 出品対策共進会は、これまでの出品対策の確認と機運醸成を目的に、新型コロナ対策に万全を期して、来月7日、児湯地域家畜市場での開催を予定し、4つの区分に代表牛61頭が出品予定であります。

具体的には、本共進会第1区は全共4区繁殖雌牛群に相当し、3頭セットの21頭、第2区は全共5区高等登録群に相当し、遺伝的能力の優

れている親子2頭セットの6頭が出品され、群のそろい等を審査します。また、第3区は全共6区総合評価群に相当し、対象種雄牛の産子である若雌牛が16頭、第4区は全共2区及び3区に相当する若雌牛が18頭出品され、繁殖雌牛としての発育状況等を審査することとしております。

本共進会の実施により、全共に向けた課題を洗い出し、来年8月の県代表決定検査及び10月の本番に向けて、一層のレベルアップを図ってまいります。

○窪菌辰也議員 次に、今回の共進会では、これまで設けられていた団体賞が設けられておりません。よって、種牛の部、肉牛の部、2部門での内閣総理大臣賞の獲得が、日本一の称号を意味することとなります。各部門での取組が大変重要となりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこでまず、第12回全共に係る本県での種牛の部の取組について、農政水産部長にお伺ひいたします。

○農政水産部長(牛谷良夫君) 全共種牛の部は、先ほど説明しました繁殖雌牛群や総合評価群など、1区から6区に分かれた6つの出品区分となります。

このうち、種雄牛候補の若雄を評価する1区においては、地域に根差した優秀な系統を引き継ぎ、その系統の特色を有するなどの厳しい条件をクリアした、将来の宮崎牛を支える種雄牛候補が出品対象であり、現在、候補牛5頭の発育調査を定期的に行っております。

また、2区から6区では、プレ全共の取組に加え、候補牛となる優秀な雌牛の確実な地元保留や、候補牛のさらなる掘り起こしに向け、巡回調査等の取組を行っております。

全共に向けた本年度の取組が大変重要でありますことから、必要な予算を措置しているとともに、引き続き関係団体と連携しながら、出品対策にしっかりと取り組んでまいります。

○窪菌辰也議員 御案内のとおり、前回第11回大会においては、肉牛の部で内閣総理大臣賞を受賞しました。宮崎牛のブランド強化の面においても、特に肉牛の部については、負けられない部門でもあります。

今回は、新たに脂肪の質評価群が設けられるなど、肉牛の部の成績評価において、おいしさに関係すると言われる脂肪の質の比重が、従来より大きくウェイトを占めるものとなっているところであります。

そこで、第12回全共に係る本県での肉牛の部の取組について、農政水産部長にお伺ひいたします。

○農政水産部長(牛谷良夫君) 肉牛の部は、7区と8区の2つの出品区分で行われ、今回の第12回全共の審査では、牛肉の脂肪の質が、肉量や肉質と同列で評価されるなど、新しい基準への対応が求められたところです。

このため、候補牛の父牛や母牛の遺伝的な評価などによる選抜を経て、候補牛80頭を選定しております。

4月には、それら候補牛を、本県を代表する肥育農家20戸に導入し、徹底した飼養管理の下、定期的な発育調査や血液検査等を通じて、最高の宮崎牛に仕上がるよう支援しております。

来年、第12回全共におきましても、チーム宮崎として一体となり、「日本一の努力」と準備を継続することで、種牛の部、肉牛の部、両部門での内閣総理大臣賞の獲得を目指してまいります。

○窪菌辰也議員 力強い御意見、ありがとうございました。

いよいよ来年10月6日から10日の日程で、鹿児島県霧島市牧園町で種牛の部が開催され、肉牛の部は、南九州市知覧町J A食肉かごしま南薩工場で開催されます。

それに先立ち、来月10月7日に児湯地域家畜市場で開催されるプレ全共は、来場者の制限を行い、出品者、運営に係る関係者のみでの開催となります。関係各位の皆さん方の適切なアドバイス、指導に期待したいと思います。

全てが非常に厳しい条件での出品となるわけですが、種牛の若雌出品等については、これから洗い出し、選定育成することとなりますので、特段の御指導を賜りますようお願いいたします。

さらには、来年本番の鹿児島県大会が、まさかの無観客とならないことをお祈り申し上げます。

では次に、介護施設の現状及び介護職の人材確保について伺います。

本年3月に策定された宮崎県高齢者保健福祉計画では、本県の高齢者人口が、令和7年(2025年)をピークに減少に転じるものの、後期高齢者はその後も増加し、介護サービスを利用する高齢者が増加していくものと見込まれております。

このため、本県における介護サービス基盤の充実が今後重要となってきますが、要介護となった高齢者の家庭環境や介護の程度は様々です。

訪問介護などを利用しながら、住み慣れた地域や家庭で暮らしていく高齢者の方々もいらっしゃいますが、家庭での介護が困難な重度の要介護者にとっては、特別養護老人ホームなどの

施設サービスを安心して利用できる環境づくりが、今後必要になっていくものと考えます。

そこで、今後増えていく介護サービス利用者の受皿として、介護保険施設の整備が重要だと思いますが、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 本県の介護サービス利用者は、令和2年8月末の5万3,743人から、令和5年には5万5,000人程度まで増加すると推計されており、介護サービス基盤の整備・充実が課題となっております。

このような中、県では、今年3月に策定いたしました第8期介護保険事業支援計画の中で、居宅サービスの充実を図るとともに、居宅での介護が困難な高齢者の増加等に対応するため、市町村計画を基に施設の整備目標を設定し、令和3年度から5年度までの3年間で、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等を400床整備することとしております。

県としましては、引き続き、地域医療介護総合確保基金も活用しながら、地域の実情に応じた施設整備に努めてまいりたいと考えております。

○窪菌辰也議員 介護サービス等の充実・整備は大変重要な課題であると思います。今後も市町村と連携しながら、計画的な施設整備に取り組んでいただくよう、お願いしたいと思います。

次に、介護人材確保対策について伺います。

2025年に約2,600人の介護職員が不足すると推計されております。このことから県は、人材確保のため、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」及び「資質の向上」の3つの視点から対策を講じるとしております。

私は、介護職員の仕事は本当に大変だと思う

ており、職員の新規就労と離職防止を図るためには、給与の面、つまり処遇の改善が大事だと考えております。

そこで、介護人材確保のためには介護職員等の処遇改善が大事だと考えますが、県はどう取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 介護人材確保のためには、介護職員等の処遇改善は大変重要であります。

このため国は、介護職員等の処遇改善のため、処遇改善加算制度を設けており、昇給の仕組みの整備や休業制度の充実等の要件を満たした介護事業者に対しまして、介護職員等の給与の改善に充てるための介護報酬を加算することとしております。

県では、介護事業者の加算取得を促進するため、制度の周知を図るとともに、労務管理に精通した専門家を事業所に派遣し、個別の指導・助言を行うことにより、介護職員等の処遇改善に取り組んでおります。

○窪菌辰也議員 介護人材確保は大変重要な課題でありますので、処遇改善だけではなく、様々な支援に取り組んでいただくよう、お願い申し上げたいと思います。

次に、令和9年に本県において開催が予定されている国民スポーツ大会の天皇杯獲得に向けて、このコロナ禍の大変な状況の中、本県としてどのような競技力向上に取り組んでいるのか、お聞きしたいと思います。

競技人口が少ない競技の中で、本県として特に普及・強化を図る競技を、これまで未普及競技と呼んでいましたが、今年度からは、「ひむかサンライズ競技」という名称にしたとお聞きしています。

しかしながら、ひむかサンライズ競技は、サッカーやバスケットボールのように競技人口が多い競技に比べ、競技力向上に向けた取組がなかなか思うように進まないのではないかと考えております。また、これまで国体を開催してきた先催県においても、ほとんどの県が、このような「ひむかサンライズ競技」の育成・強化に力を入れて、天皇杯獲得につなげてきたと伺っております。

そこで、ひむかサンライズ競技について、今後どのような強化をしていくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 議員の御質問にありましたように、本年度より名称を「ひむかサンライズ競技」と変更したところであります。

具体的な取組としまして、「ひむかサンライズプロジェクト」では、競技団体や民間クラブ等と連携し、オリンピック等による講習会などを行い、選手強化を図っているところであります。

また、「ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト」では、体験プログラム等を通して選手の発掘・育成に取り組み、カヌーやウエトリフティング、自転車競技に、このプロジェクトを機に新たに挑戦した選手が、今年の全国高校総体では、優勝を含めた上位入賞を果たしております。

今後も、事業内容の充実を図りながら、継続した選手強化に取り組んでまいります。

○窪菌辰也議員 少しずつではありますが、成果も上がっているようでございますし、ぜひこのような競技において、一人でも多くの子供たちが、太陽のように上昇し、輝きを放つような取組をお願いしたいと思います。

次に、現在の指導体制についてお伺いしたい

と思います。

本県が天皇杯を獲得するためには、本県の指導者の指導力が向上するような取組が大事だと思えますが、全国的に有名な監督等の指導を仰ぐなどの仕掛けが必要ではないかと思っています。

実際、本県として指導体制を充実させるためにどのような取組を行っているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県では、宮崎県競技力向上基本計画の取組の一つとして、「指導体制の充実・強化」を掲げております。

具体的な取組として、中高の部活動顧問及び国体チームの監督を対象とした、全国トップレベルチームへの派遣やコーチングスキル研修会など、県内指導者の資質向上に努めているところであります。

また、「チームみやざき強化アドバイザー招へい事業」として、全国的に顕著な指導実績を持つ指導者を継続的に招聘し、選手だけでなく指導者もアドバイスを受けるといった取組も進めているところであります。

今後も、このような取組を計画的に実施し、さらなる指導体制の充実・強化を図ってまいります。

○窪菌辰也議員 指導者の力量が上がれば、選手やチームの競技力は確実に向上すると思えますので、これからもぜひ指導体制を充実させ、天皇杯獲得に向けて準備方、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、屋外型トレーニングセンターの整備についてであります。

先月、シーガイアドーム跡地に、県が主体となって屋外型トレーニングセンターを整備するという発表がなされ、本議会にも、整備費の債

務負担行為の設定について提案がなされたところであります。

オーシャンドームについては、平成5年に世界最大級の室内ウオーターパークとして開業して以来、本県を代表する観光施設として運営されてきたところでございますが、平成19年に閉鎖し、平成29年に解体されました。

こうした中、今回、県が主体となり、屋外型トレーニングセンターを整備するというところで、ようやく、長い間広大な空き地となっていたオーシャンドーム跡地が、スポーツランドみやざきらしい、本県にとってよりよい形で活用されることになったのではないかと感じているところでございます。

そこで今回、屋外型トレーニングセンターの整備を行うに当たって、その経緯について商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） オーシャンドームの閉鎖後、県では、国による屋外型トレーニングセンターの設置実現を図るため、平成27年に官民一体の誘致推進委員会を設立し、要望活動を行ってきたところでございます。

一方、国は、第二期スポーツ基本計画におきまして、「あらゆる可能性の中で検討を進める」としておりますが、今年6月に改めて国の意向を確認しましたところ、国が主体的に整備することは白紙の状態との回答を受けたところでございます。

しかしながら、本県は、屋外系スポーツのキャンプ地として優位性が高く、屋外型トレーニングセンターは、スポーツランドみやざきのさらなる進化のために、なくてはならない施設と考え、今回、県が主体となって整備を行うこととしたものでございます。

○窪菌辰也議員 屋外型トレーニングセンター

を整備するシーガイアエリアは、ラグビー日本代表やJリーグのキャンプが行われており、加えて、ゴルフやトライアスロン、パラトライアスロンの国の競技別強化拠点としても指定されるなど、トップアスリートの受入れに適した、国内でも有数の合宿環境であります。

今回整備される施設では、ラグビーやJリーグ、陸上実業団チーム、さらには多くの国内外のトップチームなどを新規誘致のターゲットとしていると伺っており、スポーツランドみやぎの、さらなるブランド力の底上げにつながるシンボリックな施設になると思います。

そこで、この施設の整備による効果について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 今回の屋外型トレーニングセンターの整備により、ラグビー日本代表キャンプの定着化、ラグビー新リーグやJリーグ、陸上実業団チームなどの新規誘致に加えまして、周辺施設への練習試合を目的としたトップチームの新たな誘致が見込まれ、国際水準のスポーツの聖地としてのブランド力向上が期待できます。

また、ブランド力の高まりにより、学生や社会人などのアマチュア合宿の誘致が促進されますことで、スポーツキャンプ・合宿の全県化、通年化が図られ、本県観光の振興・経済の活性化につながるものと考えており、その経済効果は、年間約12億円と試算しております。

さらに、トップアスリートの技術指導や、プレーを間近に見る機会を創出することで、県内アスリートの競技力向上にも寄与するものと考えております。

○窪菌辰也議員 令和5年4月からの供用開始を目指し整備するということですが、よりよいスポーツランドみやぎの構築で本県観光の振

興と活性化が図られ、経済効果が県内全域に波及し、県内アスリートの競技力向上にも寄与できるよう、関係各位の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、お疲れさまです。本日は大変お足元の悪い中、傍聴にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。うちの家内と義理の母でございます。あともう一人いらっしゃるようですけれども、本当にありがとうございます。

昨年、一昨年と自民党の会派三役の一人として、代表質問をさせていただきました。久しぶりの一般質問、皆さんの意見をまとめるという非常に難しいことも経験させていただきましたが、改めて一人の議員として、県政の発展のためにできることを考えてまいりましたので、どうぞ執行部の皆様におかれましては、明快な答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

私も就任してから11年目を迎えて、この10年間を振り返ってみますと、本当にいろいろなことがあったなと思います。この10年間で、今回初めてなんですけれども、この質問において教育委員会に1問もないということでございまして、決して教育委員会に対して関心が

ないわけではございません。7年ぶりに、去年1年間、文教常任委員会の委員として様々な議論をさせていただきましたので、その推移をこれから少し見守りたいなという思いでございます。どうぞ御尽力のほどよろしくお願い申し上げます。

ここで改めてこう申し上げるのは、私が就任2年目のときに、一般質問で知事に質問が1問もなかったことがあります。私の当時の質問の内容は、非常に細かいところばかりを聞いていたものですから、知事に伺う部分がなかっただけなんですけれども、終わってここの部屋を出るときに、今はいない渡辺創議員から、「知事に1問もなかったけど、どういうことだ」と言われまして、今申し上げたように、私には全然そういう意図的なものはなかったんですけれども、皆さんからしたら、何か思うことがあるのかみたいなことがあります。後の懇親の場でも、知事からそういう一言をいただきましたので、前もって教育長には断っておきたいなと思いました。

10年という時間の中では、本当にいろいろなことが目まぐるしく変わってまいりました。仕事を本気でやっていく上では、「10年一区切り、必死の2年」という言葉があるそうです。10年間で1つの仕事をしっかりとやり遂げること、成し遂げることができるんですけれども、その中には、寝るのも食べるのも惜しんで必死に働く2年間がなければ、大きな物事は成就しないというようなことでございます。

河野知事も、もう11年目を迎えておられますが、この宮崎県を引っ張っていくリーダーとして、いろんな思いを持たれながら、また、県政発展のためにどういったところに注力しながらこの10年間に務めてこられたのかなと、改めて

伺いたいと思います。

当時、10年前も、河野カラーとは、また知事のリーダーシップとはという、たくさんの質問があったと記憶しておりますけれども、知事の人柄とか性格、頭脳明晰さとか、すばらしいところはよくよく私も承知しているのでもございますが、具体的な話、もうちょっと県政のここを変えていったら、この県が浮揚していくためにはここが大事なんだとかいう、そういう具体的な話が聞きたかったなという思いもございません。

この10年間に、必死に務めてこられた知事、特に今はコロナの中ですから、非常に対応が難しいところ、迫られているものがあると思えます。そういったことも含めまして、これまでの就任期間の中で知事が成し得たいと考えられてきたことは何だったのか、改めて、河野カラーというものについて伺いたいと思います。

次に、国において現在、創設が検討されております、こども庁について伺います。

今、子供たちの置かれている現状、貧困や虐待など様々な課題に総合的に対応するためにも、一元的にその機能を担う新たな組織が必要ということで、検討が進められております。

その過程において、中央の人たちだけで、都会の人たちだけで決めていいものかということで、自見はなこ参議院議員や山田太郎参議院議員を中心に、地方議員や地方行政職員を交えた勉強会が進められております。私も一度、そのZoom会議に参加させていただきました。

子供を取り巻く諸課題に対する支援は、国や地方自治体、民間団体等が連携して取り組んでいるものでございます。本県でも、出産、育児、医療費助成、学力向上、いじめ対策など、県内各市町村や民間団体ともしっかりと連携を取

りながら対応していかなければなりません。

さきの6月議会においては、こども庁創設についての意見書を国に提出しました。本県における詳細な実情を国に届けることも県として大切なことだと思いますが、知事の御見解を伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

現在、県独自の緊急事態宣言並びにまん延防止等重点措置の適用が延長されまして、営業時間短縮や入場者の整理、酒類の提供停止など、強い感染防止対策が実施中でございます。

また、病床確保やワクチン接種など、医療提供体制の充実についての取組も進んでおりますが、感染症対策で常に取り組まなければならないのは、緊急事態宣言発令のような事態に至らないように努めることであり、そのことに対して県民に、対策の周知や日々の行動の在り方の啓発をしっかり行うということが、まずもって取り組まなければならないことだと思います。

これまで5回の感染拡大の事態に直面してきた本県ですが、どのようなところから感染拡大の傾向が見られたのか、どこに対策の重点を置くべきなのか、そのところを県並びに宮崎市の保健衛生当局の方々には、現状をつぶさに調査研究していただき、その結果に基づき対策を県民へ周知徹底していただき、県民一丸となって取り組んでいかなければ、到底、公衆衛生を保つことはできないものと思います。

以上のようなことを踏まえまして、今後の対策の在り方について検討していくためにも、これまでの県内での感染拡大状況、特に今回、県内がかつてない感染爆発が生じた第5波における要因についてどのように分析されているのか、知事に伺います。

以下の質問につきましては、質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。まず、私のカラーについてであります。

カラーとは、固有の持ち味や特色を意味するということでありまして、それぞれの色も他の色との対比で特色が浮かび上がってくるということを考えますと、本県の歴代知事や他県の知事と比べたときの私固有の持ち味という観点から、答弁を申し上げるところであります。

まずは、総務省の出身という経歴から、専門分野であります地方行政の知識・経験を踏まえた県政運営、国とのパイプを生かした情報収集、財源確保に努めてきたところであり、また、税財政の分野における経験を評価されて、現在、全国知事会の地方税財政常任委員会委員長に就任しております。本県の知事としては、常任委員会の委員長は初めての就任でありまして、このことにより、政府・与党の幹部や各県とのパイプをより太くすることができているものと考えております。

また、国や地方自治体で勤務した経験に基づきまして、政治姿勢として、徹底した現場主義と、対話と協働を掲げております。徹底して、国や市町村、関係団体との連携体制、オールみやざきで結集する体制づくりに努めてきたところでありまして、これらを、口蹄疫からの再生復興や、高速道路の整備促進、コロナ対策にも生かすことができているものと考えております。

また、2点目としましては、昨日、朝課外についての議論もありましたが、県外出身ゆえの気づきを生かして、という面もあろうかと考えております。県外においてプロモーションを行うときも、そういう私なりに気づく県としての

魅力というものの発信に努めているところであります。例えば、本県が誇る神楽の価値を評価し、ユネスコの世界無形文化遺産登録を目指していこうという目標を掲げたのは、私が就任して以降であります。こうした動きを記紀編さん1300年記念事業、さらには国文祭・芸文祭の開催へと結びつけてきたところでありまして、その過程の中で、私個人の人脈も生かしながら、故梅原猛先生や中西進先生にもお力添えをいただいたものと考えております。

また3点目には、アメリカ留学の経験、また語学力も生かしながら、海外の要人とも直接意見交換して太いパイプを築くことができるというところも、持ち味であろうかと考えております。ラグビーのエディー・ジョーンズヘッドコーチや国際サーフィン連盟のアギーレ会長、また香港経済界の重鎮であるジョナサン・チョイ氏などとの人脈を築きながら、県政にも生かしてきたところであります。

現在、コロナにおいて少し一時停止をしておりますが、本県の将来を見据えたときに、観光や物産等におけるグローバル戦略というものは非常に重要だと考えておりまして、その点も自分の経験等を生かすことができるものと考えております。

これまで、歴代知事におかれましては、その時々課題に直面しながら、その持ち味を生かして県政発展に結びつけてこられたところでありまして、深く敬意を払いながら、私なりに、受け取ったたすきというものを、より磨きをかけて前に運ぶ役割を果たしてまいりたいと、そのように考えております。

次に、こども庁についてであります。

現在、国におきましては、児童虐待や貧困など、子供に関する様々な課題に総合的に対応す

るため、子供の視点に立った切れ目のない支援を図るとともに、困難を抱える子供への支援等が抜け落ちることのないよう、一元的にその機能を担う新たな組織の検討が行われております。

新たな組織の創設により、例えば、幼稚園や保育所等の所管省庁から別々に出されております通知文の一本化による効率的な行政運営や、重点的な施策の推進など、本県にとってもメリットがあるものと期待しております。

一方で、障がい児・者への支援、医療・健康づくりなど、生涯を通じての一貫した取組を進めてきた分野においては、現行施策の意義や実施状況を十分に踏まえた検討がなされるべきであることなどから、6月議会では県議会から意見書を提出していただいたところでありますし、全国知事会としても先般、国に対して提言を行ったところであります。

今後、子供に関する新たな組織が、権限と予算を備えた政策遂行力のあるものとなるよう、国における議論の行方をしっかり注視しながら、引き続き、全国知事会の提言等を通じて、地方の実情を伝えてまいります。

最後に、新型コロナ「第5波」の感染爆発についてであります。

今回の第5波のポイントとしましては2点ありまして、感染力の極めて強いデルタ株の影響により、日本中がこれまでに経験したことのない感染拡大の大きな波に襲われたということがあります。2つ目としましては、そのような我が国において感染拡大の大きな波にある中で、県をまたいだ人の移動を十分に抑えることができなかったというのが、本県も、また全国的な反省としてもあろうかと考えております。

県内におきましては、7月下旬から新規感染

者が増加し、8月に入ると県外由来の感染が拡大した。第4波よりも、このデルタ株の感染力を考えると、1歩も2歩も早い対策が必要との判断の下に、8月11日に県独自の緊急事態宣言を発令し、お盆休みの人流の増加を前に、最大のブレーキを踏んだところであります。

しかしながら、その後も宮崎市を中心にクラスターが続発し、感染急拡大に歯止めがかからない。8月中旬以降、1日の新規感染者が100人を超える、かつてない感染爆発の状況となったところであります。

その背景としまして、2点目として申し上げましたように、人の移動が活発化する夏休みの早い段階から、県民の皆様に対し、県外との不要不急の往来自粛でありますとか、県外の方々に、帰省も含めて不要不急の来県自粛を要請していたところでありますが、人の流れを十分に止めることはできなかった。これは、全国知事会などでも度々私からも申し上げておりますが、昨年の第1波において全国的な緊急事態宣言が出されたときと比べると、そこまでの規制ではないということで、国民の間に少し緩いメッセージとして伝わっているのではないかなというように。さらに、東京などで緊急事態宣言が発令された後も、それでは比較的感染が落ち着いているところへ息抜きに行こうかというように、人の流れを招きかねないというところが、特にこの夏休み、お盆を前に反省としてあるわけでございまして、今後あってはならないことですが、第6波とか、そういったことを招かないように、国全体として、また本県としても様々な取組を進めてまいりたい、そのように考えております。以上であります。〔降壇〕

○二見康之議員 ありがとうございます。知事のカラーということで、ちょっと失礼な質問

だったかもしれませんが、今まで本当に知事が真摯に取り組んでこられたことの総括といたしますか、思いというものは私のほうには伝わってきました。

国文祭の開催につきましても、知事個人として非常に思い入れがあるというふうにも周りから聞いておりましたので、こういった神楽とか、本県の持つ魅力というものを生かした取組をしたいという知事の強い思いがあったんだなと、改めて感じたところでございます。

また、やはり語学というのも大事です。私はどちらかという苦手なほうなんですけれども、海外の方々と世界共通語の英語で気軽に話ができるということは、お互いの信頼関係を築いていくためには、やはり大事だなと。コミュニケーションというのが一番大事だなと、やはり海外に行ったときには感じるわけなんですけれども、今は便利なアプリとかができて、話ができなくてもそういったものを活用しながら、我々は我々でできることを頑張っていけばいいのかなとも思います。

ただ、コロナ対策につきましても、確かに今回の感染力が強い変異株が問題なんですけれども、新型インフルエンザ等の特別措置法において、まずは基本的に緊急事態宣言が発令された上での営業時間の短縮や、まん防の発令措置がされてから酒類の提供を停止するというような、いわゆる強い強制措置が取られるというふうになっていると思います。

ただ、今は全国的に見られる対策の在り方というのが、そういう事態になる前から、基本的に外出を自粛してくださいとか、そういう言い方をされていますよね。まだ広がっていないときには、行動するに当たって気をつけるべきところはどこなのか、やっぱり、そういったポイ

ントを絞って行動をお願いするべきだったのではないかなと思います。

広がってしまったからは、抑えなければならぬので、強制力を持たせるような表現というものも必要なんだと思いますけれども、その辺の、何かうまく使い分けというのがどうだったのかなと。初めての対策なので、1年前、最初の頃は仕方ないにしても、第2波、第3波というものを経験していく上では、やはりそういった対策の在り方、物の考え方というものは、ちょっとバージョンアップさせていくべきだったのかなと感じているところなんですけれども、それは後ほどまた伺います。

私もこの7月下旬から8月上旬にかけての本県の感染状況を、当局から発表されているデータを基に、どのように広がっていったのかなというのをちょっとまとめておりました。

そういった中で、やはり今回は、今までと違って、保険適用検査によって判明する陽性者の数が非常に多かったかなと思います。これは今までの第4波までと違う傾向だなと。これがどういったところで本当に感染が起こっていたのか分からなければ、やはり市中感染しているということを認めざるを得ないので、対策を強化しなければならないということにもつながるんですけれども、そういったところを分かりやすくというか、根拠を示しながら対策を打っていかなければならないなど。

知事の記者会見とかで、人口10万人当たりとか、国の示す基準に今、本県がどのようになっているのかということに加えて、県内独自の状況についても御説明いただければ、もっと理解は進んだのかなとも思います。

またその後の、国文祭関係で県外との往來を見据えたPCR検査の実施とか、こういったも

のについては、もっと早くできたんじゃないかなと。コロナが始まった頃というのは、比較的、検査することに対してあまり積極的ではなかった、濃厚接触者でなければできない。もちろん、検査体制がまだ不十分だったということもあるので、分かるんですけれども、できるだけそれを早期に見つけるということ、重症化する前に早めに治療に入ってもらおうというようなことを踏まえても、また、二次感染、三次感染というものを早期に抑えるためにも、今後、まずここを充実させていく必要があるんじゃないかなと思うところです。

ただ、今の憲法下において、私権の、個人の行動に対する制限というものをはかけることはできない。緊急事態宣言下でできることについても、ある意味限られている中ですので、いかに県民一人一人の危機管理意識を醸成するかが、非常に重要になってくるんだと思います。

県外にどうしても行かなければならない方々もいらっしゃると思います。そういった方々に配慮しながらの対策の在り方というものについても、取り組まなければならないなど。自分が感染したとしても、家族や職場、友人、知人への感染を防ぐような取組はできるので、そういったところがしっかりできていれば、ここまでの広がり方も、ある程度は抑えることができたんじゃないかなとも思います。

では今、本県が、県外から持ち込まれたウイルスを県内で広げないためにどのように取り組んでいるのか、これは福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県外からの感染持込みを防ぐため、県民の皆様に対しまして、県外との往來自粛をお願いしております

が、やむを得ず往来が必要な場合には、現地で県外の方との会食を控えるなどの感染防止対策の徹底について、新聞やSNSなどの様々な広報媒体を活用し、周知に努めております。

また、県外由来の感染を県内で広げないため、県外から帰ってきた際には、当面の間、知人や友人との会食を控え、ささいな症状でもすぐに身近な医療機関を受診するよう、周知を図るとともに、空港などに啓発チラシ等を掲示いたしまして、来県者に対して同様の注意喚起を行っているところでございます。

このような啓発に加えまして、県外往来に係る水際対策の実効性を高めるため、来県者や県外との間を往復する県民等を対象に、無料または低額でPCR検査を受けることができる支援も行っているところでございます。

○二見康之議員 今、ここでの答弁ですので、表現はまた変わるんだと思いますけど、例えば来県された方に、当面の間とか曖昧な言い方をしても、ではいつまで外出を自粛したらいいのかとかが分からないと思います。

恐らくチラシとかにはちゃんと書いているんだと思いますけれども、感染力を持つと言われる期間において、これは発症する前から潜伏期間がどれくらいあるかということ踏まえた周知になるとは思いますけれども、そういったことは具体性を持たせて表現したほうがしっかり伝わるし、個人の行動としても、そこを目標にすることができるという、積極的に取り組める方向に感染防止対策を持っていくほうが、効果があるのではないのでしょうか。

また、これは行った方だけじゃなくて、その周りの方の理解もやはり必要だと思いますので、空港とかそういう往来があるところだけでなく、やはり県民全体に、みんなでお互いを思

いやるという気持ちを持ちながら防ごうということでの周知も必要なのではないかと思いません。

先日、知事が提案理由説明の中で、「緊急事態宣言発令やまん延防止等重点措置により、県民にさらなる負担、不便をかけることを心苦しく思い、知事として重く受け止めている。県民が心を一つに感染防止対策に取り組んでいく必要がある」とおっしゃってありました。

先ほども申し上げましたように、県民の行動を変容するための周知啓発というのは、まず一番大事なことであるし、常に取り組みなければならないことだと思います。しっかり県民に情報を届けること、そして理解してもらって行動してもらい、要するに行動変容につながるような周知啓発をやらなければならないと思います。

そういったことというのは、我々素人で考えるのはなかなか難しい分野でもあると思います。リスクコミュニケーションという観点の感染症対策の専門家の方も、非常に表現については悩まれるような分野でありますので、こういったところについては、それなりに専門の方を入れたりとか、助言をもらうなり、もしくはその部門を担ってもらうとか、そういった対応が必要なのではないかなと思います。

行政として、やっぱりいろんな問題が起こったときのことを考えてしまうわけですが、目的を、事前に感染が広がることを抑えるんだ、広げないようにするんだということ県民一丸となってやるということに置くのであれば、多少の表現の違い、または情報を事細かに書くだけではなくて、理解してもらって行動に移されるというような情報発信の在り方が必要だと思います。

こういったところに焦点を絞って周知啓発に取り組むことが重要だと思いますが、県はいかがお考えでしょうか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 感染防止対策については、県民の皆様には十分御理解いただき、行動変容につなげていくことは、感染拡大を防ぐために大変重要でございます。

このため県では、ホームページはもとより、テレビCMやラジオ、新聞、SNS等のあらゆる広報媒体を活用し、県民の皆様に対し、県内の感染状況をお知らせするとともに、行動要請への協力を広く呼びかけております。

このような中、多くの県民の皆様には、感染防止対策への御理解・御協力をいただいているところではありますが、一部、行動要請に協力されず、感染拡大につながった事例が見られるところでもあります。

県民一人一人の感染防止対策への意識レベルのさらなる向上を図るため、専門家の活用も含め、今後、どのように広報面での取組の充実を図ることができるのか、検討してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 ちょっと古いデータなんですけれども、国立国際医療研究センターというところが去年の8月から9月に、新型コロナに関するマル・バツクイズ形式の感染予防アンケートというのをされていたそうです。ネットで調べたら、ちょうど出てきたんですけれども、全国で16万件ぐらいの回答があったみたいです。

基本的な、感染に関するマル・バツのクイズなんですけれども、かなりの正答率があって当然かなと思いますが、全国平均が61.4%だということです。ちなみに、本県と石川県は同じ56.2%ということで、47都道府県の中で一番

低かったという結果だそうです。

これは、ほかの県と比べてどうかということではなくて、このコロナに関して毎日のように情報があふれ返っている中で、いかに正しい理解ができていないかということなんじゃないかなと思います。

設問としては、例えば、手を水で洗ったらウイルスは流すことができるとか、ちょっと何か聞き方がいやらしいなど。完全になるとかそういう聞き方じゃなくて、これはある意味どっちでも取れそうな気もするけれども、やったほうがいいのか悪いのかというような、ちょっとクイズ的な部分もあるので、若干下がっているんだと思いますけれども。手を洗ったらコロナに感染することを防ぐことができるとか、一般の方でも分かっていることだと思います。だからそれに、水だったら、石けんや洗剤を使ったらとかいう、ちょっとポイントが入ってくると悩むんだらうなど。そういったところも、今後の広報の中ではひとつ検討していただきたいなと思います。

次に、よく私もRESASという地域経済分析システムのお話も取り上げたりするんですが、今はコロナ禍で、コロナ対策用として、V-RESASというデータが公表されております。営業時間短縮の協力をお願いしている飲食店関係について、2019年に比べてどれくらい売上げが変化しているのかというデータもありました。

約1年間で、波はありますけれども、大体3割ぐらいは売上げが伸びているところがあったりとか、去年の6月のときには60%ぐら이가売上げが半分以下になったとか、そういうデータが載っております。これは都道府県別ではなくて全国一律なんですけれども、これはもう都道

府県での差はない、トレンドとしては。全国一律で見ても構わないというようなことだったので、そういうまとめ方をされていたそうです。

こういった中で、さきの知事の記者会見のときにも、繁華街等の人出の推移についてのデータがありました。携帯電話を使ったデータだと思いますけれども、どれくらい外出自粛要請の効果が出ているのかをはかるにも有効な情報だと、私も思います。

コロナ感染状況についての情報や、地域経済の動向についてのビッグデータ等を活用し、もっとターゲットを絞った感染予防対策、並びにそういった検証に取り組む必要があると思いますけれども、県は今後どのように取り組んでいかれるのでしょうか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県内の感染拡大は、首都圏をはじめ、感染が拡大している地域からの持込みが端緒となっており、県民の皆様に対して、客観的なデータを用いて、県外との往来に当たっての注意を促すことが重要と考えております。

このため県では、全国47都道府県の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数を集計し、「感染拡大地域」や「感染流行地域」などに分類した上で、県民の皆様に対して、各地域の状況に応じて、往来の自粛や往来の必要性の検討をお願いしているところであります。

また、実際の感染の場面や対策のポイントを的確に周知するため、疫学調査の結果を基に、県内の感染実例について、イラストを用いながら具体的に紹介しているところであります。

現在、国から県内の繁華街等の人流のデータも提供されておりますので、今後とも様々なデータを参考にしながら、必要な感染予防対策

に取り組んでまいります。

○二見康之議員 先ほど、県外往来のPCR検査のこととかありましたけれども、そのデータの中では、宮崎県民がどこの都道府県にどれくらいの人たちが行っているのかとか、逆にどれくらいほかの何県から宮崎に来ているのかとか、そういったデータも出ているわけなんです。感染拡大地域からどれくらい来ているか、じゃあそれに対してどれくらい検査すればいいのかとか、予算を組めばいいのかとか、もっと早くに対応ができていくんじゃないかなと思います。今後の活用をぜひ御検討のほどお願いします。

コロナについては以上で、次に県有財産の利活用について伺いたいと思います。

防災庁舎が完成しまして、日本庭園もリニューアルされ、また5号館の曳家、改修も終わり、楠並木通り、県庁周辺の景色も一変して、非常にいい景観になったなと感じているんですが、いい景観だからこそ、ただ人が通り過ぎるだけにしておくというのは、非常にもったいないなとも思います。

まず、これらのスペースの現在の利活用はどのような状況になっているのか、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村久人君） 県庁本館前庭や防災庁舎前広場は、県が使用するために保有している公用の行政財産であり、県庁各課が主催する出発式や啓発イベントなどで使用しております。

今年度は、県庁本館前庭などの本庁舎域一帯をオリンピック聖火リレーのセレブレーション会場としても使用したところであります。

防災庁舎前広場や南庭園、5号館につきましては、有事の際には、自衛隊や消防等の大型車両の駐車スペースや一時避難場所など、防災庁

舎の補完的機能を担うことになっており、平時においても、災害時での機能を損なわない範囲で、イベントや来訪者のバス駐車場等に活用しているところでもあります。

○二見康之議員 本来の目的、機能に支障があってはならないと思いますが、イベントだけで使うというのは、やはりもったいないなと、もっと生かすことはできないかなと思います。

その物産館のちょうど隅切りの部分に移動販売車がよくとまって、昼間に営業されているんですけれども、確認しましたら、あそこはオールみやざき営業課が、県の物産品の販売促進という、PRとかも含めて、財産総合管理課に許可をもらって、物産振興センターからその業者の方に貸出しをしていると。ちょっとした軒先なんですけど、車が1台とまるぐらいの。でも、その売上げのたしか15%とおっしゃったと思いますけど、それがセンターのほうに入るということで、その入ったお金で県の物産振興にまた取り組んでいけるというような、ほんのちょっとしたスペースだけれども、そういうこともできるわけです。それに比べて、もっとこっちのほうは何かできないものかなと思うんですが、広場も、そういった活用をもっとしていくべきだと思いますけれども、県の収入につながるような取組はできないのか、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村久人君） 行政財産を活用した収入確保としましては、現在、県有施設等へのネーミングライツの活用や、本庁舎のエレベーターホールを利用した民間広告の掲出などに取り組んでいるところでもあります。

財産本来の用途または目的を妨げない範囲で県有財産を有効に活用し、収入確保を図ることは、重要な視点であると考えておりますので、

普通財産の貸付け等も含め、引き続き様々な取組を進めてまいります。

○二見康之議員 これまでの取組は分かりませんが、新たな収入を生むための取組ですね。やっぱり管理していて、使うことに許可を出すところが積極的に使い方を考えるというのは、なかなか難しいんだろうなとも思います。

財産活用担当もありますけれども、そこは、活用する案を持ってきたときに、それを許可しているのかというようなことが仕事なんじゃないかなと。やはり担当の方と話をしている感じしたのは、それぞれの部署のほうで、企画とかイベントとかがあったときに申請をしてくるというようなスタンスなんです。であるならば、ほかの部署の皆さんはもっと活用していただきたいな、アイデアを出していただきたいなと。年間のイベントだけではなくて、収入が上げられるような活用の方法とかも考えていただきたいなと思います。

私は公園について、もうちょっと利活用できないかなと、ずっと調べていたんですけれども、岐阜県に県営の河川敷の公園があるそうです。そこは広場にフードコートというか、そういうオープンスペースがあって、周りに飲食店があります。椅子とテーブルがあり、そのテーブルの真ん中にQRコードがあって、そこをピッとするとメニュー表が出てきて、そのメニューを注文するとお店の人が持ってきてくれるんです。それで電子決済して、そこで食事とかができる。子供を連れて公園とかに遊びに行くと、一々買物に行くのも結構大変だったりするんですけれども、そういったもので持ってきてもらえるのであれば、子供から目を離さなくても済むし、非常に便利じゃないかなと。椅子とテーブルとQRコードと、あとそういうシステ

ムをつくるだけでできるわけです。

すばらしい日本庭園とかがあって、その周りに椅子、テーブルがあるだけで、周りに、コロナで困っている飲食店のデリバリーとかテイクアウトとかに取り組んでいらっしゃる方もたくさんいますから、そういった方々と協力できるような体制をつくるというのも一つの案じゃないかなと思います。

早々にできることではないかもしれませんが、せひ、今後の一つのアイデアというか、ポイントというか、ヒントにさせていただければなと思います。

次に、行政サービスのデジタル化について伺いたと思います。

QRコードとかも、まだ出てきて新しいものですから、活用の方法とかも勉強していきたいなと思っていますけれども、情報処理技術の進展というのは、本当に目まぐるしいものがあります。

県も、情報化推進計画に基づいて、いろいろ検討を進めていると思いますが、知事のふるさとの広島県は、AI移住相談「あびいちゃん」というものを、昨年11月から試行開始されています。

いわゆるふるさと回帰、移住相談です。本県も、ふるさと回帰センターにブースを置いて、そこで相談を受けるというふうになっているわけですが、あそこの開所時間は午前10時から午後6時までということで、ふだん昼間に仕事をされている方はなかなか行きづらいのかなと思います。

この「あびいちゃん」を利用される方の8割以上は、そのセンターの開所時間以外のときに利用されているということだそうです。どこの都道府県も相談に行けない時間帯に、広島だけ

は、どうなっているのかという情報が取れる、これはマーケティングで言えばブルー・オーシャンを、全部持っていかれているんじゃないかなとも感じるわけなんですけれども、こういったAIの活用事例というものはないのかなと思います。

この「あびいちゃん」をつくるには3年かかったそうです。5,000万円以上の予算をかけて、広島にちょっと先を行かれているなという感じもしたんですが、本県も負けずにこれから頑張りたいと思っています。県として、これからどのように取り組んでいかれるのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 県民誰もがデジタル化の恩恵を実感できるようにするためには、日常生活や仕事など様々な分野で、デジタル技術を活用したサービスが提供され、また広く展開されていく必要があると考えております。

このため県では、地方税の申告や公文書開示請求等の行政手続のオンライン化など、県民の利便性向上に向けた取組を進めますとともに、教育現場における遠隔授業やスマート農業など、暮らしや産業のデジタル化にも取り組んでいるところであります。

その一方で、デジタル化をさらに推進するためには、それを支える人材が必要でありますことから、AIやIoTなどの専門知識を有する人材の育成に努めますとともに、デジタル化に関する事業者や団体からの相談に対応する「ICTコンシェルジュ」を設置するなどの取組を行っております。

県としましては、このような取組や他県での先進事例を踏まえながら、引き続き県民視点に立ったデジタル化を推進してまいります。

○二見康之議員 先ほどの広島も、そういう人材育成については数年前から取り組んでいらっしやっただけで、やっぱり何に使えるかというところを、いろんなアイデアを出しながら、技術を生かしてそれを反映させていくということが大事だと思います。人材育成についても、本県もしっかり取り組んでいただきますよう、よろしくお願いします。

次に、こういった新しい技術を生かした分野を、いわゆる新規開拓、成長路線といいますか、そういったものに使えるのが、このものづくり補助金だと思います。

私もこれを最初に見てからずっと、時々この本会議でも取り上げさせていただいているんですけども、最初に始まったときは、非常に採択件数が少なかったということで質問したところ、その後の取組で、宮崎の場合は国の予算の100分の1ぐらいが配分割合ということだったんですけども、それを上回るということの一つの目標みたいにお話しさせていただいたんですが、しっかり結果を出しておられました。

3年前にも、今はどうなっているのかということで質問させていただいたんです。そのときに、事業者の方々から聞いている課題を国に要望されるとか、生産性の向上につながっているという、そういったメリットはしっかり支援していきたいという御答弁だったんですけども、さきの政審会の勉強会で10年間のデータを出していただきましたら、令和に入ってからちょっと件数が落ち込んでいるのが現状のようです。

コロナもあつたりとか、ほかにも諸事情があると思いますが、やはり本県のものづくりを支えていく、下支えになる土台づくりだと思うんですが、この土台がしっかりしていなけ

れば、今県のほうで生産設備等改修支援、また中核的企業認定事業とか、そういったものいろいろな取り組んでいらっしやるとは思いますけれども、やはりその下支えになる企業育成というものを怠っては、大きな建物というのはその上にできない。本県のものづくりの基礎をつくるためにも、これはしっかり取り組んでいく必要があると思いますが、県は今後どのように取り組んでいくおつもりなのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） ものづくり補助金は、国が中小企業団体中央会を通して実施しております、設備投資に対する補助事業であり、これまで県内中小企業の事業拡大や生産性向上に数多く活用されております。

県におきましても、公募開始等のメールによる個別案内や相談対応など、企業の積極的な活用を進めておりますが、令和元年度以降、全国と比べて本県の採択件数は減少している状況でございます。

県内には、コロナ禍の影響に伴い、新たに設備投資を必要とする事業者もおられますので、幅広く事業の周知やニーズの掘り起こしを進めますとともに、付加価値拡大などの補助要件を満たす事業計画づくりを、関係機関が連携してきめ細かくサポートするなど、より多くの企業が採択されるよう、積極的に取り組んでまいります。

○二見康之議員 前に調べたときに、大体2割から3割ぐらいの採択率というのがあったと思います。

制度がよければたくさん取られるんでしょうけれども、やっぱり数をこなしていくということも一つの——練習もそうですよね。数がある程度こなすというのは——訓練でもあるし、そ

こでできなくても次につながっていくというチャレンジにもつながりますから、ひとつしっかり目標を持って取り組んでいただきたいなと思います。

次に、企業局に伺いたいんですが、東日本大震災があってから、再生可能エネルギーというものについて非常に注目されております。

本県の誇る水力発電事業、本当に宮崎県の大きな財産だと思いますが、これだけにとどまることなく、新たなことにぜひチャレンジしていただきたいなという思いがずっとあるんですけども、ものづくりでみんなに頑張れと言ってる手前というわけではないんですが、やはり企業局として、持てる技術を生かした新たな分野への挑戦というものも欲しいなと思います。

そういうときに局長から、カーボンニュートラルというものを切り口にした取組を考えているというようなお話なので、そこに期待したいと思っておりますが、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いします。

○企業局長（井手義哉君） 企業局は、水力発電により年間約45万トンのCO₂削減効果を生み出すとともに、ダム上流域に植林する「緑のダム造成事業」を通して、CO₂の吸収にも寄与しているところでございます。

一方国では、2050年カーボンニュートラル等の実現に向け策定中の「第6次エネルギー基本計画」において、再生可能エネルギーの主力電源化の徹底などとともに、水素社会実現に向けた取組の強化を掲げております。

このような中、他の公営企業では、水力や太陽光などの再生可能エネルギーを利用したCO₂フリーの水素の製造や、利活用に係る実証研究に参加している事例もございます。

本県企業局におきましても、カーボンニュ-

トラルの実現等に対応するため、今年度、組織改正を行ったところでありまして、引き続き、国や公営企業の全国組織等の関係機関と連携しながら、先進事例なども参考に、新たな取組への調査研究を進めているところでございます。

○二見康之議員 早く研究からスタートを切っていただけるように、ぜひよろしく願います。

次に、JRの利活用について伺います。

先日、2020年度の線区別収支等のデータが公表されました。宮崎県はなかなか厳しい状況にございますが、毎年のことなので、ちょっと慣れてきた感もあるんですけども。しかしながら、この状況を踏まえて、鉄道の利活用に関して、県は利用促進協議会への支援等を通じて取り組んでこられておりますが、実際にどういう効果が出ているのか、これまでの取組結果について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） JRの吉都線、日南線の利用促進につきましては、これまで沿線自治体やJR九州と連携し、観光列車「海幸山幸」の平日利用などに対する補助のほか、地元の祭りと連動したイベント列車やサイクルレーンの運行、イセエビや焼酎等のグルメツアー、駅を基点としたウォーキングイベントなど、沿線地域の魅力を発信する企画を行ってきており、これらの利用者は、吉都線、日南線合わせて直近5年間で約1万4,000人となっております。

また、「鉄道の日」などのイベントでの広報や、SNS等を活用した情報発信による認知度向上に加え、鉄道を応援するサポーター制度にも取り組んでおり、約1,700人のサポーターに情報発信等の協力をいただいております。

○二見康之議員 県は、どちらかというとな

ポータブルな役割を担ってこられていたんだなと思うんですが、イベントとかいうものが悪いとは言いませんけれども、非常に効率が悪いところがありますね、労力とか費用とかを考えますと。

これは、いかに日常的に乗ってもらえるかがポイントだと思います。各路線の利用乗客数の増加に直結するような取組を進めるべきではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○総合政策部長（松浦直康君） 吉都線及び日南線について、今後も路線を維持していくためには、御指摘のとおり通勤・通学など、いかに日常的な利用を増やしていくかが重要であると考えております。

そこで、8月には沿線自治体を訪問し、日常的な鉄道利用の促進に向けて協議検討を行ったところでございます。

その中で、県からは、例えば教育委員会や福祉部局などと連携して、小中学校の修学旅行や遠足などの学校行事での利用、高齢者クラブ等の活動での利用を推進することで、鉄道利用の少ない若年者や、免許返納者も増えてきている高齢者の鉄道利用の経験を増やし、鉄道を身近に感じ、利用してもらおうきっかけにできないかといったことなどを提案したところであります。

また、関係自治体やJR九州等を構成委員とした検討会も、昨年度から実施しておりますので、この場も活用しながら、対策の検討や利用促進に取り組んでまいります。

○二見康之議員 鉄道やバスだけじゃなくて、いろいろと課題山積なところですけども、そういったところも含めて、乗客数が増えるような取組というものに取り組んでいただきたいな

と思います。

では次に、電動キックボードの利用について伺います。

今年の4月から、電動キックボードの実証実験が始まったそうです。都内でこれが走っているのを見ない日はないぐらい、多くの人が利用しているそうですが、今は上京することができないので、見てきておりません。ちょっと状況は分かりませんが、ヘルメットの着用が任意で、気軽に移動ができるようになった反面、直近事故や違反運転の取締り事例が増えているとのことです。

こういったことが問題になっておりますが、まず、県警本部長の所感について伺いたいと思います。

○警察本部長（佐藤隆司君） 電動キックボードによる危険な運転や事故が社会問題となっていることは承知しておりますが、本県におきましては、これまで電動キックボードに係る交通違反の検挙はなく、交通事故の発生も認知しておりません。

電動キックボードにつきましては、ルールを守って利用すれば安全に走行できるものと考えます。しかし、その使用方法次第では、交通の危険を生じさせるものと認識しております。

○二見康之議員 では、この電動キックボードは、今、公道を走行するためのルールはどのようになっているのか、お伺いします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 電動キックボードで公道を走行するためには、電動キックボードの定格出力に応じた運転免許が必要です。

一般に流通しております定格出力0.6キロワット以下の電動式モーターにより走行するのは、第一種原動機付自転車に該当し、原動機付自転車の運転免許が必要となります。

その他にも、前照灯、ミラーなどの保安部品やナンバープレートの取付け、自賠責保険への加入などが必要です。

また、原動機付自転車であることから、歩道を走行することや、ヘルメットをかぶらずに運転することはできません。

○二見康之議員 都内で先日、若い女性が自動車運転致死傷処罰法違反で書類送検されたというようなニュースもありました。(2回目ブザー)

これは電動キックボードが悪いんじゃないくて、その女性が無免許で信号無視をしたということであります。やはり一般の方は、そこをちょっと勘違いしそうな感じがするんです、報道の仕方によっては。

基本ルールにのっとって走行すれば、新たな交通手段としての活用が期待できるんだと思います。そのためにも、まだ県民は慣れ親しみのないものでありますから、今後、こういう違法な走行を未然に防ぐために……

○中野一則議長 二見議員に申し上げます。時間が参っております。

○二見康之議員 (続) ぜひ取り組んでいただくことをお伺いして終わります。

○警察本部長(佐藤隆司君) 未然防止のための取組についてでございますが、電動キックボードの普及に伴い、違法な電動キックボードによる危険な走行など、御指摘のとおり懸念されるところでございます。

県警といたしましては、違法な行為に対する交通指導取締りを強化するとともに、運輸支局等の関係機関と連携し、安全利用のための必要な広報啓発を推進してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 これで終わります。ありがと

うございました。(拍手)

○中野一則議長 次は、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団の重松幸次郎でございます。通告に従いまして質問を行いますので、知事をはじめ関係部長の皆さん、明快な御答弁をお願いいたします。

本題に入る前に、質問の後半で取り上げます、若者の投票率について調べるうちに見つけた、何と若者の投票率が80%に及んでいるスウェーデンの取組を紹介したいと思います。

静岡県立大学のグローバル・スタディーズ研究センターの両角達平客員共同研究員は、次のようにインタビュー形式で述べられております。

タイトルは、「社会全体で主権者教育を」です。「若者の政治参加を促す活動はあるか。」という問いに対しまして、「スウェーデンには290の地方自治体があり、若者協議会は100団体ほど存在する。そのうちの一部をまとめるのが「全国若者協議会」で全国に点在する若者協議会の活動をサポート。400人規模の集会を年4回開催し、意見を政治に反映させる方法を伝えている。また、全国若者協議会は若者政策を担当する大臣と年2回の対話会にも参加し、政策について直接意見を伝えることができる。スウェーデンの子ども・若者白書によると、2012年には若者協議会のように政治的な活動に参加している16~25歳の若者の割合は71%と高い。こうした活動をきっかけとして、実際に政治家になる若者もいる。」。

次に、「政党青年部も活発に動いているようだが。」という問いに対しましては、「スウェーデンのほとんどの政党に青年部があり、若手議員や党員らで構成されている。例えば、

スウェーデンの第1党である社会民主労働党は、13～30歳であれば、基本的に誰でも青年党員になることができる。興味深いのは、党本部と青年部の政策内容が必ずしも一致していない点だ。青年部が主張したことで、生徒が学校を自由に選べるよう制度化した事例がある。単なる党の下部組織ではなく、いわば“独立”している。」。

次に、「学校現場では。」という問いには、「4年に1度の国政選挙が実施される時、多くの学校では、日本の中高生に当たる生徒たちは「模擬投票」を行っている。実際の政党を書いて投票し、この流れを通じて、民主主義を学び実践するのだ。模擬投票に向けて、党幹部や政党青年部を学校に招き、活発にディスカッションを実施している。青年党員も参加するが、生徒にとっては同じ世代の青年党員が政策について熱く語ることが、とても刺激になる。」。

最後に、「日本で、若者の政治参加を促すためには。」という問いには、「スウェーデンのように社会全体が民主主義を育むためには、さまざまな活動に対し国の財政支援が必要だ。実際、スウェーデンの若者市民社会庁は2014年、106の子ども・若者団体に30億円の助成を実施。全国若者協議会、模擬投票を行う学校、政党青年部にも財政支援を行っている。現在、日本には30歳未満の国会議員がいない。一方で、スウェーデンでは選挙権と被選挙権が共に18歳であり、学校卒業後、友人が政治家になることは珍しくない。日本のように出馬の際に必要な供託金はなく、仕事を兼務しながら政治家になることも可能。政治家になりやすい環境整備も日本の課題だ。」というように言われました。また、我が党の青年委員会が取り組んでいるボイスアクションの取組も紹介がありまし

た。「こうした取組が広がれば、若者を政治に巻き込む“うねり”になるのではないか。」という内容でありました。

参考になればと思い、睡魔が襲わないうちに紹介させていただきました。

さて、本題に入ります。

今年の夏、東京オリンピック開催は57年ぶり、2度目であり、緊急事態宣言下にある開催都市での異例の幕開けとなりました。

205の国・地域（ロシア選手は個人資格）と、難民選手団から1万1,000人が参加し、史上最多の33競技339種目が競われました。

日本は金メダル27個を含む58個を獲得し、17日間の会期は終了いたしました。柔道をはじめソフトボールや野球で金メダルに大興奮し、本県出身の、ゆかりのある選手の活躍にも元気をいただきました。

続いて、障がいのある選手によるスポーツの総合大会、パラリンピック東京大会では、政情不安の母国を逃れて開幕後に来日したアフガニスタンの2選手を含め、162の国・地域と難民選手団から史上最多の4,400人が、22競技539種目に参加し競い合われました。

13日間にわたる熱戦の数々は、テレビなどを通じて、オリンピックと変わらぬ感動を与えてくれました。本県出身の、陸上女子400メートルで決勝まで進み7位入賞の外山愛美選手の健闘をたたえたいと思います。

様々な障がいを乗り越えて競技に挑む姿に、人間の持つ可能性の大きさを感じずにはいられません。コロナ禍という未曾有の状況の中、大会テーマである「多様性と調和」を世界に発信した意義は大きいと感じます。

さて、本県では7月2日から8月24日までの間、オリンピック・パラリンピックに係る、6

種目8か国の海外12チームが事前合宿を行われたとのこと。どのチームもすばらしい成績を残された背景には、合宿環境のよさが評価されているようであります。

そこで、東京オリンピック・パラリンピック事前合宿の受入れを、今後のスポーツランドみやぎきの取組にどう生かしていくのかを知事に伺います。

以上を壇上からの質問とし、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

東京オリンピック・パラリンピックに向けた事前合宿につきましては、ドイツ、イギリスなど8か国から、陸上やトライアスロンなど6種目、総勢324名の海外代表チームを受け入れたところであり、一人の感染者も出すことなく終えることができ、無事に合宿地としての役割を果たすことができたところであり、

今回、コロナ禍の中で、海外からこれほど多くのトップアスリートを受け入れたことは、本県にとって初めての経験であり、新たな受入れノウハウの蓄積にもつながり、大きな財産になったものと考えております。

また、それぞれのチームからは、本県の合宿環境について高い評価をいただいたところであります。受入れを行った全ての種目でメダルを獲得されるなど、「縁起の良い、結果の出る宮崎」として、ブランド力も高まったものと考えております。

県としましては、この受入れ実績や経験、そして、今後整備いたします屋外型トレーニングセンターなどの充実した合宿環境を国内外に発信するとともに、さらなる誘致に取り組むことで、「国際水準のスポーツの聖地みやぎき」と

して、一層のブランド力向上につなげてまいります。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。県独自で整備する屋外型ナショナルトレーニングセンターについては、これまでも議論がございました。我が党も推進する立場で動いてまいりましたので、国ではなく県主導になりましたけれども、整備計画に賛同し、スポーツランドみやぎきのさらなるブランド力向上に期待しております。

スポーツに続いて、文化振興についてお尋ねいたします。

国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭が7月3日からスタートし、折り返しを過ぎて、10月17日まで県下全域でイベントや展示会が開催されています。

県民の多くが参加し、関係団体ともこれまでにない交流が生まれていると、担当課からお聞きしました。

午前中の函師議員の質問の最後に知事答弁であった、文化芸術は一過性にすることなく、継続して行うことが重要ということは同意でございます。

県民の多くが参加し、また国文祭・芸文祭が終了した後においても、今こそ機運を高め、文化芸術の振興を継続していくことが重要と考えます。

そこで、昨年11月の定例会で自民党の内田議員が提案されました、「みやぎき文化芸術振興条例(仮称)」でありますけれども、その内容と制定への進捗状況を、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(松浦直康君) 文化芸術振興条例(仮称)の内容としましては、県民の皆さん一人一人が文化芸術の担い手であるとの認識

の下、自主性や多様性が尊重されなければならないことなど、文化芸術の振興等に当たっての基本理念を定めますとともに、県の責務や県民、教育機関、文化団体等の各主体の役割など、基本となる事項を明らかにすることとしております。

条例は、本年度中の制定を目指しておりまして、昨年度実施しました県民へのアンケート調査や、先月実施しました市町村ヒアリング、さらには、有識者等で構成する「みやぎきの文化を考える懇談会」などでの様々な御意見を踏まえながら、現在、骨子案をまとめているところであります。

○重松幸次郎議員 来年の3月に条例が制定される予定とありました。

条例の提案について、知事は、「県民一人一人が文化芸術の担い手であるという認識の下に、その活動を支え、そこから生み出される価値をまちづくりなど様々な分野に生かしていくことが重要であると考えております」と答弁されました。

基本理念としての条例はできつつありますが、どう生かしていかれるのか、改めて知事に、文化振興の意義と今後の方向性をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 文化芸術は、人々に感動をもたらし、創造性や郷土愛を育むとともに、人と人とのつながりや、互いに理解し尊重し合う場を提供するものでありまして、その振興を図っていくことは、ゆとりと潤いのある暮らしを実現する上で、極めて重要な意義があると認識しております。

また、私自身もこの長引くコロナ対策の中で、大変強いプレッシャーの中で仕事をしておりますが、どれだけ文化芸術に救われ、力を得

ているのかということに改めて実感しているところであります。

感染症対策を徹底しながら開催しております国文祭・芸文祭におきましては、私自身、多くの方々から喜びや感謝の声をお聞きするとともに、こういう厳しい状況の中、ぎりぎりの中で開催するからこそ、そこに生まれる感動もあり、また将来につながるものもある。また、地域の伝統文化を担っている方々の熱い思いや、障がいのある方々の表現の豊かさにも感動し、改めて文化芸術の大切さを実感したところであります。

今後は、国文祭・芸文祭で得ることのできた成果を踏まえ、文化芸術振興条例（仮称）の制定に向けました検討を進めるとともに、文化芸術のさらなる振興はもとより、文化芸術を生かした人づくりや地域づくりなど、県が目指す「新しいゆたかさ」の実現に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 文化芸術にかける知事の熱い思いを承知いたしました。

障がいのある方、ない方とも共生しながら、本県の文化芸術をさらに高め、「ゆたかさ」の実現に展開していただきたいと思っております。

次は、新型コロナウイルス対策についてお尋ねいたします。

まず、日夜、コロナ感染症の予防、治療に当たられている医療従事者の皆様に、敬意と感謝を申し上げます。

感染力の強いデルタ株の流行で、第5波の新型コロナウイルス感染が全国で急拡大し、重症患者や自宅療養者も増加している中、我が党も国や自治体に対する緊急要望を行っております。

一方で、高齢者の発症、重症化は激減し、ワ

ワクチン接種による効果が出ているようですが、これから重要なのは、若い世代の接種率を向上させることです。若者へのワクチン接種につきましては、我が会派の河野議員の代表質問のとおりでございます。

一旦は減少傾向の感染者数でありましたが、8月に入ってからの感染拡大には驚かされました。増加する自宅療養者が適切な治療を受けられることが肝腎ですが、初めに、コロナ患者の療養先の選定基準等について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） コロナ患者の療養先の選定につきましては、国の基準や通知を踏まえ、患者の症状や基礎疾患などの重症化リスクの有無、家庭内感染のおそれなどを医師が総合的に判断し、入院、宿泊療養施設、自宅の療養先を決定しているところでございます。

このうち、入院の必要がある患者以外は、国の通知では、自宅療養を基本とするとされておりますけれども、健康管理の必要性に加え、家庭内感染のおそれや独居で不安があるなど、自宅療養が困難な方につきましては、宿泊療養施設での療養としております。

○重松幸次郎議員 自宅療養者の命を守る取組が重要です。我が党から国への要請では、軽症・中等症患者への抗体カクテル療法の実施について、入院だけでなく外来診療も含めて受けられる体制強化を求め、厚生労働省も、外来でも実施できると自治体に通知されたようですが、抗体カクテル療法による治療について、県の取組状況を再度、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 抗体カクテル療法は、今年7月に承認された治療法であ

り、入院または死亡のリスクを7割低減させる効果が示されております。

国内の感染が急拡大し、医療体制の逼迫などから、対象が自宅療養中の外来患者にも広げられるなど、全国でも活用が進められております。

また、県内においても、複数の医療機関で治療が行われているところでございます。

県では、県内の感染拡大を受け、感染者数が多く、病床使用率が高まっている県央地域の自宅や宿泊療養者を対象として、8月26日から宮崎大学病院と連携し、この治療を行ってまいりました。

今後は、9月10日に開設した本県初の臨時的医療施設であります「宮崎県重症化予防センター」におきまして、県立宮崎病院から医師や看護師の派遣を受け、自宅や宿泊療養者の重症化予防の治療として行ってまいります。

○重松幸次郎議員 自宅療養や宿泊療養をされている患者さんへの重症化予防をお願いいたします。

若者へのワクチン接種と並行して、千葉県で、コロナに感染した妊婦が早産し、新生児が死亡した問題が大きく報道されております。

妊婦、配偶者の優先接種が大事だと思いますが、その取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 妊娠中に新型コロナウイルスに感染しますと、特に妊娠後期は重症化しやすく、早産のリスクが高まるとされているため、関係学会から、妊婦等への新型コロナワクチン接種に関する呼びかけがなされているところであります。

こうしたことから、8月23日に、国から妊娠中の方へのワクチン接種等に係る事務連絡が発

出されたところであり、県におきましては、直ちに市町村に対し、妊娠中の方やその配偶者等が希望する場合は、できるだけ早期に、かつ円滑に接種が受けられるよう、通知を行ったところでございます。

既に市町村においては、優先枠を設けて予約の受付を行っているところもあり、県の大規模接種においても、市町村における予約の状況を見ながら、必要に応じて、優先枠を設ける準備をしているところであります。

県といたしましては、今後も、必要な方ができるだけ早期にワクチン接種を受けられるよう、市町村と連携しながら必要な取組を進めてまいります。

○重松幸次郎議員 厚生労働省から各自治体へは、日本で承認されている新型コロナワクチンが、妊婦、胎児、母乳、生殖器に悪影響を及ぼすという報告はなく、できるだけ早期に円滑なワクチン接種を受けるようにとの事務連絡が通知されています。その取組の支援をよろしくお願いいたします。

新学期が始まりました。厚生労働省によりますと、8月25日までの1週間に全国で確認された新規感染者のうち、20歳未満は3万427人に上り、全体の2割を占めています。春の感染拡大で最多だった5月中旬の約5.7倍であります。

その要因としては、感染力の強いデルタ株の流行が挙げられるとのことですが、県立学校における夏休み明けの新型コロナウイルス感染症対策について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立学校では、夏休み明けに体育大会や文化祭などの学校行事が集中することから、改めて、感染防止対策の取組を強化したところであります。

具体的には、学校において始業式や文化祭を

リモートで実施したり、体育大会を延期、または縮小したりするなどの対応を行う一方、家庭に対しましては、毎朝の検温、マスクの着用、手洗いの基本的な感染予防の徹底とともに、生徒本人が風邪症状がある場合等には無理をさせないよう、保護者に呼びかけたところでございます。

また、やむを得ず学校に登校できない生徒へは、欠席扱いとはせず、オンラインを活用して学びの継続に取り組んだ事例もございます。

○重松幸次郎議員 学校でのクラスター（集団発生）を防ぐため、小中高全ての学校で言えることですが、児童生徒らに37.5度以上の発熱や喉の痛み、せきなどの症状が出たり、同居家族に同様の症状が出たりした場合は「休む勇気」が不可欠と、感染症の専門家が指摘しています。また、「教員や家族だけでなく、12歳以上の児童生徒も接種の順番が回ってきたら、可能な限り受けてほしい」と呼びかけています。マスク着用、手指消毒、3密回避などを徹底し、コロナ禍克服へ県民総力で取り組み続けていくべきと考えます。

ここで、行政の仕事に行動経済学のナッジ理論を活用してはと提案します。

ナッジとは、そっと後押しする、背中を押すという意味で、個人の選択の自由を残しつつ、ちょっとした伝え方の工夫で、人々に賢い選択を促す手法です。

2017年にノーベル経済学賞を受賞した、アメリカのリチャード・セイラー教授が提唱し、手間や費用を抑えながら、高い効果を上げられる手法として、最近、公共施設での活用も始まり、注目を集めています。いろいろな分野で活用することができます。

例えば、受付にあるアルコール消毒液にナッ

ジを活用して、「手指消毒への御協力ありがとうございます」とメッセージを掲示することで、効果が何倍にもアップする取組です。このほかにも、特定健診の受診勧奨や、リサイクル運動などにも活用されています。

施策を効果的に推進するために、ナッジ理論の手法の浸透を職員に図ってはどうか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 近年、国や自治体において、人の行動を自然にいい方向へ促す工夫を行うナッジの活用が注目されております。

本県におきましても、例えば、飲食の場面における感染予防対策に関して、身近なところからすぐにでも取り組める対策をコンパクトにまとめ、「みやざきモデル」として県民に分かりやすく周知していることなどは、ナッジの活用の一例ではないかと考えております。

議員御指摘のとおり、行政ニーズが複雑多様化する中、ナッジは費用対効果が高く、課題解決に有効な手法の一つと考えられますため、今後、職員の研修等の題材として取り入れるなど、ナッジの考え方について職員の理解を深め、施策の効果的な推進を図ってまいります。

○重松幸次郎議員 その取組と浸透をよろしくお伺いいたします。

続いて、中小企業の支援についてお伺いいたします。

毎年、我が会派で「政策要望懇談会」を開催し、県内の経済界や福祉団体さんと意見交換をし、また要望をいただいております。

代表質問で河野議員からもございましたが、私からも2点お尋ねいたします。

公共工事や物品調達、その他の分野でも地元の企業や製品を優先発注すること、つまり地産地消への取組を要望されております。

「県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針」に基づく地産地消について、県としてどのように取組を行っているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 県では、中小企業等の育成や産業の活性化を図るため、平成25年度に「県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針」を策定し、公共調達における地産地消を推進しているところであります。

具体的には、公共工事や情報システム、物品関係などの入札等における地域要件の設定や、設計業務の仕様書における県産品の積極的な利用などを求めており、この結果、令和元年度の公共工事では、金額ベースで県内発注率が9割を超えるなど、一定の成果が出ております。

引き続き、取組事例を庁内で共有いたしますとともに、市町村や関係団体等にも協力をお願いすることにより、県全体での地産地消を進め、経済の活性化に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 取組事例集を庁内に周知して関係団体に協力要請されていること、引き続き県内優先の取組をお願いいたします。

続いて、毎回になりますが、どの業種も担い手確保、人材育成が大きな課題となっているようです。大企業が人員の確保を進める一方、中小企業では人手不足感が強まっています。

中小企業庁の調査によれば、必要な人材を確保できていない中小企業・小規模事業者は約5割にも達して、人材不足は企業の経営や成長を阻害し、経済再生への大きな課題であります。事業を継続させるためには、人材確保が重要です。

中小企業における人材確保について、県はどのように取り組んでおられるのか、商工観光労

働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県では、中小企業の人材確保を支援するため、国や関係機関と連携し、高校や大学等卒業予定者などを対象とした就職説明会をそれぞれ開催しております。今年度も、コロナ禍の中ではありますが、感染予防対策を講じた上で、対面やウェブ形式を活用しながら実施しているところでございます。

また、中小企業等とUIJターン就職希望者を結ぶウェブサイト「ふるさと宮崎人材バンク」を運営しており、今年度は、8月末時点で約70名の県内就職が決定しております。

さらに、人材バンクに登録された事業所に就業するなどの一定の要件を満たす移住者に対し、国や市町村と連携して移住支援金を支給しておりますほか、奨学金返還支援認定企業への就職者に対し、返還支援金を給付しております。

県といたしましては、今後とも、関係機関・団体と連携しながら、中小企業が安定して人材確保が図られるよう、支援をしております。

○重松幸次郎議員 都市部で就労経験を積んだ人材が、地方の中小企業で働けるUIJターンを支援し、地域の活性化につなげるものと思います。

そのためには、何よりも自社の魅力を伝え、またワーク・ライフ・バランスの推進とセットで、地域に呼び込むことに取り組んでいただきたいと思っております。

官民一体となって地方に人材を呼び込む流れを、よろしく願いいたします。

福祉政策について、再度、福祉保健部長にお尋ねいたします。

9月は、がん征圧月間です。がんは、

生涯に2人に1人になる国民病です。我が党もがん対策を一貫してリードし、国において様々な取組を加速してまいりました。

まずは2006年に、がん対策基本法が成立し、これにより、がん医療拠点病院の整備、放射線治療や緩和ケアの普及、検診受診率の向上など、施策が進みました。

さらに2012年には、がん対策推進基本計画に、初めて「がん教育・普及啓発」との文言を盛り込ませ、今年度から全中学校で実施されております。このほか、女性特有のがん対策として、がん検診の無料クーポンの配布や、マンモグラフィーの全国配備が実現いたしました。

様々な対策を講じてがんに立ち向かい、がん治療と仕事、学業との両立を目指していく、9月はそのためのがん征圧月間です。

がん検診の受診率を高め、早期発見、早期治療につなげることが大事であると思っておりますが、県としてどのように取り組んでおられるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） がん死亡率を減らすためには、がんの早期発見、早期治療が大変重要であります。

このため県では、毎年、ポスターや動画などによるがん検診の普及啓発に努めており、特に子宮頸がんの受診率が低いことから、昨年度は、子育て世代の情報誌への掲載や、街頭ビジョンでの動画放映を通じて、女性のがん検診や受診の重要性を呼びかけたところであります。

また、コロナ禍において、昨年度は受診件数が大きく減少したことから、今年度はポスターに、がん検診は不要不急の外出には当たらないことを記載しまして、定期的に受診していただくよう周知しているところであります。

今後とも、がん征圧に向けて、市町村や関係団体と連携しながら、がん検診受診率の向上のための取組を進めてまいります。

○重松幸次郎議員 コロナ禍で、がん検診の受診率が大きく減少しているとありました。がんは早期発見、早期治療が重要です。特に、若い人ほどがんの進行は早く、検査の遅れは命取りとなります。御答弁にありましたとおり、がん検診は不要不急ではありません。先延ばしせず、必ず受診することを専門医が推奨しております。さらなる検診率の向上をお願いいたします。

続いて、9月の障がい者雇用支援月間について伺います。

歴史を遡れば、1948年8月のヘレン・ケラー女史の来日を機に、当時の労働省が9月1日から7日までの間、障がい者の雇用促進運動を実施したことから始まったようです。

法定雇用率も徐々に引き上げられ、本年3月からは、民間企業（従業員43.5人以上）は2.3%以上の障がい者を雇用するようになっております。しかし、民間企業のおおよそ半数が、法定雇用率を達成できていない現状のようです。

また、雇用義務の対象は、2018年4月の障害者雇用促進法の改正により、従来の身体・知的障がい者に精神障がい者が加わりました。雇用する事業者と障がい者双方にとってウィン・ウィンの関係となる働き方が求められています。

そこで、障がい者雇用支援月間の取組について、再度、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 障がいのある方々が、希望や能力、適性を十分に生かして働くことができる社会を実現することは、大変重要であります。

このため、例年9月の障がい者雇用支援月間では、宮崎労働局など関係機関と連携して、様々な取組を実施しているところであります。

今年度は、障がい者の採用を検討している企業約90社と、就職を希望する障がい者が参加する「ふれあい合同面接会」の開催や、障がい者雇用に積極的に取り組む事業所等への表彰のほか、企業向けセミナーの開催などについて、新型コロナウイルス感染症の感染状況も見極めながら実施していく予定としております。

障がい者雇用には、事業主の皆様をはじめ、広く県民の皆様の御理解と御協力が不可欠でありますことから、引き続き、積極的な啓発活動を行いながら、関係機関と連携して、障がい者の雇用促進に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 雇用施策、また福祉施策の連携強化により、切れ目のない支援体制を構築し、障がいのある方もない方も共に働く社会の実現をよろしくお願いいたします。

続いて、防災・減災の内容について伺います。

7月に静岡県熱海市で発生した衝撃的な土石流災害から2か月余り、いまだ多くの瓦礫が残り、不明女性の捜索も続いております。お亡くなりになった26名の御冥福と、一日も早い不明者の救出をお祈りいたします。

盛土と土地管理については、先日の右松議員の代表質問で取り上げられましたので、重複は避けませんが、私が少し気になっておりますのは、県内外の高速道路を走っておりますと、山の中腹斜面にソーラーパネルが広範囲に設置されている光景を目にします。

素人考えですが、特別警報で用いる「これまでに経験したことのない」暴風や豪雨にも耐えられる施工管理になっているのかと思うところ

です。

林地開発の目的は様々あるとお聞きしました。そこで、林野庁のホームページから、林地開発許可制度の趣旨について引用しますと「森林は、水源の涵養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能を有しており、国民生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与しています。また、開発によりこれらの森林の機能が失われてしまった場合には、これを回復することは非常に困難なものとなります。したがって、森林において開発行為を行うに当たっては、森林の有する役割を阻害しないよう適正に行うことが必要であり、なおかつ、それが開発行為を行う者の権利に内在する当然の責務でもあります。林地開発許可制度は、このような観点から、これらの森林の土地について、その適正な利用を確保することを目的としています。」とうたっていました。

許可制は、土地の面積1ヘクタールを超える開発行為に該当します。では、森林法の林地開発許可制度における太陽光発電を目的とした申請のうち、過去10年間で完了したものは何か所あるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 平成23年度から令和2年度における10年間で、太陽光発電を目的とした林地開発許可申請は55か所あり、このうち完了した箇所は40か所であります。

○重松幸次郎議員 県内では40か所の太陽光発電の設置があるということですが、これからも海外資本が参加し、増えていくことも予想されます。そのような発電施設において、雨水の排水処理、つまり排水溝や調整池の設置も必要かと考えますが、森林法の林地開発許可制度における太陽光発電事業地造成について、災害防止の対応をお伺いいたします、環境森林部長。

○環境森林部長（河野譲二君） 県では、林地開発許可制度において、土砂災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4つの観点から審査し、許可をしております。

御質問の太陽光発電事業地造成の土砂災害防止については、斜面でのソーラーパネルの崩落や斜面崩壊を防ぐための擁壁等の設置、また切土・盛土の崩壊防止のための安全なのり面勾配の確保や、排水施設等の設置などについて、配置や規模・構造等が基準を満たしているかを審査しております。

また、水害防止については、下流域の水路等がオーバーフローしないように、大雨時の流出量を一定にする調整池等の設置などについて、同様に審査しております。

さらに、開発中には、規模に応じて3か月ごと、または6か月ごとの定期報告時に現地確認を行うなど、適切な開発行為が行われるよう対応しております。

○重松幸次郎議員 1ヘクタールを超える太陽光設置の設備工事等の開発行為については理解いたしましたが、課題は1ヘクタール以下の開発行為についてであります。この森林法には該当しないとのことでありました。

そこで、先日の右松議員の代表質問で、土砂埋立て等に関する本県独自の条例制定をという話がありましたが、知事は、「様々な観点から条例が制定されており、規制の度合いも自治体ごとで異なることから、実効性を持たせるためには、全国統一的な基準が必要である。このため、全国知事会を通じて国に要望している」旨の答弁でございました。

太陽光発電を行う事業者はきちんと施工されているとは思いますが、盛土と同じく、土砂埋立てや排水等の安全基準を示していただくよ

う、国に要望していただきたいと思えます。

自然災害が激甚化、また頻発化する中で、気象専門員の役割はますます重要になっておりません。

昨年10月の参議院本会議で、我が党の山口代表は、地方防災力の向上を目指して、地域に即した気象予測などを行う気象防災アドバイザーの拡充を念頭に、気象台のOB・OGのさらなる活用を訴えました。

この背景には、昨年、熊本県を中心に、豪雨の被害状況を山口代表がじかに視察した際、地元気象台元職員の助言が災害対応に役立った話を伺ったことがあります。

現在、全国10自治体でアドバイザーが活躍しているようであります。そこで、気象台のOB・OGである気象防災アドバイザーを本県の防災行政に活用するお考えはないのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（小田光男君） 近年、線状降水帯など予測が困難な気象現象の頻発により、全国各地で災害が発生し、国や自治体による適時的確な防災対応が一層求められております。

そのような中、国から県及び市町村に対し、国主催の研修等への参加に加え、気象庁が提供する地域防災支援の取組等を積極的に活用し、気象防災業務に精通する職員の育成に努めるよう、要請があったところであります。

御提案のありました気象防災アドバイザーにつきましては、研修において防災気象情報の読み解き方法等の指導や、市町村による避難指示等の判断に対する助言等が期待できるとのことではありますが、どのような形で職員の育成等に活用できるか、市町村とともに検討してまいります。

○重松幸次郎議員 どうか積極的に活用いただくことを要望いたします。

続いて、農政について2点、農政水産部長にお伺いいたします。

初めに、食料自給率についてですが、この件も既に議論がございました。日本は食料の多くを輸入に頼っていますが、生産国が不作に見舞われたり、国際情勢の変化で物流が止まるようなことがあれば、国民生活に与える影響は深刻であります。事実、小麦などの食材値上げが始まっております。

食料自給率の向上に向けた取組として、生産性の向上や効率化が大切だと思えますが、県はどのような取組を進めているのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 世界的な人口増加や地球温暖化に伴う気候変動、さらには、コロナ禍における各国の食料輸出制限の動きなどにより、食料自給率や食料安全保障への危機感が高まっております。

このような中、農業算出額全国第5位で、日本の食料供給県を自負する本県におきましても、担い手や耕地面積の減少などによる農業生産力の減退への対応が喫緊の課題となっております。

このため、第八次長期計画では、ロボットトラクターや家畜の発情発見装置など、スマート農業技術等による省力化や収量向上に加え、農地中間管理事業等による農地の集約・大区画化を進めることにより、生産性の向上と効率化を図ることとしております。

今後とも、消費者の多様なニーズに対応し、安定的に食料を供給できる産地として、食料自給率向上に貢献してまいります。

○重松幸次郎議員 農地の大区画化や先端技術

を活用したスマート農業の導入による効率化に力を入れられるということを理解いたしました。

あわせて、担い手不足の解消も重要であります。女性の活躍推進とともに、先ほど質問しました障がい者雇用支援月間で取り上げましたように、障がい者就労の機会をつくっていただきたいと思っております。

そこで、農福連携の状況と、今後の拡大へ向けてどのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 農福連携は、障がい者の就労機会の拡大と賃金の向上、さらには農業の労働力不足の解消にもつながるなど、農業と福祉の双方にメリットのある大変重要な取組であると考えております。

県の調査では、農業法人に雇用されている障がい者は、本年1月で229人、農福連携に取り組む福祉事業所は、本年5月で82か所となっております。

農福連携の推進に当たっては、農業者と福祉事業所、双方のマッチング強化に加えまして、障がいの特性に応じた作業の細分化を行うなど、作業を依頼する農業者の専門知識の習得も必要です。

このため、今後は県内の各地域段階で、農福連携のマッチングを行う体制を構築するとともに、市町村の職員や普及指導員などを専門人材として育成する研修等を実施し、農福連携のさらなる推進を図ってまいります。

○重松幸次郎議員 我が党の国会議員が、日本農福連携協会の皆川芳嗣会長からお話を伺いまして、皆川会長からは、農福連携が、障がい者の就労や生きがいの場の創出、農業分野の働き手確保に大きな効果を出していると説明され

て、農福連携をさらに推進するため、ワンストップ相談体制の整備や、賃金向上への支援の強化、優良事例の横展開などを加速させていく必要性を強調されたようであります。農福連携のさらなる推進をお願いいたします。

次は、教育行政について伺います。

民法改正で来年4月から、高校3年生を含む18歳への成人年齢引下げは、若者の社会参加を促すと期待される一方、親の同意を得ずに結んだ契約を取り消すことができる「未成年取消権」を失うことから、消費者トラブルの増加が懸念されております。

知識や経験の乏しさから悪質な業者に狙われやすく、消費者被害が拡大することを防いでいかななくてはなりません。

さきの代表質問で岩切議員からも、教育委員会、消費生活センターでの取組について議論がございましたが、私からは具体的な取組として、消費者庁が作成しました専用教材「社会への扉」——これはクーリングオフや消費者ホットラインをクイズ形式で学べる教材でありますけれども——を使つての授業や、その授業を担当する先生方への研修も重要だと考えております。

成人年齢引下げを控え、高校生に対する「社会への扉」を活用した消費者教育及び教職員向けの消費者教育セミナーの実施状況について、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 高校生など若い世代に対する消費者教育に当たりましては、契約行為やクレジットカードの仕組みなど、消費者として学ぶべき基本的な事項について理解を深めてもらうことが重要であり、基礎的な知識が習得できる「社会への扉」につきましましては、大変有効な教材であると認識しておりま

す。

このため、県におきましては、高等学校などにおける消費者教育の中で、「社会への扉」の活用をお願いしておりまして、昨年度は約7割の学校で活用されたと伺っております。

また、各学校で授業を行う先生方への研修も重要であることから、教職員向けの消費者教育セミナーを毎年実施しておりまして、昨年度は、成年年齢の引下げに向けた消費者教育の取組をテーマに開催したところであり、今後も関係機関と連携の上、セミナーの効果的な実施に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 消費者教育は、単にトラブルに関する知識を身につけるのが目的ではなく、自分で「考える力」、怪しげな話を「断る力」、困ったときに「相談する力」を養い、安心・安全な消費者市民社会を担う人材を育てることに意義があると、専門家が述べております。

各学校でも既に消費者教育が進んでいることを評価するとともに、さらなる推進をお願いいたします。

次に、主権者教育についてお伺いします。

選挙権年齢を「18歳以上」に引き下げる改正公職選挙法が平成27年6月に成立し、日本の選挙権年齢はようやく世界水準に達したとありました。国立国会図書館が調べた199か国・地域のうち176か国・地域では18歳まで——16歳、17歳も含んでおりますけれども——そのぐらいの国が18歳で選挙権を付与されております。

平成28年の参議院選から「18歳選挙権」が導入されました。日本の有権者となる18、19歳の未成年者は約240万人、日本の政治課題は若者の未来と直結しており、政党や我々議員も、若者の声に耳を傾けて政策を決めることが重要だと

思います。

県内の各学校で主権者教育が行われているかと存じますが、社会の一員としての自覚を養い、政治への参加意識を高めるための教育であり、選挙の投票率向上につなげるのが狙いですが、「国や社会の問題は、自分の問題として考え、判断し、行動する。そういう若者をつくる教育が必要である」との我が党の論調です。

そこで、改めて県立高校における主権者教育の現在の取組状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高等学校の主権者教育につきましては、全ての生徒が公民科の授業において、政治や選挙について学習するとともに、マニフェストや選挙公報を活用した模擬投票や、総務省が作成した副読本を活用した授業を行うなど、工夫した学習活動に取り組んでおります。

また各学校では、教職員の中から任命された主権者教育推進リーダーを中心として、年間を通じた主権者教育の企画立案も行っております。

例えば、選挙管理委員会と連携して、実際の投票に近い形式で生徒会選挙を実施したり、生徒総会で身近な問題を議論したりするなど、様々な教育活動により、主権者意識の向上に取り組んでいるところであります。

○重松幸次郎議員 若者の政治参加が未来発展の鍵となります。取組をさらにお願ひいたします。

さて、衆議院選挙が近づいてまいりましたが、全体の投票率も低下傾向にある中で、若者の投票率が低調なままであります。

特に10代。10代のうち、親元を離れて進学や

仕事を始めた19歳の投票率が特に低いようです。

10代の若者の投票率が低いことについて、知事の認識をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 10代の若者の投票率につきましては、選挙権年齢引下げ後、初めての選挙であった平成28年の参議院選挙におきましては、本県の18歳、19歳の投票率は35%程度でありましたが、令和元年の参議院選挙では20%程度まで落ち込んでおり、年代別で最も低くなったところでもあります。

若者の声により政治に反映されることを期待して選挙権年齢が引き下げられた経緯を踏まえ、大変残念な結果であると受け止めております。

このため、今後とも教育委員会や選挙管理委員会など関係機関が連携し、より一層、主権者教育や若者への選挙啓発に取り組んでいくことも重要であると考えております。また私自身も、県の政策や一政治家としての思いなど、SNSも含めながら丁寧に発信していくことで、県民が政治を身近に感じ、政治参加につながるように努めてまいります。

選挙は、国民が主権者として政治に参加し、その意思を反映させることのできる基本的かつ最も重要な機会でありますことから——近く衆議院選挙も行われる予定であります。また、様々な自治体の選挙もあろうかと思っておりますので、若者をはじめ県民の皆様には、国や自治体のよりよい未来のために、ぜひとも貴重な一票を投じていただきたいと思いますと考えております。

○重松幸次郎議員 本当に国政だけではなく、様々な地方議会選挙でも投票率が年々下がっていく状況でございます。

壇上で紹介しましたように、スウェーデンの

取組——若者が日本でも2割、3割の投票率しかないのに、スウェーデンでは8割と先ほど紹介させていただきましたが、どうか国も地方も一緒になって、この投票率の向上に向けて検討していきたいと考えております。今後とも引き続き、主権者教育と啓発活動に力を入れていただきますように、お願いいたします。

最後の項目で、警察行政について警察本部長にお伺いいたします。

国家や犯罪集団などによるサイバー攻撃の脅威が世界中で高まっており、日本も対応を急ぐ必要があると警鐘を鳴らしています。

インターネットを通じてコンピューターシステムに不正に侵入し、被害を与えるサイバー攻撃。その中で近年、特に深刻化しているのが、「ランサムウェア」と呼ばれるウイルスを使ったもののようです。

ランサムウェアに感染すると、データが暗号化されて使えなくなり、暗号を解除するための身の代金を要求する画面が表示されます。

アメリカでは今年の5月、国内最大級の石油パイプラインがランサムウェアを使ったサイバー攻撃を受け、5日間の操業停止に追い込まれました。日本企業でも昨年6月、自動車大手ホンダの社内ネットワークでランサムウェアによる障害が発生し、世界6か国の11工場が生産を停止したと、ネットで記事を読みました。

県内でも、どこで重要インフラ事業者に対してサイバー攻撃が起こるか、監視や対策が必要です。県警のサイバー攻撃対策について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 県内において、重要インフラ事業者に対するサイバー攻撃事案と明確に把握している事案はございません。

県内でサイバー攻撃と思われる事案を認知し

た場合には、警備部外事課と生活安全部サイバー犯罪対策課が、情報通信部情報技術解析課と連携しながら所要の捜査を実施して、被害の拡大防止に努めているところであります。

警察では、重要インフラ事業者等に対し、サイバー攻撃の未然防止を図ることを目的として、個別訪問によるサイバー攻撃に関する注意喚起及び情報提供、宮崎県サイバーテロ対策協議会による情報セキュリティ研修会や、サイバー攻撃事案発生時の対処訓練、サイバー攻撃の予兆把握のためのサイバーフォースセンターによる重要インフラ事業者等のウェブサイトの確認などを実施しております。

○重松幸次郎議員 まだ事案が確認されていないということですが、体制をしっかりと強化していただいて、備えていただきたいと思えます。また、その人材を育てていかれることもお願いいたします。

本年6月、千葉県八街市で、トラックが下校中の小学生の列に突っ込み、子供たちが犠牲になる悲惨な事故が起きました。

今回のような事故を二度と起こさないためにも、通学路の危険箇所を徹底的に洗い出す取組は重要だと思います。

まず1点目に、昨年の通学時における子供の交通事故の現状についてお伺いいたします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 昨年、県内では、通学時における中学生以下の子供の交通事故が48件発生し、50名が負傷しています。

負傷の程度は、軽傷者が44名、重傷者が6名で、死亡事故の発生はありませんでした。交通事故の形態は、自転車乗車時の事故が最も多い状況です。通学時における子供の交通事故は、ここ数年減少傾向にあります。

○重松幸次郎議員 事故は減少傾向にあり、幸

い死亡事故の発生はなかったとの答弁で、ほっといたしております。ですが、事故を起こさない取組が願ひであります。

今後の通学路の安全対策等について、再度、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 警察では毎年、春と秋の全国交通安全運動に併せて、道路管理者や学校関係者、地域住民等と連携し、通学路を中心に交通安全総点検を実施しております。

これに加え、先般発生した千葉県八街市の痛ましい事故を受けまして、教育委員会、学校及び道路管理者と連携し、通学路における合同点検を実施中であります。

今後、点検結果を踏まえ、警察といたしましては、地域の実情に即した交通規制の実施や見直し、交通指導取締りなど、必要な対策を実施していくこととしております。

○重松幸次郎議員 よろしくお伺いいたします。

我が党も、政府が今回、実施を表明した通学路の合同点検について、これまでも通学路の総点検と改善が行われてきたものの、事故が後を絶たないことを踏まえまして、合同点検を要望しております。子供の視点、また地域住民の声を徹底的に重視して、安全確保につなげていただくよう訴えております。

県においても、関係者一体となって安全対策の取組をお願いいたしまして、質問の全てを終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時45分散会

9月15日（水）

令和3年9月15日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山下寿	（同）
7番	窪菌辰也	（同）
8番	脇谷のりこ	（同）
9番	佐藤雅洋	（同）
10番	安田厚生	（同）
11番	内田理佐	（同）
12番	日高利夫	（同）
13番	中野一則	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームひびか）
15番	有岡浩一	（郷中の会）
16番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
17番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
18番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
19番	井本英雄	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	外山衛	（同）
22番	山下博三	（同）
23番	右松隆央	（同）
24番	西村賢	（同）
25番	二見康之	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	野崎幸士	（同）
34番	徳重忠夫	（同）
35番	日高博之	（同）
36番	星原透	（同）
37番	蓬原正三	（同）
38番	丸山裕次郎	（同）
39番	濱砂守	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	佐藤隆司
選挙管理委員長	茂雄二
代表監査委員	緒方文彦
人事委員会事務局長	福嶋清美

事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高民子
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 議案第26号追加上程

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決、及び議案の委員会付託であります。お手元に配付のとおり、知事から議案第26号の送付を受けましたので、本案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第26号を上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきまして、国において、まん延防止等重点措置の適用を9月30日まで延長することが決定されました。これを受け、県では、9月13日から30日までの当該措置に係る対象地域として、感染状況が高止まりしている宮崎市を指定するとともに、県独自の緊急事態宣言を、まん延防止等重点措置の終期と合わせて9月30日まで延長し、飲食店等に対する時短要請についても、全市町村を対象に延長したところであります。

県民の皆様の御協力により、新規感染者は減少傾向にありますが、現在の医療提供体制の厳しい状況を踏まえ、今後、できるだけ早期に日常生活を取り戻すためにも、今、ここで中途半端に対策を緩めてリバウンド、感染再拡

大のリスクを残すのではなく、最大限の感染防止対策を継続、徹底することにより、十分に鎮静化を図っていく必要があるものと考えております。

県民の皆様、県内の事業者の皆様には、引き続き大きな御負担、御不便をおかけし、誠に心苦しい限りではあります。県民の命と健康を守るため、そして、そのためにも地域の医療体制をしっかりと維持していくため、県議会をはじめとする県民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

追加提案いたしました補正予算案は、今般の国のまん延防止等重点措置及び県独自の緊急事態宣言の期間延長等に伴い、必要となる経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計50億1,823万円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は6,792億5,396万4,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金49億9,612万4,000円、諸収入2,210万6,000円であります。歳入財源のうち、49億円余は、国の地方創生臨時交付金及び緊急包括支援交付金を活用しております。

以下、補正予算案に計上しました主な事業について御説明いたします。

まず、新型コロナに係る療養体制の強化を図るため、自宅・宿泊療養者の重症化予防に対応する臨時の医療施設を運営するための経費を、また、自宅療養者に対し、医師・看護師の電話や訪問による健康観察を行うとともに、食料や生活用品の配付を強化するための経費を、さらに、医療機関における抗体カクテル療法の公費負担に要する経費をそれぞれ計上しております。

次に、まん延防止等重点措置等の期間延長に

に伴い、感染拡大防止のための飲食店等への時短要請協力金のほか、事業者支援としまして、時短要請により大きく影響を受ける飲食関連事業者等を支援するための経費を、また、行動要請等に伴い影響を受けている県内全域の事業者に対し、支援金を上乘せして支給するための経費をそれぞれ計上しております。

以上、今回提案しました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○中野一則議長 ただいまから一般質問に入ります。まず、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。通告に基づいて、まず、知事の政治姿勢について質問をしてまいりたいと思います。

御承知のように、先日、アフガニスタンの反政府勢力タリバンが大統領府を占拠し、ガニ大統領が国外に脱出して、同政権は崩壊いたしました。この事態が痛烈に示しているのは、同時テロに対する、アメリカを中心とした同盟国が20年間にわたって強行した対テロ報復戦争が、いかに愚かな誤りであったかであります。戦争、武力によってテロをなくすことはできないことを証明いたしました。

日本共産党は、当時、同時多発テロ直後の2001年9月、テロを「国際社会全体に対する攻撃」であり、「世界の法と秩序に対する攻撃」であると糾弾するとともに、その野蛮なテロへの対処は、軍事報復ではなく、国連憲章と国際法に基づき、国連が中心となり、容疑者の告発、必要な制裁法による裁きを通じた解決を

求め、各国首脳に書簡を送りました。

この20年にわたる国連憲章も国際法も無視した軍事報復の行動は、アフガニスタンでの民間人4万7,245人、アフガン治安部隊6万600人、タリバン側が5万1,000人、米軍が2,448人の犠牲となりました。この戦争は、テロ根絶のための大義を損ない、国際社会に分断と亀裂をもたらし、さらにテロを拡散させるものとなりました。

テロに対してであれ、大規模な軍事報復に訴えることは、今日の国際社会が承認している原則に合致しているものでないことを、国際社会の教訓として肝に銘じるべきだと思います。

アフガニスタンにおける対テロ報復戦争についての知事の認識について伺いたいと思います。

後は質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

アメリカ同時多発テロから20年が経過し、その間の対テロ戦争によって、民間人も含めて相当な数の犠牲者が出たことは、誠に痛ましいことと受け止めております。

アフガニスタンからアメリカ軍が撤退したわけではありますが、あの報道で目にいたしました、離陸しようとする飛行機に多くの人々がしがみつく様子、大変胸が痛む衝撃的な光景でありました。現地では、いまだ混乱が続いているようであります。

今後、アフガニスタンを孤立化させることのないよう、国際社会が連携して、平和的手段により、平和と安定に向けて取り組むことが望ましいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○来住一人議員 この報復戦争についての評価については、今述べられませんでした。残念で

す。

この報復戦争の犠牲になった方が、合わせて16万1,300人に及んでいるわけですが、この数には、イギリスなどアメリカ同盟国の数は含まれておりません。この方々には名前があり、家族があり、そして人生がありました。決して数だけで表現してはならないと思います。

バイデン大統領も、反省はありませんでしたが、「他国をつくり変えるために大規模な軍事作戦を実施する時代は終わった」と、このように述べました。本当にこのことを決して忘れてほしくない、このように思います。

台湾海峡の安全を日米同盟の任務に位置づけましたが、これとも深く関連して、F35Bの新田原への配備が計画されていることは間違いありません。F35Bの配備計画に対する知事の評価をお聞きしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 外交・防衛は、国の責任において進められるものでありますが、現在の我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえますと、F35Bの導入を含む防衛力の強化が必要であるという国の判断には、一定の理解をすところであります。

しかしながら、新田原基地へのF35Bの配備により、騒音問題の深刻化や基地が攻撃対象となるリスクが高まるのではないかとといった不安の声が、県民から寄せられているところであります。

私としましては、配備計画について、地元市町の意向を最大限に尊重するとともに、県民の安心・安全を確保する立場から、県民の不安解消につながる具体的な施策の実施や迅速な情報提供につきまして、引き続き強く求めてまいります。

○来住一人議員 代表質問の岩切議員の質問に

対してもそうでありましたが、今日も知事の最初の内容は、つまり外交・防衛は国の専管事項であって、政府が適切に処理するものと。こういう答弁は、これまで何回も聞いてまいりました。この知事の答弁というのを突き詰めていくと、外交・防衛については、政府に対して白紙委任する、こういうことになると思います。

県民の中には、F35B配備への賛否はいろいろあると思いますが、白紙委任している人は一人もいないと思います。

この点からも、知事の今の答弁、つまり国の専管事項だから、分かりやすく言えば何も言えないと、そういう態度は、自治体の長としての任務を放棄している、これに等しいと思います。

F35Bの配備によって、新田原が攻撃の対象になる、そういう心配が県民の中からも出ています。これに対して、国に対応を求めているけど、まだそれが示されていないという旨の発言も以前ありました。

新田原を守るために、新田原を攻撃してくるものに対して、これを迎撃するミサイルを政府が県内に配置する計画を持つなら、これも白紙委任するということになります。私は許せないと思います。

そして、このF35Bの配備は、今話しましたように、中国を念頭にしていると思いますけど、中国、北朝鮮に対して軍事対応を優先するなら、このように際限のない軍拡競争になります。日本共産党は、中国に対して堂々と国際憲章や国際法を守れという外交努力を尽くすことこそが重要であると、このように思います。

知事は、防衛省に対して情報を求めておりますけど、国の専管事項だとして、白紙委任して

いる状態でありますから、防衛省はまともな情報開示はしないと、このように私は思います。

新富町長が配備を認められたということでありますが、知事が白紙委任している状況でありますから、町長も知事を超えることはできないのかと思います。ただ、首長だけで決めるはならない、そういう重大な問題であることを強く強調しておきたいと思います。

米軍ヘリの不時着問題について、危機管理統括監に1点確認をいたします。

7月25日に、天候不順で新田原に着陸し、その後米軍整備士が新田原に到着したと聞いておりますが、いつ、どこから、何名の整備士が来たか報告を受けているかどうかを確認します。

○危機管理統括監（小田光男君） 今回の米軍ヘリの新田原基地への駐機につきましては、天候不良のため臨時的に行ったものと伺っております。

九州防衛局からは、駐機した際に機体トラブルが発見され、米軍の整備士が整備したとの報告を受けました。

しかしながら、この整備士が、いつ、何名、どこから来たのかについては、九州防衛局においても承知していないとのことでありました。

○来住一人議員 整備士が来たというのは、天候不順ではなかったのではないかと。このことが容易に推測できます。

また、不時着した米軍ヘリがプロペラとハブを交換したということですが、これは軽微なものではないというふうに思います。まさに重大な事故に直結したことが予想されると思えます。こうしたことが、県民の命を預かる県知事に一切報告なしに日常的に進められているということは、まさに主権国家と言えないと思

います。日米地位協定の改定を強く求めていきたいと思えます。

この問題に関連して、県警本部長にお聞きする予定でありましたが、割愛させていただきました。御了解よろしくお願ひします。

次に、新型コロナウイルス感染症について質問いたします。

オリンピック・パラリンピック開催をめぐって、知事の認識と、かなり開きがあると感じました。知事は、外国選手団・役員等の感染者の数が少なかったと述べて、メダルの数を多く取得したことなど、手放しに評価をされていたように聞きました。

政府分科会の尾身会長は、「無観客であるにせよ、オリンピックを開催するのは普通ではない」と、このように述べました。普通ではないということは、異常だということです。

多くの専門家が、8月には新規感染者が2万人を超えると警告しておりました。国民には、4人以上での会食をやめろとか、不要な外出をするなと求めておきながら、五輪は強行する。国民に逆のメッセージを発しておりました。第5波となったのは、これらが大きな要因であったことは間違いありません。そのために、菅首相は国民の支持を失って、政権を投げ出したのであります。

五輪を手放しで評価するのは、現実とも国民の思いともかけ離れ、さらには県民に自粛を求めている知事の責務からもかけ離れていると、このように思います。

政府は、第5波を招いたことは反省せず、中等症の人は自宅療養という方針をとりました。まだこれを撤回していないと思えます。医者に脈もとってもらえずに家で亡くなる人が出てま

いました。まさに医療崩壊であります。何に増しても国民の命を守る、これを最優先にすることをしっかり確立していないと思います。

県内においても予断を許さないことは、知事をはじめ、発言されてまいりました。また、病床確保をはじめ、療養体制確立のために努力されていることを理解いたしております。

基本的なことを確認しておきたいと思いますが、ウイルス感染者やその家族が希望するならば、入院または宿泊施設で治療することを基本に置くべきだと思いますが、福祉保健部長の所見を伺いたしたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 患者の療養先につきましては、国の基準や通知を踏まえまして、患者の症状や基礎疾患などの重症化リスクの有無、家庭内感染のおそれなどを医師が個別に判断して決定しており、入院が必要と判断された方については、入院対応としております。

また、直ちに入院が必要ではないと判断された方につきましては、国の通知では、自宅療養を基本とするとされておりますけれども、健康管理の必要性に加えまして、家庭内感染のおそれや独居での不安など、自宅療養ができない事情等がある方については、宿泊療養施設での療養としていただいております。

なお、自宅療養の方については保健所が、宿泊療養の方については施設に常駐している看護師等が、毎日、適切に健康管理を行う体制を整えております。

○来住一人議員 全国的にもそうですけど、県内においてもワクチン接種が今5割というところでありまして、ワクチン接種希望者にワクチンが実際に接種されて行き渡るのは、10月末か11月というようにお聞きしております。です

から、ワクチン接種頼みでは絶対駄目だと思います。やっぱり、PCR検査などを同時並行で進めることが本当に重要ではないかと、このように思います。

私は基本的には、希望する人はいつでも、どこでも、何度でも検査が受けられるように対象を広げる必要があると思いますけど、部長の所見を伺いたしたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県では、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、保健所の積極的疫学調査の中で、感染者の濃厚接触者等に対して行政検査を行っております。

また、発熱等の症状がある方につきましては、地域の医療機関において、保険適用検査により、早期に検査できる体制を整えております。

さらに、感染拡大の端緒が見られる場合には、繁華街や高齢者施設などを対象にして、一斉検査を実施しているところでございます。

このように、感染拡大防止の観点からは、感染状況と関わりなく、希望する全ての人を対象にした検査は行っておりませんが、保険適用外で検査のできる医療機関について、希望する方には御紹介しているところでございます。

○来住一人議員 7月の段階では、感染者ゼロという日が何日かあったと思います。結局、それがまた8月になると大変な数になってきたわけですけど、やっぱりそういう点では、検査というのは非常に重要だというふうには思いますから、ぜひ進めていただきたい。

子供や生徒と日常接触している教職員、それから保育士さんなどのワクチン接種は、子供を守る上でも大変重要だと、このように思います。職種などでの接種の状況は把握されていな

いそうです。また、把握するのが難しいんだろうと思います。

実際に教職員の皆さんにワクチン接種を推進するというのも、確かに機械的にはいかない。やっぱり接種するには、それぞれ本人の自由意思というのがありますから、決してそれを強制するものではありませんけど。いずれにしましても、先生たちに接種がしっかり行き渡るといえるのは非常に大事ななと思います。この点での教育長の答弁を求めたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 今般の新型コロナウイルス感染症の第5波では、小・中・高校生を含む若年層への感染が拡大しましたことから、県教育委員会として、学校における感染拡大防止に向けて、周知や啓発を行っているところであります。

特に教職員のワクチン接種は、感染拡大を防止し、安心・安全な教育環境をつくる上で有効な対策の一つでありますことから、ワクチン接種の加速化に向け、全ての教職員に対しまして、県の大規模集団接種や市町村ごとの個別接種を勧奨しているところであります。

○来住一人議員 先生方は本当に忙しい方々でありますから、なかなか接種の機会というのは大変でしょうけど、ぜひそこはよろしくお願ひしたいと思います。

農業行政について質問をいたします。

コロナ危機は、稲作にも顕著に表れておりまして、今年の米価が暴落することが予想されております。

早期米で、仮渡しは昨年の半分という地方も出ております。それは、コロナ危機によって、外食産業などでの米の需要が減少し、在庫米が増え続けていることにあります。

現段階で政府は、米価暴落には何の手も打と

うとしていないのが現実であります。普通作米の価格がどうなるかはこれからであります。落ち込むことは容易に予想がつくと思います。深刻な事態になるのではないのでしょうか。

米価暴落に対する県としての対策を伺いたいと思います。農政水産部長の答弁を求めます。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 国内の米の需要が、高齢化や食の多様化等を背景に減少傾向にある中、コロナ禍での外食需要の急激な減退が加わり、民間在庫量の増加による取引価格の低下が懸念されているところでございます。

このため、県としましては、本年産米の需要拡大に向けて、県産農畜水産物応援消費推進事業等を活用した早期米キャンペーンや、飲食店と連携した県産米の消費拡大に向けた取組を支援しているところであります。

また、将来にわたって米を基幹とする水田農業の維持・発展を図るため、高収益作物と組み合わせた輪作体系の導入やスマート農業技術の導入など、生産の効率化に向けた取組を支援するとともに、セーフティーネット対策として、農業経営収入保険等への加入を促進してまいります。

○来住一人議員 米の在庫がずっと増え続けているのに、政府は、ミニマムアクセス米は、全量77万トン輸入いたしております。77万トンというのはどのぐらいの量かなと。宮崎県における米の生産量は、おおよそ7万5,000トンでありますから、県内の生産量の10倍強を輸入していることになります。国内では減反転作を強要しながら、輸入すると。米価暴落を防ぐためには、政府が在庫米を買い入れて、市場流通から切り離すということをしなければ、米価は下落を続けていくんじゃないかと思います。

そして、そうやって市場流通から切り離して

いくことと、さらに、このコロナ禍の中での生活困窮者や学生、こういう方々に政府米を届ける。もちろん、ミニマムアクセス米の輸入を制限する、そういう措置をすることを求めていかなければならないと思いますが、こうしたことを政府に申し入れる考えはないのか、部長の所見を伺いたいと思います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 国内の米の需給調整は、需要に応じた生産を基本に、民間主体の取組に移行しており、作柄やコロナ禍による影響を見極めつつ、在庫を抱える産地が主体となって、米の調整保管等の取組を行っていくものと認識しております。

また、政府備蓄米やミニマムアクセス米の制度については、国内の需給バランスに影響を与えないよう運用されており、その変更については、慎重に取り扱うべきものではないかと考えているところでございます。

このため、WC S用稲や加工用米の作付拡大などにより、需要に応じた生産を行っている本県としましては、国に対して、しっかりとした需給調整が行われるよう、在庫調整が必要な主産県への働きかけを要望してまいります。

○来住一人議員 昨日も食料自給率の問題が議論になりました。その自給率を高めるために、例えば規模を拡大するとか、さらには、法人化だとかいうことなどが言われております。しかし、それは、農水省が全国にそれを発して、どこの県もそうやってやってきた。そのやってきた結果、37.17%に今の自給率が落ち込んでいます。ですから、その方法では自給率は上がらないということが、これも歴史的に非常に明白になってきていると思います。

日本で米があり余って大変なのに、農家は大変なのに、77万トンも輸入してくる。これはど

こか間違っています。本当に間違っていると私は思います。

次に、環境問題について質問いたします。

国際的な気候変動対策、脱炭素社会への移行を求める世論の高まりの下で、化学燃料の使用を縮減し、脱炭素社会に移行していくことは避けられなくなっております。

日本共産党は、先日、「気候危機を打開する日本共産党の2030戦略」を発表いたしました。温室効果ガス排出を2030年度までに50%から60%削減するというもので、省エネと再生可能エネを組み合わせるというものであります。

再生可能エネルギーへの転換の一つとして、太陽光発電は重要なものであり、我が党も重視いたしております。同時に太陽光発電は、その多くが林地を大規模に開発して形成されるものであり、地域とどう共生するかが、全国的にも重大な問題となっております。

再生可能エネルギーは、本来、その地域固有の資源であり、地域住民の利益につながるべきものであって、安全であり、地域住民との共生が大前提となります。ところが、実際には地域外の大手事業所による大規模な開発が全国各地で進められております。

まず報告を求めたいのは、平成24年度以降、風力と太陽光発電のために林地開発の許可を出したのは何件で、林地開発面積は幾らか、また、許可した件数の中で、申請法人の代表が県外のもの何件か、環境森林部長の報告を求めたいと思います。

○環境森林部長（河野譲二君） 平成24年度以降、風力発電と太陽光発電を目的とする林地開発の許可を行った件数と面積は、今年の8月末現在で57件、約646ヘクタールであり、そのう

ち、代表者が県外の方の件数は38件であります。

○来住一人議員 皆さんがつくっている宮崎県林地開発許可制度取扱要綱の第2条、申請書及び添付書類の4項に、計画書の内容は次のとおりとするとして、28項目が掲げられております。その中の(11)は、開発区域隣接所有者及び周辺居住者の同意書、(24)開発行為の施行工程を示す書類となっておりますけど、このことに間違いありませんか。

○環境森林部長(河野譲二君) 要綱にはそのように規定しております。

○来住一人議員 この計画書は、隣接者の同意書や施行の工程表などから構成されているということになります。

現在、宮崎市高岡町内山の林地約17.4ヘクタールに太陽光発電所の建設が進められております。切土が106万7,000立方メートル、盛土が約105万3,000立方メートル、この盛土は、例の熱海の10倍になります。建設地に隣接する土地を耕作している方から相談を受けたのでありますが、この方は同意をされておられません。県は、同意されていないということを承知されているでしょうか、答弁を求めます。

○環境森林部長(河野譲二君) 個別の案件についての具体的な内容は、お答えを差し控えさせていただきますと思いますが、通常、隣接所有者の同意の状況は、申請書において確認しております。

○来住一人議員 個別案件だから答弁できないということではありますが、この事業の本質、それから人権に関わることでありますので、答弁されないことに対して、私は納得はいたしません。ただ、議会の止めることは本意ではありませんので、続けていきます。

それでは、開発許可申請が提出された際、同意書がそろっているのか、これを確認しないのでしょうか。

また、同意がないものについては、同意を得る努力をするように、申請者に対して指示しないのでしょうか、確認します。

○環境森林部長(河野譲二君) 林地開発許可制度におきましては、開発区域内の森林の所有権や地上権等、土地を使用する権利を有する者からの同意は全て得る必要がありますので、申請書において確認しております。

また、隣接所有者等の同意につきましては、許可の要件にはなっておりますが、林地開発許可制度の円滑な実施を図るため、可能な限り同意を求めているところであり、その旨、指導しております。

○来住一人議員 可能な限りとはなっていないですよ。あれは飾りものですか。隣接者の同意書が必要だというのは、あなたたちが決めているんですよ。あれは飾りものですか。飾りものじゃないと思いますよ。

同意を得ないまま工事を行うことは、地域住民との共生に背を向けており、これに県が手を貸していることになります。この隣接者の御老人は、曾祖父をはじめ、祖先伝来の墓地が知らない間に壊されて、墓石もどこかに持っていかれた。抗議をすると、墓石だけは持ってきたというのでありますが、私も現認をいたしました。曾祖父からずっと、その奥さん、おじいちゃん、その奥さん、そのものが置かれてありました。亡くなった方に対する冒瀆だと思います。許せないと思います。

林地開発許可基準では、「開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十

分な容量及び構造を有するえん堤等の措置を適切に講ずる」と、このようになっております。

切土、盛土合わせて200万立米を超える土砂を動かすのでありますから、建設中も、さらには建設が完了後も、土石流などの災害は絶対に発生させてはなりません。そのために工程表の提出を求め、これを含めて開発許可を出しております。

しかし、最も重要な調整池2つは、昨年6月に出来上がっていないなければならないのに、第2調整池はまだ手つかずの状況であります。許可基準で規定しているように、開発行為に先行して設置しなければならないことは明白です。このことを条件に許可したのでありますから、調整池ができるまで工事を中止させるべきではありませんか。答弁を求めたいと思います。

○環境森林部長（河野譲二君） 個別の案件についての具体的な内容は、お答えを差し控えさせていただきますと思います。

なお、通常、県においては、林地開発許可に当たり、調整池等の防災施設について、優先的に工事を実施するよう指導しておりますが、例えば、地域住民から当初計画の変更要望があり、事業者において工事工程の見直しが必要となるなど、やむを得ない理由がある場合は、災害の危険性がないよう、別途、仮設の調整池などの防災措置を講じていることを確認の上、工事の継続を認めております。

○来住一人議員 第2調整池については、住民の皆さんから場所がよくないというのがあって、変更するという話があったと聞いております。しかし、第1調整池は、まだ事実上、手がついていない。出来上がっていないのが実際であります。

そうすると、許可を出すときに、工程表とい

うのは非常に重要だと思います。私は、素人ですけど。とにかく、台風シーズンや、この夏の集中豪雨があるときには、少なくとも調整池ができておかないと、土木工事はできないと思います。土木工事をするんだったら、冬場にするというのが普通だと思います。

そういう意味で、工程表は非常に重要だというふうに思います。その工程表どおりに物事を進めていないんですから、これを許していることになります。

現に台風シーズンとなりました。今日、どこでも線状降水帯が発生いたします。この建設地に時間当たり70ミリの雨が2時間降り続けますと、雨水だけでも2万4,300トンになります。仮の沈砂池を設けていると言われておりますけど、土石までとなりますと、大変な量になります。これを受け止めることができるのか、これも個別だから答弁できないんでしょうか。県民の命に関わることです。教えてください。

○環境森林部長（河野譲二君） 個別の案件についての具体的な内容は、差し控えさせていただきますと思いますが、なお、調整池が計画されている開発許可の現場では、調整池が完成するまでの間、仮設の沈砂池や調整池等を設置する場合があります。

この仮設の調整池等について、例えば、宮崎地域で工事に1～2年を要する場合は、1時間当たり約113ミリの雨に対応した規模・構造等となるよう指導しておりますので、仮に1時間70ミリの雨が2時間降り続いたとしても、耐え得るものと考えております。

○来住一人議員 今、113ミリと言われました。70ミリだったら2時間降ったら140ミリです。3時間降ることだってあります。この土石流を受け止められないということになります

と、どういうことが起こるかといったら、土石流となって一気に尾谷川を下り、大惨事になることは容易に想像できます。工事完了後も、盛土したところの地下水の水抜きがしっかりされないと、これも重大なことになります。盛土工事に合わせて、水抜きの立て坑や導水管を敷設し、調整池につなぐことになっていると思います。専門家の話によると、この工事は、盛土の転圧工事がしっかりされていないのではないかと、このように強調され、話されておりました。私も前屋敷議員と、3回、4回現場を見に行きました。

高岡町の中心地は、平成30年9月30日、床上73戸、床下71戸の水害を受けました。建設地の雨水は、尾谷川と内山川に流れ込むことになっておりますけど、尾谷川の下流の方に伺いますと、そこの屋敷は、川の土手の天井よりも50センチ高いところがありましたけど、その家でも床上まで上がって、船で救助されたそうであります。大淀川の水位が上がると水門を閉じるために、あふれた尾谷川の水が高岡の町内にも流れ込むということでありました。

林地開発においては、支流の区域だけでなく関係する住民を広く捉えて説明会を開くなど、納得と理解が必要です。

また、工事完了検査もなく工事中であるのに、太陽光パネルの設置を始めているそうではありますが、このようなことは他県では絶対認められていないということでもあります。

このようなことが発生しないように、独自の条例を制定する自治体が増えております。岡山県をはじめ4県、市町村では153の自治体が条例を決めてつくっております。県条例制定のお願いをしたいと思っておりますけど、知事の所見を伺いたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 再生可能エネルギーの取組が加速する中で、近年、全国的に、地域住民が太陽光発電施設の設置に関して懸念を示す事案が見受けられ、今、御指摘がありましたように、岡山県など4県において、地すべり防止区域への設置などを規制する条例、確認的な内容での条例が制定されております。

国においては、固定価格買取制度に関するガイドラインにより、関係法令の遵守のほか、地域住民への説明会を開催することなどを推奨するとともに、現在、関係法令のチェック体制の強化や改善措置等について、検討が行われているところであります。

太陽光発電施設の設置に当たりましては、防災や環境保全、景観等に配慮することが重要でありますことから、県におきましては、森林法に基づく林地開発許可など様々な関係法令に基づき、規制を行っているところであります。

今後とも、関係法令の適切な運用に努めるとともに、こうした国等の動向を注視してまいりたいと考えております。

○来住一人議員 終わりますが、私の感想ですけど、とにかく今のような県の対応のやり方をしていたのでは、僕は必ず被害が起こるというふうに思います。ぜひ条例などについても研究を進めていただきたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 次は、日高利夫議員。

○日高利夫議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。自由民主党の日高利夫であります。通告に従い、順次質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、新たな農業振興対策についてであります。

国の「食料・農業・農村基本計画」に基づき、食と農のつながりの深化に着目した官民共同の新たな国民運動である「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」がスタートすることとなりました。コロナ禍の中、地球規模の気候変動、世界的な人口爆発、国際情勢の不安定化などにより、改めて明らかになった我が国の食料輸入依存体制の脆弱性やアフターコロナに向け、いま一度、国民が食と農の大切さを考え直すための国を挙げての推進運動であります。

食の安全保障、フードロス問題など、自国での地産地消の再整備とも言える運動であり、大いに歓迎すべきであると、私は期待しております。半世紀以上、遅々として進まぬ食料自給率向上対策にもしっかりと取り組んでいただきたいところでもあります。

一方、コロナ禍ではありますが、少しうれしいニュースもありました。令和2年度の本県農水産物の海外輸出額が72億円で、9年連続で過去最高を記録したこと、令和元年度の全国市町村別農業産出額において、都城市が877億円で初の全国1位となったことなどなど、さらなる本県農業振興に元気の出るニュースでした。

そこで、改めて知事にお伺いいたします。

アフターコロナを見据えた我が国における本県農業の役割、食と農の今後の取組について、知事の熱い思いをお伺いいたします。

壇上の質問は以上とし、以下の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

本県は、宮崎牛や完熟マンゴーといった全国に誇るトップブランドを有し、全国第5位の農業産出額を誇る、また海外への輸出も伸びている、そういう状況にあります。

コロナ禍において、食料の安定供給に係るリスクが顕在化する中で、国内における食料供給産地としての果たすべき役割というものが非常に高まっているものと認識しております。

こうした食料の安定供給機能に加えまして、脱炭素社会の実現など、環境に対する意識の高まりとともに、「いのちと暮らし」を支えるかけがえのない価値を有する本県農業の重要性はますます高まっているものと考えておりまして、県民の皆様と共有しながら、次の世代につなげていく責務があるものと考えております。

一方で、農業は、担い手や労働力の減少、激甚化する自然災害や家畜の伝染病などの様々な課題やリスクにも直面しているところでありまして、オール宮崎でこうした課題やリスクへの対応をしっかりと進めるとともに、デジタル技術の積極的な活用や、コロナ禍で芽生えた田園回帰・国産回帰などの変化をチャンスと捉え、新たな生活様式に対応した新ビジネスの創出を図るなど、アフターコロナにおいても、日本の食と農を支える産地としての役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。以上であります。 [降壇]

○日高利夫議員 ありがとうございます。

ただ、少々気がかりなことがあります。本県の令和元年度の農業産出額は3,396億円で、6年連続の全国第5位でしたが、第6位の熊本県との産出額の差が、平成29年度には101億円あったものが、令和元年度には32億円と迫っております。その原因はどこにあるのか、今後しっかりとした検証をお願いしておきます。

次に、「みどりの食料システム戦略」について伺います。

我が国においては、本年、みどりの食料システム戦略を策定し、先ほどのニッポンフードシ

フトと並行して、中長期的な観点から、食料の調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組や、カーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進することとしたものです。

本戦略では、2050年までに目指す姿としまして、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現、化学農薬使用量の50%低減などを示しており、まさに国は、日本の農林水産業の持続的発展に向けて、大きくかじを切ろうとしていると感じたところであります。

今後、県が長期計画を推進する上で、みどりの食料システム戦略は大きな後ろ盾になるものと期待しております。

では、県は、みどりの食料システム戦略をどのように評価し、今後、八次長期計画においてどのような取組を進めていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 「みどりの食料システム戦略」は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現するための2050年を目標とする国の長期戦略であり、今後の農業政策の柱になる大変重要な戦略であると考えております。

また、本年4月にスタートした本県の第八次長期計画においても、「持続可能な魅力あるみやぎ農業」の実現を目標として掲げており、みどりの食料システム戦略の理念や取組の方向性と一致しているものと考えております。

このため、第八次長期計画の目標の実現に向け、環境負荷の低減に配慮した、ICTやロボット技術等の活用によるスマート農業の推進や、畜産バイオマスイエネギーへの転換、有機農業の拡大などに積極的に取り組んでまいります。

○日高利夫議員 この、みどりの戦略では、2050年までに耕地面積に占める有機農業を实践する農地面積を25%（100万ヘクタール）に拡大するとしております。

私の地元綾町においては、昭和63年から「自然生態系農業の推進に関する条例」を制定し、全国に先駆けて、有機農産物をランクづけする独自の認証事業により、有機農業を推進しております。

自然や農業を核に、さらに観光を組み合わせた町のイメージづくりを推進し、近年は県外からの移住者も増加傾向にあり、その中には有機農業への就農を目的とする人も出てきております。

有機農業は、これからの農業の持続性を確保するという観点はもとより、特産品づくりの観点からも多くの可能性を秘めた農業であり、綾町は、既にその先駆的な取組を実践してきているところであります。

そこで、本県における有機農業の普及状況について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 有機農業は、生物多様性の保全や地球温暖化の防止につながる農業であり、乾燥冷涼なEU諸国を中心に拡大しておりますが、日本は高温多湿な気候で、病害虫や雑草が発生しやすいことから、その面積は、耕地面積の0.3%、約1万2,000ヘクタールと、普及が進んでいない状況にあります。

本県では、豊かな自然を守り、町民に良質な農産物を提供するという観点から、全国の先駆けとなる綾町の地域ぐるみでの取組をはじめ、ニンジンやショウガなどの露地野菜を中心に取組まれております。

また、近年では、輸出に向けた茶の有機栽培への転換が拡大傾向にあり、令和2年4月時点

で、67の農林事業者が耕地面積の0.6%、全国5位となる394ヘクタールで取り組んでおります。

○日高利夫議員 この戦略は2050年を目標にしておりますが、みどりの戦略におきましては、次世代につながる有機農業の技術を確立し、オーガニック市場を大幅に拡大することを目指すこととしております。

オーガニック宮崎、食の旅とか、そういうイメージでしょうか。本県におきましても、積極的に有機農業を推進すべきと考えております。

今後、有機農業の普及に向けてどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 有機農業は、環境への負荷軽減とともに、多様化する消費ニーズに応えることで、産地や地域の魅力向上にもつながりますことから、本県においても推進しているところであります。

このため、第八次長期計画において、有機農業の取組面積を523ヘクタールに拡大する目標を掲げ、推進の基本的な考え方や施策の展開方向等を示した「宮崎県有機農業推進方針」を策定したところです。

今後は、この方針に基づき、産地を支える人づくりとして、科学的根拠に基づく実践者の育成を図る技術研修会の実施や、売れる商品づくりとして、有機農業者と実需者等をつなぐネットワークの構築に取り組むこととしております。

さらに、国の技術開発の状況等も注視しながら、本県の気候、土壌条件に適した技術の実証を進め、持続可能で魅力ある有機農業の普及に努めてまいります。

○日高利夫議員 本県の有機農業は、既に歴史を積んでおります。本県農業と観光の振興、農

村回帰などの取組に、綾町の長年の有機農業の営農技術を生かしていただくよう、本事業への早期の取組をよろしく願いしておきます。

次に、葉たばこ廃作農家の支援対策についてであります。

宮崎県葉たばこ耕作組合においては、JTとの協議の下、3回目となる県内葉たばこの廃作募集を本年8月末に実施しました。健康志向の高まり、加熱式たばこ市場の拡大などにより、在庫増大に伴う需給バランスの確保のため、1反当たり36万円の廃作協力金を措置することですが、今回の葉たばこ廃作申込みの結果と、今後の本県の葉たばこ生産の見通しについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 今回実施された廃作申込みの結果を取りまとめた宮崎県たばこ耕作組合によりますと、現時点で、本年産の栽培者数257戸の46%に当たる118戸から申込みがあり、廃作面積は、38%に当たる173ヘクタールと、大きなものとなっております。

廃作を申し込んだ農家に県が行ったアンケートでは、年齢別では、60代以上が63%、規模別では、平均作付面積1.8ヘクタール未満が74%となっております。高年齢で作付面積の少ない農家が多くなっております。また、廃作の主な理由としましては、後継者がいないことや、廃作協力金があることなどとなっております。

なお、申込みどおりの廃作が行われた場合、令和4年産の葉たばこ栽培は、139戸、286ヘクタールとなる見通しであります。

○日高利夫議員 予想以上の申込みだったと思います。葉たばこ生産は、昭和の米の減反政策時代に、水田の転作作物として定着したこともありますが、本県は平成9年から平成20年まで、全国1位の栽培面積を誇った本県農業の基幹作

物でもありました。時代の趨勢であります、今後の廃作農家の経営転換が気になるところであります。

県としては、廃作申込みをした農家、葉たばこを継続する農家をどのように支援していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 廃作を申し込んだほとんどの農家は、農業を継続され、複合経営で取り組まれている露地野菜等の作付を拡大する経営計画であると伺っております。

このため県としましては、営農を継続する農家に対し、関係機関と連携して、経営相談や栽培技術の支援など、個別の状況に応じたきめ細かな対応を行いますとともに、国庫事業の活用による品目転換に必要な機械導入などの支援に努めてまいります。

また、葉たばこは、減少見込みではありますが、第八次長期計画にも位置づけているとおり、土地利用型作物の基幹品目の一つでありますことから、引き続き、JTやたばこ耕作組合と連携して、地域の中心的な担い手であります葉たばこ生産者の支援に取り組んでまいります。

○日高利夫議員 申込者は60歳代が多いとはいえ、まだまだ現役世代の高い営農技術を持った皆さんです。今後の経営転換をしっかり後押ししていただき、農業の担い手を失うことのないよう、また、本県たばこ生産のさらなる生産体制の強化も併せてお願いし、次の質問に移ります。

次は、今回で3回目の質問となります綾北川の問題です。

これまでは濁水対策としておりましたが、今後は表題を「綾北川に清流を取り戻す対策」と改め、1年でも早く清流を取り戻せるよう活動

を続けてまいります。

地域の皆さんに活動状況を報告するたびに、多くの方々からお叱りの声、現状を憂える御意見をたくさんいただくことがあります。「せっかくユネスコエコパークのまち綾の大自然に憧れて、ついこの住みかを築いたのに」と。治水・利水・災害防止により、下流域の住民の安全安心のために建設されたダム、それがなぜ清流を濁すことになるのか、先祖代々、綾町に住んできた人はもちろん、移住者の皆さんにとっても理解できないとの声もあります。

このような状況の下、県関係部署と綾町長、町議会から9名、綾漁協から6名、総勢25名で、熊本県境の多良木町までの現地調査を実施いたしました。

そこでまず、7月に実施した綾北川の現地調査の成果について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 綾北川の7月の現地調査につきましては、令和2年1月の調査に引き続き2回目となりましたが、綾町長をはじめ町議会議員、地元漁協の方々など、多くの関係者に参加していただいたところであります。

今回は、上流域における山林の状況を調査したところ、目視できる範囲には、濁水発生の要因の一つである崩壊地等は確認できませんでした。数日前の大雨の影響により、ダム上流の本川及び支川において濁水の流入が確認できたところでもあります。このため、今後は、ダム上流域に位置する熊本県の関係者とも連携し、調査を行う必要があると考えております。

県としましては、今回のような現地調査は、地元の意見を直接伺うことのできる有意義な機会でもありますことから、今後も継続し、関係

者の皆様と情報を共有してまいります。

○日高利夫議員 今回の濁水対策には、大規模な出水直後に、熊本県を含むダム上流域の山腹崩壊等による土砂が河川に流れ込んでくることから、濁水発生箇所を特定していく必要があります。

一方、地元漁協からは、「以前は、綾北ダム・古賀橋ダムの土砂を濁水時に撤去していた。どうしてダムの底の土砂を撤去しないのか」との強い要望もありました。県としては、土砂のしゅんせつは大きな効果は期待できないとの見解のようですが、これは改めて、専門的知見を確認する必要があると考えます。

また、「大雨時に行われるダム放流は、一度の濁水放流により数か月という単位で影響が残り、水質悪化を引き起こすだけではなく、河川に生息する魚類の減少等を招き、遊漁券を販売する漁協の収入にも影響を及ぼしている。稚魚の放流も、濁り水のためにその生息を確認することすらできていない。到底、このような現状を受け入れることはできない」と、綾・国富両漁協も我慢の限界といったところまできております。

では、熊本県側との協議も含めた、綾北川に清流を取り戻すための今後のスケジュールをどのように考えておられるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 綾北川における濁水に関しましては、上流域の山腹崩壊等が要因の一つと考えられることから、現在、平常時及び出水後に、ダム上流域の本川と濁水の流入が想定される支川の合わせて7か所において、濁水調査を実施しております。

また、崩壊等の発生状況を広域的に把握するため、昨年度の調査より範囲を広げ、熊本県側

を含む流域全体について、航空写真による調査・解析業務を今月発注することとしております。

今後は、これら2つの調査結果を活用して濁水発生箇所を把握した上で、熊本県を含む関係機関との検討会を年内に開催し、植林や崩壊地の緑化など、具体策について協議を進めてまいります。

県としましては、今後とも、関係者と連携しながら、綾北川の濁水軽減に向けて取り組んでまいります。

○日高利夫議員 ありがとうございます。濁水山腹崩壊の発生源を特定し、熊本県側を納得させられる十分なデータの収集を、しっかりとお願いしておきます。

綾北川にも一日も早く清流を取り戻すことができますよう、熊本県を含む関係機関との協議に向けて、しっかりと準備を進めていただきますよう強く要望し、次の質問に移ります。

次は、SDGs、教育と健康、福祉の観点から質問いたします。

まず、不登校問題児童生徒へのオンライン学習支援についてであります。

GIGAスクール構想が全国展開される中、本県においても、小中学校・県立学校の情報端末配備が既に完了したとのことですが、まず、県内の公立小中学校等における1人1台端末を活用したオンライン学習の現状と課題について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県内の公立小中学校等におきましては、全ての学校で、8月末までに1人1台端末の導入が完了したところでございます。

端末の自宅への持ち帰りを可能としている市町村では、子供たちが自宅で学習支援アプリを

活用して問題を解いたり、休校になった場合にもオンラインで授業を受けたりするなど、オンライン学習への取組が広がりつつあります。

一方、課題としましては、家庭に端末を持ち帰った際の破損やトラブル等に対するルールづくり、通信環境が整備されていない家庭への支援及び、一人で端末を操作することが難しい低学年児童に対する対応などが挙げられます。

○日高利夫議員 ありがとうございます。

いただいた情報では、平成26年度から令和元年度までの5年間の不登校者数は、高校では0.77倍と減少したものの、中学校では1.33倍に、さらに小学校では123人から337人に、5年間で何と2.74倍です。四捨五入すると3倍の増加ということになります。現在のところ、コロナ禍の影響はないとのことですが、今後さらに増大するのではないかと、大変心配をしております。

I C T化は不登校児童生徒の学習支援に大きなチャンスと考え、昨年度は、県内一円の不登校のオンライン学習支援を質問いたしました。その後、全国においても、コロナ禍の影響でオンライン授業が加速しているようです。では、本県のI C T活用による不登校児童生徒への学習支援の取組はどのような状況か、教育長にお伺いいたします。

○教育長(黒木淳一郎君) I C Tの活用による不登校児童生徒への学習支援につきましては、文部科学省でも、不登校児童生徒に対する多様な適切な教育機会の確保のための取組として推進しております。

本県におきましても、昨年度、2つの自治体が国のモデル事業に参加し、議員御指摘の不登校児童生徒への学習支援を行ったところであります。

その中では、通信環境が整備されていない家庭への支援の在り方や、子供だけで継続して自宅でオンライン学習に取り組むことの難しさなど、課題も見られております。

今後は、各市町村教育委員会と連携し、I C Tを活用した不登校児童生徒へのよりよい学習支援について研究してまいります。

○日高利夫議員 昨日の質問にもありましたが、宮崎市内のフリースクールからも、「どうしてももっと行政は私たちの活動を支援してくれないのか」との御意見もいただいております。私からも、ぜひ民間支援の強化をお願いしたい。

しかし、市町村営の適応指導教室も、民間のフリースクールも、まずその場所に通所できることが前提です。不登校の多くは家から出ることができない子供たちです。この子供たちの学習支援をどうするのか。そのために、県が主体となった、県内一円の不登校のオンライン学習支援体制の整備を考えていただきたい。民間委託も含め、改めて検討をよろしく願いしております。

次は、ひきこもり対策です。

ひきこもりの状態にある方やその家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えています。生きづらさと孤立の中で日々葛藤していることに思いを寄せながら、しっかりと受け止める社会をつくっていかねばなりません。

そこで、ひきこもりの現状を把握するため、平成30年7月に初めて県が実施した「宮崎県のひきこもり等に関するアンケート調査」では、601人という具体的なひきこもり数が報告されております。あれから3年がたちました。この平成30年度に実施したひきこもりに関する調査の結果を受け、県はどのような取組を進めて

きたのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県の調査では、ひきこもりの期間は10年以上が最も多く、また、年代別では40歳代、50歳代が多かったほか、その経緯は、離職や病気、不登校など様々でありました。

このようなことから、ひきこもり地域支援センターでの取組に加えまして、ひきこもりの長期化・高年齢化が社会的孤立などを引き起こす、いわゆる「8050問題」や支援の現状について県民の理解促進を図るため、昨年度、インタビュー形式の動画を作成いたしました。

動画では、ひきこもりを経験された方のほか、精神科医師や就職困難な若者を積極的に雇用している企業の方などに出演していただいたところでもあります。

また、ひきこもりに関する様々な相談に対応するため、LINEを活用したワンストップ相談窓口を開設したところでもあります。

○日高利夫議員 ありがとうございます。

調査の概要を見ますと、601人のうち、ひきこもり年数では10年以上が172人で28.6%、約3分の1を占めていますが、何年になるか分からないが27.1%もあります。さらに、ひきこもりの理由が分からないも、33.4%です。

つまり、調査をした民生委員さん方にも、その実態がよく分からないということです。したがって、この601人という数字には大いに疑問が残ると、私は感じております。ぜひ、3年から5年ごとぐらいに調査を継続して実施していただきたいと思います。まずは現状の把握です。

このような実態も含め、ひきこもりは身近な地域での支援が重要であると考えますが、県はこのような支援にどう取り組むのか伺います。

また、民生委員・児童委員と連携した支援に

ついてどう取り組むのか、併せて福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県では、ひきこもり地域支援センターでの支援のほか、各保健所においても、地域での相談対応や、市町村、地域包括支援センターなどの関係機関とのネットワークの構築に取り組んでおります。

さらに今年度は、ひきこもりへの幅広い理解促進を図るため、県民や企業、団体などを対象としたセミナーを開催し、身近な地域での支援につなげることとしております。

また、民生委員・児童委員との連携は大変重要であることから、新たに選任された方々へ、県内のひきこもりの状況や支援策などの説明を行っているところであります。

さらに、今年度から、民生委員・児童委員や地域での見守り活動に関心のある方々を対象とした研修を開催し、「ひきこもりサポーター」を養成することによって、本人や御家族を孤立させない地域社会づくりを進めてまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 ありがとうございます。

持続可能な平穏でぬくもりのある地域共生社会の実現であります。民生委員・児童委員との連携や、ひきこもりサポーターの養成などが大変重要であると考えております。市町村とともに、しっかりと支援体制づくりをお願いしておきます。

次に、ストレスケアについて伺います。

近年、うつ病などで仕事を休む地方公務員が増えていることから、総務省は、全国全ての自治体を対象に、初めて実態調査を進めると公表しました。

うつ病などの精神疾患で仕事を休んだ地方公務員は、一部の自治体を抽出して総務省などが

調べたところ、平成11年度は10万人当たり327人でしたが、令和元年度は1,643人で、この20年で5倍に増えているということです。

最近、子供の休職で悩んでいるという方の相談を受けることもあります。コロナ禍の今後心配です。本県の全体の状況は調査できていないとのことですので、県職員のストレスケアの現状について、これは、まとめて総務部長にお伺いいたしますが、職員のうつ病などの精神疾患による休職者数、特に知事部局の職員と公立学校の教職員について、5年前との比較や年齢別の状況を含め、お伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 令和2年度の職員全体の休職者数は226名であり、このうち、うつ病などの精神疾患による休職者数は152名で、5年前の平成28年度の128名と比べ24名増えています。

精神疾患による休職者につきまして、知事部局の職員は、令和2年度が61名で、平成28年度の33名と比べ28名増加しており、年齢別では、平成28年度は40歳代が16名で最も多かったのに対して、令和2年度は20歳代と50歳以上がほかよりも多く、それぞれ19名となっております。

また、公立学校の教職員では、令和2年度が63名で、平成28年度の70名と比べ7名減少しており、年齢別では50歳以上が最も多く、平成28年度は36名、令和2年度は31名となっております。

○日高利夫議員 知事部局での精神疾患では、ほぼ倍増ですね。また、20代の若者が約3割もいるということですが、続けて質問します。

知事部局におけるメンタルヘルス相談体制の現状と実績について、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村久人君） 知事部局のメンタルヘルス相談につきましては、職員健康プラザ

など県内3地区に、保健師等の資格を持つこころの健康相談専門員5名を配置し、随時、相談に対応しております。

また、精神科医1名及び公認心理師2名をお願いし、専門的立場での定期的な相談窓口を設けているところであります。

さらに、地方職員共済組合宮崎県支部におきまして、県内各地の8医療機関等に相談業務を委託しております。

これらの取組により、職員が利用しやすいメンタルヘルス相談体制を整えているところであります。

なお、これらの令和2年度の相談件数は、延べ1,826件となっております。

○日高利夫議員 相談件数の1,826件、これも結構な件数だと思います。

さらに伺います。

知事部局において、令和2年度に精神疾患による休職から復帰した職員数と職場復帰までの支援対策について、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村久人君） 知事部局における令和2年度の精神疾患による休職61名のうち、当該年度内の復帰者数は31名であり、復帰までの平均休職期間は148日となっております。

精神疾患で休職した職員の職場復帰に当たっては、本人や所属長、精神科医、健康管理医等によって行われる復職支援会議において、復職に向けた試し出勤プログラムの実施と、その結果を踏まえた復職の可否を判断します。

また、復職者を受け入れる所属の職員を対象に、公認心理師等による復帰前職場研修を行い、復帰しやすい職場環境の整備にも努めているところであります。

さらに、復帰後は、こころの健康相談専門員が1年間の経過観察を行うことにより、再発防

止に取り組んでおります。

今後とも、このような取組を通じて、円滑な職場復帰支援を図ってまいります。

○日高利夫議員 約半分は復帰できているようですが、復帰までの平均休職期間は148日、約5か月もかかっているわけですね。結構、長期に及ぶことが心配です。

全体としては、しっかりとした復帰プログラムにより職場復帰が図られているようですが、日頃からのコミュニケーションをはじめ、ストレスチェックなどで、少しでも早めに予兆を察しできるように、特に管理職の方には心配りをお願いしたいと思います。

難関をくぐり抜け、宮崎のためにやってやるぞと、そういう思いで入庁した方ばかりのはずです。どうか長い目で、思いやりのある職場復帰を支援してやっていただきますよう、そして、休職者の中から決してひきこもりを出さないよう、さらなる支援体制の充実をお願いしておきます。

次は、介護予防事業についてであります。

県による介護サービス利用者の推計は、本年度の利用者が5万3,111人に対して、団塊の世代が90歳、団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22年度には6万9,435人と1.3倍に、これに伴い、介護保険給付費も約1,022億円から約1,349億円の、こちらも1.3倍になるとの推計であります。

また、現在の65歳以上の第1号被保険者の平均の月額保険料基準額は、本県が5,955円、全国平均は6,014円です。国は、令和22年度には9,200円に上昇すると推計していますので、年額約4万円の増加、現状の1.5倍以上の保険料が年金から天引きされることとなります。今後、制度そのものが維持できなくなるのではないかと

と大変心配しております。

では、まず、県は3月に高齢者保健福祉計画を策定しましたが、今後の介護事業についてどのような課題があると認識しているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 本県の高齢者人口は、2025年をピークに減少に転じますが、後期高齢者はその後も増加を続けることから、介護サービスを利用する高齢者は増加していくことが見込まれております。

一方で、生産年齢人口の減少が進む中、2025年には介護職員が約2,600人不足すると推計しており、介護人材の確保が最重要課題であると認識しております。

また、2025年には、要支援・要介護認定者は2020年の約5万8,000人から約6万4,000人、認知症高齢者は、同じく2020年の約6万人から約7万人に増加することが見込まれることから、高齢者を身近な地域で支えていくことも大きな課題となっており、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムをさらに推進していく必要があると考えております。

○日高利夫議員 介護人材の確保が最重要課題とのことですが、しかし、現実問題として、生産年齢人口は減少の一途です。どの職種も人手不足が問題となります。

一方、これらの人材不足を補うため、今、介護業界においても、急速にICT化などによる働き方改革が進んでいます。そこで、要介護者等の増加に伴い、介護人材の不足が課題となる中、人材確保対策として行っている、介護ロボットやICT導入支援の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 介護施設等

への介護ロボットやICTの導入は、職員の負担軽減や業務の効率化といった労働環境改善のほか、若い世代への介護の魅力発信にもつながり、介護人材の確保に資するものと考えております。

このようなことから、県では、利用者の状態を常に把握することにより、効率的な部屋の巡回を可能にする見守り機器や、高齢者を抱え上げる際に腰への負担が軽減されるリフト、介護記録を記入する時間が削減できるタブレット端末等を導入する経費の補助を行ってまいりまして、令和2年度の補助実績は、介護ロボットが94事業所、ICT機器が43事業所であり、総額約1億500万円となっております。

今後とも、介護施設等の労働環境改善や人材確保のため、介護ロボット等の導入を支援してまいります。

○日高利夫議員 介護ロボットなどの導入には、いろいろと課題も多いと思いますが、将来的には、介護保険事業の課題解決に大きな力となると思いますので、さらなる取組をお願いします。

次に、県計画では、認知症高齢者人口が令和2年度には約6万人、令和7年度には約7万人、5年で約1.2倍に増加すると予測しておりますが、令和元年度の厚生労働省の国民生活基礎調査では、介護が必要となった原因のトップは認知症で、全体の18%であったと報告しています。

認知症高齢者の介護については、通常の要介護者に比べ、格段の労力が必要になると言われ、介護事業に与える影響が心配されます。

では、今後、認知症高齢者の増加が見込まれ、その対策は重要課題であります。認知症対策に関する県の基本的な考えを、福祉保健部

長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 認知症は、徘徊や妄想など、様々な症状が現れるとされ、ひいては、生活上の混乱や周囲とのトラブルなどにつながり、家族の精神的・身体的負担も大きく、社会全体で考えなければならない課題と認識しております。

このため、本年3月に宮崎県認知症施策推進計画を策定し、認知症に対する正しい理解の普及や、予防・医療・介護等の連携による適時適切なサービスが受けられる環境の整備等に取り組むこととしております。

今後とも計画に基づき、医療・介護・地域の各分野の連携の下、関連施策を総合的に推進し、認知症があってもなくても、できる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができる社会づくりに取り組んでまいります。

○日高利夫議員 今後、認知症高齢者の増加などにより、ますます事業運営は厳しくなってきます。そうならないために、まずは、介護を必要とする高齢者を増やさないこと、介護状態の悪化を防ぐことが重要です。

では、市町村が実施する介護予防のための運動教室等の開催実績と、それに対する県の支援について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 市町村では、介護予防を推進するために、高齢者が年齢、性別、健康状態、関心などに応じて参加できるよう、運動、認知症予防、趣味活動などの様々な教室等が、「通いの場」として開催されているところであります。

このうち、運動を主な活動内容として開催されている教室等につきましては、令和2年3月末現在、県内に1,295か所あり、実人数で、年間

1万9,373の方が参加されております。

効果的な介護予防を行うため、高齢者の状態に応じ、適切な運動が行えるよう指導する専門職が必要であることから、県では、運動教室等に理学療法士や作業療法士を派遣し、市町村の取組を支援しているところであります。

○日高利夫議員 ここで、少々古い話ですが、私の地元の国富町の紹介をさせていただきます。

国富町は、平成24年から平成26年度の介護保険料の基準月額が5,717円と県内最高額、ワーストワンを記録したことを受け、平成24年度から高齢者の健康づくりと介護給付費抑制のための「シニア元気アップ運動教室」を開設し、地域の公民館などで定期的に運動教室を開催しております。

開始から8年後の令和元年には、年間994回、延べ1万3,278人の参加があり、介護のお世話にならない体づくり、認知症予防、ひきこもり対策などを目的に、健康寿命を延ばす介護予防の取組を続けております。

しかし、残念ながら、これらの運動教室が、どれだけ保険料や給付費の抑制につながるのか、そのエビデンスがありません。しかし、私は確実に効果は上がっていると思っております。

ぜひ県には、実績を数値化し、検証できるような、「宮崎モデル」とでも言えるようなソフト開発にも目を向けていただきたい。数値化できれば、目標が設定でき、さらに予防対策は向上するはずです。介護事業のお世話になる時期を、1年でも先送りすること、そんな介護予防の運動教室などは、もう既にほとんどの市町村が実施しているわけでありまして。

そこで伺いますが、介護を必要とする人を減

らすには、介護予防が重要であり、いま一度、原点に戻って、県民運動として積極的に介護予防を進めるべきであると考えますが、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） より多くの高齢者がいつまでも健康に暮らすためには、介護予防活動への参加を促す取組が必要であると考えております。

例えば、高齢者が自らの介護予防のために介護施設等でボランティアを行うと、ポイントが付与されるなどの取組事例もありますことから、参加促進のための事例を収集し、市町村に紹介することで、より一層の参加につなげてまいりたいと考えております。

県では、「健康寿命男女ともに日本一」を目標に掲げ、官民一体となって健康づくりの取組を進めており、健康寿命の延伸に向けて、今後とも、介護予防の重要性について、広く県民の方々に周知を図るとともに、市町村と連携しながら、多くの方々が参加いただける介護予防の取組を積極的に推進してまいります。

○日高利夫議員 介護予防の重要性は、みんな分かっているんですね。ただ、運動教室などの最大の課題は、やはり人材不足です。

国富町では、運動教室の手助けをする町民サポーターを毎年養成してきました。免許も資格もないけれども、我が町の高齢化社会を何とか明るく未来にしたいと、協力を申し出た町民サポーターは、令和2年度で51名に達しました。

県には、このような地域でのサポーターを育てる地域づくりや、地域住民が自力で介護予防の運動教室が運営できるよう、市町村をしっかりと支援し、それを全県下に広げる音頭を取っていただきたい。例えば、「宮崎県シニア元気アップ運動教室」とか、筋力を蓄える「宮崎県

シニア健康貯筋運動」とかですね。県民運動として、全県下で県と市町村と住民が一丸となった介護予防、運動教室が展開できますよう、さらなる検討をお願いし、待ちわびている高齢者の皆さんのためにも、一日も早く運動教室が再開できるよう願いつつ、次の質問に移ります。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

まず、本年6月補正で6億8,100万円の予算が措置された飲食店ガイドライン認証事業、通称「ひなた飲食店認証制度」について伺います。

この事業は、感染リスクが高い飲食を伴う場面での感染を抑制するための感染防止対策資機材の設置を支援する事業ですが、コロナ禍での講習会の義務や、55のチェック項目の認証など、事業の煩雑さにより、申請を見合わせる個人事業主が少なくないと聞いておりますが、このひなた飲食店認証制度について、事業の進捗状況と、申請業務の簡素化や事業遅滞の懸念など事業執行上の問題点はないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 「ひなた飲食店認証制度」につきましては、国の通知を基に、県が定めた認証基準に沿って認証するものであります。

このため、飲食店事業者に、感染防止対策である55項目の基準を理解していただくため、県内各地で講習会を開催し、8月末までに1,837の事業者が受講され、そのうち1,779の事業者が認証の申請をされております。これらの事業者につきまして、現在、資機材の支給後、順次現地確認を行っており、8月末現在、16施設を認証したところであります。

今後、より多くの事業者が申請することができるよう、講習会に加えて、認証基準を丁寧

に説明した動画の配信や、ホームページでの申請を可能にするなど、事業者が申請しやすい環境を整備し、認証の取得促進を進めてまいります。

○日高利夫議員 この事業は、結構ボリュームのある事業だと思います。スピーディーな事業の実施が課題ですが、人的問題で事業が遅滞することのないよう、また、コロナ禍におけるアクリル板などの設置事業は、飲食店にとっては感染防止対策の基本中の基本であります。これは重要な事業であります。漏れなく制度が活用されるよう、しっかりと啓発と事業の実施をお願いしておきます。

次に、宮崎県重症化予防センターについてであります。

本県コロナ禍にあつては、本年8月30日の病床使用率50.5%が、過去最も入院病床の逼迫した日であったと思っています。このときの入院患者数は155人、重症者数は8人。9月13日時点では、入院患者数は91人に、病床使用率も27.8%まで減少したものの、重症者数は8人。昨日、県内では、基礎疾患のある方でしたけれども、初めて50代の方がお亡くなりになりました。依然、予断を許さぬ状況であります。決して気を緩めることなく、感染対策を徹底しなければなりません。

このような中、自宅や宿泊療養者の重症化を防ぐための支援拠点施設として臨時に新設された「宮崎県重症化予防センター」については、開設してから数日がたちましたが、現在の状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 今月10日に運用を開始しました「宮崎県重症化予防センター」は、陽性判明後、宿泊施設や自宅で療養されている方を対象に、軽症から中等症Ⅰの患

者の重症化リスクを低減させる「抗体カクテル療法」や、療養者の体調悪化時の点滴処置などの医療を提供しております。

当該センターで行う抗体カクテル療法につきましては、県央・県南地域の宿泊・自宅療養者のうち、発症日から7日以内で、一定の重症化リスクのある方を対象に、医師の判断により、昨日までに6名に投与を行っております。また、点滴処置につきましては、宿泊施設の療養者の体調悪化時の対応が可能となるなど、宿泊療養施設と連携させた医療機能の強化につながっております。

○日高利夫議員 期待された抗体カクテル療法は、発症から7日以内までの投与が基本であるとのことですが、重症化リスクの約7割低減が報告され、今後も重症化予防の効果が期待されております。あつてはなりません、第6波にも備えて、しっかりと薬の確保と体制の充実に努めていただきますよう、お願いします。

最後の質問になります。

最近、結婚をバックアップするシステムの一つとして、最新の人工知能(AI)を活用した結婚マッチングシステムが、全国の自治体で導入されております。現在、全国では19の県が、九州では長崎、鹿児島が既に実施しています。以前、テレビ放映された、埼玉県庁の少子政策課に確認したところ、開設して3年、1万602組でお見合いが成立、このうち4,114組が交際に発展し、127組が成婚したとのこと。成婚率が低いのが少々気になりますが、人気は上々とのことでした。

みやざき結婚サポートセンターの成婚実績は、6年間で106組です。現在、1,000名の会員登録があるとのこと。では、本県が今年度事業として実施を予定しています、AIを活用

した新結婚マッチングシステムの概要とセキュリティ対策、啓発の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 県では、AIが会員の好みやマッチングデータを基に、相性のよい相手を選び紹介する機能や、自宅等で会員の端末から相手の検索ができる機能を備えた新しいシステムを導入し、マッチング率の向上と会員の利便性の向上を図ることとしております。

また、セキュリティ対策に関しては、サーバーのセキュリティ管理の徹底に加え、新たに2段階認証による不正ログインの防止や、写真データの不正利用防止などを講じ、厳格な個人情報の管理を行うこととしております。

この新システムは、来月に稼働する予定としており、今後、SNSやデジタルサイネージなど様々な媒体を活用したPRを行いながら、ターゲットとする若い世代の会員増加と、さらなる出会いの創出につなげてまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 デジタル化時代にマッチしたシステム、そういう時代になったということでしょうか。

コロナ禍の1年半以上、多くの出会いが失われました。私は大いに期待したいと思っております。たくさんのお出合いをサポートしてやってください。

ただし、本県の結婚サポートセンターでは、開設時の平成27年度に、会員名が漏れるという事故がありましたので、万全のセキュリティ対策をお願いしておきます。

終わりに、何としてでも県民一丸となって、このコロナとの闘いに打ち勝ち、これまでダメージを受けた県民生活や経済の回復に向け、

全力で取り組んでいただくことをお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、外山 衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) では、早速質問に入ります。

いまだに感染の収束が見通せないこのコロナ禍におきまして、長引く外出や会食の自粛、地域経済の落ち込みに伴う生活苦など、多くの県民が疲弊しており、特に将来を担う若者にとりましては、希望が持てない状況にあると考えます。

国におきましては、今年6月に閣議決定されました、いわゆる「骨太の方針2021」におきまして、2025年度のプライマリーバランスの黒字化などの財政健全化目標を堅持するとしておりますが、コロナ禍の中、経済も気持ちも落ち込んでいる状況にあっては、まずは、積極的な財政出動による消費喚起、経済の立て直しが必要であると考えます。

報道によりますと、国の令和4年度概算要求は総額111兆円を超えて過去最高となり、補正予算による追加の経済対策が検討されているようであります。

そこで、本県におきましても、財政健全化は重要であります。この第5波を受けて、感染拡大への対策と将来を見据えた取組を進めるた

めには、積極的な財政出動が必要であると考えますが、知事の考えをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

これまでの新型コロナ対応としましては、地方創生臨時交付金などの国の財源を最大限活用して機動的に予算措置をしてきているところでありまして、いまだ感染の収束が見通せない中、引き続き、状況に応じた適時的確な感染症対策を講じることとしております。

災害への備えや、将来にわたる安定的な財政運営のためには、財政の健全性の維持というものも大変重要であります。議員御指摘のとおり、大きな影響を受けている県民の暮らしを支え、地域経済を再生するためには、機動的かつ積極的な財政出動も必要であると考えております。

そのためにも、必要となる財源につきまして、全国知事会地方税財政常任委員会委員長としての立場からも、国へ強く要望していくとともに、国の令和4年度予算編成や経済対策の動きを注視しつつ、県民の皆様、特に将来を担う若い世代が安心と希望が持てるような宮崎県を築いていくため、必要な取組について、しっかりと検討してまいります。以上であります。

〔降壇〕

○外山 衛議員 若者の間に、将来のことを考えると不安で仕方がないとの思いが広がっているようでありますので、様々な施策によって、明るい展望がもっと開けるよう、よろしくお伺いいたします。

次に、生活困窮者への支援について伺います。

まず、生活保護について伺います。

新型コロナの影響により、経済の停滞が長引く中、離職や失業等によって生活に困窮する方々の増加が懸念されます。

先日、厚生労働省が発表した直近のデータによりますと、今年6月の全国の生活保護申請件数は、昨年6月と比べて13.3%の増となっております。申請件数が増加するのは2か月連続、新型コロナ拡大以降では、1回目の緊急事態宣言が出された昨年4月に次いで伸びが大きかったとのことでもあります。

そこで、本県における生活保護の現状について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県の今年6月の生活保護の申請件数を前年6月と比較しますと、17件、13.2%の増となっておりますが、今年度4月から6月までの3か月間の累計を前年度と比較しますと、同程度となっております。

また、今年6月時点の被保護世帯数は、前年6月と比較して126世帯、0.9%の減となっております。保護停止中を除いた世帯類型別の世帯数では、高齢者世帯が136件、1.6%の増であり、失業者を含むその他の世帯は224件、11.0%の減となっております。

現状では、被保護世帯数の増加傾向は見られておりませんが、新型コロナの影響の長期化を踏まえ、保護申請の動向を注視しながら、保護を必要とする方への迅速な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 続きまして、生活福祉資金について伺います。

国は、休業等により一時的に収入が減収した場合や、生活の立て直しが必要な場合に備えて、緊急小口資金や総合支援資金などの生活福

祉資金特例貸付けを創設し、現在、多くの方が利用しておるようであります。この特例貸付けでは、償還について原則1年以内の据置期間があり、最も早い場合でも来年4月からの償還開始となるように、猶予期間が設けられております。

また、償還時におきまして、なお所得の減少が続く住民税の非課税世帯につきましては、償還を免除することができるなど、一定の配慮が行われておりますが、コロナ禍において、収入が元の水準まで戻らないまま償還が始まってしまいう方も多いと考えられます。

そこで、生活福祉資金の特例貸付けの償還につきましては、社会経済情勢に応じて、償還免除の要件緩和など柔軟な対策を講じるべきではないかと思いますが、県の考えを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 生活福祉資金の特例貸付けは、コロナ禍にあって困窮する方々の生活の安定に大きな役割を果たしている制度であります。今後の償還が、借受人の生活の立て直しの妨げにならないことが重要であると考えております。

そのため、県におきましては、全国知事会を通じ、償還免除の要件について、住民税非課税世帯に限定せず、借受人の収入実態等に基づいて判断を行うなどの緩和策や、償還が困難となった方への償還猶予制度の弾力的な運用などの対策を、国に要望しているところであります。

今後、償還が始まることとなりますが、県では、福祉事務所に設置しております生活困窮者の相談窓口の体制を強化しており、借受人の方々につきましても、一人一人に寄り添った支援を行い、安心して暮らしていけるように取り

組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 もう1点伺います。

生活福祉資金の債権管理について伺います。

生活福祉資金の特例貸付けは、生活困窮者にとりましては大変ありがたい制度ではありますが、貸付けを実施する側にとりましては、償還状況の管理や償還が滞った場合の督促業務などの新たな業務が発生することになります。特例貸付けにかかる債権管理につきましては、各市町村の社会福祉協議会ではなく、県社会福祉協議会が一括して行うとのことでもありますけれども、金融機関ではない県社会福祉協議会にとりまして、大変負担が大きい業務になるのではないかと考えております。

そこで、通常業務に加えて、生活福祉資金の特例貸付けの債権管理業務を行うこととなる県社会福祉協議会に対して、県として何らかの支援を考えているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 生活福祉資金の特例貸付けにつきましては、令和3年9月3日時点で約1万7,000件、約77億円の貸付決定が行われており、今後は、県社会福祉協議会にとりまして、この債権管理が大変大きな業務となってまいります。

このため、県といたしましては、特例貸付けの貸付原資と合わせまして、債権管理のために必要な人員体制の強化などを図るための経費を補助することにより、業務が円滑に行えるよう、支援を行っているところであります。

○外山 衛議員 よろしく願いいたします。

次に、中小企業の資金繰り支援について伺います。

県内中小企業の多くが、新型コロナの影響を受け、売上げが落ち込んだことから、事業を継

続するため、県中小企業融資制度の新型コロナ関連融資を利用しております。企業の資金繰り改善に一定の効果があったようではありますが、コロナ禍の影響が長引く中、措置期間が終了し、売上げの回復も見られなく、先行きも見通せない中での借入金返済は、企業にとっても大きな負担であり、早期の経営安定化を阻害し、事業継続にも支障が生じる企業が増えるのではないかと思います。

そこで、県中小企業融資制度の新型コロナウイルス感染症関連融資の返済状況について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 新型コロナウイルス感染症関連融資の実績は、延べ1万2,710件、約1,811億円で、元金返済を猶予する据置期間を1年以下としている事業者が約半数となっております。融資のピークが昨年5月、6月でありましたので、既に多くの事業者は元金返済が始まっており、厳しい経営環境中ではありますが、返済が始まった事業者は、おおむね計画どおりの返済を行っていただいております。

一方で、業況が回復せず、元金返済が厳しい事業者から、金融機関、信用保証協会に対して、据置期間を延長するなどの条件変更に関する相談もあり、令和3年4月から8月末までの5か月間で、214件の条件変更に応じているところでございます。

○外山 衛議員 現時点におきましては、元金返済の始まった企業の多くは順調であるように思いますが、新型コロナの収束の見通しが立たず、コロナ禍前のような売上げや業況が回復していない状況では、決して楽観はできません。条件変更の相談にも対応しているとのことですが、過重債務と感じている企業も多く、

資金繰りや借入金の返済が困難になる企業は、さらに増加してくると思われま

す。借入金の負担が大きくなっている企業に対しては、借入金の返済について、社会経済情勢に応じて柔軟に対応する必要があると思

いますが、県の考えを商工観光労働部長に伺います。
○商工観光労働部長（横山浩文君） 県では、今年5月に金融機関に対しまして、据置期間の延長や既往債務の返済猶予など、事業者の実情、要望に沿った最大限柔軟な対応を要請したところであり、これまで要請に沿った対応をしていただいております。

また、信用保証協会におきましては、今年7月に、今年度末までに元金返済が始まる約6,800の事業者に対しまして、条件変更の相談受付を案内いたしますとともに、小規模事業者を中心に、電話でのフォローアップや、必要に応じて訪問も実施していくこととしております。

県といたしましては、今年2月に再構築しました中小企業支援ネットワークによりまして、引き続き関係機関と連携・協力しながら、コロナ禍を乗り越え、事業を継続していただけるよう、事業者に寄り添った支援を行ってまいります。

○外山 衛議員 本日、県内事業者支援に係る予算の追加提案もありましたが、経済の再建、そして中小企業等の存続のため、引き続き、国・県・市町村等で十分に連携を図りながら、地域や各業種の実情を踏まえた、きめ細やかで血の通った対策、支援をよろしく願いいたします。

次に、最低賃金について伺います。

先般、宮崎労働局より、宮崎地方最低賃金審議会の答申を受け、今年10月6日からの本県の最低賃金を、過去最大となる28円引き上げ、821

円とするとの発表がありました。これは、国の中央最低賃金審議会におきまして、全国で28円引き上げるとされた目安額がそのまま反映されたものでありますが、コロナ禍で全国的に景気が低迷している上、都市部と地方では、それぞれの地域で置かれている状況も異なっていることから、地域の実情を十分に踏まえて決定すべきものと考えております。

しかしながら、今回の引上げは、コロナ禍で厳しい経営に苦しんでいる事業者には、あまりにも厳しい内容であり、かえって労働者を休業や解雇に追い込むことになる負の面が顕在化するのではと、大変危惧しております。

そこで、新型コロナウイルス感染症拡大による厳しい状況の中、最低賃金が引き上げられることについて、その影響を県としてどう認識しているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 最低賃金の引上げは、労働者の生活の向上を図る上で重要であると認識をしております。

一方で、長引くコロナ禍で先行きが不透明な状況の中、今回の大幅な引上げは、特に経営基盤の脆弱な中小企業・小規模事業者にとって、事業の継続や雇用に深刻な影響を与えかねないものであると危惧しております。

今回の宮崎地方最低賃金審議会の答申では、国に対し、中小企業・小規模事業者の支援を求める内容の附帯決議も行われており、県といたしましても、全国知事会などを通じ、国に対し支援の強化を要請してまいります。

また、引き続き、市町村や商工団体などの関係機関とも連携を図りながら、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化をはじめ、生産性向上に向けた支援や離職者防止対策等に取り組んでまいります。

○外山 衛議員 最低賃金の引上げに反対するものではございません。ただ、社員の生活向上を望まない経営者はいないと考えます。何とかしてあげたいが、残念ながら厳しい経営を強いられている中小企業においては、十分な手当てができないのも現実であります。

全国一律1,000円とか、1,500円という考え方は、環境が整っていない中、理解に苦しむところであります。

例えば、時給200円アップと言いますけれども、仮に100名の社員がいたとして、人件費、社会保険の会社負担等、負担分などを加算しますと、単純に年間数千万円の経費増となり、かなり経営を圧迫することにもなります。

最低賃金審議会には、現状に即した方針の決定をお願いしておきたいと思っております。

次に、PCR検査の支援について伺います。

県では、国文祭・芸文祭の開催などにより、人の流れが増加することを見据え、県外からのウイルスの流入を防止するため、7月から、帰省やビジネスで県外から来県する人や、県外との間を往復する県民に対し、PCR検査の支援を実施しております。私の知り合いにも、この支援を利用した人がおり、好評の声が聞かれるなど、県民の安心感を高める上では、一定の評価ができるものと考えております。

しかしながら、夏休みやお盆のシーズンを前に申込者が多くなり、検査キットの発送の遅れや、検査結果がすぐに来ないなどの問題があったことが報道されたところであります。せっかくの事業が、このような事態で信頼を損なうことになるのは大変残念であり、早急に正常化させることが重要であります。

そこで、県境往来者PCR検査支援事業のこれまでの実績と現在の取組状況についてを、総

合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 県境往来者PCR検査支援事業につきましては、7月1日に事業を開始し、9月12日までに2万2,105件の検査について支援をしておりますが、夏休みシーズンにおきまして、御指摘のように、申込み件数が急増したことにより、検査キットの発送に大幅な遅延等が生じ、利用者の方々に大変御迷惑をおかけいたしました。水際対策を強化し、県民の皆様への安全・安心を確保するための取組に混乱が生じたことについて、深くおわびを申し上げます。

その後は、電話回線の増設やスタッフの増員等を実施いたしまして、現在は遅延等なく、正常に運用されている状況にあります。

本事業につきましては、引き続き県民の皆様へ安心して御利用いただけるよう、改善を図ってまいります。

○外山 衛議員 諸問題に関しましては、正常化が図られたとのことでありますので、ひとまず安心しております。

また、先日の山下寿議員への答弁にもありましたように、県内向けの検査体制の強化も検討されているとのことでありますので、より県民の安心感を高め、事業効果がさらに高まることを期待しております。

次に、まん延防止等重点措置について伺います。

これまでも、県独自の緊急事態宣言等において、幾度となく飲食店等への営業時間短縮を要請し、事業者には大変苦しい対応をお願いしてきたところでありますが、今回の国のまん延防止等重点措置の適用に伴い、またしても、飲食店等への営業時間短縮等を要請せざるを得ない状況となりました。飲食店にとどまらず、本県の

あらゆる経済活動が立ち行かなくなる、まさに瀬戸際まで来ているものと考えます。

今回の措置に伴う要請に従わない事業者に対しましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、命令や20万円以下の過料が科せられる場合があるとのことでありますが、要請に応じない事業者をどのように把握するのか、また、20万円以下の過料で要請の実効性を担保できるのか、懸念をしているところであります。

そこでまず、まん延防止等重点措置の適用に伴う飲食店等に対する要請への協力状況をどのように把握し、要請に応じない事業者に対してどういった対応を行っているのかを、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 国のまん延防止等重点措置が適用されますと、要請に応じない事業者に対して、命令、過料を科すことができますが、国が一定の手順を定めておりまして、命令等を行う前に、その手順に従い様々な手続を行う必要がございます。

具体的には、まず要請への協力状況を把握する必要がありまして、該当する飲食店等の特定を行うため、複数回の調査を行うこととされております。その上で、特定された飲食店等へ戸別訪問や文書通知等を行い、それを繰り返しながら協力要請を行う必要があります。それでも要請に応じただけでない場合には、命令等に向けた手続を行うこととなります。

本県ではこれまで、県及び市町の職員による店舗見回り等により状況把握を行っており、現在、繰り返しの要請に応じただけでない飲食店等に対しまして、国が定めた手順に従って、命令等の手続を進めているところでございます。

○外山 衛議員 大多数の事業者は、一日も早い鎮静化のために、苦渋の決断をして要請に応じていただいているようではありますが、要請に応じない一部の事業者のために、県や市町の職員が、夜遅くまで店舗の見回り等を行うなど、要請の徹底に向けて、日夜地道な活動をされているようでもあります。

そこで、今回のまん延防止等重点措置の適用に伴う飲食店等への要請の効果に対する県の評価を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） まん延防止等重点措置の措置区域であります宮崎市内においては、同措置の適用前には、要請に応じただけでない飲食店等が約60店舗確認されておりましたが、同措置が適用された8月27日には、約20店舗に減少したところであります。その後、戸別訪問等を実施し、協力要請を繰り返したところ、さらに数店舗が要請に応じただけなど、同措置に伴う要請は、一定程度の効果があったものと認識しております。

しかしながら、現在も再三の要請に応じただけでない店舗があることから、引き続き、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 最高でも20万円の過料であれば、過料を支払ってでも営業を継続したほうがましだという考えの事業者が出てくるのも、不思議ではありません。命令や罰則を適用するにも、何度も店舗を訪問し、要請に応じないという証拠を積み重ねなければならないことも、要請の実効性を阻害しているように感じます。

また、通常業務に加えてのコロナ対応で忙殺されている職員の方々に、さらに過度の業務負担を強いることとなる命令等の手順も改善すべ

きと考えます。

県におかれましては、手続の簡素化、迅速化や、要請の実効性を高めるための制度の見直しに向けた議論が進みますよう、今回浮き彫りになった課題等について、国や全国知事会等との情報共有をよろしく願います。

次に、新型コロナ感染状況の公表の在り方について伺います。

県民に対して感染防止対策の徹底を呼びかける上では、県内の感染状況を迅速に、分かりやすく伝えることで、感染拡大の火種をより身近に感じてもらい、危機感を共有することが必要であります。また、県独自の緊急事態宣言などにおいて行動要請を行っておりますが、対策の必要性についての理解と協力を得る上でも、感染状況の的確な情報発信が重要と考えます。

そこで、新型コロナの感染状況について、どのような工夫をして情報提供しているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県民の皆様に対して、県内の感染状況を迅速に分かりやすくお伝えすることは、感染拡大防止の観点から、大変重要であります。

このため県では、感染者が確認された際には、原則毎日、感染症対策室による記者会見を行い、年代や性別、居住地など新規感染者の状況をお伝えするとともに、クラスターの発生状況等について説明を行っております。

また、県独自の緊急事態宣言の発令時等におきましては、知事が直接会見を開いて、県民の皆様に対して行動要請を行うとともに、県内における感染実例について、イラストを用いて具体的に説明を行うなど、マスコミを通じた効果的な情報提供に努めております。

さらに、県のホームページでは、圏域ごとの

感染状況の推移や検査の実施状況などについて、グラフや表を用いて、視覚的に分かりやすい形での情報発信を行っているところであります。

○外山 衛議員 例えば、「宮崎市内事業所でクラスター発生」との発表がありますが、内容が漠然としていてよく分かりません。発生場所を特定するためではありませんが、せめて人数と同時に、陽性者の症状の度合い、入院、医療機関での加療なのか、自宅療養なのかといった程度の情報の発信はお願いしたいと思います。事業所名や詳細を公表できないのであれば、クラスター発生との公表は必要なく、陽性者の発生地域と人数のみの公表でよいのではとも思います。

県におかれましては、引き続き、有効な情報提供に向けた工夫の検討をよろしく願います。

次に、自殺対策について伺います。

今月10日から明日16日までは、全国の自殺予防週間であります。厚生労働省が6月に公表しました「人口動態統計」によりますと、近年、減少傾向にあった日本の自殺者数が、令和2年に11年ぶりに増加に転じております。本県では、官民一体となった取組の成果もあり、平成19年の394人をピークに減少傾向が続いておりましたが、昨年の自殺者数は217名と、前年より27名増加しております。

自殺の背景には様々な原因があると思いますが、長期化しているコロナ禍で、さらなる増加が懸念されるところであります。

そこで、本県における自殺の現状と取組についてを、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 昨年は全国的に自殺者が増加し、本県でも増加した結果、

令和2年の自殺死亡率が全国ワースト2位となったところであり、今年につきましては、現時点では対前年比で本県ではやや減少しておりますが、全国では増加しております。

県としましては、長引くコロナ禍において深刻な悩みを抱える方が増加していると考えており、まずは県民一人一人が、身近な方のつらい気持ちに気づき、声をかけることに取り組んでいただくことが重要であると考えております。

このため、新たに「ひなたのキズナ“声かけ”運動」を開始し、テレビCMやSNS広告に加え、学校の校内放送の活用など、関係機関や団体を通じた呼びかけを強化しているところであります。さらに、ワンストップ相談会の回数の拡充など、相談体制の強化等にも取り組んでおります。

引き続き、1人でも多くの命を自殺から救うため、関係部局や電話相談に取り組む団体などと連携し、普及啓発や相談対応、自殺未遂者の支援などの総合的な自殺対策に取り組んでまいります。

○外山 衛議員 非常に大変なことと思いますけれども、1人でも多くの命を救うために、引き続き地道な取組をお願いします。

次に、学校現場における感染防止対策等について伺います。

若年層での感染拡大が懸念される中、夏休みも終わり、本格的に学校生活が再開となりました。夏休み中も、部活動をはじめとして多くの教育活動が制限されるなど、子供たちに大きな影響を与えました。これからの時期は、学校行事や部活動等の大会を計画されており、学校における感染防止対策が、これまで以上に重要となってくると考えます。

そこで、本県の学校現場における感染防止対

策の現状について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校における感染防止対策としましては、夏休み明けに学校を再開するに当たり、新型コロナウイルスを「持ち込ませない」「広げない」ための取組を強化したところであります。

まず、学校にウイルスを「持ち込ませない」ために、各家庭の協力が不可欠であることから、学校と家庭が感染拡大の危機意識を共有しながら、検温、マスク、手洗いといった基本的な感染対策を徹底することについて呼びかけております。

また、「広げない」対策としまして、抗原簡易キットを学校に配備するとともに、教職員に対しましては、ワクチン接種の加速化に向けて、県の大規模集団接種や、市町村ごとの個別接種を勧奨しているところであります。

○外山 衛議員 次に、各学校において新型コロナウイルスの感染者が確認された場合、その対応に苦慮しているのではないかと推察いたします。

実際に学校で感染者が確認されると、濃厚接触者の範囲を特定したり、臨時休業したり、状況に応じた様々な対応が求められると思われま

す。そこで、せんだって、文部科学省からは、学校で感染者が確認された際の対応に関するガイドラインが示されたと聞いておりますが、この国が示したガイドラインの概要と本県の対応について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 先般、国の示したガイドラインでは、緊急事態宣言対象地域等の学校において、感染者が確認された場合の初動対応や、出席停止及び臨時休業の判断基準等が参考として示されております。

県教育委員会では、これまで、感染者が確認

された場合、保健所に相談した上で、自宅待機や学級閉鎖等の対応を、感染状況に応じて決定してまいりました。

現在は、デルタ株の感染力の強さ等を鑑み、より迅速な対応が必要となることから、福祉保健部と協議を行い、感染者が1人でも確認された場合は、保健所が濃厚接触者や検査対象者を特定するまでの間、校長の判断により、全校の児童生徒を自宅待機とするよう、各県立学校に周知し、市町村教育委員会へも情報提供を行ったところであります。

○外山 衛議員 次に、学びの機会の確保について伺います。

新型コロナの感染拡大を受け、先生方は日々、感染対策に取り組まれているようであります。しかしながら、現在は、子供たちの中にも感染が見られる状況にあり、やむを得ず臨時休業や出席停止等により、学校に行けない子供たちが出てきているようであります。

そのような中であっても、子供の学びの場を、学びの機会を確保することが重要であり、その手段として、これまで県議会でも取り上げられてきた、ICTの活用も有効であると考えます。

そこで、臨時休業や出席停止等により登校できない場合の学びの機会の確保に向け、本県ではどのような対応がされているかを、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、ICTの活用による学習指導を行うために、これまで準備を進めてきたところでありますが、このことは、やむを得ず登校できない子供たちに対しても、学びの機会の確保につながると考えているところであります。

現在、公立の小中学校におきましては、児童

生徒に1人1台端末が整備され、家庭と学校を結んだオンラインでの学習に、各学校が工夫して取り組み始めております。また、県立学校におきましては、民間の学習支援ソフト等を活用した、同時双方向型のオンライン学習や学習動画の配信など、家庭での学習を支援する取組が充実しつつあります。

県教育委員会といたしましては、今後、端末を持ち帰る際のルールを紹介するなど、ICTを活用した取組をさらに広めることにより、子供たちの学びの機会の確保に努めてまいります。

○外山 衛議員 もう1点伺います。最後に、教育長の思いについて伺います。

新型コロナが拡大し、いわゆる第5波が続く中で、子供たちにとりましても、本来は楽しいはずの夏休みも、行動要請等もあり、十分な思い出づくりもできなかったのではないかと、胸を痛めております。子供たちにこうした我慢を強いている中で、子供たちの健全育成は大変重要な課題であり、教育委員会の果たす役割は大きいと考えます。

そこで、このようなコロナ禍にある子供たちに対して、どのような教育を行っていくのか、教育長の思いを伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 新型コロナウイルス感染症の拡大は長期に及んでおりまして、様々な学習活動の制限など、子供たちの学校生活にも大きな影響を与えていることが残念でなりません。こうした状況におきましても、子供たちが笑顔で登校する何げない日常の様子や、部活動の大会等にひたむきに取り組む姿は、多くの人々に元気や希望を与えてくれると、改めて強く感じたところであります。

今後、子供たちには、コロナ禍で困難やつら

さを経験したからこそ身につけた強さや優しさを生かしながら、これから進む未来に夢や希望を抱き、たくましく道を切り開いてほしいと、強く願っております。

そして、子供たちに寄り添いながら、それらの力を培うことこそが、私たち教育者の使命であると考えております。

○外山 衛議員 教育活動の充実と感染拡大の防止を両立させることは、大変難しいと思います。しかしながら、子供たちにとって、学校は学びの場であるとともに、友達と互いに理解し合いながら人間形成を図る貴重な場でもあります。今後とも、教育行政と学校が一丸となって、子供たちのために頑張ってもらいたいと思います。

次に、カツオ一本釣り漁業について伺います。

今年はカツオの漁獲量は多いものの、外食需要の減退による価格の低迷や燃油価格の高止まり等により、厳しい経営状況にある上、特に操業に欠かせない外国人材の人員確保が深刻な問題になっているようであります。

今年の漁が終わりますと、地域全体の約3割に及ぶ技能実習生の実習期間が満了し、母国インドネシアに帰国したい旨を申し出ているようであります。

一方で、コロナ禍で新規入国ができないため、交代人員が確保できず、来年の漁では人員不足が生じることとなります。この問題に、漁業関係者は大変大きな不安を持っております。カツオ一本釣り漁業の危機的な状況を痛感し、早急に対策を講じる必要性を強く感じております。

そこで、コロナ禍におけるカツオ一本釣り漁業の外国人材の確保に向けた県の取組につい

て、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県のカツオ一本釣り漁業では、船員の約半数が外国人材ありますが、現在、コロナ禍で新規外国人の入国のめどが立たないことから、十分な船員が確保できない状況となっております。

このため県では、関係漁協を通じて、インドネシアで技能実習生の支援を行う「送り出し機関」の協力の下、今年で実習が終了する外国人に対し、実習期間の延長や、令和元年に創設された特定技能制度の活用などを提案し、本県への残留に努めているところであります。また、漁協に対しましては、残留等に係る掛かり増し経費を支援する国等の事業の紹介などを行っております。

今後とも、カツオ一本釣り漁業はもとより、本県漁業において、外国人材を安定的に確保できるように、関係団体と連携して取り組んでまいります。

○外山 衛議員 かなり厳しい状況と感じます。

ちなみに、日南市のカツオ船には、5名から8名のインドネシア実習生が乗船しております。ほぼ全船で帰国希望者がいて、一例を挙げますと、日本人船員13名、実習生5名の構成のところ、4名が帰国を希望していて、実習生1名を含む残った14名での操業は困難であろうと考えます。

実習期間の延長や特定技能制度の活用など、方策はあるものの、結局は実習生本人の意思によるところとなります。

コロナ禍の中、新規入国のめどが立たないとなれば、船主が実習生に延長を説得するしかない、もう1年乗ってもらうように説得するしかないのが現状であります。

日本人船員を確保した場合、国の助成制度があるとのことでありませけれども、日本人の若者が就労することは期待できない、ほぼいないというのが現状であることも認識いただいて、何とかこの難局を打破できるように、尽力をお願いいたします。

最後に、プロ野球キャンプについて伺います。

今年の本県でのプロ野球春季キャンプは、2軍を含め7球団全てが無観客での実施となり、日南市での広島東洋カープの1軍キャンプも行われませんでした。その理由としては、天福球場とその周辺は、ファンと選手との距離が非常に近く、また、県外からのファンも多いことから、新型コロナの感染リスクを考慮したものと伺っております。

球団と県、日南市、日南市民の間で長年培った信頼関係によって、これまで続いてきた日南キャンプでもありますし、知事もゆかりの深い球団でありますので、広島東洋カープの1軍キャンプの再開に向け、積極的な働きかけが必要と思いますが、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 長年にわたり行われております広島東洋カープの日南キャンプは、毎年多くのファンが訪れておりまして、特に最近では、カープ女子が注目されるような人気の高まりの中で、本県や日南市の知名度アップ、誘客を通じた地域の活性化に大きく貢献いただいております。

しかしながら、今年は、新型コロナ感染症予防の観点から、本県での1軍キャンプの実施が見送られ、2軍のみのキャンプとなったところでもあります。その影響があるのかどうか、今年はどうも調子が出ずに、今、最下位に沈んでおり、大変心配をしているところであります。

去る7月、高橋日南市長などとともに広島の球団事務所を訪問しまして、球団オーナーに対して、直接、来年はぜひ1軍のキャンプも実施してほしいという思いと、万全な感染症対策の下、選手、関係者の皆様をお迎えしたいということをお伝えしましたところ、球団オーナーは高校の先輩でもあります、「知事との約束じゃけえ、やるよ」という前向きな言葉をいただいたところであります。

来年は、広島東洋カープのキャンプ60周年という節目の年でもあります。1軍を含めたキャンプが再び実施され、にぎわいが取り戻せるよう、また、来年以降も、日南キャンプの実施と、シーズンの好成績という好循環ができるように、合宿地としての役割を果たすことができるよう、引き続き、日南市などと連携して働きかけを行い、受入れ体制を整えてまいります。

○外山 衛議員 知事も7月に球団を訪問され、オーナーから前向きな言葉をいただいたことでもありますから、ただ、カープのみならず、全てのプロ野球、Jリーグキャンプが、観客を入れて行われることを期待しております。そのための、各球団やチームへの積極的な働きかけをお願いしたいと思います。

最後になりますが、知事に1点、もう今さら言わなくとも十分御承知と承知しておりますけれども、今、宮崎も非常事態宣言下、まん延防止等重点措置地域に指定されております。ただ、これをこのまま続けるのも非常に重要でありますけれども、時に考えるのが、東京や大阪、福岡、大都市と経済環境とか、いろんな脆弱さが全然違う環境にあります、宮崎は。ですから、場合によっては、解除された後の復元力というのに大きな違いがあると思うんです。

ですから、もう十分御承知と承知しておりますが、一

様に都市部と同じような対応ではなくて、どこかの時点で柔軟な対応を考慮されるように知恵を絞ってもらいたいと思っております。

やっぱり懸念するのが、宮崎は、東京、大阪、福岡と同じ環境下にないので、あまりにも足並みをそろえて同じことをやっていると、ちょっと大変なこともあるかもしれません。もちろん、こんなことを今さら私が言うまでもなく、知事、また執行部の皆さんはお分かりだと思いますけれども、十分にそういったことも配慮いただいて、今後の県政の運営をお願いしたいと思います。

以上で全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) コロナは我々人間に何を問いかけているのだろう、コロナが流行し始めた頃、そんな思いを持ちました。

繰り返しになりますが、ちょうどその頃、コロナ対策が本格化する昨年6月県議会冒頭の知事提案理由説明の中で、知事は、「人々の意識や価値観、生き方までもが大きく変容することも予想されます」、これは表現の一部ではありますが、このように表現されました。私は思わず膝を打つ思いでした。

私は気になって、県内9市のそれぞれの首長が当時どのようなメッセージを発しているのだろうか、それぞれの首長の提案説明要旨を取り寄せてみました。私の見落としがあるかもしれませんが、このような表現は見られませんでした。それだけに、知事の先を見据えたそのメッセージは心に残りました。

コロナは我々人間に何を問いかけているのだろう。そんな思いで、議員の皆さんのこれまで

の質問や、それに係る答弁を聞いていますと、心に残るものがたくさんありました。

名前を挙げさせていただきますが、本年の6月議会で、坂口博美議員が以下のように表現されました。

「事実、今回のような危機事象発生時は、巨額の財政出動など大きな政府でなければ責任を果たせようはずはありません。したがって、望むべくは、常に大きな政府の実力を温存しつつ、通常時は小さな政府で事を進めていながら、有事に際しては大きな政府となり危機事象に対応できる政府、すなわち常に大きな政府と小さな政府を併せ持つ行政府の在り方を検討すべきだと思います」と、このように表現されました。

私自身、新自由主義というものに完全に否定的な考えを持っていただけに、このような柔軟な考え方もあるのだと思い、国家の形というものを考える上で一考に値する、大きな心の揺らぎを与えていただきました。

また、MMTの理論についてであります、実は党派を超えて私を指導してくださる井本英雄議員が、ある本を示し、「太田君、この本は読んどったほうがいいぞ」と命令的に勧められ、実際に読んでみて、私も目からうろこでした。財政規律というものを考える上で、MMTは眉唾物と思っていた私にとって、これもまた大きな心の揺らぎを与えるものでした。

このMMTの理論については、右松隆央議員が本年の2月議会できっちり質問されましたので繰り返しません、知事の答弁では次のように述べられています。

表現の一部ではありますが、「MMT理論については、経済政策の論議に幅を持たせる一石を投じたものであると受け止めているところであ

ります」。経済政策の論議に幅を持たせる一石を投じたものであると受け止めているところでもありますとは、うまい表現だなと思いました。

国がコロナ対策で大量の国債を発行する中で、確かにMMTが、今後、経済政策論議の幅を持たせるものとなってほしいと思っていますし、あわせて、超過累進課税などの所得再配分機能や格差を是正する機能をきっちりと導入していただきたいと思っています。

また、歴史認識や人間の心の問題についてありますが、令和元年9月議会で、来住一人議員が次のように表現されています。

「韓国・朝鮮への本格的侵略に乗り出したのが、1894年の日清戦争です。日清戦争に勝利した日本は、朝鮮への清国の影響力の排除を約束させます。翌年10月、公使の三浦梧楼の指導のもと、軍が王宮に押し入り、日本への抵抗の中心であった明成皇后（閔妃）を殺害し、遺体を井戸に投げ込んでおります」。

ああ、そうだったなと思い返し、私自身、身の引き締まる思いでした。

人間というものはすばらしい生き物であり、優しさや人の気持ちをおもんぱかる惻隱の情というものを持っているが、片や、残虐性や狂気も併せ持っている。人間は二面性を持った動物である。だから政治というものは、その残虐性や狂気に依拠して行われてはならない。だから政治というものは、国民にその残虐性や狂気を演じさせてはならない、そう思いました。

今日、ネット上での誹謗中傷、炎上をあおる行為など、日本人の美しさがなくなってきているようで、心悲しむものがあります。

前置きが長くなりましたが、質問しなければなりません。

過去の歴史を振り返り現代社会を見ると、政

治や経済の社会がまたしても、うそっぽくなってきているような気がいたします。

うそというと、こんな話があります。

私が小学校6年生の頃だったと思います、60年前の話です。担任の先生が病気か何かで欠席され、代わりに定年間近のおじいちゃん先生が来られ、私たちの授業を見てくださいました。その先生が、こんな話をされました。

ある村で、うそつき大会が行われ、発表者のみんながそれはそれは見事なうそをつくものだから、審査員の人たちは誰を優勝者にすべきか迷っていたところ、最後に登場した90歳近くの腰の曲がったおじいちゃんが、つえをついて壇上に上がり、たった一言、「俺は生まれてこの方、うそをついたことは一遍もねえ」と言ったそうです。この人が優勝したそうです。

この話をしてくれたその先生は、私たちに、「面白いだろう。な、面白いだろう」と笑いを強要しましたが、10年そこそこの人生経験しかない私たちは、きょとんとして、その笑いの本当の意味が分かりませんでした。今、思い返すと、そのことのほうがおかしくてなりません。

では、質問ではありますが、経済用語に「合成の誤謬」という言葉がありますが、この言葉の意味は、「それぞれ個人の人間が正しいと思って行動したことが、それを足し合わせた合成の結果は、とんでもない結果を社会にもたらすことがある」ということだと思います。

もっと具体的には、例えば、「それぞれの家族が将来のためにと思い貯蓄に励み、お金をためておくと、それを合成した社会全体では消費活動を停滞させ、結果として不況をもたらす」と解釈されるかなと思います。

県も、みやざき行財政改革プランなどを作成し、財政健全化のためのコスト縮減などに取り

組まれるわけですが、県内26市町村も同じように取り組んでおられます。このことがあらぬ結果をもたらすことになるのではと思うわけです。

そこで、知事に質問いたします。

「合成の誤謬」という言葉があるが、政策決定に当たっては、個別の課題への対応だけでなく、全体への影響も考慮する必要があると思うが、知事、どう思われますか。

次に、不可解で理不尽な事件として、本年8月6日、小田急電鉄小田原線で乗客の10名が刺傷されるという痛ましい事件が発生しました。

事件の全容は分かりませんが、報道によると、犯人は、被害者の女性を見て「勝ち組の典型に見えた。幸せそうな人が憎い」とも語っているそうです。

即断で論評することはできませんが、人間の心の中に、勝ち組、負け組という区分、格差をもたらすような何かが、この社会の中に存在しているのではないかと考えてなりません。

私は、派遣労働制なる働き方も、その大きな一因ではないかと思えます。

これまでも私は常々言ってきましたが、派遣労働制なるものは、1986年に導入された当時は、ソフトウェア開発業務など13の業務に限られていました。ところが、規制緩和の波に乗って、2004年に製造業まで派遣できるようになり、今では派遣労働を含む非正規の割合が、働く人の4割まで占めるようになったと言われていきます。

自然を相手とする開発事業などでは、環境アセスメントを行い、その影響を見ますが、同じように、このような派遣労働制なるものを導入する場合、人間の心や社会にどのような影響をもたらすことになるのか、私の造語ではありま

すが、環境アセスメントならぬ「社会的アセスメント」を、その導入に積極的だった国や経団連は、行うべき責務があるのではないかと思うほどです。

そこで、質問いたします。

派遣労働など非正規雇用で働く形態が人間の心に影響を与えていることもあると思うが、知事の所感を伺いたいと思います。

以下の質問は、質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、「合成の誤謬」についてであります。

社会経済の変化や人々の価値観の多様化に伴い、行政課題も複雑化、高度化しております。御紹介いただきました合成の誤謬などのように、個別課題に向けた対策が、全体として予期せぬ結果につながったり、別の分野で問題を発生することのないよう、留意しなければならないと考えております。

例えば、産業分野において、個々の企業が利益を追求するあまり生産を拡大した結果、全体の需給バランスが崩れて価格が下がったり、あるいは、ITシステムについて、個別の分野ごとに最適なものを導入した結果、全体で見ると複雑になり、システム間の連携や統合が困難になるといったような事例が、国のレポート等でも報告されているところであります。

人的資源や財源に限りがある中、緊急性や優先順位を考慮しながら政策決定を行う必要があります。その際には、合成の誤謬等を生じることのないよう、市町村や関係団体等の御意見も伺いながら、常に全体を俯瞰しつつ取り組んでいく必要があると考えております。

また、先ほど外山議員から御指摘をいただき

ました、都市部における対策をそのまま地方部に適用することの課題というところもございます。県民の暮らし、また、地域の実態にしっかりと目配りを行い、総合的な判断を心がけてまいります。

次に、派遣労働など働く形態についてであります。

私は、県民が、多様で柔軟な働き方が選択でき、心豊かに生活できる社会の実現が望ましいと考えております。派遣労働などの非正規雇用も、それぞれのライフスタイルに応じた雇用形態の一つであると認識しております。

一方で、就労期間等が不安定で、賃金が低いなどの様々な課題も指摘されております。このような就労形態を不本意であると捉え、不安を感じておられる方もおられると思います。

このため県では、非正規雇用を余儀なくされている方々などに対し、正規雇用への転換や新規就業を支援するため、キャリアカウンセラーなどによる個別相談の実施や企業とのマッチングなどにも取り組んでいるところであります。

今後とも、国や関係機関とも連携しながら、県民が望むような働き方を選択でき、安心して働き続けることができる社会づくりに取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○太田清海議員 ありがとうございます。

合成の誤謬については、知事から全体を俯瞰してという言葉もありましたように、本当に上に立つ人は、そういう視点を常に忘れないようお願いしたいなと思います。

それから、非正規雇用の関係ですが、本当に様々なライフスタイルがあるということは分かります。

ただ、例えば、自分の息子、娘が仕事に就いたよというときに、非正規でねとかそんなこと

を言われたら、もちろん職業に貴賤の別はありませんけど、親としては、正規雇用に就いてよと言いたくなるところもあります。ですから、ライフスタイルの多様化というのもありますけど、私は、将来の年金とか、いろんなことを考えた場合には、しかるべき仕事に就くように頑張っていたきたいかなとも思います。ありがとうございました。

次に、法人税率を15%以上にしようではないかという国際課税ルールが、今、合意されていくようであります。20か国・地域の財務相・中央銀行総裁会議が、本年7月10日にあったようですけど、そういう最低課税をして税逃れを防ぐ、そんなことで合意がされようとしているのだらうと思いますが、この動きについての知事の所感をお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 本年7月、OECD(経済協力開発機構)が、多国籍企業に対する法人税の最低税率を15%以上とすることと、支店・工場等の物理的な拠点がなくても、事業を行い利益を得た市場のある国に課税権を配分すること、この2点を柱とする新たな国際課税ルールにつきまして、130の国と地域が大筋合意したことを発表しております。

これは、経済のグローバル化、デジタル化が進展する中で、各国による法人税率の引下げ競争や、多国籍企業による租税回避などの課題があることから、10年にわたり議論が積み重ねられてきた、その成果であります。

今回の合意は、国際協調の下で、こうした課題の解決につながる具体的な対策について合意が図られたということで、画期的な第一歩であると考えております。

新型コロナの経済対策など財政需要が高まる今日において、法人課税の適正化が図られ、課

税ベースを確保する方向で議論が進むことを期待しているところであります。

○太田清海議員 ありがとうございます。

画期的な議論が始まっていると、私もそう思います。タックスヘイブンということはずっと私も——せっかく稼いだものをみんなのために使うことはできないのかという思いがあった中、国際的にこういった動きが出てきているということは、本当にいいと思います。

日本の場合ですけど、企業の内部留保というのがありますが、これが9年連続ずっと伸びてきているそうです。現在どのくらいあるかというところだと475兆円。475兆円というところだと、111兆円になるかという今の国家予算の4倍、5倍近いものが企業の中に残されて、もったいないな、これをもう少しみんなのために使ってあげるといいのになという思いも含めて、こういう国際的な課税ルールが新たな進歩をもたらしたことについてはよかったかと、ぜひいい形を取っていただきたいと思っております。

次に、同じく知事に質問しますが、F35Bの問題。これは岩切議員、それから来住議員も質問されました。考え方としては分かりました。県も情報を取ろう、取ろうと努力されていることについては、私も了解いたします。

いろいろな立場で一生懸命、早く県民に知らせないかということだろうと思いますが。今回の情報を見てみると、4月5日の段階で、まだ正式には決定していませんけどという防衛局の発表がありましたけど、結果として、新田原が正式に決定したということになりまして。何か情報操作をされているんじゃないか、あの当時、4月頃に情報をリークしながら県民の反応を見て、結果的に新田原にということになったのではないかと思うわけですが、知事の所感を

伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） F35Bにつきましては、今年4月の初め、国から何ら説明がない中で、あたかも新田原基地に決定したかのような報道がなされ、大変驚いたところであります。

この報道がどのような経緯で行われたかについては承知しておりませんが、県民に大きな不安が広がったことから、直ちに国に対し強く抗議したところであり、国からは、謝罪とともに、新田原基地が有力候補地の一つであるとの説明を事後的に受けたところであります。

県といたしましては、今回のように、県民生活にも影響のある情報について、安心・安全の確保の観点から、県及び地元自治体に対し、迅速かつ丁寧な説明を行うよう求めているところでもありますし、今後とも強く求めてまいります。

○太田清海議員 防衛というのは、知事もよく答弁されますが、国の専管事項であるとか、法律論争でいくと統治行為論ということで、国の高度な政治判断については裁判になじまないもので、裁判所自体がそういう論議から辞退している。ということは、憲法の中で三権分立と言われているけど、司法が判断をしなければ行政の力が強くなると思うんです。

そういうことを考えると、この問題はいずれ、宮崎県から見た場合、地方自治の問題と必ずぶつかってくる。もちろん、これは憲法の問題ともぶつかっておりますけど、地方自治から見た場合どうなのだろうかということにもなるかと思っております。

このことについては、後で時間が余ったら、もう少し説明したいと思うのですが。仲代達也という俳優がいます。あの方は今、88歳です。この方の手記を見ました。

中学校1年生のとき、1945年、ちょうど終戦の5月、焼夷弾が東京にどんどん落とされて、山の手の子の家の家にいたそうです。その焼夷弾の中を逃げ惑っていたら、近所の知っていた女の子が——このくらいという手の仕草をしましたから、中学生から見れば恐らく4歳か、そのくらいだろうと。その子の手を握って一生懸命安全なところに逃げ込んでいった。ところが、気がついてみたら、肘から先のない子の手を握っていた。安全なところに行けたけれども、まだ落ちてくるかもしれない、まだ逃げなきゃいかん。だから子供の腕をほたり投げた。それを思い出して、何であるときせめて腕だけでも葬ってやらなかったのかな、私は何でほたり投げたのかなという——放り投げたということですけどね。

そういう体験を持った人たちがもう80歳以上。その辺の思いもぜひ何かつないでいかないと。日本という国は、名誉ある地位を占めたいと思うと憲法前文に書いてある。名誉ある地位というのは——こんな経験をした日本は、国際社会の中で何か通常の国とは違った主張があるのではないか、そうしなければならぬんじゃないかという名誉ある地位を、この日本というのは求めていかないと。安全保障のジレンマの中で、お互いが分離、拡張して、最終的にはどうなるか分からないという、この社会の中での別な任務があるのではないかなと思ったところでもあります。

次に質問を進めますが、総務部長に、会計年度任用職員についてお伺いしたいと思います。

会計年度任用職員の任用期間や採用者の決定方法など、その制度の実態についてお伺いしたいと思います。

○総務部長（吉村久人君） 会計年度任用の職

は、地方公務員法により、一会計年度を越えない範囲内で、毎年度、その必要性を吟味し、新たな職として設置することとなっております。

また、採用者の決定に際しましては、原則として、毎年度公募を行い、客観的な能力実証を行うこととされております。

県におきましては、これらの考え方を踏まえつつ、現在任用されている職員が、翌年度も同一の職務内容の職への任用を希望する場合には、人材の確保、雇用の安定等の観点から、公募を経ずに当年度の能力実証により、連続2回まで、再度の任用ができることとしております。

なお、公募を経て、客観的な能力実証が行われる場合は、任用回数に制限はありません。

○太田清海議員 それでは、次の質問もしておきたいと思います。

会計年度任用職員の制度運用についての県の考え方を、総務部長にお願いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 会計年度任用職員につきましては、制度導入2年目となり、運用面において課題が見えたところであります。

特に、次年度の採用方針や報酬等の勤務条件に関しましては、会計年度任用職員本人の生活に直接影響を及ぼすことから、事前に十分な時間を取り、本人に丁寧な説明がなされるよう、改めて所属に周知するなど必要な対策を講じ、しっかりと運用してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 分かりました。1年たって、またいろいろ不備があれば対応していきたいというふうな答弁でもありましたが。今聞いてみますと、公募せずに3年かな、そのぐらひは公募せずにいきますということだから、その方は大体3年間は保障されているというような捉え

方もできるかなと思いますが、会計年度任用職員というのは、1年1年が経過することが怖いんですよ。次の年度、私は採用されるのだろうか。だから2月、3月、その頃はもうたまらないですね。

そのことは、10年ぐらい前でしたか、この議会でも言いましたが。母子相談員、当時は嘱託職員だったのでしょうか、その人たちから、「私たちは2月頃が一番心がつらいんですよ。採用されるか分からないから」という相談を受けて、1回ここで言ったことがあります。

会計年度任用職員は大幅改善はされてきていると思いますけれども、1年というのが、やっぱり物すごくつらいんですよ。その思い、1年ごとに首を切られるのではないかというびくびく感、これはできるだけ改善を。何かいい形で、頑張っただけということでは何かしていかれるといいかなと思います。あと、教育委員会のほうでも、そういった話も今から出てくるかもしれませんので伝えておきます。そういう会計年度任用職員の気持ちを考えていただきながら、対応していただきたいと思います。

次は、教員免許状更新制についてであります。右松議員も聞かれましたので、重複を避けながらいきます。教員免許状更新制廃止の理由及び廃止前の更新対象者の取扱いや今後のスケジュールについて、お伺いしたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 国が実施した更新講習についてのアンケートによりますと、最新の知識・技能を習得できたという意見がある一方で、対象教員にとって、講習の時間や費用等が大きな負担となったことがうかがえ、これらが廃止の方針につながったものと考えております。

廃止前の更新対象者への取扱いにつきまして

は、現段階では廃止の時期等が未定であるため、これまでと同様の手続を進めることになると考えております。

教員の資質向上は重要な課題でありますので、県教育委員会といたしましては、今後、国の動向を注視しながら、更新講習に代わる新たな研修体制の構築に取り組んでまいります。

○太田清海議員 私は、この制度が導入されたときに、この制度はまずい制度じゃないかなと思っていました。人間の心のある制度の中で押し込むということは、大変難しいことだと思うんです。恐らく教員の方は、この制度がなくなるということを聞いたときに、心の中ではほっとされたんじゃないでしょうか。そんな思いが私はあると思うんですよ。

そして、こういう制度をつくる場合には——朝令暮改といいますか、つくっても10年したらもうやめましたというような感じのものは、もう少し制度設計するときに、いろいろなことを考えてやらないかんことじゃなかったのかなと思います。

正式には廃止までにはあと2年ぐらいかかるようで、あと2年、廃止が分かっているにもかかわらず受けなければならない人がおるわけですよ。廃止が分かっているにもかかわらず受けなきゃならない、そういう人の気持ちは、何かモチベーションが、ちょっとこたえると思うんですよ。国も新たな研修制度と言うならば、その辺も配慮してあげられるようなものがないかなと思っております。

次に、教員というものは、教育技術に加えて人間性というものが大切だと思いますけれども、管理職による教員の人材育成の在り方について、教育長のお考えを伺いたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 教員には、指導に

必要な知識や技能、高い専門性のほか、教員としての自覚や情熱、加えて、議員御指摘の豊かな人間性を有することが大切でありまして、そのような人材の育成は、管理職の大きな職務であると認識しております。

私自身、校長時代には、先生方に対して、「子供たちに寄り添う指導を」「忙しいときこそ明るく心豊かに」、何より「子供たちの目標、憧れの存在になりましょう」と、教員の人間性の大切さを説いてまいりました。

今後とも、高い指導技術に加えて、豊かな人間性を有する教員の育成こそ私たちの責務であると、管理職に伝えてまいります。

○太田清海議員 分かりました。

校長時代に、そういう対応をされたとのことですが、私は、制度の中で人間の心を追い込むということじゃなくて、今ある校長、副校長、教頭、指導主幹何とかというのがありましたけど、そのような人たちが、新しい職員に対して1対1で、何か問題があれば話し込んでみる。そういう人格の陶冶といいますか、お互いの人格を出し合いながら、こうしたほうが良いよと、そういう学校の人事制度の中でされることが私は一番いいと思うんですよね。高度な技術をつけるためには、全国の情報なんかも知らないかんから、そういう研修も必要かもしれませんけど。私は、今回のこの制度は、どうも政治に翻弄されてしまったような制度ではなかったのかなと思います。

教育長には最後の質問になりますけど、変化の激しいこの社会を生き抜くたくましさを、本県の子供たちにどのように身につけさせていくか。私も20代の頃、この現実社会に入ることがつらいときがありました。何で世の中こんなになっているんだろうと思って、心が崩れたりし

たこともありました。なかなかこの社会は難しいという思いがあるものですから、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 議員御指摘のように、変化の激しい社会、予測が困難な時代におきまして、たくましく生き抜く力を育むことは、極めて重要なことだと思っております。このような時代にあって、今学校では、自ら問いを立てたり、答えが1つではない問いを多面的・多角的に考察したり、多様な他者と協働しながら課題を解決する学習に取り組んでおります。加えて、コロナ禍という困難の中、準備の進んだICT環境の下、情報を正しく見極め、適切に選択、活用していく力も不可欠なものとなりました。今後とも、これらの力をしっかりと培い、「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」を推進してまいります。

○太田清海議員 これまで、例えば、私たちの会派の岩切議員が質問した義務教育修了後の児童の支援の在り方、本当に悩ましい問題ですね。卒業されたらなかなか学校の手が及ばない。しかし気になる。ある先生がこんなことを言っておられます。もう退職した先生なんですけれども。「担任をしている1年間だけの責任を負うというのではなく、その子供の一生にわたって責任があると考えてきました」という手記を頂きました。子供を世の中に送り出そうとするときに、この世の中が立派であってほしいという思いも込めて言われている言葉なんです。教育者はみんなそういう思いだろうと思います。卒業させたら終わりだというようなことではないわけですよね。この子が幸せになるのかなと。「家庭が複雑だったね、この子は幸せになるかな」という思いを持ちながら、先生は頑張っているんだろうと思うんですよね。そう

いうことで、ぜひたくましさ。私自身も中学校3年のときに、ベトナム戦争が激しい頃でしたので、作文に書いて出したことがあるんですよ。「何で大人は戦争をするんですか。先生たちは私たちに友達と仲よくしなさいと言っているじゃないですか。でも、大人は戦争しているじゃないですか」と、これが私の当時の最大の疑問でした。今でもそうなんですけどね。そういう社会の在り方と教育というのは、非常に難しい。しかし、何か変えていかないかんというのがあるのではないかなと思います。

次に、福祉保健部長にお伺いいたします。コロナ対応についてであります。新型コロナウイルス患者の保健所における移送の整備状況や、救急搬送が必要な場合の保健所と消防機関との連携についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 保健所では、感染症法第21条に基づきまして感染症患者の移送を行っており、移送のための車両や資機材につきましては、国の補助事業を活用しまして、必要な整備を行っております。

移送車両につきましては、現在、各保健所の公用車やレンタカーを活用しており、運転席と乗車スペースをビニールで区分けして感染防止の対応をしておりますが、さらに陰圧式のストレッチャー型や車椅子型の感染防止搬送用具を整備しているところであります。

また、消防機関が行う救急搬送につきましては、保健所と消防機関との情報共有、連携が極めて重要であると考えております。このため、国の通知に基づきまして、双方で事前に協議を行っております。原則として、緊急時には、各保健所が消防機関に搬送の依頼をする取扱いとしております。

加えて、症状の変化が見られる自宅療養者に

つきましては、救急搬送が迅速かつ円滑に行えるよう、本人の同意を得て、あらかじめ消防機関に情報を提供しているところであります。

○太田清海議員 私も事務折衝したときに、保健所と消防署とが、本当に水も漏らさぬような対応をされているということは分かりました。ただ、ちょっと不安に思ったのは、自宅療養している人が、ちょっと気分が悪くなった、例えば心臓とかが悪くなったということで、思わず救急隊に電話をして、救急隊はその人がコロナ患者ということは知らずに行ってしまうという。これも問い詰めてみましたが、保健所のほうもできるだけ本人の同意をとって知らせするという対応をしているということですが、水も漏らさぬといった中に、少し、もしかして、そういうような対応——本人が言わないとかいうことで、完全防御で行かなきゃいかんのが、普通の救急隊で行ったりしてしまうと大変ですから、その辺は今後、十分話し合いをしていただきたいと思います。

次に、選挙管理委員長にお尋ねします。期日前投票についてであります。国政選挙における期日前投票者数の状況についてお伺いしたいと思います。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 期日前投票につきましては、投票日当日の投票を原則としつつ、当日、投票が困難な選挙人の投票機会を確保するため、平成15年に導入されました。

期日前投票者数の状況ですが、参議院選挙につきましては、平成16年に9万5,000人余であったものが、令和元年には13万8,000人余に、また衆議院選挙につきましては、平成17年に8万3,000人余であったものが、平成29年には19万3,000人余になるなど、近年は投票者数全体の3割以上を占めておりまして、制度が定着して

いる状況がうかがえるところであります。

近く行われる予定の衆議院選挙におきましては、新型コロナウイルスの感染防止対策が重要となりますが、コロナ禍において投票所に選挙人が集中することを避けるため、期日前投票の積極的な利用呼びかけを検討するよう、総務省からも助言があったところであり、投票日当日の投票参加はもとより、期日前投票の利用につきましても周知してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 本当にこれは、投票率を上げるという意味では、民意を反映させるという意味では必要な制度だろうと思います。原則としては当日、決められた日に投票してもらいたいと思うんですが。というのは、いろいろ不祥事があった場合とか、投票したのにその候補者が何かちょっと変説したとかいったときに、入れて、しまったなということもあるかもしれません。だから、投票日というのを基本原則にさせていただきたいと思うんですが。私たちが候補者として、1週間とか10日間とか選挙運動をして回りますけれども、会ったときに、「もう俺、投票済んじゃった」とか言って、「あんたには入れてないよ」とか言われたりすると、本当ががっくりくるんですよ。だから、そういう意味で大事なことだとは思いますが。親子連れ投票というのを前回聞きました。子供さん、お孫さんとかがちょっと投票所に行くのが怖いというのがあるなら、早く取り除いてやろうかと思って、早く連れていこうかなと思っております。ぜひ、投票率のアップのために頑張っていきたいと思っております。

あと、地元の問題で質問させていただきまず。

総合政策部長にお尋ねします。延岡市に整備

中の県立体育館について、完成後の管理運営方針はどうなっているのか、お伺いいたします。

○総合政策部長(松浦直康君) 延岡市に計画しております県立体育館は、県北地域におけるスポーツランドみやぎの新たな拠点として、大規模大会の開催や競技力向上など、本来の県体育館の役割を十分に果たすとともに、地域でのスポーツ活動や災害時における避難拠点としての役割など、廃止となる延岡市民体育館の機能を引き続き担えるよう整備してまいりたいと考えております。

そのため、新体育館完成後の管理運営方針につきましては、現在、延岡市とも意見交換を行いながら、検討を進めているところであります。

新体育館が本県のスポーツ振興や地域活性化に貢献するとともに、地元にも幅広く利用される施設となるよう努めてまいります。

○太田清海議員 この問題については、今後、地元の延岡市と管理運営方法等を議論していくこととありますが、延岡市としては、使い勝手のいい形になるということで、事務の委託を望んでいるところもあるようです。権限移譲という手法ではなくて、事務の委託という形が地方自治法第252条に述べられていますが、そういう気持ちもあるようです。

それから、延岡花物語という、五ヶ瀬川に橋を架けて、市民がいっぱい集まってにぎわうイベントがあります。ここでも駐車場あたりが使えるといいがねというものもあるんじゃないでしょうか。あとは、手数料徴収条例等の件は決めていかなきゃなりません。今後の議論の中に、ひとつ延岡市の意向を酌んでいただきたいなと思っております。

それから、次の五ヶ瀬川河口の導流堤、これ

は方財にありますけれども、方財の海岸が浸食されております。ここに袋詰め玉石の施工をしておりますけれども、袋詰め玉石をもう少し広げることにはならんか、県土整備部長にお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（西田員敏君） 五ヶ瀬川河口の導流堤におきましては、一部で沈下が見られたことから、今年1月に袋詰め玉石によるかさ上げ工事を行った後、監視カメラを設置するなど、現在、砂の移動状況をモニタリングしております。

砂の移動メカニズムの解析には、季節的な変化や台風の影響など、経年的なデータの積み重ねが必要であります。現時点では、袋詰め玉石周辺に砂が堆積している状況が確認できております。

議員御指摘の袋詰め玉石の施工を海側へ広げることにつきましては、海中への投入により水の流れが変わるなどの影響も考えられますので、関係者や専門家の意見を伺いながら、施工範囲等について検討してまいります。

○太田清海議員 分かりました。私も3月頃にあの玉石が入ったのを写真に撮っております。この前も行きました。砂がたまっているよね。もう2メートルか3メートルかはたまっているんじゃないかな。養浜をする上では、袋詰め玉石のあの力は強いと、私は思いました。これは本当に自然の形は——「一浜いじれば七浜たたる」という言葉がありますように、私がこう主張したことによって、また別な影響も出るかもしれない。そういう謙虚な考え方をもってしても、あの玉石をテトラポットの間に入れてだけで砂が移動しない、止まり込んでいくという感じを受けましたので、部長が言われた方向でいいですが、その辺を注視して、早めに結論を

出していただきたいなと思っております。

最後になりますけれども、同じく県土整備部長に。北川家田地区の霞堤開口部付近においてごみが流入するという問題があります。この防止対策について、これまでの取組と今後の予定を伺いたいと思います。

○県土整備部長（西田員敏君） 北川家田地区におきましては、洪水時に霞堤開口部からのごみの流入を軽減するため、昨年度までに川の流れを変える掘削工事などを実施したところであり、今年度は、霞堤開口部付近において、これまでにいった竹の移植に加え、柳の植栽を実施しております。

さらに、現在、掘削工事の効果を維持し、流れを一定の方向に保つための水制工の設置について検討を進めているところであります。

今後、これまでに実施した対策の効果について、出水時の状況を十分に検証しますとともに、地域住民の方々や専門家の意見を伺いながら引き続きごみ流入防止対策を講じてまいります。

○太田清海議員 これについても、自然が相手ですから。私もこの前、ちょっと行ってみました。水の流れが少し変わったり、土手が崩れて県が予定していたような流れ、ちょっと難しいところが出てきているのかなと思いました。ただ、今度台風が来ますので、大水が出たときに、またあれがどう変化するのかというのもちょっと注視しておかないかなと思っております。ごみの問題は、どうにか県のやり方でもうまくいくかもしれませんが、ぜひ実証していただきたいなと思っております。

最後ですけれども、宮崎県においても安保法制違憲訴訟が行われて、第一審の判決が出されました。その人たち279人の陳述書というものが出

されておりまして、これを読ませていただきましたが、笑われてもいいから戦争しないという決意、それから勇気を持ってというのが、80歳ぐらいの人たちの言葉でずっと語られていますので、勇気と決意をもって、戦争はせんということをごひ決意していただきたいなという思いであります。

以上で終わります。ありがとうございます。(拍手)

○中野一則議長 以上で一般質問は終わりました。

○中野一則議長 次に、今回提案されました議案第1号から第26号までの各号議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第15号から第25号まで採決

○中野一則議長 まず、公安委員会委員、人事委員会委員及び公害審査会委員の任命、または選任の同意についての議案第15号から第25号までの各号議案について、お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第15号から第25号までの各号議案について、一括してお諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第14号まで及び議案第26号委員会付託

○中野一則議長 次に、議案第1号から第14号まで及び議案第26号の各号議案は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日16日から26日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、27日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び決算議案の上程であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時39分散会

9月27日（月）

令和3年9月27日（月曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山下寿	（同）
7番	窪菌辰也	（同）
8番	脇谷のりこ	（同）
9番	佐藤雅洋	（同）
10番	安田厚生	（同）
11番	内田理佐	（同）
12番	日高利夫	（同）
13番	中野一則	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームむか）
15番	有岡浩一	（郷中の会）
16番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
17番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
18番	岩切達哉	（同）
19番	井本英雄	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	外山衛	（同）
22番	山下博三	（同）
23番	右松隆央	（同）
24番	西村賢	（同）
25番	二見康之	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	野崎幸士	（同）
34番	徳重忠夫	（同）
35番	日高博之	（同）
36番	星原透	（同）
37番	蓬原正三	（同）
38番	丸山裕次郎	（同）
39番	濱砂守	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
公安委員長	島津久友
警察本部長	佐藤隆司
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局長	酒匂重久
事務局次長	日高民子
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

議事に先立ち、一言申し上げます。

先日の台風14号に伴う大雨では、宮崎市内海において土砂災害が発生し、多くの方々が被害に遭われました。

この災害により被災された皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

◎ 議員の辞職許可

○中野一則議長 それでは議事に入ります。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び決算議案の上程であります。ここで、脇谷のりこ議員から辞職願が提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

辞職願

私 儀

このたび、一身上の都合により、県議会議員を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

令和3年9月27日

宮崎県議会議員 脇谷 のりこ
宮崎県議会議員 中野 一則 殿

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました脇谷のりこ議員の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議ありませんので、脇谷のりこ議員の辞職の件を議題といたします。

この場合、脇谷のりこ議員は、地方自治法

第117条の規定により除斥となりますので、退席願います。

[脇谷のりこ議員退席・退場]

○中野一則議長 お諮りいたします。

脇谷のりこ議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議ありませんので、脇谷のりこ議員の辞職は許可されました。

暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時5分再開

◎ 議長の報告（環境農林水産常任委員会副委員長互選結果）

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、御報告を申し上げます。

9月21日に開かれました環境農林水産常任委員会で、内田理佐議員の副委員長の辞任が許可され、武田浩一議員が副委員長に互選されました。

以上、御報告申し上げます。

◎ 常任委員長審査結果報告

○中野一則議長 次に、議案第1号から第14号まで及び第26号の各号議案、並びに継続中の請願第3号、第6号、第9号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、

議案第1号外8件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案については全会一致により、請願第9号については賛成多数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、令和3年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

まず、議案第1号に係る補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもので、115億2,200万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、繰入金103億8,500万円余、諸収入6億1,000万円余、国庫支出金2億7,200万円余であります。

次に、議案第26号に係る補正は、国のまん延防止等重点措置及び県独自の緊急事態宣言の期間延長等に伴い必要となる経費について措置するもので、50億1,800万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、国庫支出金49億9,600万円余、繰入金2,200万円余であります。

この結果、補正後の一般会計の予算規模は6,792億5,300万円余となります。

このうち、総務部の補正予算は、一般会計で75億5,000万円余の増額であり、特別会計と合わせた補正後の予算額は2,421億3,300万円余となります。

この補正予算について委員より、「今回の補正予算では、飲食店をはじめとする事業者への支援が中心となっているが、コロナ禍での生活困窮者への支援等について議論はされなかったのか」との質疑があり、当局より、「所管部局

と議論しており、現状においては、これまでの予算対応で充足しているとの報告を受けている。しかし、コロナ禍において状況は刻々と変化しているため、引き続き現状をよく分析して、必要に応じた支援策を検討してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「引き続き、県民生活の底上げにつながるような、寄り添った形での予算編成を心がけてもらいたい」との要望があり、当局より、「これからも本県の実情に応じた予算を編成するとともに、それが最大限の効果を発揮できるように取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、PCR検査体制の強化についてであります。

これは、民間の検査機関と連携して街中検査センターを県内に設置することで、県境往来者に対する検査を補完するとともに、感染に不安を抱える県民等が利用しやすい検査環境を整備することで、感染拡大と県内経済への影響を最小限に抑えつつ、県民の安全・安心を確保するものであります。

このことについて委員より、街中検査センターの設置がこの時期になった理由についての質疑があり、当局より、「PCR検査については、昨年度より行政検査や保険診療以外の枠組みでの設置を求める声が非常に大きかったが、検査に係る費用が高額であり、県内で対応できる事業者もなく、事業化が困難であった。このような中、7月頃から町なかでのPCR検査を受託できる事業者が全国展開されてきたため、この時期に設置することになった」との答弁がありました。

また、委員より、「新型コロナの影響は今後2～3年は続くとの見方も示されているが、県

としてどのような対応を考えているのか」との質疑があり、当局より、「個別のPCR検査の需要が高まる中、今回の街中検査センターや郵送による検査といった比較的安価に受診できる体制が確立されてきたため、これらを県民に対して広く周知してまいりたい」との答弁がありました。

次に、中山間地域振興計画についてであります。

このことについて委員より、「地域を守り、盛り上げていくためには、今そこに住んでいる人たちが様々な地域の活動に参加するよう働きかけることが重要ではないか」との意見があり、当局より、「地域に残っている方の高齢化が進む中、地域の守り手をいかに確保するかが課題となっている。そのような中で、若い世代が地域に戻って様々な活動に取り組んだ結果、地域が活性化した事例もあるので、移住施策の一環として、若い世代のUターンにつながる取組を今後も続けてまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「中山間地域の振興を図る上で、若い世代に地域に戻ってきてもらうためには、これまでよりも一歩踏み込んだ施策を考える必要があるのではないか」との意見があり、当局より、「公共交通の問題や空き家の問題など、地域によって抱えている課題が異なるため、今後も市町村に対して、しっかりと地域の実情を確認するとともに、庁内においても地域の課題解決のための連携を、これからも図ってまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、地域振興を図るための施策の立案については、個々の地域の課題を精査した上で、新たな視点から検討されることを要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、厚生常任委員会、日高利夫委員長。

○日高利夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、新型コロナ対策のさらなる強化に伴うもので、一般会計で80億1,800万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は2,781億6,200万円余となります。

このうち、新規事業「医療関係等実習生PCR検査支援事業」についてであります。

この事業は、県内の医療機関や介護・福祉施設等での実習に参加する養成所等の学生等に対して、実習先へのウイルスの持込みを防止するため、実習前のPCR検査を支援するものであります。

このことについて委員より、「検査を民間検査機関に委託することとなっているが、実習先が医療機関等であるため、しっかりとした検査

結果が求められる。検査の精度については問題ないか」との質疑があり、当局より、「県が行う行政検査を委託している検査機関を想定しており、検査の精度はかなり高いものとなると考えている」との答弁がありました。

次に、新型コロナウイルスのワクチン接種についてであります。

このことについて委員より、「ワクチンを2度接種したことを証明する、いわゆるワクチンパスポートについて、国でも活用に向けての動きがあるが、県では証明書の活用について検討を行っているのか」との質疑があり、当局より、「ワクチン接種証明書の活用については、感染防止対策の推進と併せて、社会経済活動の正常化に向けた取組ということで、国においても議論が進められている。また、事業者では、ワクチン接種済証があれば割引をするという活動も出てきており、このような動きについては、必要に応じて周知を図ってまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「ワクチン接種については、SNSなどで根拠のない誤った情報が出回っている。委員会資料のデータからもワクチン接種の有効性は明らかであると思うので、まだワクチンの接種について検討している県民に対して、ワクチンの有効性を正しく知ってもらうために啓発を工夫していただきたい」との要望があり、当局より、「間違った情報によりワクチンを打たないという判断をされている方もいらっしゃるということから、県では、そういった情報は誤りで、ワクチンには効果があるということをお知らせするチラシを作成している。各市町村でもこれを活用いただいて、引き続き正しい情報を伝える取組を進めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、病院局の補正予算についてであります。

これは、新県立宮崎病院の本体工事及び解体工事等に伴うもので、資金的収入・支出それぞれについて、2億8,300万円余の増額補正となります。

また、債務負担行為については、病院の解体工事におけるアスベストの除去作業等により、債務負担行為の期間を令和5年度まで延期し、その限度額について13億5,000万円の増額を行ったことから、補正後の限度額を33億1,800万円余とするものなどであります。

次に、新たな宮崎県病院事業経営計画の策定についてであります。

これは、県立病院の医療機能の充実と経営の健全性の確保を図るための新たな経営計画であり、このことについて複数の委員より、「県立病院が本来担うべき救急医療や高度・急性期医療と、いつ発生するか分からない今回の新型コロナウイルスをはじめとする感染症や災害時の医療とを両立することは、病院の収支を考えると非常に困難であると思われるが、どのような対応を考えているのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「県立病院として果たすべき役割は果たしつつも、大規模な感染症、あるいは災害については、県の医療全体で備え対応していく必要があると考えている」との答弁がありました。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、商工建設常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号及び請願第3号については賛成多数により、議案第26号は全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、まず議案第1号が、令和4年度に宮崎市に整備を予定しております屋外型トレーニングセンターに関する経費について、18億2,600万円の債務負担を設定するものであります。

また議案第26号が、新型コロナウイルス感染症対策に伴う追加補正で、一般会計で7億7,900万円余を増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は621億1,800万円余となります。

このうち、屋外型トレーニングセンター整備事業についてであります。

これは、「スポーツランドみやざき」のブランド力向上、スポーツキャンプ・合宿による観光振興、県内アスリートの競技力向上のシンボリックな施設として、ラグビー、サッカー等のトップアスリートの合宿拠点を整備するものであります。

このことについて委員より、「整備地を無償

で借り受ける予定となっているが、今後、有償になることはないのか」との質疑があり、当局より、「永続的な施設として運営を行うため、地上権の設定を行い、期間は決めずに無償で借り受ける契約を締結したい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「整備効果で想定しているJリーグやラグビーチームの新規キャンプの誘致については、具体的な話があるのか」との質疑があり、当局より、「昨年、グラウンドの空きがなく、キャンプを断念したチームがあるため、それらを新規誘致につなげたい」との答弁がありました。

さらに、複数の委員より、「経済波及効果をどのように周辺市町にもたらすのか」との質疑があり、当局より、「日本代表チームやトップチームを誘致することで、スポーツランドみやざきの知名度が向上し、周辺市町への学生や社会人等の新規合宿の増加につながり、宿泊施設利用や観客動員による経済波及が見込まれる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、屋外型トレーニングセンターの永続的な運営ができるように、敷地借受け条件等を精査した上で契約締結を行うとともに、多くの新規キャンプ・合宿の誘致につなげ、「スポーツランドみやざき」のブランド力向上や、県内全域へ経済効果をもたらすような施設となるよう強く要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、7月豪雨により被災した松尾ダムの放流操作装置の更新工事の期間が年度をまたぐことから、その経費として1億円の債務負担を設定するものなどであります。

次に、県営住宅の管理上必要な訴えの提起、

和解及び調停についてであります。

このことについて委員より、「明渡し請求により、実際に明渡しを行った方はどのくらいいるのか」との質疑があり、当局より、「令和元年度は4件の明渡し請求を行っており、このうち3件は令和2年度に強制執行を行った」との答弁があり、これに対して委員より、「強制執行を行った方の滞納家賃はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「引き続き請求を行っているが、連絡が取れなくなり徴収が困難な場合もある」との答弁がありました。

次に、7月に現地調査を行った、宮崎海岸の浸食対策についてであります。

これは、海岸背後地の人々の安心・安全を確保するとともに、国土を保全することを目的に、国土交通省が養浜や突堤の配置等を行っているものであります。

このことについて委員より、「突堤の配置が進んでいないようだが、事業完了年度はいつか」との質疑があり、当局より、「突堤配置は関係者との調整が難航し滞っているが、事業完了は令和9年度の予定である」との答弁がありました。これに対して委員より、「地元との協議は、国に任せるのではなく、県も積極的に行うべき」との意見がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 次は、環境農林水産常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、環境森林部が所管する出資法人等の経営状況についてであります。

このうち、一般社団法人宮崎県林業公社について、当局より、「令和2年度の事業実績として、間伐による分収林の適正管理や、作業路開設による生産性の向上などに取り組んだ」との報告がありました。

これに関連して委員より、「現在のように木材価格が高いときに、伐採計画の変更や見直しは行わないのか、また、利益が出れば再造林も促進されると考えるが、その見通しを伺いたい」との質疑があり、当局より、「平成30年度に策定した第4期経営計画では、年間主伐面積を180ヘクタールとしているが、令和3年度は木材価格が上昇していることから、240ヘクタール以上を目標としている。分収林契約解除後の再造林につなげるためにも、時期を見極めながら公売を行い、森林所有者への分収交付金が多くなるよう努めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、第七次森林・林業長期計画に基づく令和2年度の実績についてであります。

このことについて当局より、循環型の力強い林業・木材産業づくりの一環として、林道や作業道の開設、高性能林業機械等の導入支援に取り組んだことなどについて報告がありました。

これに対して委員より、「林家、山元に利益を還元するためには、流通面でのコスト削減につながる林内路網の整備が重要であるが、本県の現状及び今後の方針はどのようになっているのか」との質疑があり、当局より、「本県の林内路網密度は全国第3位とトップクラスであり、林業生産及び山村地域の生活基盤の向上に貢献しているところである。コスト削減のためには路網が不可欠であるため、林地の地形に応じた壊れにくい林道等を適切に整備するとともに、トレーラーの走行が可能な林道の開設や、既設林道の改良にも取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億9,100万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は441億3,400万円余となります。

次に、第七次農業・農村振興長期計画における主な取組等についてであります。

このことについて当局より、平成28年度からの5年間、「新たな時代の変化に対応したみやぎ農業の成長産業化」という基本目標を掲げて取り組んだ8つの重点プロジェクトの成果や課題について報告がありました。

これに関連して委員より、「稲作をはじめとした農家の経営安定、もうかる土地利用型農業法人を育成していく必要があると思われるが、現状を教えてほしい」との質疑があり、当局より、「今年度より普及センターの支援体制を見直したところであり、法人間のネットワークづくりや雇用環境の改善など、共通の課題解決に向けた取組を支援している。特に、耕種部門の産出額が落ちてきているので、部門別に振興計

画を作成し、経営の安定化に向けて取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

また、同じ委員より、「数年前に国富町に整備された次世代施設園芸団地については、次世代の担い手や経常利益の面で期待されていた効果が出ていないと思われるが、現状を教えてほしい」との質疑があり、当局より、「本施設は、技術実証の拠点としての機能に加え、今年度から新規就農者が研修する場としても活用することとしており、次世代の担い手を育成していく役割も担う重要な施設であると考えている。また、利益を出すためには、収量性を改善していく必要があると考えており、県としても、引き続きJA等と連携した支援を行ってまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、これまで行ってきた事業の効果について、しっかりと分析と検証を行い、第八次長期計画で取り組む事業の実効性をより高いものとしていただくよう要望いたします。

次に、野生鳥獣による農林作物等への被害についてであります。

このことについて当局より、「令和2年度の野生鳥獣による農作物の被害額は約3億4,500万円であり、前年度と比較して約170万円減少した」との報告がありました。

これに関連して委員より、「鳥獣被害防止特別措置法が改正され、捕獲した鳥獣の有効利用策として、食肉以外への利用促進が盛り込まれたが、県内にもこれに対応する動きはあるのか」との質疑があり、当局より、「鳥獣被害防止総合対策交付金拡充の一環として、ペットフードや革製品等に加工する取組が強化されることになり、県内でもこれに取り組む意向の処理加工業者があると聞いている。今後は、捕獲

した鳥獣の食肉以外の利活用にも力を入れて取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第3号外2件であります。慎重に審査いたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案についてはいずれも全会一致により、請願第6号については賛成多数により決定いたしました。

以下、審査の概要について申し上げます。

初めに、警察本部の所管する公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況についてであります。

このことについて委員より、「暴力追放センターのホームページのアクセス件数が伸びていないが、県民にとって分かりやすい情報発信を行う努力が必要ではないか」との質疑があり、当局より、「県民に対して、当センターの取組や暴力団への対応について知っていただくため、分かりやすい情報発信の方法を今後工夫してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、暴力団追放の意識の醸成にもつながっていくと考えられるので、情報発信の取組を進めるとともに、県民の

不安を払拭するためにも、警察本部として暴力団排除に強い姿勢で臨んでいただくよう要望します。

次に、損害賠償額を定めたことについてであります。

このことについて当局より、「警察職員による交通事故等が5件発生したことから、職員の交通事故防止対策を推進してまいりたい」との説明がありました。

当委員会といたしましては、交通違反取締りを行う警察職員の交通事故は、警察全体の信用を失うことにつながることから、そのような事故が発生しないよう、職員に対する教育の徹底を要望します。

次に、教育委員会における財産の取得についてであります。

これは、県立高等学校及び中等教育学校の低所得世帯の生徒に対して、効果的な教育活動の実施に必要な環境を整備するために、タブレット端末3,400台を整備するものであります。

このことについて委員より、「導入したタブレット端末を各学校にどのような基準で割り当てていく計画なのか」との質疑があり、当局から、「各学校ごとの奨学給付金受給生徒の数を把握しており、その人数を目安に各学校に割り当てていく」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、タブレット端末を全ての学校で有効に活用していただき、全ての生徒に対してひとしく効果的な教育活動を実施していただくよう要望します。

次に、家庭教育を支援するための施策の実績等についてであります。

このことについて委員より、「議員発議で制定された家庭教育支援条例では、全庁的な取組の結果について、毎年報告を受けることになっ

ているが、令和2年度から本格化した新型コロナの影響で、地域と連携した支援が薄れつつあることをどのように考えているのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「今後、継続的に分析を行い、他部局や市町村と連携し、家庭教育に関して支援が必要な家庭が取り残されないよう取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書についてであります。

このことについて委員より、「読書県づくりの推進についての評価が、4段階評価で一番低いD評価となっている理由はなぜか」との質疑があり、当局より、「新型コロナの影響により学校図書館が閉鎖されたことに伴い、読書冊数が減少したことによるものであるが、今年度は密にならないよう工夫をして学校図書館を運営しており、今後、読書冊数は元の水準に戻る見込みである」との答弁がありました。

また、別の委員より、「将来の夢や目標を持って職業や生き方を考えている中学3年生の割合がD評価となっていることについて、どのような分析をしているのか」という質疑があり、当局より、「本来であれば地域と連携し、地域企業を訪問して職業について学ぶ予定であったが、新型コロナの影響により、学校外でのキャリア教育活動が制限されてしまったことが主な原因だと考えられる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、新型コロナの影響により様々な教育活動に制限が出ているが、感染防止対策を充実させ、キャリア教育や読書活動の推進といった児童生徒の本来の学びの機

会や場所が失われることがないように要望します。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中野一則議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、来住一人議員。

○来住一人議員 [登壇] (拍手) 皆さん、おはようございます。

私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算」に反対する立場から討論したいと思います。

本議案は、一般会計予算に115億2,205万8,000円を追加し、予算の総額を6,742億3,573万4,000円に補正するというものであります。

補正予算の内容は、新型コロナ対策として、医療関係の学生などが実習を行う際、感染対策としてのPCR検査や、介護施設等における感染拡大を防止する環境整備、また感染された方

のための宿泊療養施設の確保、運営の強化などを図るというものであります。このほか、鳥獣による農林作物被害の減少を図るための事業などを進めるものであり、全体として、県民の命と健康を守るなど、県民にとって欠くことのできない補正となっているものであります。

我が党が同意できないものは、屋外型トレーニングセンター整備事業として18億2,600万円の債務負担行為の追加をされていることであります。屋外型トレーニングセンターは、フェニックスリゾート株式会社のフェニックス・シーガイア・リゾート・オーシャンドームの跡地に、県がラグビー・サッカー場、多目的グラウンド、室内練習場、クラブハウス、トレーニングジムを18億2,600万円をかけて、令和3年から令和4年度までに整備するというものであります。

本県は、2027年開催予定の国民体育大会に向けて、陸上競技場を都城市に、競技用プールを宮崎市に、体育館を延岡市に、計約370億円を投入し、3施設を建設中であります。

また、各市町村は、陸上競技場や体育館、野球場などを有しており、自治体においては、中学校校区ごとに設置しているところもあります。さらに、サッカー場を有している自治体もあり、現にJリーグのチーム等がキャンプを行っております。

県内におけるスポーツ施設の現状から、県民のスポーツ競技力向上や施設不足から、問題となるラグビー・サッカー場、多目的グラウンド等の建設を必要としないことは明白であります。

事業の目的を、知事提案理由説明で、要旨ではありますが、次のように述べていることから明らかです。

「本県におけるポストコロナを見据えたスポーツランドみやぎの新たな展開を図り、そのブランド力の向上、観光振興、競技力向上のシンボリックな施設として、シーガイア・オーシャンドーム跡地にラグビー、サッカー、陸上等のトップアスリート等の合宿拠点を整備するものであります」としております。ただ、観光振興のシンボリック施設であると述べているものの、フェニックスリゾート社との関係は一切触れず欠落させております。

トップアスリート等の合宿拠点として整備されるのでありますが、その関係者などの宿泊は、フェニックスリゾート社のホテルになることは容易に予想できるものであります。だからこそ、同社が土地を無償で貸与するというものであります。こうしたことから、整備される施設は事実上、フェニックスリゾート社の宿泊施設確保のための附帯施設の一つになるというものであります。

「スポーツランドみやぎ」という大義名分をもってしても、「フェニックスリゾート社の附帯施設になぜ公金をつぎ込むのか」という県民の声を抑え込むことは絶対にできません。県民は、風水害などで家屋等に被害を受けても、一定の条件をクリアしなければ助成を受けることはできません。基本的には、個人の財産構築に公的支援を受けることはできないわけです。

コロナ危機の下、県民生活が深刻な事態の中で、県民の理解が得られないのは当然のことです。また、県民の理解が得られるか否かにかかわらず、一企業の利益のために巨額の税をつぎ込むことは、やってはならないことです。ましてや、県も出資した第三セクターで進めた事業が失敗し、その跡地にまた税を投入するということは、考えられないことでありま

す。フェニックスリゾート社からの要請や発案だろうと思います。

第三セクターで進めた事業の失敗に反省もなく、またこれを進める。こうした手法は、あまりにも県民を愚弄するものであると、怒りさえ覚えるものであります。

本事業は直ちに中止することを求めて、討論を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 [登壇] (拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提案されております、議案第11号「事業契約の締結について」に反対の立場から討論を行います。

同議案は、宮崎市錦本町に新たな県のプール建設を行うとするもので、この県プール建設整備に「PFI手法」を導入し、民間の資本を活用して「県プール整備運営事業」として、設計・建設・運営・維持・管理を民間事業者任せるとするものです。

契約の相手方は、「ひなたメドレー株式会社」、契約金額は155億9,440万8,800円とされていますが、この金額に、契約に基づき金利変動、物価変動等を改定事由として算定した増減額並びに当該増減額に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した額とされております。この事業期間が、契約発効の日から令和22年3月31日までと、今後、約18年余の長期スパンの中で、契約金額は非常に流動的と言えます。

県立プールは、あくまで公営施設の公共事業として、県民が低料金で利用でき、また、水泳の公式試合等に活用したりと、福祉の増進のために寄与するものです。

今回、県立プール建設・運営にPFI手法を導入して、従来、県が行ってきた事業を民間事

業者が行うことで、民間事業者の経営上のノウハウや専門性が生かされ、コスト削減や良質なサービスが提供されるとしていますが、どうすることで、どれほどのコスト削減になるのか、営利を目的とする民間企業が、利用料金の設定を含め、果たして、県立プール運営において、公共の福祉事業としての目的を満たすことができるのか、甚だ疑問です。

そもそもPFIは、イギリスが発祥の地ですが、今や新規のPFI事業は大きく減少しており、PFI事業を手がけた大手企業の経営破綻や、PFIのための特別目的会社(SPC)の株式が事業途中で売却され、莫大な値上がり益をもたらす問題となるなど、PFIそのものへの批判が国内でも高まっていると報じられています。

日本では、1999年にPFI法が制定され、2018年に改定PFI法も成立。従来、地方公共団体が行ってきた学校給食や、ごみ焼却場、水道事業、空港など多岐にわたる公共事業にPFIを導入し、民間に新たな事業と運営権を委ねるやり方が位置づけられてきました。

我が党は、PFI事業は公共事業の民間への切り売りであり、とりわけ大企業や金融機関、ゼネコンのための新事業づくりであると反対してきました。

これまで、国内のPFI事業は、様々な問題とともに破綻も相次いでいます。大きな関心を集めたのが、第1回日本PFI大賞特別賞を受賞した仙台市泉区の屋内プールの天井落下事故です。市は、事故被害者へ「第一義的な責任は事業者にある」として直接責任を取らず、市民からは、「市の施設なのに市が責任を取らないのはおかしい」と批判の声が出されました。

また、全国初の「医療PFI」として注目さ

れた高知医療センターが、僅か5年で破綻し、公共が責任を持つべき医療に、なぜPFIが相入れないのかを雄弁に物語るものとなっています。いずれにしても、本来の行政責任を曖昧にする事例であると思います。

今回の「県プール建設整備事業」において、この公共施設の建設を民間が請け負うことはあっても、その運用、運営までも民間に委ね、利益を得る対象として明け渡すなど、本来、あり得ないことと思います。そもそも、県民の福祉の増進を図る行政と、利益を追求する民間企業とでは、目的そのものが違います。

このプール事業に限らず、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を発注者である公的機関に残したまま、運営権を民間事業者に委ねる「コンセッション方式」の導入は、投資家へのビジネスチャンスを与え、投資家への利益誘導のためのものと言えます。

先ほども述べましたが、問題が起きたときの責任の所在が不明確になるケースも多く、県民との関係において、信頼関係が損なわれかねません。

公共施設は、本来の目的に沿って、県民の共有財産として十分に利活用し、発展させることが重要であり、PFI事業の導入には反対することを申し述べて討論といたします。以上です。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号及び第11号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号及び第11号について、一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号から第10号まで、第12号から第14号まで、及び第26号採決

○中野一則議長 次に、議案第2号から第10号まで、第12号から第14号まで、及び第26号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。[巻末参照]

まず、請願第3号についてお諮りいたします。

本請願を、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号についてお諮りいたしま

す。

本請願を、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第9号についてお諮りいたします。

本請願を、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、委員長から議案の送付を受けましたので、事務局に朗読させます。

[事務局長朗読]

令和3年9月27日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

提出者 議会運営委員長 右松 隆央

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援等の拡充を求める意見書

議員発議案第2号

「特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長に関する意見書

議員発議案第3号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

議員発議案第4号

大雨等による災害対策充実強化についての意見書

議員発議案第5号

気候変動、災害、新型コロナウイルス感染症拡大下における持続可能な営農支援を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第5号まで追加 上程、採決

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第5号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第27号から第31号まで上程

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第27号から第31号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、2点御報告を申し上げます。

まず、宮崎市内海における土砂災害についてであります。

9月16日、台風第14号の影響による局地的豪雨により、宮崎市内海において土砂災害が発生し、現在、国道220号は内海から小内海間が全面通行止め、J R日南線は青島から志布志間が運転見合せとなっております。被害に遭われました地域の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

9月23日、中野議長とともに現場を視察したところ、水分を含んだ大量の土砂が山腹斜面から崩落して海辺の家屋まで流入しており、不安定な状態でとどまっております。復旧工事に当たる国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所では、二次災害を防ぐ観点から、慎重に作業を進める必要があると判断しており、現時点で復旧時期のめどが立っておりません。

国道220号とJ R日南線は、宮崎市と日南市、串間市を結び、通勤や通学、通院等で利用されるなど、地域住民の生活に必要不可欠な交通インフラであり、住民生活や地域経済に甚大な影響が生じております。当面の対応として、本日より、J R九州が代替交通手段としてバス輸送を開始し、宮崎交通により臨時バスが運行されることとなっており、深く感謝申し上げます。

県としては、一日も早く利用者の不安や負担が解消されるよう、地元自治体と連携しながら、国道220号の早期復旧及びJ R日南線の全線復旧について、国やJ R九州等に強く要望してまいります。

次に、本県の新型コロナウイルス感染症対策の状況についてであります。

本県の感染状況につきましては、直近の1日当たりの新規感染者は減少傾向となっており、また、病床使用率が低下するなど、医療提供体制への負荷も軽減されつつあります。これも県民の皆様や県内事業者の皆様の感染防止対策に対する御理解と御協力のおかげであり、改めて深く感謝を申し上げます。

9月末まで本県に適用されている「まん延防止等重点措置」につきましては、期限をもって解除すべき状況にあるものと判断し、その旨を内々に国に伝えているところであり、明日にも国の方針が正式決定される見通しとなっております。

ます。

また、県独自の「緊急事態宣言」(レベル4)についても今月末までとし、警報レベルの引下げを検討しております。

これらの取扱いを含めた今後の対応につきましては、国の示す方針を踏まえ、専門家や市町村長との意見交換等を行った上で決定し、早急に具体的な方針をお示ししてまいります。引き続き、県議会をはじめ、県民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、提案しました議案の概要について御説明いたします。

まず、議案第27号「令和2年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」であります。

これは、令和2年度の一般会計と15の特別会計の決算について、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入7,038億9,964万9,000円、歳出6,866億4,948万5,000円となっており、翌年度への繰越事業に充当する財源を差し引いた実質収支は103億8,547万円となっております。

令和2年度の財政運営につきましては、新型コロナウイルス対策として、医療提供体制の確保や県民生活を維持するための対策など、国の交付金を活用しながら機動的に対応したところでありますが、今後も新型コロナウイルスの影響が続くものと見込まれます。

また、年々増加する社会保障関係費に加えまして、防災・減災対策や公共施設等の老朽化対策、国民スポーツ大会開催に係る経費等に多額の財政負担が見込まれております。

このような財政状況におきましても、人口減

少問題や地域経済の活性化など、本県の抱える課題に的確に対応しつつ、将来を見据えた施策を積極的に推進していくためには、引き続き、行財政改革の取組を進め、健全な財政運営を行っていく必要があると考えております。

次に、議案第28号から第31号までは、令和2年度の電気事業会計、工業用水道事業会計、地域振興事業会計及び県立病院事業会計につきまして、地方公営企業法の規定に基づき、決算について議会の認定に付するものなどであります。

このほか、報告が2件ございますが、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、また、令和2年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)継続費精算報告書につきまして、地方公営企業法施行令の規定に基づき、それぞれ議会に御報告するものであります。

以上、追加提案しました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日9月28日及び29日は、議案調査のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、9月30日午前10時から、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置及び決算議案の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午前11時6分散会

9月30日（木）

令和3年9月30日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）

- 3番 坂本康郎（公明党宮崎県議団）
- 4番 来住一人（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 5番 武田浩一（宮崎県議会自由民主党）
- 6番 山下寿（同）
- 7番 窪菌辰也（同）
- 9番 佐藤雅洋（同）
- 10番 安田厚生（同）
- 11番 内田理佐（同）
- 12番 日高利夫（同）
- 13番 中野一則（同）
- 14番 冨師博規（無所属の会 チームひまわり）
- 15番 有岡浩一（郷中の会）
- 16番 重松幸次郎（公明党宮崎県議団）
- 17番 前屋敷恵美（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 18番 岩切達哉（同）
- 19番 井本英雄（宮崎県議会自由民主党）
- 20番 横田照夫（同）
- 21番 外山衛（同）
- 22番 山下博三（同）
- 23番 右松隆央（同）
- 24番 西村賢（同）
- 25番 二見康之（同）
- 26番 日高陽一（同）
- 27番 井上紀代子（県民の声）
- 28番 河野哲也（公明党宮崎県議団）
- 29番 田口雄二（県民連合宮崎）
- 30番 満行潤一（同）
- 31番 太田清海（同）
- 32番 坂口博美（宮崎県議会自由民主党）
- 33番 野崎幸士（同）
- 34番 徳重忠夫（同）
- 35番 日高博之（同）
- 36番 星原透（同）
- 37番 蓬原正三（同）
- 38番 丸山裕次郎（同）
- 39番 濱砂守（同）

地方自治法第121条による出席者

- | | | |
|-----------|------|-----|
| 知事 | 河野俊嗣 | 俊郎 |
| 副知事 | 日隈俊寛 | 理康 |
| 副知事 | 永山浦直 | 善敬 |
| 総合政策部長 | 松浦渡 | 久人 |
| 政策調整監 | 吉村久光 | 清二 |
| 総務部長 | 小田重 | 讓文 |
| 危機管理統括監 | 黒木野 | 良夫 |
| 福祉保健部長 | 河野讓 | 敏子 |
| 環境森林部長 | 横山浩 | 義哉 |
| 商工観光労働部長 | 牛山谷 | 秀彦 |
| 農政水産部長 | 西田員 | 淳一郎 |
| 県土整備部長 | 横山幸 | 隆司 |
| 会計管理者 | 井手山 | 文彦 |
| 企業局長 | 桑山秀 | 清美 |
| 病院局長 | 石田渉 | |
| 財政課長 | 黒木淳 | |
| 教育長 | 佐藤隆 | |
| 警察本部長 | 緒方文 | |
| 代表監査委員 | 福嶋清 | |
| 人事委員会事務局長 | | |

事務局職員出席者

- | | | |
|---------|------|----|
| 事務局 局長 | 酒匂重久 | 一治 |
| 事務局 次長 | 日高玉川 | 真亮 |
| 議事課 長 | 鬼谷幸 | 二子 |
| 政策調査課 長 | 関藤亮 | 太 |
| 議事課 長補佐 | 佐藤祥 | 聡 |
| 議事担当主幹 | 内田本 | |
| 議事課 主査 | | |
| 議事課 主事 | | |

◎ 議員の辞職許可

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置、及び決算議案の委員会付託であります。ここで、内田理佐議員から辞職願が提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

辞職願

私 儀

このたび、一身上の都合により、県議会議員を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

令和3年9月30日

宮崎県議会議員 内田 理佐

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました内田理佐議員の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議ありませんので、内田理佐議員の辞職の件を議題といたします。

この場合、内田理佐議員は、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退席願います。

[内田理佐議員退席・退場]

○中野一則議長 お諮りいたします。

内田理佐議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議ありませんので、内田

理佐議員の辞職は許可されました。

暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時5分再開

◎ 知事発言

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、知事から発言の申出がありますので、これを許します。

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。発言をお認めいただき、ありがとうございます。

本県の新型コロナウイルス感染症対策の状況について御報告申し上げます。

9月27日、政府対策本部において、本県に適用されているまん延防止等重点措置について、本日30日をもって解除することが正式決定されました。

これを受け、県感染症対策協議会において専門家の御意見を伺うとともに、市町村長との意見交換を行った上で、昨日、県対策本部会議において県独自の緊急事態宣言(レベル4)について、明日10月1日より10日までを目途として、感染拡大緊急警報(レベル3)に移行する旨を決定したところであります。

爆発的な感染拡大に見舞われた第5波におきましては、長期にわたり原則外出自粛や県外との往来自粛、飲食店等への営業時間短縮などを要請し、県民や事業者の皆様にも多大なる御負担や御苦勞をおかけすることとなりました。御理解と御協力に対し、深く感謝を申し上げます。

全国的には、都市部を中心として、必ずしも十分に感染が鎮静化されないまま、全ての緊急事態宣言等が解除されることとなり、今後の感

染再拡大、リバウンドに厳重な警戒が必要であると考えております。

また、県内においても、いまだ宮崎市などで散発的に感染が確認されており、人流の増加が見られたシルバーウィークの影響も注視する必要があります。

10月以降は、第5波までの検証を行いながら、段階的に行動要請を緩和しつつ、社会経済活動の回復に取り組むとともに、若年層を重点にワクチン接種を促進し、引き続き医療提供体制の強化を図るなど、第6波への備えを強化してまいります。

県議会をはじめとする県民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。以上であります。〔降壇〕

◎ 決算議案に対する質疑

○中野一則議長 次に、議案第27号から第31号までの各号議案を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑に入りますが、質疑についての発言時間は1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員（拍手） おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

ただいま提案されております、議案第27号「令和2年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。自席から行わせていただきます。よろしくお願いたします。

まず、財政運営についてですが、歳出について伺います。

翌年度への繰越額が総額921億1,368万円余と、前年度を313億7,786万円余も上回っております。農林水産業費、教育費の繰越額につい

て、その全体額及びその主なものと理由をお聞かせいただきたいと思います。最初に農政水産部長、そして教育長、お願いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 農林水産業費の繰越額は、全体で216億3,732万円余となっております。

その主なものは、国の補正予算に伴い、令和3年2月の補正予算で計上いたしました公共土地改良事業や山地治山事業などであり、工期が不足したことなどによるものであります。

○教育長（黒木淳一郎君） 教育費の翌年度繰越額は34億6,872万円余となっております。

その主なものは、産業教育の充実に向けた教育装置整備事業であります。

繰越しとなった理由であります。国の補正予算の関係により、工期が不足したことによるものであります。

○前屋敷恵美議員 では続けます。次に、不用額について伺います。

今年度、各部署での不用額が総額262億6,968万円余と、前年度を108億5,562万円余も上回っております。農林水産業費について、その全体額及びその主なものと理由をお聞かせください。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 農林水産業費の不用額は、全体で25億1,592万円余となっております。

その主なものは、家畜防疫体制整備事業において、昨年12月、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置に要する経費を増額補正し、最大限の備えをしておりましたが、当初の想定よりも執行額が少なかったことなどにより、不用となったものであります。

○前屋敷恵美議員 では次に、特別会計について伺います。

まず、宮崎県育英資金特別会計について伺います。

令和2年度の貸付額は5億4,989万5,000円です。前年度より9,788万円余の減少です。貸与人数は何人ですか。また、その内訳として、高校生、大学生について、それぞれ伺いたいと思います。教育長、お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和2年度における貸与人数は1,715人で、内訳は、高校生に相当する年代が1,601人、大学生に相当する年代が114人となっております。

前年度と比較しますと309人の減少で、内訳は、高校生に相当する年代が274人減、大学生に相当する年代が35人減となっております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

また、収入未済額が5億3,400万円余となっております。その主な要因について、どう把握され、分析しておられるのか伺いたいと思います。教育長、お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 収入未済の要因につきましては、様々な事情があり、一概には申し上げられませんが、まず、返還意識が低いと思われるものが多いことが考えられます。

また、定職に就かない場合や、非正規等で給与が安定しない場合なども見受けられます。

○前屋敷恵美議員 では続いて、沿岸漁業改善資金特別会計についてお伺いします。

予算現額が2億6,279万8,000円です。貸付額が1,287万円ですが、令和2年度の貸付件数は何件なのか伺います。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業者に対し、漁船購入等の資金を無利子で貸し付けるものであり、新規就業者などの資金力が弱い漁業者が経営基盤を整える

ために不可欠な常設資金であります。

令和2年度の貸付件数は1件であり、漁船のエンジンの整備に充てられたものであります。

○前屋敷恵美議員 特別会計の予算現額と支出済額に乖離があるということが、ここ数年指摘されておりますが、この乖離の要因を伺いたいと思います。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 当資金は、国と県が拠出して造成しており、長期間にわたって資金を運用するため、現年度の貸付額の目安を6,000万円程度とし、不用額は翌年度に繰り越すことで、貸付け財源を確保しているところであります。

歳出予算現額と支出済額に乖離が生じた主な要因は、漁船の若返りを図るために国が創設した、「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」、いわゆる「漁船リース事業」の活用が増えたことによるものであります。

○前屋敷恵美議員 次に、監査意見書の指摘事項について伺います。

限られた人数の中で、一人一人の事務負担の増大などにより、財務会計事務の遅れや誤りが依然として多発していることが指摘されております。例年こうした指摘がなされておりますが、この1年、どのような対策が講じられたのか伺います。総務部長、お願いします。

○総務部長（吉村久人君） 知事部局におきましては、業務の必要性、効率性等を総合的に判断の上、必要な人員を配置し、適切な定員管理に努めております。

また、事務の遅れや誤りの未然防止のため、財務会計事務の研修や、所属に対する指導検査を実施しているほか、令和2年度から内部統制制度を導入し、リスクの洗い出しや自己点検等を通じて、適正な事務執行の確保に取り組んで

おります。

○前屋敷恵美議員 では続いて、各種施策事業について伺います。

まず、令和2年4月1日時点における知事部局の職員数及び前年度比、増減数についても伺いたいと思います。総務部長、お願いします。

○総務部長（吉村久人君） 知事部局等における職員数は、令和2年4月1日現在で3,798人となっており、前年度同期比で15人の増加となっております。

○前屋敷恵美議員 あわせて同日時点で、知事部局の会計年度任用職員の数を伺いたいと思います。総務部長、お願いします。

○総務部長（吉村久人君） 知事部局における会計年度任用職員の数は、令和2年4月1日現在で1,316人となっております。

○前屋敷恵美議員 では次に、農業関連で伺います。

本県の総農家戸数と農業法人数及び認定農家数について伺いたいと思います。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県における総農家戸数は、令和2年2月1日時点で3万940戸、農業法人数は、令和3年1月1日時点で874法人、認定農業者数は、令和2年3月31日時点で7,751経営体となっております。

○前屋敷恵美議員 また、農業担い手についてですが、直近の新規就農者数、それと親元就農者数を伺いたいと思います。あわせて、新規就農者に対しては一定の支援策がありますけれども、親元就農者に対してどのような支援が講じられたのか伺いたいと思います。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 令和2年の新規就農者数は408人であり、うち親元就農者数

は106人となっております。

令和2年度におきましては、国の事業では対象とならない親元就農者を支援するため、早期の経営安定に必要な資金の交付などに取り組んだところであります。

○前屋敷恵美議員 続いて、環境エネルギー関連で伺いたいと思います。

再生可能エネルギー等普及・維持管理促進事業が進められてきました。

私は、県が独自の再生可能エネルギー普及の具体策を持つことが必要だと思っておりますが、この事業の内容と実績について伺いたいと思います。環境森林部長、お願いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 本事業は、公募により選定しましたNPO法人に委託して実施しており、令和2年度は、小中学生や地域住民向けに再生可能エネルギーと地球温暖化をテーマとした研修会を6回開催し、延べ315名が参加しております。

また、事業者向けに、太陽光発電施設についての講習会と、現地見学会を1回予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、これらに替えて、参加を予定していた企業など231社に資料配付を実施したところであります。

○前屋敷恵美議員 続いて、再生可能エネルギー総出力電力231万7,797キロワットというデータが示されておりますが、その内訳を伺いたいと思います。環境森林部長、お願いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 再生可能エネルギーの総出力電力の内訳としましては、太陽光発電が約120万キロワットと最も大きく、次いで水力発電が約100万キロワット、次いでバイオマス発電が約9万キロワットなどとなっております。

ます。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。次に、教育関連で伺います。

私立高等学校等就学支援金についてですが、その支給対象者数と決算額について伺いたと思います。総合政策部長、お願いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 私立高等学校等就学支援金につきましては、私立の高等学校や専修学校の高等課程などに通う生徒の授業料負担を軽減するものでありまして、令和2年度における支給対象者数は7,793人、決算額は23億5,370万8,000円となっております。

○前屋敷恵美議員 では、教育長にお願いしたいと思いますが、特別支援学校におけるスクールバス設置に関して、令和2年度の実績についてお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和2年度のスクールバスにつきましては、前年度同様、19台を配置しております。

加えて、新型コロナウイルス感染症対策として、1学期は10台を、2学期と3学期は4台を、それぞれ臨時的に増車したところでございます。

○前屋敷恵美議員 あわせて、教育長にお願いいたします。

スクール・サポート・スタッフの総数と配置の状況、その効果等について伺いたと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和2年度のスクール・サポート・スタッフにつきましては、当初、働き方改革の効果検証事業として、小中学校64校に52人を配置しておりましたが、加えて、補正予算により、新型コロナウイルス感染症拡大への対応のため、要望のあった83校に97人を増員し、計147校に149人を配置いたし

ました。

その内訳を申しますと、小学校92校、中学校39校、高等学校9校、特別支援学校7校であります。

配置の効果といたしましては、教員の時間外業務の縮減が図られ、子供たちと向き合う時間の確保につながったところでございます。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

最後になりますが、交通行政関連で警察本部長に伺いたと思います。

交通安全施設整備事業で、信号機設置についてですけれども、いつも地域要求は多くございます。信号機設置要望件数、そして設置の実績、令和2年度について伺いたと思います。

○警察本部長（佐藤隆司君） 宮崎県警察で把握しております信号機の設置要望件数は、累計で約350件です。

また、信号機の設置実績としましては、令和2年度に7基を設置しております。

○前屋敷恵美議員 質疑の中身は以上でございます。それぞれお答えいただきまして、ありがとうございました。以上で終わります。

○中野一則議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終わりました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和3年9月30日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

提出者 議会運営委員長 右松 隆央

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第6号

決算特別委員会の設置について

◎ 議員発議案第6号上程、採決

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第6号についてお諮りいたします。

本案を、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第27号から第31号まで

決算特別委員会付託

○中野一則議長 次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

議案第27号から第31号までの各号議案については、お手元に配付の付託表のとおり、ただいま設置が決定いたしました決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、決算特別委員会の正副委員長互選等のため、暫時休憩いたします。

なお、執行部はここで退席となります。

午前10時26分休憩

午前10時36分再開

◎ 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

決算特別委員会 委員長 濱砂 守
副委員長 西村 賢

○中野一則議長 ただいまの朗読のとおりであります。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日10月1日から10日までは、決算特別委員会及び議事整理等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10月11日午前10時から、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時37分散会

10月11日（月）

令和3年10月11日（月曜日）

午前10時0分開議

出席議員（34名）

- 3番 坂本康郎（公明党宮崎県議団）
- 4番 来住一人（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 5番 武田浩一（宮崎県議会自由民主党）
- 6番 山下寿（同）
- 7番 窪菌辰也（同）
- 8番 佐藤雅洋（同）
- 9番 安田厚生（同）
- 10番 日高利夫（同）
- 13番 中野一則（同）
- 14番 凶師博規（無所属の会 チームむか）
- 15番 有岡浩一（郷中の会）
- 16番 重松幸次郎（公明党宮崎県議団）
- 17番 前屋敷恵美（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 18番 岩切達哉（同）
- 19番 井本英雄（宮崎県議会自由民主党）
- 20番 横田照夫（同）
- 21番 外山山衛（同）
- 22番 山下博三（同）
- 23番 右松隆央（同）
- 24番 西村賢（同）
- 25番 二見康之（同）
- 26番 日高陽一（同）
- 27番 井上紀代子（県民の声）
- 28番 河野哲也（公明党宮崎県議団）
- 29番 田口雄二（県民連合宮崎）
- 30番 満行潤一（同）
- 31番 太田清海（同）
- 33番 野崎幸士（宮崎県議会自由民主党）
- 34番 徳重忠夫（同）
- 35番 日高博之（同）
- 36番 星原透（同）
- 37番 蓬原正三（同）
- 38番 丸山裕次郎（同）
- 39番 濱砂守（同）

欠席議員（1名）

- 32番 坂口博美（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

- | | | |
|----------|-------|----|
| 知事 | 河野俊嗣 | 俊郎 |
| 副知事 | 日隈俊寛 | 理康 |
| 副知事 | 永山浦直 | 善敬 |
| 総合政策部長 | 松浦渡 | 久人 |
| 政策調整監 | 吉村久光 | 清二 |
| 総務部長 | 小田重黒 | 讓文 |
| 危機管理統括監 | 河野横山 | 良夫 |
| 福祉保健部長 | 牛谷田員 | 敏子 |
| 環境森林部長 | 横山幸子 | 義哉 |
| 商工観光労働部長 | 井手山秀彦 | 渉 |
| 農政水産部長 | 桑田淳一郎 | 友彦 |
| 県土整備部長 | 石田久隆 | 文彦 |
| 会計管理者 | 黒木佐緒 | 公一 |
| 企業局長 | 島津方砂 | |
| 病院局長 | | |
| 財政課長 | | |
| 教育長 | | |
| 公安委員長 | | |
| 警察本部長 | | |
| 代表監査委員 | | |
| 人事委員長 | | |

事務局職員出席者

- | | | |
|----------|------|----|
| 事務局 局長 | 酒匂重久 | 久子 |
| 事務局 次長 | 日高玉洋 | 一治 |
| 議事課 長 | 児玉川真 | 二子 |
| 政策調査課 長 | 鬼谷幸亮 | 祥太 |
| 議事課 長 補佐 | 関藤内 | |
| 議事担当 主幹 | 佐藤山本 | |
| 議事課 主査 | | |
| 議事課 主事 | | |

◎ 議席の一部変更

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

ここで、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 議長の報告（地域振興対策特別委員会委員長互選結果、都市計画審議会委員選任）

○中野一則議長 本日の日程は、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。ここで、御報告を申し上げます。

9月30日に開かれました地域振興対策特別委員会において、安田厚生議員が委員長に互選されました。

また、都市計画審議会委員の補充選任について、あらかじめ御協議いただきました結果、安田厚生議員が選任されました。

以上、御報告申し上げます。

◎ 議案第32号追加上程

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から議案第32号の送付を受けましたので、本案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第32号を上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、本県の新型コロナウイルス感染症対策の状況について御報告を申し上げます。

県内の1日当たりの新規感染者は5人以下の日が続くとともに、入院患者が10人を下回り、重症者もゼロとなるなど、医療提供体制への負荷も解消されており、第5波は鎮静化しております。

このような状況を踏まえ、本日より、県内の警報レベルについて、感染拡大緊急警報（レベル3）から特別警報（レベル2）に引き下げたところであります。

爆発的な感染拡大に見舞われた第5波も、一つの区切りを迎えたものと考えており、県民の皆様や事業者の皆様の感染防止対策に対する御理解と御協力に深く感謝申し上げます。

今後は、引き続き若年層を重点にワクチン接種の促進を図るとともに、今回の第5波の分析・検証を踏まえ、第6波への備えを強化してまいります。そして、再度の感染拡大を防ぎながら、日常生活を取り戻し、機動的かつ積極的に地域経済の回復に取り組んでまいります。

それでは、提案しました議案の概要について御説明いたします。

追加提案いたしました補正予算案は、宮崎県議会宮崎市選出議員補欠選挙の実施に伴い、必要となる経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計1億1,443万4,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は6,793億6,839万8,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、繰入金1億1,443万4,000円であります。

以上であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。質疑の通告はありません。

◎ 議案第32号委員会付託

○中野一則議長 議案第32号は、お手元に配付の付託表のとおり、総務政策常任委員会に付託いたします。

ここで、常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時35分再開

◎ 決算特別委員長審査結果報告

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、議案第27号から第31号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、決算特別委員長の審査結果報告を求めます。決算特別委員会、濱砂守委員長。

○濱砂守議員〔登壇〕(拍手) 当決算特別委員に付託されました、議案第27号から第31号に係る「令和2年度決算の認定」等について、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案第27号「宮崎県歳入歳出決算」の概要についてであります。

令和2年度の一般会計決算額は、歳入7,038億9,964万9,000円、歳出6,866億4,948万5,000円で、前年度決算額と比べ、歳入が21.2%、歳出が20.8%の増となっております。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は172億5,016万4,000円であり、このうち翌年

度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は103億8,547万円の黒字となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など15の特別会計の決算状況は、総額で、歳入が2,340億2,644万4,000円、歳出が2,222億4,941万1,000円となっております。

次に、議案第28号「宮崎県電気事業会計決算」の概要についてであります。

令和2年度の事業収益は45億4,950万9,000円、事業費用は42億5,155万4,000円で、当年度純利益は2億9,795万4,000円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた当年度の未処分利益剰余金は6億6,597万7,000円となっております。

また、その処分については、一部を資本金へ組み入れ、残余は地方振興積立金等に積み立てることとされております。

なお、供給電力量の目標達成率は、下半期の降水量が平年に比べて少なかったことから、91.0%となっております。

次に、議案第29号「宮崎県工業用水道事業会計決算」の概要についてであります。

令和2年度の事業収益は3億6,880万4,000円、事業費用は3億4,937万円で、当年度純利益は1,943万4,000円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた当年度未処分利益剰余金は8,380万4,000円となっております。

また、その処分については一部を資本金へ組み入れ、残余は借入金償還積立金に積み立てることとされております。

なお、常時使用水量の目標達成率は、細島工業団地の工場等のほか、臨時的な給水を行っている日向市への給水が目標を下回ったことから、99.7%となっております。

次に、議案第30号「宮崎県地域振興事業会計

決算」の概要についてであります。

令和2年度の事業収益は1,680万7,000円、事業費用は2,175万3,000円で、当年度純損失は494万5,000円となっており、前年度繰越欠損金と合わせた当年度未処理欠損金は1,137万4,000円となっております。

なお、施設利用者数の目標達成率は、豪雨や台風による冠水や、新型コロナによる臨時休業等により、94.1%となっております。

最後に、議案第31号「宮崎県立病院事業会計決算」の概要についてであります。

令和2年度の事業収益は358億2,500万5,000円、事業費は344億8,071万1,000円で、当年度純利益は13億4,429万4,000円となり、前年度と比較すると19億9,740万円改善いたしております。

また、特別利益及び特別損失を除いた経常利益についても、前年度から19億1,173万5,000円増加し、10億2,782万7,000円の黒字となっております。

これらの決算審査に当たっては、予算の執行が議会の議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的になされ、所期の事業目的が達成されたかどうかについて審査することを基本とした決算審査方針に基づき、慎重な審査を行いました。

その結果、一部に改善すべき点は見受けられるものの、全般的に適正に執行されており、議案第27号については賛成多数、議案第28号から31号については、全会一致で認定、または可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以下、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項であります。

本県財政を取り巻く状況は、年々増加する社会保障関係費に加え、防災・減災対策や公共施

設の老朽化対策、さらには国民スポーツ大会開催に係る経費も必要となるなど、今後、多額の財政負担が見込まれており、引き続き厳しい状況が続くものと考えられます。

また、新型コロナ感染対策はもとより、県内経済の浮揚のための景気対策に係る財政需要や、新型コロナによる地方税収への影響も懸念されます。

当局におかれては、今後の財政負担を見込んだ上で、さらなる財政健全化に向けた取組を進め、予算の効率的・効果的な執行に努めるとともに、歳入確保にもしっかりと取り組み、引き続き健全な財政運営を行うことを求めます。

次に、個別的事項として、次の諸点について県当局の今後一層の取組や検討、改善を求めるものであります。

1つ、消防団員の確保について、今後想定される大規模災害や高齢化の進行に備え、5年先、10年先を見据えて市町村等との連携を図りながら対策を講じること。

1つ、ポストコロナ時代における本県の在り方調査について、調査結果を今後の施策にしっかりと反映させるとともに、総合政策部が中心となって関係部局と連携を図りながら、ポストコロナ時代を見据えた効果的な施策を展開していくこと。

1つ、フードビジネス産業の基盤強化について、雇用の拡大により地域の活性化を図るため、今後も県内の食品加工事業者への継続した支援を行うとともに、国に対しても必要な予算措置を講じるよう働きかけること。

1つ、国民健康保険の特定健康診査について、今後とも市町村と緊密に連携し、さらなる広報活動を行うなど、実施率の向上に向けて取組を継続すること。

1つ、自殺対策について、これまでの対策に加え、関係団体が継続的に自殺対策に取り組むことができる環境を整備し、しっかりと支援を行うこと。

1つ、不妊治療の助成について、非常に有意義な取組であることから、今後も継続して助成に取り組むこと。

1つ、県立病院については、新型コロナ対策を継続しながら、全県レベルまたは地域の中核病院として、県民に高度で良質な医療を提供するため、引き続き医療スタッフの確保・充実、医療提供体制の強化等に努め、適時適切な経営判断により、収支のバランスの取れた病院事業を継続すること。

1つ、シルバー人材センターについて、継続的な支援と積極的な広報などによる会員の確保に努めること。

1つ、河川パートナーシップ制度について、安全確保に十分努めながら、環境や景観の保全に取り組むとともに、引き続き、県民の河川愛護意識のさらなる醸成を図ること。

1つ、公共工事の発注について、地元企業や県産品の活用がさらに図られるよう、これまでの取組を踏まえ、今後の発注に生かしていくこと。

1つ、県産木材の利用拡大について、引き続き、木造建築物の専門知識を有する人材の育成に取り組むとともに、県際収支を意識した木材の地産外消につながる積極的なPRを行うこと。

1つ、県産農畜水産物応援消費の推進について、ふるさと納税制度を活用した県産品の消費拡大を図るとともに、付加価値のある商品づくりのための支援策を検討すること。

1つ、カンショ、里芋病害対策の強化につい

て、引き続き、サツマイモ基腐病の防除対策の確立に努めるとともに、農家が経営を継続できるよう、ウイルスフリー苗の供給体制や安定した代替作物との輪作体系の検討など、総合的な対策を構築すること。

1つ、ひなたセーフティプロモーションスクール推進事業について、コロナ禍においてもオンラインによる研修を活用するなど、研修実施に向けた対策を行い、命を守る実践力を身につける教育を推進すること。

1つ、教職員がストレスなくその能力を十分発揮できる環境整備に取り組むとともに、退職者の復職に向けた取組を推進すること。

1つ、高齢者のための交通安全対策について、制限運転や免許返納などの死亡事故を減らすための取組をさらに進めること。

当委員会での指摘要望事項は以上であります。今後の予算編成及び事業執行に当たっては、当委員会並びに監査委員の指摘要望事項について特段の改善と努力が図られるよう、重ねて要望するものであります。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 以上で、決算特別委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中野一則議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) おはよう

ございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。日本共産党を代表して、議案第27号「令和2年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」、反対の立場から討論を行います。

令和2年度は、「新しい「ゆたかさ」前進プログラム」が掲げられましたが、消費税10%増税が県民の暮らしや地域経済に影を落とし、そこに新型コロナウイルスによる影響が追い打ちをかけ、命や健康まで脅かされる事態となりました。

県財政では、コロナ感染症対策関連の補正予算が15回にわたって編成され、一般会計の予算現額は8,050億円余、前年度に比べ1,062億円余の増額予算となりました。

この予算における一般会計の決算は、歳入決算額7,038億円余で、対前年度比1,229億円余、21.2%の増額。歳出決算額は6,866億円余、対前年度比1,180億円余、20.8%の増額で、実質収支、単年度収支はともに黒字とされるものの、歳入における県債の798億9,600万円余については、臨時財政対策債が、前年度より少なくなったとはいえ2割を越し、ほかは主に土木債、農林水産業債で502億円余です。

県債残高は2年連続で増加、減少傾向にあった残高は増加傾向に転じています。依然として厳しい財政状況に変わりはありません。

また、コロナ対策などによる国庫支出金は大幅な増額となっておりますが、地方消費税清算金、地方譲与税、地方特例交付金は減額です。これを見ても県民の暮らしの状況が分かります。

一方、歳出における翌年度への繰越しは、総額921億1,360万円余と前年度を313億7,780万円余、51.7%も上回っており、土木費は540億1,200万円余、農林水産業費は216億3,700万円

余もの翌年度への繰越しです。国の予算執行の在り方にも問題はありますが、予算がしっかり生かされる運用が必要です。

また、各部局の不用額も、総額262億6,900万円余と前年度を108億5,500万円余も上回っています。その内容は、いずれも見込みを下回ったことなどが理由に挙げられますが、中でも福祉保健部においては、総じてコロナ対策予算が実績を下回ったとして、164億9,200万円余の不用額です。もちろんコロナ対策ですから、先を見据えて十分に余裕を持って予算化することは必要ですし、しっかり手当てをしようと予算化した対策費です。

しかし、感染症対策従事者等慰労金、不用額は15億3,700万円余です。また、休業要請協力金、不用額は35億4,800万円余です。適切な時期に対象枠を広げたり、支給金額の見直しを図るなど積極的な対応で、十分な予算活用を図ることが必要ではなかったかと思います。こうした点は、ほかの予算においても同様で、毎年の決算で指摘しておりますが、その改善を強く求めるものです。

次に、各種施策について、特に、暮らしに直接関わる福祉・社会保障関連について述べます。

地域医療介護総合確保基金事業、12億3,300万円余のうち、病床機能の転換を図る施設整備に10億7,300万円余が、公的な中核的医療機関に当てられましたが、この施設整備は、主に病床を削減して医療費削減を図ろうとする政府の地域医療構想に基づくものです。病床を減らすことがどれほど危険なことか、深刻なコロナ危機を経験して、改めて明らかになったのではないのでしょうか。

政府はさきの国会で、病床削減推進法を強行

しましたが、地域医療構想をより強固に押し進めようとするもので、これでは国民・県民の命は守られません。国に対して、地域医療構想や公的医療機関の再編統合計画などの撤回を求めることが必要と思います。

生活保護扶助費は、予算そのものが前年度より減額されていますが、生活扶助費や医療扶助費その他も見込みを下回ったとして、1億3,000万円余の不用額を出しています。コロナ禍の下で、生活困窮者などへの十分な対応がなされたのでしょうか。

国保税については、依然として滞納者に対する短期被保険者証や資格証明書の交付数が増えています。正規の保険証でなければ病院にかかりにくい、また、かかれない事態を招き、重症化につながるおそれのあることを深刻に受け止めて、市町村国保への手だてが必要と思います。

また、子育て支援の充実は不可欠であり、県民の要望の強い子ども医療費助成の拡充や、200人を超す放課後児童クラブの待機児童の解消に真剣に向き合うことが必要です。

次に、職員の働き方についてです。

地方公務員法と地方自治法の改正によって、会計年度任用職員制度が創設され、本県でも2020年4月から導入されました。

正規職員を原則とする地方公務員法に、1年任用の会計年度任用職員として、新たな非正規職員を制度化するもので、本県知事部局だけでも会計年度任用職員数は1,316人、知事部局職員数の約25%に当たります。

知事部局の正規職員数は、令和2年度3,798人で、15人の増員ということですが、これまで行政改革の名の下に、職員数は大きく減らされてきました。

この会計年度任用職員制度が、臨時・非常勤の職を人員の調整弁として利用することがあってはならないことを強く指摘するものです。

とりわけコロナ禍の中、保健所体制の整備や、職員など地方自治体の果たす役割の重要性が改めて問われることとなりました。さらに、気候危機が深刻な事態に及ぶ中、いつ起きてもおかしくない災害対策などに率先して従事することになる自治体職員の果たす役割は極めて重要であり、しっかり正規職員で対応することが必要です。

以上、令和2年度決算について、問題点を絞って述べさせていただきました。

県民の福祉の増進に寄与する地方自治体の本旨を全うし、県民の期待に応えるべく、今後の予算編成に生かしていただくよう申し述べて、決算認定についての反対討論といたします。以上です。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第27号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

まず、議案第27号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎ 議案第28号から第31号まで採決

○中野一則議長 次に、議案第28号から第31号

までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決及び認定、または認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決及び認定、または認定されました。

◎ 総務政策常任委員長審査結果報告

○中野一則議長 次に、議案第32号を議題といたします。

ここで、総務政策常任委員長に審査結果報告を求めます。総務政策常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第32号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第15号)」であります。

これは、宮崎県議会宮崎市選挙区におきまして、議員辞職により2人の欠員が生じたことに伴い、補欠選挙を執行するための経費を措置するもので、1億1,400万円余の増額補正となっております。

その主な内訳は、宮崎市に交付する選挙経費や、候補者のポスター作成費などの公営負担に要する経費であります。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 総務政策常任委員長の審査結

果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑及び討論の通告はありません。

◎ 議案第32号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

議案第32号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○中野一則議長 以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年9月定例会を閉会いたします。

午前11時0分閉会

資 料

令和3年9月定例会日程

36日間

月 日	曜	区分	議 事	備 考
9. 6	月	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議員の辞職許可 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
7	火	休 会	(議 案 調 査)	代表質問通告締切 12:00
8	水			一般質問通告締切 12:00
9	木	本会議	代 表 質 問	
10	金			
11	土	休 会	(閉 庁 日)	
12	日			
13	月	本会議	一 般 質 問	請願締切 16:00
14	火		一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
15	水		一 般 質 問 議案に対する質疑 討論、採決(人事案件) 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
16	木	休 会	常 任 委 員 会	
17	金			
18	土		(閉 庁 日)	
19	日			
20	月		(閉 庁 日) 敬老の日	
21	火		常 任 委 員 会	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
22	水		特 別 委 員 会	議会運営委員会

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
9. 23	木	休 会	(閉 庁 日) 秋分の日	
24	金		(議 事 整 理)	
25	土		(閉 庁 日)	
26	日			
27	月	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 議案上程 (決算議案) 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
28	火	休 会	(議 案 調 査)	
29	水			
30	木	本会議	議案に対する質疑 (決算議案) 議員発議案上程、採決 (決算特別委員会設置) 議案委員会付託 (決算議案)	議会運営委員会 9:30
			決 算 特 別 委 員 会	
10. 1	金	休 会	決 算 特 別 委 員 会	
2	土		(閉 庁 日)	
3	日			
4	月			決 算 特 別 委 員 会
5	火		(議 事 整 理)	
6	水			
7	木		決 算 特 別 委 員 会	
8	金		(議 事 整 理)	
9	土		(閉 庁 日)	
10	日			
11	月		本会議	決算特別委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和3年9月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第13号）
- 議案第2号 令和3年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 工事請負契約の締結について
- 議案第11号 事業契約の締結について
- 議案第12号 財産の取得について
- 議案第13号 財産の処分について
- 議案第14号 民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について
- 議案第15号 公安委員会委員の任命の同意について
- 議案第16号 人事委員会委員の選任の同意について
- 議案第17号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第18号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第19号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第20号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第21号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第22号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第23号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第24号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第25号 公害審査会委員の任命の同意について

（文書取扱 財政課）

215-1187

令和3年9月15日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和3年9月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第26号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第14号）

（文書取扱 財政課）

215-1194

令和3年9月27日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和3年9月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第27号 令和2年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- 議案第28号 令和2年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第29号 令和2年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第30号 令和2年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について
- 議案第31号 令和2年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について

(文書取扱 財政課)

2 1 5 - 1 1 9 8

令和3年10月11日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和3年9月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第32号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第15号）

（文書取扱 財政課）

令和3年9月定例会

代表質問時間割

9月9日(木)

順序	会派	質問者	時間	備考
1	自由民主党	日高 博之	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	右松 隆央	13:00~15:00	

9月10日(金)

順序	会派	質問者	時間	備考
3	県民連合宮崎	岩切 達哉	10:00~11:20	休憩
4	公明党	河野 哲也	13:00~14:10	

一般質問時間割

9月13日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	県民連合宮崎	田口 雄二	10:00～11:00	
2	自由民主党	武田 浩一	11:00～12:00	休憩
3	自由民主党	山下 寿	13:00～14:00	
4	自由民主党	脇谷のりこ	14:00～15:00	

9月14日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	無所属の会 チームひむか	図師 博規	10:00～11:00	
6	自由民主党	窪 蘭 辰也	11:00～12:00	休憩
7	自由民主党	二見 康之	13:00～14:00	
8	公 明 党	重松幸次郎	14:00～15:00	

9月15日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	日本共産党	来住 一人	10:00～11:00	
10	自由民主党	日高 利夫	11:00～12:00	休憩
11	自由民主党	外山 衛	13:00～14:00	
12	県民連合宮崎	太田 清海	14:00～15:00	

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第13号）	可決	可決	可決	可決	
第2号	令和3年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）		可決			
第3号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例					可決
第4号	宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第5号	宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第6号	宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	可決				
第7号	宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例	可決				
第8号	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例				可決	
第9号	うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例				可決	
第10号	工事請負契約の締結について	可決				
第11号	事業契約の締結について	可決				
第12号	財産の取得について					可決
第13号	財産の処分について	可決				
第14号	民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について					可決
第26号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第14号）	可決	可決	可決		

[請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第3号	「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願			継続		
第6号	新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願					継続
第9号	夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願	継続				

決算議案 委員会審査結果表

[議案]

番 号	件 名	委員会審査結果
第27号	令和2年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	認 定
第28号	令和2年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決及び認定
第29号	令和2年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	
第30号	令和2年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について	認 定
第31号	令和2年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	

令和3年9月定例会

議案 委員会審査結果表

[議案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第32号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第15号）	可決				

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和3年9月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第9号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	<p>福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査</p>	調査を要するため
商工建設常任委員会	<p>請願第3号 「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願</p> <p>商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
環境農林水産常任委員会	<p>環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査</p>	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	<p>請願第6号 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
議会運営委員会	<p>次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査</p>	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第13号)	9月27日・可 決
〃 第2号	令和3年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第1号)	〃
〃 第3号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第11号	事業契約の締結について	〃
〃 第12号	財産の取得について	〃
〃 第13号	財産の処分について	〃
〃 第14号	民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について	〃
〃 第15号	公安委員会委員の任命の同意について	9月15日・同 意
〃 第16号	人事委員会委員の選任の同意について	〃
〃 第17号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第18号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第19号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第20号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第21号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第22号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第23号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第24号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第25号	公害審査会委員の任命の同意について	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第26号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第14号）	9月27日・可 決
〃 第27号	令和2年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	10月11日・認 定
〃 第28号	令和2年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	10月11日・可決及び 認 定
〃 第29号	令和2年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃
〃 第30号	令和2年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について	10月11日・認 定
〃 第31号	令和2年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	〃
〃 第32号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第15号）	10月11日・可 決
議員発議案 第1号	新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援等の拡充を求める意見書	9月27日・可 決
〃 第2号	「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長に関する意見書	〃
〃 第3号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書	〃
〃 第4号	大雨等による災害対策充実強化についての意見書	〃
〃 第5号	気候変動、災害、新型コロナウイルス感染症拡大下における持続可能な営農支援を求める意見書	〃
〃 第6号	決算特別委員会の設置について	9月30日・可 決

議 員 發 議 案 等

議員発議案第2号

「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長に関する意見書

特殊土壌地帯の災害防除と農業生産力の向上については、昭和27年に特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（以下「特土法」という。）が制定され、その対策が講じられることとなった。

以来、13回にわたる期限延長が図られ、治山、砂防、農地改良など県土の保全や農業生産力の向上に多大な成果を挙げてきているところであるが、特土法は令和3年度末をもって失効することとなっている。

しかしながら、近年、台風や局地的な集中豪雨などによる甚大な災害が発生する中、侵食を受けやすい特殊土壌地帯においては、治山、治水や急傾斜地崩壊対策、道路・農地防災などの事業の必要性が高く、これらの対策を講じることで、住民の安全・安心を確保していく必要がある。

また、特殊土壌の不利な点を補い、収益性の高い農業を効率的かつ安定的に展開していくための農用地整備など農業生産力の向上に必要な事業も依然として残されている。

よって、国におかれては、災害の多発や農業の生産性に不利な面があるなど、特殊土壌地帯の厳しい実情を理解の上、特土法の期限を延長されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣	武 田 良 太 殿
農 林 水 産 大 臣	野 上 浩 太 郎 殿
国 土 交 通 大 臣	赤 羽 一 嘉 殿

議員発議案第3号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられるが、今後、小学校にとどまるのではなく、中学校での35人学級の早期実施が求められる。

学校では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業や、障がいのある子どもたちに対する合理的配慮への対応、いじめ・不登校の課題等、解決すべき課題が山積しており、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な環境となっている。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であり、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが当然でなければならない。

義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が引き下げられて久しく、自治体が見通しをもって安定的に教職員を配置し、一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や、学びの質を高める教育環境を実現するため、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、国においては、次年度予算編成において下記事項のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- 1 教職員の働き方改革、長時間労働の是正、加配の増員や少数職種の配置増等、計画的な教職員定数改善ができるよう国全体として取り組むこと。
- 2 義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育には必要不可欠なものであることから、この制度の堅持はもとより、義務教育費国庫負担の拡充を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月27日

宮崎県議会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
財務大臣	麻生太郎殿
文部科学大臣	萩生田光一殿
内閣官房長官	加藤勝信殿

議員発議案第4号

大雨等による災害対策充実強化についての意見書

地球環境の変化の影響で、近年は、過去に経験していない現象が発生している。

本年も、特に7月以降、各地で記録的な豪雨が頻発し、静岡県熱海市伊豆山地区では、大規模な土石流が引き起こされ、多くの住宅等がのみ込まれ、多数の死傷者が出る等、甚大な被害が発生した。また、幅広い地域で、土砂崩れや河川の氾濫が引き起こされ、人的被害とともに、住宅被害等が発生した。

発生した災害への復旧・復興に全力を傾注するとともに、今後も予測される大雨や台風をはじめ、大規模な地震や津波、火山噴火等のあらゆる災害に対する万全の備えも含め、災害から国民の生命と財産を守るべく、災害対策の充実強化を図る必要がある。

よって、国においては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 今後起こりうる災害に備え、高齢者等災害弱者も含めた避難等を確実にする個別避難計画づくり等、地域の防災力を高めるため、国等による支援を強化すること。
- 2 コロナ禍においても、様々な災害に襲われる可能性にさらされており、感染症拡大阻止と両立する災害時の避難所の在り方等に関する政策の確立に努めること。
- 3 強力な防災・災害・危機管理体制の創設を行い、災害に強い国土づくりに向け、流域治水の推進、河川・海岸整備等の国の直轄事業を推進するとともに、再度の災害発生を防ぐため、原形復旧だけでなく、改良復旧を積極的に実施すること。また、地方自治体の行う防災・減災事業が着実に実施されるよう必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉 殿
総 務 大 臣	武 田 良 太 殿
国 土 交 通 大 臣	赤 羽 一 嘉 殿
国 土 強 靱 化 担 当 内閣府特命担当大臣(防災)	棚 橋 泰 文 殿

議員発議案第5号

気候変動、災害、新型コロナウイルス感染症拡大下における持続可能な営農支援を求める意見書

農林水産業は自然の恵みを享受して営まれており、自然条件に大きく左右されるが、近年、気候変動・地球温暖化の影響を背景に、農作物の品質低下や豪雨による農作物の被害がみられ、その被害はこれまで培われてきた農家の想定をはるかに超えるものもあり、営農意欲に影響を与えるほか、農作物の価格高騰等により消費者への食料供給にも影響を及ぼしている。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響の中で、あらためて食料安全保障の重要性が明確になった。さらに、さまざまな農林水産物が国内での消費の機会を失い、価格低下や新たな生産を阻害する要因にもなった。

こうした現下の環境を真摯に受け止め、持続可能な農林水産業経営を目指すため、国において、下記の点について十分に配慮し、施策を進めるよう強く要望する。

記

- 1 収入保険・農業共済について、農業者への理解増進を丁寧に行い、加入促進を図ること。
- 2 農業者等が災害により直接受けた被害に対し、可能な限り早急に復旧することはもとより、災害の発生防止と営農継続に向けた防災・減災事業を積極的に進めること。また、機材の整備支援等、農業経営の再建に資する支援策を拡充すること。
- 3 気候変動に伴う営農環境の変化に対応するため、作物の生産適地の変化について試験研究機関等と連携し、地域の特性に合った作物の研究や、その生産拡大と加工・流通体制の見直しを検討する等、将来予見性を高めた営農の継続及び安定に取り組むこと。
- 4 コロナ禍であっても安心して農林水産業経営が行われるよう、国内での消費拡大の支援の推進等の施策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉 殿
農 林 水 産 大 臣	野 上 浩 太 郎 殿

議員発議案第6号

決算特別委員会の設置について

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 名 称 | 決算特別委員会 |
| 2 | 目 的 | 次の各号議案の審査
・ 議案第27号「令和2年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」
・ 議案第28号「令和2年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・ 議案第29号「令和2年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・ 議案第30号「令和2年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」
・ 議案第31号「令和2年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」 |
| 3 | 権 限 | 地方自治法第98条の議会の権限を委任する。 |
| 4 | 定 数 | 議長及び監査委員の任にある3名を除く議員全員 |

請 願 一 覽 表

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第3号	受理年月日	令和2年9月11日
請願の件名	<p>「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願</p> <p>(要旨) 青年労働者の雇用を維持し生活を支える対策をいっそう強めるよう求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>(理由) 「家にいる時間が増えたため、光熱費の請求額が増えた」(22歳、都城市)「業績悪化による解雇の可能性が高く、就職もすぐに見つかる気がなくて不安」(28歳、宮崎市)「2月から自営業を始めたけれど、収入がなくて諦めた」(33歳、宮崎市)ーコロナ禍の下での青年労働者の深刻な実態です。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大は、この宮崎県でも青年労働者の雇用、生活に影響を及ぼしています。不当な派遣切りや雇止め、就業時間が減り収入が減るなど少くない青年労働者が厳しい生活を余儀なくされています。日本の未来を担う全ての青年労働者が仕事や生活そのものを諦めることがないように、政治の役割が求められます。</p> <p>宮崎県としても、「雇用維持・人材育成と事業継続のための支援」を行っています。また、新型コロナウイルス感染拡大により職を失った労働者を雇用するなどの独自の対策を行っている市町村も生まれており、コロナ禍の下、青年労働者への経済的支援の必要性は明らかです。国が雇用調整助成金の上限を引き上げ、労働者が申請することができる制度にし、その特例を延長したことは多くの青年労働者が求めていたことです。こうした努力をさらに広げ、全ての青年労働者を支えるものにしていくためには国の役割が決定的です。</p> <p>「新型コロナウイルス感染拡大の影響で解雇・雇止めされた労働者が見込みを含め5万人を超えた」という厚生労働省の調査結果が示すように、今後さらに感染が広がれば、こうした青年の状況は一層深刻なものになると考えられます。新型コロナウイルス</p>		

	<p>感染症の拡大を理由に仕事を失ったり、生活できない青年労働者を一人でも出してはなりません。</p> <p>こうした理由から、貴議会におかれましては、国に対し「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」を提出するようお願いいたします。</p>
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人

継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 6 号	受 理 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 3 0 日
請 願 の 件 名	<p>新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>(要旨) 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り、学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>宮崎県の公立小中学校の学級編制基準等について、以下のことを請願します。</p> <p>①小学3年生～6年生と中学2年生～3年生でも上限35人学級を実施すること。</p> <p>①-2> 小学1、2年生の上限30人学級と、小学3年生以上での上限35人学級を、正式な、宮崎県の学級編制基準とすること。</p> <p>②宮崎県の特別支援学級の学級編制基準を上限6人とすること。</p> <p>③宮崎県の複式学級の学級編制基準を上限14人とすること。 (小学1年生を含む場合の規定は、現行の8人。)</p> <p>④中学校の複式学級は、解消すること。(事例がきわめて少ないため)</p> <p>⑤オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ること。</p> <p>⑥国に対して、次の2点について意見書を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学2年生以上中学3年生までの全学年で、上限35人学級を法律の改正によって行う。 ・新型コロナウイルス感染防止のため、20人以下学級を展望した少人数学級をすすめる。 <p>(理由) はじめに、請願項目①～④について説明します。 宮崎県では現在、小学校1、2年生が上限30人、中学1年生が上限35人ですが、それ以外の学年では上限40人です。小学2年生から3年生に変わる時、1学級減や、場合によっては2学級減となるなどして、学級当たりの人数が急激に増えるということが多々見受けられます。従来から「せめて35人学級を実現してほしい」</p>		

という保護者や教職員の願いがありました。

2020年に入り、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、文部科学省の提起した「学校の新しい生活様式」は、教室での子ども同士の距離を2メートル確保するために、教室あたりの児童生徒数は20人程度とする必要があるとされました。長期間の学校休校のあとに行われた「分散登校」は、この指導の下に行われました。一つの学級を半分に分けて、時間をずらして授業が行われましたが、現在では、元通りの学級のまま授業が行われています。新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員の命と健康を守るためには、宮崎県の学級編制基準を上限20人とする必要があります。そうすれば、すべての学級が20人以下となるからです。

昨年2019年度の宮崎県の公立小中学校の状況は、小学校では35%、中学校では29%がすでに20人以下となっています。一方、超過密な36人以上の学級が小学校で9%、中学校では17%もありました。

「調べる会・宮崎」（ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会・宮崎）が行った2017年度の実態調査では、現状の教員定数の使い方を変えれば、特段の増員を要さずとも、単式学級を上限35人、複式学級を上限14人、特別支援学級を上限6人とすることは十分に可能だということが判明しました。

国の加配定数である「指導方法工夫改善定数」やそれが基礎化された定数は、少人数学級に転用することができます。実際、宮崎県の小1・小2の「30人学級」や中1の「35人学級」は、この定数を転用して行われていますが、転用せずに「一部教科での少人数授業」に使われている定数が、小中学校合わせると309人分ありました。また、国の基礎的定数と県の基礎的配置数との差（その分は使われていない）が139人分ありました。合計で448人分の“使える定数”があるのです。

小学校の小学3年生以上の学年すべてで「35人学級」を実施するためには118学級を増やし、中学校では53学級増やす必要があります。小学校で複式学級を14人以下とするには7学級、中学校で複式をすべて解消するには5学級増やす必要があります。特別支援学級を6人以下とするには小学校で45学級、中学校で7学級増やす必要があります。それから、これらの学級数が増えることに伴って増やされる教員の数が小学校では17人、中学校では33人となります。ですから、増やさなければならぬ教員の数は合計285人となります。すでに見た通り、現行の定数で少人数学級化に使える定数が448人分あるのですから、定数の使い方を変える

だけで、特段の定数を増やさなくても実現可能なのです。

以上のことから、請願項目の①では、来年度2021年度から、宮崎県の学級編制基準を小学校3年生以上の全ての学年で一斉に上限35人とすることを求めます。そして、請願項目の①-2では、現行の小学1・2年生の30人も正式に県の学級編制基準とすることを求めます。現状では、基準は変えずに運用で行われており、そのために国の標準より1クラスの人数を少なくして増えた学級数が、学級数に応じてプラスされる教員数の決定に、反映されていないからです。

また、複式学級の上限16人、特別支援学級の上限8人というのは、子ども同士の距離の点から言えば問題がないのですが、これらの学級編制基準についても従来から、複式学級はせめて上限14人に、特別支援学級はせめて上限6人に改善してほしいと要望がありました。

ですから、請願項目の②では、特別支援学級の編制基準を6人とすること、請願項目の③では、小学校の複式学級の編制基準を14人とすることを求めます。また、請願項目の④では、中学校の複式学級については、事例が少ないので、解消することを求めます。

次に、請願項目⑤について説明します。

9月30日に公表された文部科学省の次年度予算概算要求書を見ると、「少人数学級」の実施へ振替可能な加配定数を、ごく一部の学校での小学校高学年の教科担任制へ2000人分転換（すでに今年度、2000人分転換済み。）することが明示されているのに対して、少人数学級の具体的な人数については曖昧で、必要な予算額も明示されていません。また、少人数指導（一部の教科の授業時間だけを少人数にすること。）とICT（情報通信技術）を組み合わせる制度へ、教育予算の重点を移し変えようとしています。

宮崎県下の学校においても、すでに全校児童生徒にタブレットが配布される学校があるなど、オンライン授業に対応した予算の執行が進められています。しかし、オンライン教育が主となる学校制度では、子どもの健全な成長発達は保障できません。仮想空間での学習だけでは、体感を伴った現実の深い理解を得ることはできません。発育途上の未成熟な子どもたちの心身への電磁波の与える影響も心配です。オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ることを求めます。

請願項目⑥について、宮崎県議会として国に意見書を提出して

ほしい理由は以下のとおりです。

全国の調査の結果でも、上限35人学級は来年2021年度から全学年で一斉に実施可能であることが分かりました。まずは、国の制度として法改正による35人学級の実現を求めます。

新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員を守るためには、上限20人学級が必要です。宮崎県で今すぐに20人学級を実施するには、1,200程度の教室が必要ですが、現在の余裕学級は700ほどです。また、教員を1,300人ほど増やさなければなりません。それらを宮崎県独自に増やすのは、財政的にかなり負担が大きくなります。国庫負担制度を伴ったもので対応する必要があると考えます。来年度、35人学級が全学年で一斉に実施された後、コロナ禍の下でも安全・安心な教育環境を整えるには、国の制度としての20人学級実施に向けて計画的に学級編制基準を縮小していく必要があります。以上の2点について、宮崎県議会から国に対する意見書を提出することを求めます。

紹介議員

前屋敷 恵美 満行 潤一

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 9 号	受理年月日	令和3年6月21日
請願の件名	<p>夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>1、 請願の趣旨 国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p> <p>2、 請願の理由 最近、夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の議論があります。しかし、夫婦別姓は子供が生まれれば、必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓や、兄弟の間でも姓が異なる兄弟別姓になってしまいます。それでは社会の基盤である家族の在り方に大きな影響を及ぼし、社会的にも混乱をもたらす心配があります。平成29年の内閣府の調査でも、別姓は子供にとって好ましくないとの声が62.6%にも上っているように、子供のためにも良くないと思う人が半数以上います。</p> <p>夫婦別姓については、昨年12月の政府の「第5次男女共同参画基本計画」の策定にあたって議論となりました。政府の結論は「戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮」とされ、「婚姻により改正した人が不便さや不利益を感じることがないように……引き続き旧姓の通称使用拡大やその周知に取り組む」と明記されました。</p> <p>第5次男女共同参画基本計画に定められたように、家族の一体感、子供への影響を考慮し、夫婦・親子同氏制度を維持することが大切です。一方で婚姻により改姓した人の社会生活上の不便を解消するための方策としては、旧姓の通称使用の更なる拡充をはかり、それを進める環境の整備が必要です。</p> <p>つきましては、国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p>		

紹介議員	窪 蘭 辰也	佐藤 雅洋	函師 博規	有岡 浩一
------	----------	--------	--------	--------

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月6日	月	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（星原 透議員、太田清海議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議員の辞職許可（渡辺 創議員） 議案第1号～第25号上程 知事提案理由説明
9月7日	火	休 会	（議案調査）
9月8日	水		
9月9日	木	本 会 議	議席の一部変更 代表質問（宮崎県議会自由民主党・日高博之議員、 宮崎県議会自由民主党・右松隆央議員）
9月10日	金		代表質問（県民連合宮崎・岩切達哉議員、 公明党宮崎県議団・河野哲也議員）
9月11日	土	休 会	（閉庁日）
9月12日	日		
9月13日	月	本 会 議	一般質問（田口雄二議員、武田浩一議員、山下 寿議員、 脇谷のりこ議員）
9月14日	火		一般質問（函師博規議員、窪菌辰也議員、二見康之議員、 重松幸次郎議員）
9月15日	水		議案第26号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（来住一人議員、日高利夫議員、外山 衛議員、 太田清海議員） 採決（議案第15号～第25号）（同意） 議案委員会付託
9月16日	木	休 会	常任委員会
9月17日	金		
9月18日	土		（閉庁日）
9月19日	日		
9月20日	月		（閉庁日）敬老の日
9月21日	火		常任委員会
9月22日	水		特別委員会

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月23日	木	休 会	(閉庁日) 秋分の日
9月24日	金		(議事整理)
9月25日	土		(閉庁日)
9月26日	日		
9月27日	月	本 会 議	議員の辞職許可 (協谷のりこ議員) 議長の報告 (環境農林水産常任委員会副委員長互選結果) 常任委員長審査結果報告 討論 (議案第1号に反対) (来住一人議員) 討論 (議案第11号に反対) (前屋敷恵美議員) 採決 (議案第1号、第11号) (可決) 採決 (議案第2号～第10号、第12号～第14号、第26号) (可決または承認) 採決 (継続審査・調査案件) (委員長の申し出のとおり) 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第5号追加上程、採決 (可決) 議案第27号～第31号上程 知事提案理由説明
9月28日	火	休 会	(議案調査)
9月29日	水		
9月30日	木	本 会 議	議員の辞職許可 (内田理佐議員) 知事発言 決算議案に対する質疑 (前屋敷恵美議員) 議員発議案送付の通知 議員発議案第6号上程、採決 (可決) 議案第27号～第31号決算特別委員会付託 議長の報告 (決算特別委員会正副委員長互選結果) 決算特別委員会
10月1日	金	休 会	決算特別委員会
10月2日	土		(閉庁日)
10月3日	日		
10月4日	月		決算特別委員会
10月5日	火		(議事整理)
10月6日	水		

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
10月7日	木	休 会	決算特別委員会
10月8日	金		(議事整理)
10月9日	土		(閉庁日)
10月10日	日		
10月11日	月	本 会 議	議席の一部変更 議長の報告（地域振興対策特別委員会委員長互選結果、都市計画審議会委員選任） 議案第32号追加上程 知事提案理由説明 議案第32号委員会付託
		休 憩	常任委員会 (議事整理)
		本 会 議	決算特別委員長審査結果報告 討論（議案第27号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第27号）（認定） 採決（議案第28号～第31号）（可決及び認定、または認定） 総務政策常任委員長審査結果報告 議案第32号採決（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 中 野 一 則

宮 崎 県 議 会 副 議 長 濱 砂 守

宮 崎 県 議 会 議 員 星 原 透

宮 崎 県 議 会 議 員 太 田 清 海

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長

宮 崎 県 議 会 副 議 長

宮 崎 県 議 会 議 員

宮 崎 県 議 会 議 員